

平成25年 2月27日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

16番	武 田 正 樹	17番	伊 藤 正 信
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民生部長兼 福祉事務所長	平 野 雄 二	開 発 部 長	石 川 敏 彦
教 育 部 長	山 田 英 夫	総務部次長兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹
総務部次長兼 財 政 課 長	佐 藤 勝 義	民生部次長兼 健康推進課長	服 部 誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐 野 隆	開発部次長兼 商工観光課長	服 部 保 巳
開発部次長兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士	会計管理者兼 会 計 課 長	渡 辺 安 彦
教育部次長兼 学校教育課長	服 部 忠 昭	監 査 委 員 長	松 川 保 博
秘書企画課長	山 口 精 宏	防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸
税 務 課 長	伊 藤 好 彦	収 納 課 長	山 守 修
市民課長兼 鍋田支所長	加 藤 恵美子	十四山支所長	平 野 進
保険年金課長	平 野 宗 治	環 境 課 長	鈴 木 浩 二

福 祉 課 長	前 野 幸 代	総合福祉センター 所 長	佐 野 隆
児 童 課 長	渡 辺 秀 樹	農 政 課 長	半 田 安 利
都市計画課長	竹 川 彰	下 水 道 課 長	橋 村 正 則
生涯学習課長	八 木 春 美	十四山スポーツ センター館長	花 井 明 弘
図 書 館 長	奥 田 和 彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	伊 藤 邦 夫	書 記	佐 野 智 雄
書 記	岩 田 繁 樹		

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 5 議案第 1 号	平成25年度弥富市一般会計予算
日程第 6 議案第 2 号	平成25年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第 7 議案第 3 号	平成25年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第 8 議案第 4 号	平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 9 議案第 5 号	平成25年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第10 議案第 6 号	平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
日程第11 議案第 7 号	平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
日程第12 議案第 8 号	海部南部広域事務組合規約の変更について
日程第13 議案第 9 号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
日程第14 議案第10号	弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
日程第15 議案第11号	弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について
日程第16 議案第12号	弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第13号	弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 日程第18 議案第14号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 弥富市南部地区生活環境整備事業基金条例等の廃止について
- 日程第20 議案第16号 弥富市コミュニティセンター条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 弥富市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第26 議案第22号 弥富市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第28 議案第24号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 弥富市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第30 議案第26号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第31 議案第27号 弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第32 議案第28号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第33 議案第29号 市道の廃止について
- 日程第34 議案第30号 市道の認定について
- 日程第35 議案第31号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第36 議案第32号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第33号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第34号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第39 議案第35号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時01分 開会

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

開議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより本日の撮影、放映と、市側より撮影を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまより平成25年第1回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、武田正樹議員と伊藤正信議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第1回弥富市議会定例会の会期を本日から3月22日までの24日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの24日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、海部津島土地開発公社から平成25年度事業計画に関する書類の提出がされ、その写しを各位の御手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦

○議長（佐藤高清君） 日程第4、諮問第1号を議題とします。

服部市長に推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第1回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、初めに提案し、御審議いただきます議案は、諮問1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、伊藤功氏が平成25年6月30日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市五之三町東与太郎36番地、伊藤功氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案は市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第1号 平成25年度弥富市一般会計予算

日程第6 議案第2号 平成25年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第7 議案第3号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第8 議案第4号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第9 議案第5号 平成25年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第10 議案第6号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第11 議案第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

○議長（佐藤高清君） この際、日程第5、議案第1号から日程第11、議案第7号まで、以上7件を一括議題とします。

服部市長に平成25年度予算編成に伴い、施政方針の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） お時間をいただきまして、平成25年の施政方針を申し上げます。

平成25年第1回弥富市議会定例会の開催に当たり、提案いたしました議案などの説明に先立ちまして、平成25年度予算編成方針並びに市政運営の基本方針と主要事業の大綱について、私の所信の一端を申し上げ、議員各位を初めといたしまして、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。

本市も平成18年の合併から、はや7年が過ぎようとしております。この間、多くの市民の皆様の方の強い御支援と御協力をいただき、市政運営を着実に進めることができました。

さて、我が国においては、リーマンショック以降、一時的には回復の兆しが見えましたが、なお経済状況、雇用環境など低迷が続く、所得の伸び悩みなど、いまだ市民生活に影響を落としております。

また、少子高齢化がますます進み、将来に向かっての労働人口や社会生活を支える若年人口が減少し、総人口においても人口減少を迎えていくこととなる社会をどのようにして維持運営していくかという深刻な課題もあり、税収が伸び悩む反面、社会保障関連経費の支出は年々増加し、一層深刻になるものと懸念されます。

このような中、国政においては、経済再生を最重要課題とし、震災復興、公共事業投資など積極的な施策を行い、景気回復、デフレ脱却をし、日本経済再生を目指しているところであります。この経済再生とともに、財政健全化の取り組みや社会保障制度改革も着実に進め、持続可能な社会保障制度の構築をしなければならないものでもあり、財政・社会保障を取り巻く環境などさまざまな課題に直面しています。

本市においても、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの社会保障費が増加し続けており、保険税によって運営すべきこれらの保険事業の予算に一般会計からの多額の繰り入れをしなければならない状況にあります。また、生活保護を初めとした扶助費につきましては、税収の伸びをはるかに超えた伸び率となっております。

また、本来地方固有の財源である地方交付税について、一律に国の基準により減額されることが予想されております。

このような厳しい財政状況の中でも、的確に市民のニーズを把握し、今行うべきことが何であるのかを見きわめて、具現化していくことが行政の役割でもあります。

昨年末に弥富市中期財政計画（計画期間平成25年度より平成29年度）を策定いたしました。今後の厳しい財政状況を的確に把握し、財政の健全化を図り、必要な財源の見通しを立て、真に必要な施策・事業を実施し、快適で安全・安心なまちづくりを将来にわたり持続していくため、この中期財政計画のもと、健全な財政運営に全力で取り組んでまいります。

それでは、平成25年度の予算の大綱について御説明申し上げます。

議案第1号平成25年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額13億3,000万円を計上いたしました。主に日の出小学校建設事業、栄南地区の防災機能を備えた集会所の完了により前年度対比10.8%の減、前年を16億4,000万円下回る予算規模となりました。

歳入の主なものにつきまして、御説明申し上げます。

市税収入につきましては、固定資産税と市たばこ税の伸びにより、平成24年度の減収から

転じ、市税全体では前年度対比4.3%増の74億8,909万1,000円を見込んでいまして、歳入全体の55.4%を占めています。ほかに、地方消費税交付金4億2,900万円、地方交付税6億9,000万円、国・県支出金20億1,497万円を計上いたしました。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、財政調整基金3億500万8,000円を繰り入れるとともに、市債として臨時財政対策債6億1,300万円を初めとして8億8,540万円を措置いたしました。

歳出の主なものについて、御説明を申し上げます。

2款総務費につきましては、地域公共交通活性化協議会負担金など14億8,332万円を計上いたしました。

3款民生費と4款衛生費につきましては、新白鳥保育所建設事業費、新日の出児童クラブ建設事業費や子ども医療費の助成、児童手当など少子化対策にきめ細やかな対応を図るとともに、ごみ処理や資源再生の推進、地球環境の保全に取り組むため65億4,781万8,000円を計上し、一般会計予算の48.4%を占めるものであります。

6款農林水産業費と8款土木費につきましては、農業基盤整備事業費や道路ネットワーク整備事業費などの都市基盤整備事業に重点的な配分をし、17億3,326万4,000円を計上いたしました。

9款消防費につきましては、消防団第4分団の格納庫新築など、災害に強いまちづくりを進めるため7億3,255万2,000円を計上いたしました。

10款教育費につきましては、平成23年度、平成24年度の継続事業の日の出小学校建設事業の完了により、前年度対比53.4%減の11億3,756万3,000円を計上いたしました。

次に、特別会計を御説明申し上げます。

議案第2号平成25年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものでありますが、都市計画道路向陽通線、名古屋第3環状線に係る土地購入費など、前年度対比1,151.9%増の1億2,932万円を計上いたしました。

次に、議案第3号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、前年度対比1.4%増の42億5,000万円を計上いたしました。

次に、議案第4号平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度対比9.2%増の4億70万円を計上いたしました。

次に、議案第5号平成25年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定24億3,300万円、サービス事業勘定1,211万円を合わせ、前年度対比4.6%増の24億4,511万円を計上いたしました。

次に、議案第6号平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、施設維持管理費、十四山東部地区の管渠布設工事費・処理施設工事費及び設計業務委託費など、

前年度対比33.3%減の5億5,000万円を計上いたしました。

次に、議案第7号平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計予算につきましては、施工区域を拡大し、面整備を図るための管渠布設工事費など、前年度対比6.1%減の9億3,800万円を計上いたしました。

申し述べました6つの特別会計予算の合計につきましては、前年度対比0.2%減の87億1,313万円を計上するものであります。

以上が平成25年度一般会計及び6特別会計予算の概要でございます。

国の積極的な施策により景気回復の兆しが見られるものの、国・地方とも依然財政状況は大変厳しい状況であります。弥富市中期財政計画に基づき、行政経費の削減、税収入の確保はもとより、市が真に担うべき事業を選択し、限られた財源をそれらに集中していく「選択と集中」をもって、身の丈に合った堅実な市政運営を進めてまいりたいと考えております。何とぞ御理解賜りたいと思います。

続きまして、市政運営に関する基本方針について、第1次弥富市総合計画の6つの政策目標に沿って御説明申し上げます。

初めに、「快適で安全・安心なまちづくり」への取り組みであります。

防災対策に加えて、被害は生ずるという認識のもと、被害を少しでも減らすという減災の取り組みが重要であります。これには、行政による公助は言うまでもありませんが、自分の身は自分で守る自助、地域や身近にいる人同士が助け合う共助こそが災害による被害を少なくするための大きな力となります。平成24年度には、消防庁のモデル地区として、市内6地区で津波避難に関するワークショップを開催し、市民参加による津波避難に対する取り組みができました。平成25年度には、この経験も生かしつつ、自主防災組織の活性化を図ってまいります。また、防災リーダーの養成やまちづくり出前講座等を通じての啓発活動を行ってまいります。

また、海部地域においてコミュニティFM放送が本年4月から開始されます。行政情報、独自の地元情報や防災・災害放送では、地域と緊密な連携を図り、的確な情報を提供できるようになるものであります。このコミュニティFM放送は、西尾張CATVが運営し、海部地域の自治体が運営に対し補助を行ってまいります。

防犯・交通安全の取り組みについて申し上げます。

地域の安全は自分たちで守ろうとの考えから、現在9つの自主防犯団体が結成され、うち6団体が青色防犯パトロール隊として、自発的な防犯活動を精力的に行っていただいております。また、25年度初めには2団体が新たに活動を開始されることが決まっており、市内全域で防犯に対する意識が高まっています。全地域で結成されるよう、今後お願いをしてまいります。

また、街頭犯罪の未然防止を図るための防犯灯につきましては、平成25年度も引き続きLED化を図ってまいります。

交通安全につきましては、平成24年中は愛知県の交通事故死者は235名で、連続ワーストワンとなりました。本市においても、平成23年比4名増の6名の方がお亡くなりになり、非常に残念な事態となりました。

道路利用の安全対策といたしまして、平成25年度は六條鯨ヶ地線、中央幹線道路の歩道整備事業を行い、歩行者・自転車利用者の安全対策を集中的に図ってまいります。

下水道整備の取り組みについて申し上げます。

公共下水道整備につきましては、引き続き国道1号南側の整備を実施して、前ヶ須地区や平島北部地区の整備を推進してまいります。また、弥富市北部のかおるヶ丘団地、ポプラ台団地地域の整備を図るために、詳細設計を実施してまいります。

今後も供用開始区域内の接続の推進に努めるとともに、公共下水道の管渠の整備を計画的に実施し、着実な事業の推進に取り組んでまいります。

次に、農業集落排水事業につきましては、十四山東部地区の平成26年度早期供用開始に向け、引き続き管渠並びに処理場整備工事を推進するとともに、供用中の各処理場等の施設管理についてもさらに効率的で健全な運営に努めてまいります。

次に、「定住と交流、活力を生むまちづくり」についてであります。

道路網の整備についての取り組みを申し上げます。

道路は、日常生活や活力ある産業活動を支え、人々の交流を促進する重要な基盤であります。平成25年度も引き続き、都市計画道路名古屋第3環状線や弥富名古屋線、本市の東西を結ぶ日光大橋西線、主要地方道名古屋十四山線につきましても、市域全体の均衡ある発展のため、今後も整備促進を関係機関へ引き続き要望してまいります。そのほか、橋梁など道路施設の高齢化に対応するため、維持管理などに的確に対応し、安全で安心なまちづくりのために整備を計画的に進めてまいります。

市民の安全性・利便性の向上、駅周辺の活性化に向け、近鉄佐古木駅南広場の整備を進めるための詳細設計を実施してまいります。

地域公共交通の取り組みについて申し上げます。

コミュニティバスの運行につきましては、平成22年6月の運行以来、市民生活の利便性の向上、交通不便地域の解消、公共施設への足の確保などを主な目的として運行を図っているところですが、利用者の伸びも少なく、運行ルートや料金設定などの対策をしていますが、効果的な利用者の増には結びついておりません。今後は、高齢者などの外出機会の確保なども見据えながら、費用対効果を念頭に、減便も含む運行方法の検討をしていかなければならない状況と考えております。

次に、「健やかでやさしいまちづくり」についてであります。

弥富市次世代育成支援地域行動計画後期計画に基づき、次代の社会を担う子供たちが心身ともに健やかに育ち、子供を産み育てる者が真に喜びを感じることができる社会の実現に向けて、多面的な子育て支援施策を推進してまいります。

また、社会保障と税の一体改革の中で新たに制定された子ども・子育て支援法の規定に基づき、平成26年度中に策定する子ども・子育て支援事業計画に向けてニーズ調査を実施し、新制度での給付や事業の需要見込みを図ってまいります。

保育サービスの充実といたしましては、引き続き待機児童が出ないように努めるとともに、新白鳥保育所建設事業の本体工事に向けた準備として、仮設園舎を建設してまいります。

また、保育料につきましては、17年間据え置きとさせていただきますが、本市におきます現状の保育サービスを今後も維持していくためにも、平成26年度に向けた保育料の改定を、平成23年度に保育料等検討委員会にて提言いただいた内容を基本に検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。しかし一方、政府においては、3歳児から5歳児の幼児教育無償化への動きがありますので、その動向も注視してまいります。

次に、放課後児童健全育成事業の推進といたしまして、将来の児童クラブの受け入れ児童の年齢拡大も視野に入れながら日の出児童クラブを新設し、現在のさくら児童クラブの機能に移してまいります。さらに、子育て支援のサービスとして、ファミリー・サポート・センターの制度の周知や会員の募集を積極的に行い、地域での子育ての支え合いのネットワークの充実に努めてまいります。

高齢者支援の充実について申し上げます。

第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を基本とし、「老いても健康 介護になっても安心できる まちづくり」を目指してまいります。

介護保険は、介護を国民皆で支え合う制度であり、介護が必要となった場合に、適切なサービスが速やかに利用できるよう情報提供を積極的に行い、高齢者の方の不安を解消してまいります。

高齢者や障害者を援助する地域生活支援センター（仮称）を平成25年度に設立してまいります。このセンターは、利用者と有償の協力者が会員登録し、日常生活の援助を求められる方と援助を行いたい方が組織的に結び合うもので、介護保険対象外、障害者総合支援対象外の支援体制組織を総合福祉センター内に設置いたします。高齢者の方や障害のある方が、住みなれたまちで安心して生活できるよう対策を講じるものであります。

また、いつでも安心して日常生活を送ることができるよう救急医療情報キット、安全・安心カードの利用促進を図ってまいります。

配食サービスにつきましても、御希望される方に栄養バランスのよい食事を利用していた

だけるように努めてまいります。

また、総合福祉センターを高齢者福祉の拠点とし、福寿会やシルバー人材センターの支援など、高齢者が社会参加できる環境づくりにつきまして、引き続き努めてまいります。

健康づくり・医療体制の充実について申し上げます。

生涯健康のまちづくりを目指し、引き続き乳がん、子宮がん検診、その他のがん検診につきましては、御希望の方全員が受けられる検診事業体制を整えます。また、受診機会の拡大を図るため、津島市内の医療機関での検診も可能となります。がんの早期発見と正しい健康意識の啓発を行い、市民が生涯にわたって健康で暮らせるように努めてまいります。

また、予防接種事業の子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンは、予防接種の定期化に伴い、全額公費として実施してまいります。

高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌ワクチン接種については、引き続き費用の一部を助成し、利用者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

自殺予防対策といたしまして、地域や職場において自殺予防対策で活動していただける方にゲートキーパー養成講座を定期的に開催いたします。また、関係機関との連携を図りながら自殺予防につながる対策を強化してまいります。

医療体制の充実といたしまして、海南病院につきましては、地域需要に応える規模・機能等の確保や救急医療を初めとする急性期医療の充実を図り、地域医療を支える基幹病院としての役割を担ってもらうため、この地域全体で財政支援をしてまいります。現在、海南病院は建設中の診療棟完成後、9月には救命救急センターの指定を受ける予定であり、さらに充実した体制で救急患者に対応できるものとなります。

社会保障の充実について申し上げます。

国民健康保険制度は、被保険者が支え合う医療保険の柱として、人々の健康の維持・増進に大きな役割を果たしています。現在の状況は、農業者及び自営業者の割合が減少し、無職者（年金受給者等）の割合が増加しています。財政状況は、高齢化や医療の高度化等により医療費が年々増加していることに加え、長引く景気の低迷等により保険税収入の伸びが低く推移しております。このような状況の中、ジェネリック医薬品の推奨に努め、頻回・重複受診を抑制し、適正受診対策を推進することにより医療費の適正化に努めてまいります。

平成24年度に策定いたしました第2期特定健康診査・特定保健指導実施計画に基づき、生活習慣病予防に向けた特定健康診査及び特定保健指導を推進し、将来の医療費の抑制に努めてまいります。市民の皆様の御協力をお願いするところでございます。

保険税収納につきましては、納税に関する広報・啓発活動や納税困難者に対する納税相談を実施し、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

後期高齢者医療制度につきましては、広域連携のもと一層の制度周知を図り、安定かつ健

全な運営に努めてまいります。

国民年金制度につきましては、広報・啓発活動や年金定期便、年金相談の充実を図ってまいります。また、年金加入者や年金受給者がインターネットで確認することができる「ねんきんネット」サービスの周知に努めます。

次に、「人が輝き文化が薫るまちづくり」についてであります。

学校教育の充実について申し上げます。

学校教育につきましては、弥富市学校教育基本方針並びに学習指導要領の中核をなす生きる力を育むという理念を実現するために、引き続き各小・中学校を積極的に支援してまいります。

いじめや不登校などの対策として、中学生を対象に、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査を実施し、学級満足度や学校生活意欲度を客観的に分析することにより、個々の生徒にきめ細かい指導ができるよう支援し、いじめなどの早期発見や防止に努めてまいります。

少子化に伴い、毎年、児童・生徒数の減少が見られ、望ましい学校区のあり方を中長期的視点に立って検討するため、学校適正規模検討委員会を立ち上げ、市全体の小・中学校の学区の見直しに着手してまいります。

英語を聞くこと、話すこと、読むこと、書くことができる児童・生徒を育成するため、引き続きALTの事業を継続し、全小学校、中学校に配置してまいります。また、特別非常勤講師を配置するとともに、特別支援教育支援員も増員配置し、引き続き授業における児童・生徒へのよりきめ細かい対応をしてまいります。

平和教育推進事業の一環として、引き続き中学2学生を広島に派遣してまいります。

学校施設整備につきましては、日の出小学校が完成し、本年4月に開校をいたします。これにより、桜小学校の過大規模校の解消が図られるものであります。

学校施設の耐震化については、校舎・体育館等の建物は完了しておりますが、地震等の災害時におけるさらなる安全対策を講じるため、小・中学校体育館の天井材などの非構造部材の調査を行い、計画的に施策を講じ、さらなる児童・生徒の安全対策に努めてまいります。また、計画的に各学校への緊急地震速報装置、防犯カメラ、温水シャワー設置を順次実施し、学校環境整備の改善に努めます。

社会教育・生涯学習の取り組みについて申し上げます。

社会が大きく変化する中で、生活の質の向上を目指す生涯学習への意欲はますます高まってまいります。市民が生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう、学校、家庭、地域を通じて、いつでもどこでも主体的に学ぶことができる生涯学習社会の形成の実現に努めてまいります。生涯学習の推進につきましては、市民一人一人が学習・文化活動に親しみ、

豊かな市民の交流が育まれるよう、子供から高齢者まで各ライフステージに沿った各種講座・教室を充実し、引き続き市民主体の学習・文化活動の推進に努めてまいります。

文化芸術の振興につきましては、各地区に伝わる伝統芸能の発表の場を提供するとともに、伝承者の育成支援に努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、関係機関が一体となって取り組むとともに、青少年問題協議会の活動を強化し、青少年健全育成推進大会等の事業を実施し、市民主体による青少年健全育成の機運を高めてまいります。

スポーツ活動の推進につきましては、市民一人一人が継続してスポーツに親しむことのできるスポーツライフの実現を目指してまいります。地域において、子供から高齢者までさまざまなスポーツを愛好する人々が参加できる総合型地域スポーツクラブの運営支援や、スポーツ推進委員や体育協会との連携のもと、積極的にニュースポーツの普及にも取り組んでまいります。施設整備につきましては、市民が安心・安全で快適にスポーツを楽しめるよう、運動施設の適正な維持管理に努めてまいります。

次に、「豊かで活力に満ちたまちづくり」についてでございます。

地域活力の向上と雇用の確保に向け、企業の活性化や新たな産業開発などを促進するとともに、交通の要衝としての特性を生かし、港湾地域の発展に大きな期待をし、企業立地指定企業交付奨励金制度による優遇制度で立地企業を支援し、雇用の確保につなげてまいります。また、市内の中小企業への小規模企業等振興資金の保証料補助を行い、引き続き市内中小企業の経営維持・安定化に向けて支援してまいります。

港湾地区においては、航空宇宙産業の国際戦略総合特区として認定されており、この特区内の企業において新型航空機の主要部分の量産体制が進んでいるところであり、この地域の発展が大いに期待されております。

鍋田ふ頭コンテナターミナル第3バースが供用開始し、順調に取扱量も伸びており、そのアクセスとしての鍋田ふ頭進入道路の整備も進み、本年3月末に供用の運びとなっております。今後も港湾地区の発展のため、関係機関との協力を図ってまいります。

農業振興について申し上げます。

これまでの農業者戸別所得補償制度は経営所得安定対策へ名称変更され、一部施策を組みかえて実施されます。農業者戸別所得補償制度等と基本的に同じ枠組みで実施されることから、引き続き本対策の円滑な実施に向け取り組んでまいります。

また、農業用施設については、地域と共同で維持・修繕に取り組むとともに、施設の長寿命化を図るための工事等を実施し、農地・水保全管理交付金事業を推進してまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、優良農地の保全と活用を図ることはもとより、防災・減災対策を念頭に置いて、団体営土地改良事業、湛水防除事業を初めとする県営土地改

良事業や、農道・排水路などの整備を進めてまいります。市全域が海拔ゼロメートル地域の本市においては、農業用排水のみならず、市民の生活排水の全てを機械排水に依存しています。そうした中、排水に係る経費の多くを農業者の方々に御負担いただいておりますので、継続して農業者の排水経費負担の軽減を図ってまいります。

観光資源の活用と地場産業の振興について申し上げます。

観光・レクリエーションの振興につきましては、地域のイメージアップとともに地域を活性化させる側面もあります。市の魅力向上と交流人口の増加といった視点に立ち、進めてまいります。

三ツ又池公園において、昨年度、大変盛況であった芝桜の開花に合わせたイベントを引き続き開催し、観光の拠点として、海南こどもの国も含め、魅力ある弥富を広く知ってもらえるよう情報発信に努めてまいります。

また、弥富市が全国に誇る特産品である金魚をモチーフとした市のキャラクターである「きんちゃん」を利用したグッズなどの充実を図ってまいります。中部国際空港セントレアにおいては夏に期間限定で金魚展示を行い、弥富市のシンボル「弥富金魚」をPRしてまいります。

次に、「共につくる自立したまちづくり」について御説明申し上げます。

まちづくりを進めるためには、主権者は市民であることを認識し、ともに参画と協働でまちづくりに取り組むという考えを常に自覚し、その行動に責任を持って事業に当たります。

これからのまちづくりは、市民と一体となって進めていくことが何よりも重要であると考えており、そのためには市民と行政が共通の目標を持ち、市民の皆様に市政の現状や課題に対する認識を深めていただくことが大切だと考えております。積極的に市民に情報を周知していくという前向きの姿勢に立って、市長出前講座などを通じて市民のまちづくり意識と知識の向上に努めてまいります。

また、地域の自主的な活動に対して、引き続き地域づくり補助金制度による支援を行ってまいります。

市本庁舎整備の取り組みについて御説明申し上げます。

私の政治理念の一つである安全・安心なまちづくりを推進していく上でも、市庁舎は大変重要な要素であります。大規模地震などの災害発生時には、応急対策や復興の拠点となることは言うまでもなく、平常時においても市民生活を支える重要な施設であります。この市庁舎整備に当たり、議会や市民による検討委員会などを組織して、庁舎の機能、規模、場所、現庁舎の耐震補強などの検討をしてみました。これらの検討結果を総合的に判断し、早期に市庁舎を建設する準備を進めてまいります。事業財源につきましては、市民の皆様の後年度負担を考慮し、合併推進債を活用してまいります。具体的な事業推進に当たりましては、

議会や市民の意見を伺いながら進めてまいります。

行政改革推進の取り組みについて申し上げます。

地方自治体は、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げ、組織及び運営の合理化に努めることが最大の使命であり、目的であります。この目的を達成するため、第2次行政改革大綱のもと、不断の行財政改革に取り組んでいるところであります。今後も、受益者負担の見直し、補助金の見直しの検討、民間委託等による効率化の推進を図ってまいります。

厳しい財政状況の中で、行財政改革の取り組みによって財源を確保しながら、中期財政計画の見通しを踏まえ、まちづくりを進めてまいります。

市民ニーズや社会経済情勢を的確に捉えつつ、一方で行政の効率化と生産性の向上を図りながら徹底した行革を進め、自立的・継続的な自治体制経営を着実に遂行してまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と予算の大綱並びに施策の概要を申し上げます。

今後とも、市議会並びに市民の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げ、本日上程いたしました予算案並びに各議案につきまして慎重審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。市政運営方針といたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案7件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は継続議会で審議することに決しました。

ここで、暫時休憩とします。再開は10時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第8号 海部南部広域事務組合規約の変更について

○議長（佐藤高清君） 日程第12、議案第8号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第8号海部南部広域事務組合規約の変更については、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う障害者自立支援法の改正により、規定の整備を行うための規約の一部を変更するものであります。

議案の詳細につきましては、民生部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は関係部長に説明をさせます。

平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第8号海部南部広域事務組合規約の変更について、御説明申し上げます。

2ページめくっていただき、新旧対照表をごらんください。

障害者自立支援法が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に題名が改正されたことに伴い、本規約に用いられている用語を整備するものでございます。

この規約は、平成25年4月1日から施行するものです。ただし、第3条第2号の「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める部分は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第9号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

日程第14 議案第10号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

- 日程第15 議案第11号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 弥富市南部地区生活環境整備事業基金条例等の廃止について
- 日程第20 議案第16号 弥富市コミュニティセンター条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 弥富市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第26 議案第22号 弥富市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第28 議案第24号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 弥富市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第30 議案第26号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第31 議案第27号 弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第32 議案第28号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第33 議案第29号 市道の廃止について
- 日程第34 議案第30号 市道の認定について
- 日程第35 議案第31号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第36 議案第32号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第33号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第38 議案第34号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第39 議案第35号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第13、議案第9号から日程第39、議案第35号まで、以上27件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案2件、条例関係議案20件、予算関係議案5件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第9号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整理に関する法律の施行に伴う関係条例の整理については、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う障害者自立支援法の改正により規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の施行に伴う障害者自立支援法施行の改正により規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について、につきましては、国有林野の管理経営に関する法律を改正する法律の公布に伴い、国有林野事業が国営企業でなくなることにより規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第13号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第14号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、弥富市特別職報酬審議会の答申に基づき、議員報酬月額、市長、副市長給与月額を改正するもの及び同審議会の意見を参考にして教育長の教育月額を改正するものでありまして、平成20年度から24年度までの人事院勧告に基づく給与改定に準じて引き下げる措置を講じるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号弥富市南部地区生活環境整備事業基金条例等の廃止については、それぞれの条例制定目的を達成したため、本年度をもって4つの条例を廃止するものであります。

次に、議案第16号弥富市コミュニティセンター条例の一部改正につきましては、ゲートボール場の供用を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出さ

れたときは、各自治体は直ちに市町村対策本部を設置することとされることに伴い、新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定める条例を制定するとともに、附則において新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を申請することにより規定の整備を行うため、災害応急対策、または災害復旧のための派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号弥富市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律37号。以下「第1次一括法」という。）等における介護保険法の改正により、これまで国が定めていた指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等について市の条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第20号弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律105号。以下「第2次一括法」という。）における廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、これまで国が定めていた一般廃棄物処理施設に置く技術者の管理資格について市の条例で定めることとされたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第21号弥富市都市公園条例の一部改正については、第2次一括法における都市公園法の改正により、これまで国が定めていた都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準等について市の条例で定めることとされたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号弥富市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については、第2次一括法における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により、これまで国が定めていた移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を市の条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第23号弥富市下水道条例の一部改正については、第2次一括法における下水道法の改正により、これまで国が定めていた公共下水道の構造の技術上の基準について市の条例で定めることとされたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第24号弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定については、第1次

一括法における道路法の改正により、これまで国が定めていた道路の構造の技術的基準について市の条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第25号弥富市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定については、第1次一括法における道路法の改正により、これまで国が定めていた市道に設ける案内標識、警戒標識等の寸法について市の条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第26号弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定については、第2次一括法における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により、これまで国が定めていた道路移動等円滑化基準について市の条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第27号弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定については、第1次一括法における河川法の改正により、これまで国が定めていた河川管理施設等の構造に関する技術的基準について市の条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第28号弥富市道路占用料条例の一部改正につきましては、道路法施行令の改正による道路占用料金の変更に伴い道路占用料を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号市道の廃止については、道路整備事業に伴い関係路線を廃止するものであります。

次に、議案第30号市道の認定については、道路整備事業に伴う道路の再編成により関係路線を市道として認定するものであります。

次に、議案第31号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）については、歳入歳出それぞれ2億8,558万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を152億3,261万5,000円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、市税1億6,670万円、国からの道路ストック総点検事業補助金1,430万円、学校施設環境改善交付金1,470万円、過年度分子ども手当負担金6,596万円、県からの過年度分子ども手当負担金971万3,000円、農林水産業事業債9,050万円、学校施設整備事業債2,940万円、減収補てん債5,100万円であります。

歳出予算の主な内容といたしましては、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策に伴い、今回の補正予算に計上するもので、農林水産業費におきましては、県営湛水防除事業負担金5,400万円、県営特定農業用管水路等特別対策事業負担金1,440万円、県営農業水利施設保全対策事業負担金525万円。土木費におきまして、道路ストック修繕計画策定業務委託料3,400万円。教育費におきましては、中学校修繕等工事請負費6,600万円及び工事に伴う設計監理

委託料169万4,000円であります。

その他については、歳入歳出予算最終調整した結果の補正予算であります。

次に、議案第32号平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第33号平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）の各補正予算につきましては、各歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

次に、議案第34号平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,013万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億1,486万2,000円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳出予算の主な内容につきましては、一般会計と同様に、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策に伴い、管路工事請負費4,600万円を今回の補正予算に計上するものであります。

そのほかにつきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

次に、議案第35号平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算を最終的に調整し、地方債の補正を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は関係部長に説明をさせ、補正予算は説明を省略させます。

まず、伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議案第9号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について、御説明申し上げます。

1ページめくっていただきまして、第1条弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正から第8条弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正までは、障害者自立支援法の題名の改正に伴い、条例で引用しています法律の題名を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるもの及び条例中の同法において用いられている用語並びに引用条項の移動に係る規定を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

附則といたしまして、施行期日について定める規定については、平成25年4月1日から施行するものであります。ただし、第2条弥富市議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正及び第8条弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の条例中の引用条項の移動に係る整備の施行期日について定める規定については、平成26年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第10号弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正の内容につきましては、障害者自立支援法施行令の題名の改正に伴い、条例で引用している法律施行令の題名を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に改めるもの及び条例中の同法施行令の引用条項の移動に係る規定を整備するために条例の一部を改正するものであります。

附則といたしまして、施行期日について定める規定については、平成25年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第11号弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正の内容につきましては、国有林野の管理経営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、唯一国営企業の形態をとっています国有林野事業が国営企業ではなくなることによりまして、国が経営する企業に係る規定を例規から削る必要が生じました。このため、条例上の「国若しくは」の用語を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

附則といたしまして、施行期日について定める規定については、平成25年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第12号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから、議案第14号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきまして、弥富市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、議員報酬月額、市長、副市長給与月額を改正するもの及び同審議会の意見を参考にしまして教育長の給与月額を改正するものであります。

条例の施行等につきましては平成25年4月1日からの施行とするもので、これは平成20年度から平成24年度までの人事院勧告に基づき給与勧告に準じて、マイナス0.69%をもとに計算したものを引き下げる措置を講じるため、条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案第12号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

議長の議員報酬月額を50万円から49万6,000円に、副議長の議員報酬月額を45万円から44万6,000円に、議員の議員報酬月額を40万円から39万7,000円に引き下げるものでございます。

議案第13号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

市長の給料月額を93万円から92万3,000円に、副市長の給料月額を76万9,000円から76万

3,000円に引き下げるものでございます。

議案第14号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

教育長の給料月額を67万1,000円から66万6,000円に引き下げるものでございます。

次に、議案第15号弥富市南部地区生活環境整備事業基金条例等の廃止について、御説明申し上げます。

1ページめくっていただきまして、(1)から(4)の条例につきましては、それぞれの条例の制定目的を達成したため、今年度をもって4つの条例を廃止するものであります。

附則といたしまして、施行期日について定める規定については、平成25年4月1日から施行するものであります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） それでは、議案第16号弥富市コミュニティセンター条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚めくっていただいて、新旧対照表をごらんください。

南部コミュニティセンターのゲートボール場を廃止したために、弥富市コミュニティセンター条例第1条第2項第3号のゲートボール場を削除するものでございます。

附則、この条例は平成25年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第17号弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、御説明申し上げます。

4ページめくっていただき、条例のあらましをごらんください。

弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例のあらまし。

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、弥富市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。

2. この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

3. 新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため弥富市に派遣された職員に対し、派遣手当を支給することとした。

次に、議案第18号弥富市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

2ページめくっていただき、新旧対照表をお願いいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、本条例の引用条項を整備するもの

でございます。

この条例は公布の日から施行するものです。

次に、議案第19号弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、条例のあらましをごらんください。

弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例のあらまし。

1. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等による介護保険法の一部改正により条例で定めることとされた指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準について、次のとおり定めることとした。

(1)指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は29人以下とすること。(2)指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者は法人とすること。(3)指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に定めるとおりとすること。(4)指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）に定めるとおりとすること。

2. この条例は平成25年4月1日から施行することとした。

次に、議案第20号弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

3ページめくっていただきまして、条例のあらましをごらんください。

弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例のあらまし。

1. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により条例で定めることとされた一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項に定める資格とすることとした。

2. この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 議案第21号弥富市都市公園条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第2次一括法に伴う改正でございます。

第1条は、都市公園条例で定めるとされた都市公園法第3条第1項、第4条第1項を追加するものでございます。

第1条の次に第1条の2及び第1条の3を追加し、第1条の2第2項第1号から第4号及び第3項において都市公園の種類ごとにおける配置及び規模の基準を定め、第1条の3において都市公園における公園施設の建築面積の基準に係る割合を定めるものです。

また、17条の次に第17条の2を追加し、市が設置する都市公園の管理を指定管理者に行わせることができることについて定めるものでございます。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第22号弥富市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

3枚めくっていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、条例で定めることとされた市が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について、次のとおり定めることとした。

(1)園路及び広場のうち1つ以上は、次の基準に適合するものであること等。ア、出入口の幅は、原則として120センチメートル以上とすること。イ、道路の幅は、原則として180センチメートル以上とすること。ウ、出入口及び通路には、原則として車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。(2)休憩所のうち1つ以上及び管理事務所は、次の基準に適合するものであること等。ア、出入口の幅は、原則として120センチメートル以上とすること。イ、出入口には、原則として車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。(3)駐車場のうち1つ以上に、規則で定める数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設を設けること等。(4)便所は、そのうち1つ以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること等。(5)掲示板及び標識は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること等。(6)その他の特定公園施設は、規則で定める基準に適合するものであること。

2. 災害等のための一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができることとした。

3. この条例は、平成25年4月1日より施行するものでございます。

続きまして、議案第23号弥富市下水道条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第2次一括法に伴う改正でございます。

改正案の下段にあります第1章の次に第1章の2、公共下水道の構造の基準を加え、第2

条の2、第2条の3の条文を追加するものでございます。

第2条の2には、公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の技術上の基準を、改正案の1ページより3ページのとおり、第1号から第10号までを規定するものでございます。

次に、改正案の3ページでは、第2条の3は前条の適用除外を規定するものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、条例のあらましの中ほどをごらんください。

排水施設の構造の技術上の基準の規定の要点でございます。

(1)排水施設は堅固で耐久力を有する構造とすること等。(2)排水施設の排水管の内径等は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする等と定めております。

2. この条例は、平成25年4月1日より施行するものでございます。

続きまして、議案第24号弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

最後のページの条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

1. 第1次一括法の施行により道路法が一部改正され、条例で定めることとされる市が管理する道路の構造の技術的基準を次のとおり定めることとした。

(1)第1種第2級の道路の車線の幅員は、3.5メートルとすること等。(2)第1種または第2種の道路の車線は、往復の方向別に分離すること等。(3)第1種第2級の道路の中央帯の幅員は、4.5メートルとすること等。(4)第1種第2級の道路の路肩の幅員は、2.5メートルとすること等。(5)第4種の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため、必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けること等。(6)停車帯の幅員は、2.5メートルを標準とすること。

2. この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第25号弥富市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

最後のページをごらんいただきたいと思います。

1. 第1次一括法の施行により道路法が一部改正され、条例で定めることとされた市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について、次のとおり定めることとした。

(1)標示板の寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に寸法が図示されたものにあつては当該図示された寸法とし、それ以外のものにあつては市長が定める寸法とすること。(2)その他標示板の寸法を拡大し、または縮小することができる場合並びに標示板に表示する文字及び記号並びに標示板の縁、縁線及び区分線の太さの寸法について定めること。

２．この条例は、平成25年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第26号弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

最後のページの条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

１．地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第２次一括法）による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により条例で定めることとされた市が管理する市道に係る移動等円滑のために必要な道路の構造に関する基準について、次のとおり定めることとした。

(1)歩道及び自転車歩行者道。ア、道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く）には、歩道を設けること等。イ、歩道及び自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例に規定する幅員の値以上とすること等。(2)立体横断施設。高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所には、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設を設けること等。(3)自動車駐車場。自動車駐車場には、規則で定める数以上の障害者が円滑に利用することができる駐車のために供する部分を設けること等。(4)案内標識。交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に規則で定める案内標識を設けること等。(5)視聴覚障害者誘導用ブロック。歩道、自転車歩行者道、立体横断施設の通路等には、視聴覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所には、規則で定める視聴覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

２．この条例は、平成25年４月１日より施行するものでございます。

続きまして、議案第27号弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

最後のページの条例のあらましをごらんください。

１．地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第１次一括法）による河川法の一部改正により、条例で定めることとされる市が管理する準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を次のとおり定めることとした。

(1)堤防は盛土により築造すること等。(2)床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とすること等。(3)堰は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とすること等。(4)水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とすること等。(5)揚水機場及び排水機場は、河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とすること等。(6)河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とすること等。(7)伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とすること等。

２．この条例は、平成25年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第28号弥富市道路占用料条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正の内容は、道路施行令の一部改正により別表（第2条関係）の政令第7条第1号に掲げる物件の次に、第7条第2号太陽光発電施設及び風力発電設備に掲げる工作物、占有面積1平方メートル1年につき占有料1,500円及び同条第3号津波から一時的避難場所としての機能を有する堅固な施設に掲げる施設、占有面積1平方メートル1年につきピンボール維持の土地の地価に0.025を乗じて得た額を加え、次に第7条2号を第7条4号に、第7条3号を第7条5号に、第7条9号を第7条12号に改め、条例の一部を改正するものでございます。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第29号市道の廃止について、御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、廃止路線調書をごらんください。

内容といたしましては、道路整備事業等により路線の起終点を変更するために、市道日毛気開線ほか2路線を廃止させていただくものでございます。

続きまして、議案第30号市道の認定について、御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、認定路線調書をごらんください。

内容といたしましては、県道及び臨港道路整備事業等に伴い、市道日毛気開線ほか3路線の認定をさせていただくものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案27件は継続議会で審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案27件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時35分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 武 田 正 樹

同 議員 伊 藤 正 信



平成25年3月6日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 18番 | 大 原 功 |
|-----|---------|-----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                     |         |                      |         |
|---------------------|---------|----------------------|---------|
| 市 長                 | 服 部 彰 文 | 副 市 長                | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長               | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長              | 伊 藤 敏 之 |
| 民 生 部 長 兼<br>福祉事務所長 | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長              | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長             | 山 田 英 夫 | 総務部次長兼<br>総 務 課 長    | 村 瀬 美 樹 |
| 総務部次長兼<br>財 政 課 長   | 佐 藤 勝 義 | 民生部次長兼<br>健康推進課長     | 服 部 誠   |
| 民生部次長兼<br>介護高齢課長    | 佐 野 隆   | 開発部次長兼<br>商工観光課長     | 服 部 保 巳 |
| 開発部次長兼<br>土 木 課 長   | 三 輪 眞 士 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長    | 渡 辺 安 彦 |
| 教育部次長兼<br>学校教育課長    | 服 部 忠 昭 | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長 | 松 川 保 博 |
| 秘書企画課長              | 山 口 精 宏 | 防災安全課長               | 伊 藤 久 幸 |
| 税 務 課 長             | 伊 藤 好 彦 | 収 納 課 長              | 山 守 修   |
| 市民課長兼<br>鍋 田 支 所 長  | 加 藤 恵美子 | 十四山支所長               | 平 野 進   |
| 保険年金課長              | 平 野 宗 治 | 環 境 課 長              | 鈴 木 浩 二 |

|         |         |                   |         |
|---------|---------|-------------------|---------|
| 福 祉 課 長 | 前 野 幸 代 | 総合福祉センター<br>所 長   | 佐 野 隆   |
| 児 童 課 長 | 渡 辺 秀 樹 | 農 政 課 長           | 半 田 安 利 |
| 都市計画課長  | 竹 川 彰   | 下 水 道 課 長         | 橋 村 正 則 |
| 生涯学習課長  | 八 木 春 美 | 十四山スポーツ<br>センター館長 | 花 井 明 弘 |
| 図 書 館 長 | 奥 田 和 彦 |                   |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |   |         |
|--------|---------|---------|---|---------|
| 議会事務局長 | 伊 藤 邦 夫 | 書       | 記 | 佐 野 智 雄 |
| 書      | 記       | 岩 田 繁 樹 |   |         |

6. 議事日程

|       |            |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 一般質問       |



~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告をいたします。

西尾張CATVより、本日より及び明後日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁をされる皆さんは努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、大原功議員と伊藤勝巳議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず大原功議員、お願いをいたします。

○18番（大原 功君） まず、おはようございます。

私は議員になってから約30年たちますけれども、一般質問をさせていただくのは初めてでございます、一番最初が。本当にありがとうございます。

また、服部彰文市長には、平島町にこの4日の日に信号をつけていただきました。平島町としても大変うれしく思っております。今後ともよろしく願いを申し上げます。

では、一般質問に入ります。

まず、グループホームについての質問をさせていただきます。

グループホーム経営者が認知症患者を病院に搬送するときに運賃を取っているということですが、これは本当ですか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） おはようございます。

大原議員の質問に答えさせていただきます。

その前に、グループホームの説明を少しだけさせていただきたいと思います。

グループホームそのものは平成18年から地域密着型認知症対応型共同生活介護ということで、市町村が指定をし、市町村が指導するということになっております。それ以前は県が指

定し、指導することになっておりました。

本来弥富市として行うべきこの施設の指導についてですが、少し滞っておるようなところもありました。それを深くおわびするものでございます。

この厚生労働省令による指定地域密着型サービス事業の人員、それから設備及び運営に関する基準に基づいて施設が運営されているものと思います。

今後、大原議員の御指摘によりまして、市内の地域密着型の施設の適正な運営ができることを……。

○**18番（大原 功君）** 課長、そんなことを言わなくても、本当ですかということだけでいいです、別に。

○**民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君）** わかりました。

代行料のこと、運賃のことですが、運賃そのものは道路交通法そのもので規定されておりますので、運賃を取ることはできないと考えております。以上です。

○**議長（佐藤高清君）** 大原議員。

○**18番（大原 功君）** 認知症の方が病院に搬送される。陸運局の許可を受けないと違反ということになっておりますが、これは本当に違反ということになっていきますか。

○**議長（佐藤高清君）** 佐野介護高齢課長。

○**民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君）** 福祉有償運送という取り組みがございまして、福祉のために有償で運送して代金を得る場合、その届け出、あるいは許可が必要となっております。

○**議長（佐藤高清君）** 大原議員。

○**18番（大原 功君）** かなりこの中に6,500円とか、8,500円とか、1万3,000円とか、かなりの金額が代行料で取られておるわけね。市側が監査したとき、そのときには、ここには代行運賃は書いてないわけやね。なぜ監査のときに書いてなくて、私どもが患者さんから苦情があったときに、こういうのを患者さんから借りてきました、請求書を。その中には代行運賃と書いてあります。なぜこういうふうに違うんですか。

○**議長（佐藤高清君）** 佐野介護高齢課長。

○**民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君）** 代行運賃という部分、代行料という形で書いてあると思うんですが、代行料につきましては、グループホームの事業者さんがそこで日常の援助をするものでございますけれども、医療機関などへの通院がその中で発生します。医療機関への対応として、厚生労働省令でグループホームのほうが包括的に通院の援助をしなければいけないということになります。この通院にかかる費用でございますが、車を運転し、利用者を目的の医療機関へ運ぶ費用と、それから利用者の介助のため医療機関まで付き添い、診察させ、薬を受領し、誤飲のないように説明を受けるといった、本来家族が行うべき行為

を代行する代行料ということですが、前半で言いました医療機関の目的地へ運ぶだけの費用、これを運賃と解釈させてもらいます。この運賃については取ることはできません。今回の代行料につきましては、重要事項説明書の中の22年の7月、その辺ですが、今、資料は向こうにありますけれども、それまでは代行料は1,000円であり、1,500円でありということが重要事項説明書のほうに書いてありました。23年の7月以降の部分についてはそういった記載がありませんでしたので、これは不適切なものと解釈いたします。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私が聞いておるのは、答えも問題もあなたに教えてあるから、そのとおり答えていただきゃ簡単ですが、あなたがつけ加えて言うから、私もつけ加えて言わなきゃいかんわけね。これは名古屋陸運局でもらってきました。この中では、こういう運賃は取っていけないよと。介護については、介護の申請をいただいて、その中で取っていただくのはいいというふうになっております。そして、陸運局で聞きました。名古屋市のタクシーの場合は1.2キロまでが500円、それを超えることによって253メートル、これについて80円ずつプラスをするということであったわけね。だから、それから見ると、病院まで行く距離もあなたに見せてあげましたから、私が言わなくてもわかっておると思いますけれども、それについても1,500円とか2,000円というのは全くべらぼうな値段ということになります。

それともう一つは、そういう障害者、いわゆる認知症の方を無免許で許可もなしに運ぶということが正しいのか。愛知県も服部彰文市長も、交通安全、また青少年の健全とか、いろんなことで、またあしたの中学校の卒業式でも祝辞に言われると思います。こういう中で、やっぱり認知症だから、障害者だから、免許もなくて何もなしで運ぶということは大変私は不快感を持っておりますけれども、今のこういう無許可でやることに対して、陸運局に告発するつもりがあるのかないのか、これを聞きます。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 陸運局につきましては、改めてこの確認はさせていただきますが、先般確認したところによりますと、グループホームそのものが有償でガソリン代を超えとか、通行料金を超えたような徴収をしているのであれば、これは違法なものとなると思います。ですから、今の状況の中では、私どもは通院に必要な、家族がすべき介護をその施設がしていると解釈いたしておりますので、告発するつもりはございません。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

大原議員の御質問に対して補足で説明させていただきますけれども、グループホーム等の介護施設を利用されている利用者の皆さんにつきましては、いろんな形の中でその患者さん

の状況というか、様子というのは、逐次変わる場合もあると思います。緊急を要する場合においては、例えばどうしてもその事業所内の車を使いながら、協力医療機関へ搬送しなきゃならないというような状況もあろうかと思います。しかし、こういったときにおいても、そういった患者さんというか、利用者を乗せているわけですので、これは十分気をつけて運転せざるを得ないだろうというふうに思っております。

また、運賃を必要とするかしないかということにつきましては、これは厚生労働省のほうからの許可というか、通達が出ております。許可じゃなくて、通達が出ております。これは運送料というのはいただいてはいけませんよというようなことでございます。そういった形の中で、やはり地域で運送等に使っているタクシーであるとか、あるいは福祉タクシー、こういうものを利用しなさいということも指導されておるわけですので、そのような方法をとることが望ましいというふうに思っております。

事前に定期的に病院へ行くというような状況もあろうかと思っておりますので、これは、その事業所内の車じゃなくて、タクシーを利用することが望ましいというふうに思っております。しかし、これも利用者との同意契約であるとか、そういったことに基づくというふうにも思っておりますので、協力病院、あるいは協力指定病院以外のところについては有料になる可能性もあると思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） それからもう一つ、患者さんを病院へ連れて行って、1時間当たり1,500円とか1,000円とかいうのを患者さんから受け取っておるということですが、これは今の介護法の中で違反にはなりませんか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 付き添い等の費用の徴収については、介護保険法の中で取ってはいけないという記述はありません。しかしながら、厚生労働省の課長通知により、厚生労働省令の運用ということで課長通知で取り決めをしておるわけですが、この取り決めの中では徴収をしてはいけない。協力医療機関のところには徴収してはいけないというようなこともありますので、したがって、今回の場合、不適切な徴収と考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私は勉強不足でありますので、六法全書を持ってきました。この中に介護事業のことが書いてあります。ここには、事業を経営する、第5条、国、地方公共団体、社会福祉法人、その他、第2項の中で、不当な関与をしてはいけません。不当な金を取ってはいけませんということがここに書いてあります。それともう一つは、消費者法というのがあって、消費者保護法、これは2007年6月に新設され、国の認定を受け、的確な消費

者団体が事業者に対して提訴できるということでありますが、こういうことに間違いありませんか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） その法律についてはちょっと詳しくはございませんので、また調べさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） これは、介護に全部含まれておるやつが書いてあるね。すると、この六法全書は間違っておるということになるんですけれども、あなたには、さきに通告してあるものを答えてくださいよというふうにしてありますから、今の違反になるかならないかということもあなたのところには書いてあると思いますね、私が書いたやつが。そういうふうにコピーまで上げてしてあるんだから、後から、こうですよということ自体が、何のためにあなたに先に教えてあげたかということがやっぱり疑問に思います。この辺のところをよく教えてくれと言うから教えてあげたわけです。教えてあげたから、その中でわかりませんと言うんだったら、何のために私は教えたんですか、お聞きしたい。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 介護保険法の中の部分について要約して、私もいろいろな議員からお聞かせ願ひながら、できるだけ適切な答弁をするように心がけるものでございます。今回、議員からいろいろ資料を頂戴させていただきまして、ありがとうございました。その中で、消費者庁とか六法全書など、言葉ではいただいていたのも承知しております。

その中で、やはり私も介護保険法を主として答えさせていただいておるわけでございますけれども、今回のことについては、介護保険法の中では適切にそういった記述はないんですが、今回の徴収については必ずしも法律違反ではないとは思いますが、不適切な徴収であったということで事業者のほうには指導させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そういう違反ではないというふうな話でありましたが、全協の中では、グループホーム経営者に対して、患者さんから金銭を受け取っておることに對しては、金額を全部返させますという答弁がありました。これは違反であるから返すという意味だと思いますけれども、この辺のところはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 不適切な徴収というのは、不当な利得ということとを考えます。ですから、不当な利得徴収というのは、当然ながら返すものが発生しますということで、全て返還すべきと考えております。もちろん代行料の徴収という意味ですけれ

ども。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 先ほど、もとに戻ると、病院の中で1,500円とか1,000円を取っていることはだめですよということは違反ということの意味だと思うんだね。今、あなたが言うと、その中で違反ではないところもありますということは、どちらが本当なのか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 協力医療機関についての通院とか、そちらのほうに移動させて介護すると。そういったものの費用については一切徴収することはできません。それは介護保険の中の報酬の中に含まれている包括的な施設サービスですので、その部分については徴収することはできません。しかしながら、協力医療機関以外の医療機関につきましても、御本人様の、あるいは御家族様の同意があれば、徴収することは可能という解釈でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） さっきも申し上げたように、消費者保護法の中であって、同意があってもこれはいけないよということは国が2007年6月に設定しておるわけね。だから、あなたに言われた、この間、同意書を私見せていただきましたけれども、同意書は大府の方かな、河野さんという、この方が承知したものの同意書なのか、全く介護グループの中の経営者が勝手に書いたものか、どちらなんですか。了解をしておって、その1,000円を病院から診察のときの待ち時間について取ってもいいということを認めたものの同意書を確認してみえますか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 協力医療機関ではないんですけれども、河野さん……。

○18番（大原 功君） 同意書を見とったかと。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 同意書は御本人様に確認していただきまして、これは間違いないですと。よろしいですという御返事でした。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、今の河野さんという方は1,000円を取ってもいいということを認めておるという同意書だと、介護法の中でお金を取ってもよろしいよと。待ち時間に取ってもよろしいよということを示しておることになると思うんだけど、こういう点については、あなたは向こうの医師に聞かれましたか。確かめましたか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 私どもは、同意書そのものの有効性をきちっと

確かめました。この有効性というのは、御本人さんの名前、同意書の中にその名前が書いてあるもんですから、その名前というのをあなたは承知していますかということ、それで確認させてもらいました。承知しているということでした。これは有効だろうというふうに思います。

今、議員のおっしゃられる1,000円とか1,500円を取ってもいいかというのは、あくまでもグループホームの運営規定にあるかないか、それから重要事項説明書にあるかないか、これが大きな問題になってきます。グループホームの運営規定が上位規定になりますので、その運営規定にその記載がなければ徴収してはならないことになります。今回については、その法律の前に運営規定にその記述がないものですから、これは取ってはならないという判断とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今の消費者保護法の中には、障害者等、そういう被害者について、不当に取ってはいけないよというふうに国の認定がされておるわけね。だから、あなたの言う、先ほど言ったように病院の中で待ち時間に1,000円とか1,500円を取っては、あなたは先ほど不適切だと言われたということは、違反をしておるということと私は受けとめるし、またテレビを見ている方もそうだと思ってみえると思います。そうなってくると、医師である方が同意書を認めておるということになるとやっぱり少しおかしいんじゃないかということがありますし、それからもう一つは、市側が弁護士と相談をするということでありましたから、その結果についてもお聞きしたい。

それからもう一つは、いわゆる刑法の中の第11章共犯があります。ここの中の62条はどう書いてありますか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 済みません、刑法11章の62条につきましては、また勉強させていただきます。ちょっとわかりません。

弁護士の見解を御説明させていただきます。

必ずしも法律違反ではないが、不適切な事務処理をしていると言えるということです。違法行為がない場合ではありますが、利用者から徴収した金額は不当利得となり、この場合、不当な利得を得た日から10年が消滅時効の期間となるということです。

弥富市としては、この弁護士の御意見を参考にして、グループホームが徴収した資料について、何年まで保存しているかも問題にはなってしまうでしょうけれども、わかる範囲で返還をしていきたい。弁護士の方もそういう指導をしてはどうかということでございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○**18番（大原 功君）** 刑法というのは、お金を取ったからとか、金銭を取ったから、後、返しますということではありません。先月なんかは、飛島の農協の職員が1万円をお客の通帳から引き出して取ったということで、1万円でも逮捕されております。

それから、弥富の中でも、地域は言いませんけれども、皆さん新聞を読んでみえますから言いませんけれども、40万を脅迫して取ったと。この方も今、逮捕されております。この金額だと、かなりの金額が徴収されて、これも私どもは患者さんの中から苦情があって初めて知ったわけですね。知ったから、私どもが全協でこういう話をしたところ、あなたが今の監査をということで、向こうでした中で、先ほど見せた書類と私の書類とは全然違うわけやね。なぜこれだけ違うということは、全く詐欺行為と同じようなことやね。そうでしょう。市の監査というのは、大体おおむねと書いてあります。私どもの事業の場合はおおむねという監査はありません。わかっていますか。

それから、もう一つ言えるのは、62条にはこういうふうに書いてあります。共犯をした者は幫助罪というのがあります。だから、悪い人を認める。それを了解するということは犯罪行為になりますよということになっております。だから、こういうことも含めて、何のために、これは服部市長に聞いてよろしいんですけれども、市になったら公平委員会というのができましたけれども、公平委員会というのは、弱者を守るため、あるいは市民の安心・安全、あるいは防災、交通安全、いろんなことを含めて、おおむねのことを公平に扱うと。誰しも市民が隔てのない、弥富市に生活ができる、こういうための公平委員会だと思いますけれども、お金を取ったから返します。見つかりましたから、そのものについては市側が返させますということになれば、返させるということになれば、当然違法だから返させるわけね。違法でないもの、市が人の財産を返すということではできません。こういうことも含めて、私も顧問弁護士を持っておりますけれども、もうちょこっと弁護士の方が、刑法62条、こういうのをよく勉強していただいたり、あるいは事業経営の条例5条、それから2007年6月の消費者保護法、いわゆる被害に遭った方を救済する国の制度です、これは。弥富市の制度ではありません。こういうのがありますので、もう少し頑張っていたきたいなあというふうに思っていますけれども、市長が手を挙げてみえるので、公平委員会については説明をいただくと。

○**議長（佐藤高清君）** 服部市長。

○**市長（服部彰文君）** 今回、グループホームの運営につきまして、大原議員からさまざまな角度から、代行料、あるいは運賃等の不適切な徴収があったんじゃないかという御指摘をいただきました。まさにそういう見解であろうというふうに思っております。これはなぜならば、利用者との料金等の請求書に代行料であるとか、さまざまな諸経費というものが書いてあるわけですが、これはあくまでも重要事項説明書、あるいは契約書、同意書の中

においてしっかりと利用者及びその家族の方の御理解の上で徴収していかなきゃならないというふうに思っております。しかし、その定めというものが曖昧なときには、それは不当な利益になるし、不適切な徴収になろうということでもあります。そういったことについては、これは正しい方法ではないということを繰り返し所管が説明しているわけですが、そういったような状況の中で、我々としては、それぞれのグループホームに対して、改善書というものをしっかりと定めて、よく利用者に説明しなさいという形のものをさせていただきました。また、今後の運営のあり方について、市の職員も参加しながら、地域密着型でございますので、民生委員であるとか、社会福祉協議会の方であるとか、そういった方たちに参加していただきながら、このグループホームの運営について改善をしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、市が定めております、今、大原議員のおっしゃいます公平委員会のあり方につきましては、総務部長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 公平委員会の職務につきましては、地方公務員法第8条の2項に規定されておまして、これにつきましては、職員から勤務条件に関する措置要求があった場合、また職員に対する不服申し立てがあった場合等に関しまして、これらについて必要な措置を講ずることを職務としております。

御質問の公平委員会の考える公平というものにつきましては、職員の利益の保護と公正な人事権の保障ということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今、そうやって言われたが、職員ということになると、グループホームができたのは16年、18年から県の中の委託業務のようであったわけね。そうすると、22年に違反しておるということになれば、当然その違反を職員は見ておったというわけだね。こういうことになる。そうでしょう。これは公平になるんじゃないの、職員のことを言うと。だから、言っておることとやっておることが違うということと、それからもう一つは、同意書をもらっても、市長、同意書というのは、本人がきちとした説明をもらいっこなしに、ただ同意書を下さいということで、本人は、運んでもらうんだから押さないかんわなあとということで押しているわけね。介護法というのは、本人、患者さんが当然同意書の中で介護法を知っておって同意をするなら、多分同意書は押さないと思うんやね、取っていかんのだから。こういうことをやっぱり市側も少しずつ、私は皆さんより学問も低いですが、皆さんに勝とうとは思っておりません。ただ、皆さんに負けないように努力をしたいという気持ちはあります。だから、そういうことをよく皆さんがわかっておるか。ただ、同意書があるから、同意書というのは、本人がきちとした告知をもらって、その中で説明、物で

いやあ物件説明、これをもらって初めて納得して押すわけやね。そうすると、今のこの介護法の中で違反をしておいて、病院で1,000円とか1,500円を取っておる。これはだめですよってあなたが言われたように、違反のものを患者さん、家族が本当に知っておいて同意書に押したのか押していないものかということになるわけやね。こういうことをやっぱり、総務部長が言われたように職員だけじゃなくて、弥富市に住んでいる約4万二、三千人の方が安心して暮らせる。この後、また一般質問で防災のことやいろいろとあります。それは皆さんが個々に地域を持って、そしてその地域の安心・安全というのを上げてされると思っています。時間がないからこれで終わりますけれども、今後、やっぱり被害に遭った人が、こういうふうに遭った。もう一遍弁護士とよく相談していただいて、弁護団をつくるなりして、やっぱり返すと。返させるということは、現況で市長が言ってみえるんだから、言っていることは議事録に残っています、会議録ね。そういうことを含めて、一遍よく検討してください。

今の介護のことは終わりました、次に農業に対してのことを質問させていただきます。

これは開発部長がよく知っておると思うので、開発部長に聞きますけれども、農業者、または農家の方が水資源の水路から、筏川西岸用水から無断で水をくみ取っておるということですが、これは本当ですか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、御回答させていただきます。

農家の方が無断で水を取ってみえるかという御質問でございますが、海部土地改良区が管理しております水資源木曾川用水の幹線の鍋田用水路につきまして、現場を見せていただいた限り、無断で水を取ってみえるというふうに思われます。ただ、現在、海部土地改良区のほうで、こういった警告という形で用水路から無断で水を取らないでくださいということで、現在もパトロールの強化中ということで、法律により処罰されますという看板を設置させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 水資源の水路というのは、木曾川からずっと知多半島、半田市のほうまで、水道や農業用水、いろんなものがあると思います。これについては、国とか県が国民の税金でつくったものであると思いますが、そういう中で、農業者が水路から水を盗み取る、こういうことなんですね。こういうことになると、水資源の水路、海部土地改良区が委託をしておりますか、おりませんか。委託管理を。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

議員の御質問でございますが、木曾川用水事業の関連用水路につきましては、筏川の西岸

用水路、それと鍋田用水路等がございまして、独立行政法人であります水機構によって整備がされた施設でございまして、管理につきましては、海部土地改良区が管理委託を受けております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そういうことは、海部土地の改良区の理事長というのは浜田一徳君でありますから、やっぱり自分が管理しておる人の中で、そういう盗み取りするということはやめていただくというのは当然だと思いうけれども、こういうふうに思いませんか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

確かに無断で取っているということにつきましては犯罪行為に当たるかなというふうに思っておりますが、責任につきましては、当事者の問題でございますので、行政としてお答えする立場ではございませんが、管理者であります海部土地改良区のほうで判断していただければというふうな認識を持っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 海部土地改良区というのは、私も30年近く議員をさせていただきました。その中で、ほとんどの方が市長や村長、こういう方が理事となったり、そこの中の管理者となったりしております。あの方は、どちらかというと病院に今通ってみえるという話も聞きますし、やっぱり議員の立場から離れてみえますね。こういう方がいつまでか、この中で、個人的に言うと、権力によって居座っておるような感じがしますけれども、一般的な会社、例えば私のところ、自分の会社を挙げると、自分が社長をやっております、その中で従業員が悪さをやったり、粗相があれば、当然社長として、一般的な企業なんかは大体責任をとってやめます。国のほうでも、任命責任によって、発言が間違っておれば当然やめたりしますし、また職員の中でも、市長が管理をしている職員、こういう人でも違反があれば、当然やめていただくということになるんですけれども、全く国民の税金で水路をつくった。この水路から一農家が水を盗み取る。これは全く理事長として責任をとるべきではないかなと思いうけれども、この辺について再度聞きますけれども、どう思われますか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

今の御質問の中で、ある意味では海部土地改良区も被害者ではないかなというふうに、私は個人的にですが考えております。そういったこともございまして、今後、こういった問題につきましては、水資源機構と海部土地改良区で協議をしていただいて、それぞれの判断において結論を出していただくのが本意ではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 海部土地改良区、弥富土地、それから鍋田土地、十四山土地、この方は公務員に準ずるということで、本会議で開発部長が他の議員の一般質問で答弁をしてみえますが、これが本当に準ずるというふうになっていますか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

公務員に準ずるという形で以前に報告させていただいたことがございますが、その中の中身の内容といたしましては、海部土地改良区につきましては、旅費、それから給与等については愛知県に準ずるという形をとっております。また、弥富土地、鍋田土地改良区、十四山土地改良区、孫宝土地改良区につきましては、弥富市の給与、旅費等に準じて行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そういうことは、公務員に準ずるということは、今の海部土地、十四山、弥富土地、鍋田土地、孫宝、こういうのについては試験はありますか。試験を受けられたことはありますか。私、30年間ずっと議員をやらせていただいたんですけども、公務員に準ずるということになると、やっぱり試験が、会社でもそうですね。会社もこの4月から新しい方が入られると思いますけれども、おおむねの方が試験を受けてやられるのが普通ですけれども、この方たちは試験を受けられたことはありますか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

一般的な試験というか、筆記試験等については、それぞれの土地改良区では行っていないということは聞いております。ただ、それぞれの土地改良区で服務規定等、職員の任免等に関する規定というのを設けてございますので、それによりまして、適性検査とか適性試験、面接、そういったことにつきまして採用試験という形で実施されているというふうに聞いております。特に鍋田土地改良区におきましては、それぞれの総代さんの推薦によりまして人選をしていただき、それをもとに面接、作文等を行っているというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 公務員に準ずるということになると、やっぱり公募によって試験を受けるのが普通だ。市でもそうですね。受けるわけやね。そうすると、もう試験もなしで、結局公務員に準ずるというなら、市でも職員なんかの臨時職がありますね。保母さんなんかはほとんどの方というぐらい、臨時職というか、パートでやってみえます。こういう方も公務員に準ずるというふうにやっていただくと、本当は公平な行政になると思うんですけど

も、この辺についてはどう思いますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） それぞれの土地改良区の人事の採用の件につきまして御質問でございますけれども、過日も海部土地改良区の総代会がございまして、この職員の皆さんの採用についてはどうなっておりますかということについて担当の方にも御質問させていただきました。そうした形の中で、今、所管が述べたとおりでございますので、これはやっぱり人事の採用については、しっかりと内部規定を定めていただいて、情報公開のもと、公募を含めてやっていただくのが望ましいだろうというお話をさせていただきました。そんなような状況の中で、今後は改善されてくるというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） あんまりこればかり言っておってもいけませんので、次に入りますけれども、昨年11月現在では農業者が1,570戸あるということを聞いております。また、専業農家は118ということを聞いておりますが、実際に私が農地転用なんかを見てみますと、平成19年度には約16万4,422平米ということになっておりますし、また20年度は18万1,349平米というふうになっております。また、21年には10万364、22年は8万8,543というふうになっていまして、坪数にすれば、16万坪近くあるわけですね。これだけの転用をされております。中には、オペレーターに、経営者がもうやれないということで貸してみえる方も、19、20、21、22というふうになると336万9,526平米というふうに拡大しておるわけやね。坪数でいくと102万坪になるわけですが、やっぱり農業者が本当に作物をつくるということがほとんど難しくなったというか、やればやるほど赤字になるというふうなことになるんですけれども、そこで一つ聞きたいのは、弥富市の場合は、現在では1,643ヘクタールというふうに聞いております。オペレーターにおきましては390ヘクタール、残りの767ヘクタールについては、坪数にすると230万1,000坪というふうであります。ここの中には、小規模農家、それから大規模農家、米、野菜、それから果樹、花、企業系があります。この中で本当に米をつくっている方は390ヘクタール、坪数でいくと117万坪でありますから、あとの残りの米をつくっている人は329ヘクタールですけれども、329ヘクタールの中の農業の米だけの収入というのは約どのぐらいありますか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 今の329ヘクタールのうちの米だけの所得。

○18番（大原 功君） 米をつくってみえるところだけね。

○開発部長（石川敏彦君） つくってみえる方の金額ということでよろしいですか。これにつきましては、私どもの調査で申し上げますと、現在の差し引きにつきましては、米以外の方

もお見えになりますが、オペレーターの方が引き受けてみえる方につきましては、金額的にはどれだけということは、ちょっと申しわけございません、金額がございませんが、現在のその数字につきましては、当然生産調整目標面積が発表されまして、そのうちオペレーターに委託されてみえる方もございますし、個人でやってみえる方もございます。それ以外には、例えば、先ほど議員が言われましたように野菜、花とか、そういった方もございますので、一概には言えませんが、減反の面積というのもございますので、減反面積が約33%の掛け率で目標数量に掛けておりますので、それ以外のものについての数字については米をつくってくださいという国からの指示がございまして、それについて行っているわけですが、米だけという数字は現在掌握しておりませんので、この場でちょっと発表することはできませんが、また後ほど発表させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 開発部長もなかなか言いにくいところもあると思います。米をつくりゃあつくるほどマイナスになる。1,000平米、1反300坪、これに対しては、調整区域については固定資産税1,600円ぐらいであります。この中で、例えば1町歩持っておっても1万6,000円でありますけれども、この中で、オペレーターに任せてすると、結局オペレーターからもらう金は、米をもらうわけですけども、半俵といって、30キロか、ようもらって60キロですから、1万3,000円か1万5,000円程度でありますけれども、農家の中には農地はようけあるんですけども、農家の家の宅地面積、自分ところの住んでいるところについては、小規模住宅といって200平米までは6分の1の税率になっております。それを超えるについては、3分の1の税率になります。そうなってくると、やっぱり農家で1町歩の金を上げて、16万とか15万もらったって、片方のほうの固定資産税で吸い取られてしまうというか、吸い取るというとおかしいけれども、払わなきゃいかん。そうすると、どうしても農家の方については滞納が出てくると思います。私、なぜこういうことを言うかということ、私も法務局へたまたまよく行きますけれども、目ぼしいというか、大体この辺はどうかなあということを見ると、担保がようけついております。高い人は2億3,000万ぐらいついておる人があります。これだけの方で田んぼをこれだけ持っておって、これだけのものということ、まず払えんということがあります。そうすると、最終的には、市長が言われるように、農業が大事と言っておっても、その農業を手放さなきゃいかん。私はそれが心配だと思う。先ほど言ったように、土地改良でも海部土地でも退職金とかいろんなものをしたら、今の329ヘクタールの農地の収入を上げようと思ったって、所得はあっても、収入というのは下がってしまいます。逆に赤字になります。そうすると、滞納者が農家のところにもなりますし、農家の滞納がなくなるようにするには、例えば屋敷が1,000平米ぐらい、宅地を除いて、200平米を除いた中にあるというふうに計算しますと、そういう中を生産緑地というのに変更することがで

きるのかできないのか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

生産緑地というものは、合併して、既に告示をさせていただいて、当初の数字でやっておりますので、それを変更するということは今現在では市としては考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 多分そうだろうと思ったんだけど、やっぱり聞いておかないかんと思って聞いたんだけど、今の調整区域なんか、市街化の場合はまだいいんですけども、調整区域なんかだと、やっぱり宅地、屋敷なんかが500坪とか600坪あるところがかなり多いですね。その中で、建物が、例えば500平米建っておっても200平米しか認められんというふうになっておりますから、かなりの方が、農家の資金は不安とか、これから農業をやっていただきたいといってもなかなかできないわけね。今後は、できたら市長を中心として、やっぱり小さな農業じゃなくて、拡大する農業ね。圃場整備とか、そういうのをやって、今度、川原欠もやっていただくんですけどね、市長、またよろしく願いますけれども、やっぱりああいうふうに、小さなあぜ道をつくるんじゃなくて、もっと大きくつくって、アメリカのカリフォルニアなんかでいうと1,000ヘクタールから1,500ヘクタールが1人分ですね。やっておりますから、市長もアメリカへ行かれたでよくわかっておると思いますけれども、こういうのを含めて、市が本当に農業が大事だということになれば、負担金とか、そういうのが大きなものになって、それが退職金になってしまうわけですね。退職金とか給料にね。試験を受けてない人が退職金やそういうのをもらうこと自体も、やっぱりこれから、先ほど市長が言いましたから、改めていただいて、できることなら、弥富とか海部郡の中には市長が4人おるかな。4人おれば、そういう方が理事長をやっていただくと金の流れもよくわかるし、事業の流れ、それから農業者の気持ちもよくわかります。蟹江町に住んでおって、面積の小さいところに住んでおって、弥富のことがようわからんようになる。こういうことも含めて、やっぱり弥富市の方とか、本当に農業の多いところ、例えば愛西市とか弥富市とか、こういう人が理事長をやれば、本当に農業の正しい、本当に農業をやれるということができると思いますので、今後とも農業を大事にするためにも、やっぱり市長を中心としてやっていただけるよう希望を申し上げておきます。

一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩をします。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いをいたします。

○5番（三宮十五郎君） 私は、通告に基づきまして、弥富の福祉は後退させないと、この間、市長も機会あるごとに述べてこられたことを引き続いて市政運営の基本とされることを強く求めまして、市長に4点にわたってお尋ねいたします。

地方自治の最大の課題は、住民福祉の向上、生命と安全、暮らしを守ることにあることは法の定めにもあり、ひとしく市民の皆さんが求めるところでございます。

その市長が、昨年12月に中期財政計画の発表とあわせまして、保育料を初め、国・県の基準を上回るような市民サービスを見直すと表明されたことに驚き、その真意を詳しくお尋ねしたい。また、歴代の町政、市政が住民と力を合わせて進めてきた町政、市政から何を引き継げば、住民福祉と市政の発展に本当に寄与することができるかを最初にお尋ねいたします。

率直に申し上げますと、住民の皆さんの暮らしの願いに本当に寄り添ったときこそ、町政、市政の前進があったというのが、皆さんの御支援をいただきまして、私が昭和43年に初めて町議会に送っていただき、12回の選挙で11期目の議員を務めさせていただいている私の思いでございます。

元氣な名古屋とよく言われますが、西尾張9市と隣の蟹江町を含めまして、10市町では3市1町で、平成17年度に比べて23年度末で人口が減り、また同じ時期に子供はゼロ～4歳で最大で20%、ゼロ～14歳では16%、いずれか、または両方で5%以上の子供が減少しているところが6市1町でございます。また、税収では、平成20年度に所得税の一部を住民税に振りかえる交付税の削減やさまざまな国の補助・負担金の削減と引きかえに税源移譲が行われたことや、その直前の大幅な庶民増税等によりまして、どの市町でもピークを迎えましたが、雇用制度の大幅な破壊だとか、そういうことによります国民の収入の減少によりまして、あるいはまた、それに伴う、とりわけ中小企業などの事業が大変厳しくなっていることなどの中で、人口1人当たりの税収で比較しますと、23年度決算では8市1町は当時の95.3%から90.4%に落ち込んでおります。

その中で弥富市は100.6%となりまして、新年度予算でもこれまでの最高の税収を見込んだ予算が今議会に提案をされております。その背景には、西部臨海工業地帯への企業立地やその背後地への倉庫、運輸業などの進出もありますが、子育てするなら弥富と言われるようになりました。住民と町・市政の果たした役割も極めて大きなものがございました。

私が議員に最初にしていただいた昭和43年当時は、折からの高度成長や、それに伴うインフレなどの影響もありまして、年に2回ずつ保育料が上がっていたときでありまして、また

さらに、30年代の後半から40年代の中ごろまでは国勢調査のたびに3,000人を超える人口の増加がある。その後、さらに50年代の前半のときには4,800人を超える人口の増加があった、そういう時期でございました。

そのために保育所に入れない人が続出するようなときでありましたし、また他の市町が当時保育料が年に1回値上げをしておりましたが、当時の弥富町は国の言うとおりに年に2回ずつ保育料を上げていたということもありまして、この海部地域で一番高い保育料でありましたが、他の市町に倣うなら、今まで値上げをした分を全部ストップすべきだということで、4年間値上げを中止しまして、海部地区で当時一番安い保育料になりましたし、また人口急増と学校の校舎の老朽化対策などに予算がかかるとして、保育所を新たににつくらないということを町の方針として発表された時期でもありましたが、弥生学区の父母の、保育所をつくってもらわなければ私たちの暮らしが成り立たないという強い要請の請願がありまして、さきに全面改築されました弥生保育所がつけられた時期でもありました。

非常に財政が大変なときでありましたが、住民の皆さんの願いに応えるという決断を当時の町長がされて、希望者が全員入れる弥富の保育をという出発点が築かれたものでございました。

その後、白鳥小学校だとか、北中学校の建設などで公債費比率が、今では考えられない13%前後となった時期が昭和の末期にございましたが、その当時、財源対策といたしまして、市街化区域内の土地と建物にかかる都市計画税の導入を町が提案いたしました。当時、年に10%土地の税金が上がっているときで、それに建物を含めて、20%を超えるような都市計画税の上乗せが行われると金魚も農業も成り立たなくなるということで、農家の皆さんを中心としまして導入に反対する声が広がりまして、議会もやはりこれは本当に考えなきゃならんということで、9月議会から翌年の3月議会まで3回の議会、半年かけまして議論を重ね、議会が議案を否決するという対応が行われました。

さらに、その後、3歳未満児の医療費無料制度の実現を求める請願が町議会で全会一致で可決され、県の制度として実施するよう意見書を出すなどして、その後、実現してまいりましたが、その審議の中で、当時の町長は、順次この無料制度については年齢を引き上げていくという表明がされており、平成19年の4月には、飛島村に続いて、県下で2番目の中学校卒業までの無料化を実現したものでございます。

また、当時、町で一番大きな区画整理事業を行うことになりました平島中は、地価の一番高いときに計画をしたことで、その後、地価が下がり続けたわけですから、そういうことを想定せずに計画した事業でございますので、大変心配をしておりましたが、この医療制度無料が順次拡大されてくる中で、毎週のように不動産広告が、子供の医療費が小学校卒業まで無料だとか、あるいは中学校卒業まで無料という広告がこの海部地域だけではなくて、

名古屋の西部だとか、桑名、三重県のほうまで出されるというようなこともございまして、大変な状態を多分区画整理を担当された皆さんはされたと思いますが、無事に終わらせることができいております。

さらに、特に今、子育て世代の収入が大変不安定で、親のすねがかじれないというような状態が広がっております。その中で結婚して、子供を育てるというような人々にとって、医療費や安心して入れる保育料、安い土地は大きな魅力となり、個人市民税の増加率は9市1町で、一番、固定資産税の増加にもかなり大きな力となっております。

さらに、市街化区域の農家の皆さんが税金対策としてアパートなどを建設しましたが、その人々の営業を支える上でも、これらの諸施策が大変有効に働いているというふうに私は見ております。

先日も、ある職員OBの方が、いろいろありましたが、弥富の歴代の町長や市長さんは、他の市町に比べても住民の声を聞ける人だったし、議会も時には町長や市長にはっきりだめだという声を上げてきたこと、福祉をしっかりと力を入れていくということを、こういう大変なときだからこそ一層考えてもらいたい。現職の職員の人たちもそんな思いを持っている人が少なくないですよと私に話してくれましたが、こうした住民の声や職員の声にしっかりと耳を傾け、住民の生活を守るための最大限の努力をしていくという歴代の町政、市政が続けてまいりました立場をしっかりと継承していただきたいと思いますが、市長のお考えをまず伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に順を追って御答弁させていただきたいというふうに思っておるわけですが、私は、この立場に就任をさせていただいてから6年が経過し、この春から7年目を迎えておるわけですが、弥富の福祉は後退させないという状況の中で、さまざまな施策、事務事業をやってきたつもりでございます。

今、少子・高齢化社会における社会保障、医療、介護、年金、子育て、新たに今回は社会保障という枠の中に子育て支援という枠組みも入ってきたわけですが、これは、地方の自治体のみならず、県のあり方、あるいは国におきましても、前政権におきましても、コンクリートから人へという状況の中で、人に対する思い、今まで国を支えてきた人々に対するさまざまな諸問題をどのように解決していくかという、年金の問題を中心としてあったわけですが、また、今支えている、先ほど三宮議員もおっしゃいましたような現役世代に対して、どのように税の負担を軽減していくかという、いろんな形で国の段階でも問われておるわけですが、

まさにそれぞれの立場における行政の中核的な存在がまさにこの社会保障ということで、あろうというふうにも認識しておるところでございます。

3党合意に基づく社会保障・税一体改革というような状況の中で、来年の春、消費税増税ということが考えられておるわけでございます。今、この社会保障の財源をどこに求めているかということの中で、3党合意ができ、来年の5%から8%という状況が今考えられているわけでございます。さまざまな条件はついているわけでございますけれども、この社会保障を支える大きな財源として、国全体で、国民全体で考えていこうということだろうというふうに思っております。

今後、私たちは、今、政権のさまざまな諸事業に対する、あるいは施策に対することの中で注視をしていかなきゃならないというふうに思っております。

一方、平成25年度弥富市の予算におきましても、この社会保障ということについてはしっかりと手当てをさせていただいておるところでございます。一般会計におきましては、民生費全体で約40%という金額が今一般会計の中で占めておるわけでございます。また、特別会計におきましては、御承知のように国民健康保険事業、これは弥富市で42.5億かかるような状況で、来年度は101.4%という予算をつけさせていただいております。また、介護保険におきましても24億3,000万、その伸び率は104.5%でございます。また、後期高齢者医療については4億円という予算をつけさせていただき、109.2%でございます。これはいずれも基本的には扶助費、義務的な経費という形の中で私どもは考えながら進めていかなきゃならないだろうというふうに思っておるわけでございます。

このような状況と裏腹に、私どもとしては、防災・減災的な政策的な経費であるとか、あるいは投資的な経費という状況の中でのさまざまな建設事業、あるいは土木事業というのがあるわけでございますけれども、土木費におきましては、対前年度よりもマイナス2億円でございます。前年比が83%という状況でこの平成25年度の予算を編成させていただいておるところでございます。

このような状況で、市民の負託のある土木経費につきまして軽減しているという状況も正しく御認識をいただきたいと思っておるところでございます。福祉を後退というような状況ではなくて、やはり社会保障・税一体改革もあるかもしれませんけれども、今年度としては、私たちは市の役割をはっきりと果たしていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。自助・共助・公助という形の中で、議員の皆様方の御理解もいただきながら、この制度を進めていきたいというふうに思っております。

子育て支援について申し上げます。

御承知のように中学3年生までの医療費の無料化は来年度も継続します。そして、保育料は県下の中でも最も低い水準である保育料を17年間改正せずに据え置いてまいりました。これも平成25年度は実施をしてまいります。そして、児童館、児童クラブ、子育て支援センターについても力を入れておるところでございます。

このような形の中で、今、三宮議員がおっしゃるように、この少子化の時代に私どもの弥富市においては、子供さんの数が横ばいを維持しているということにつきましては、弥富市の子育て支援策が一定の評価をいただいているというふうに私も確信をするところでございます。

また、ホームページのキャッチフレーズといたしましては、「子育てをするなら弥富市へ」という形の中でお願いもしてきているわけでございます。また、平成25年度におきましても、新しい白鳥保育所の建設事業に着手してまいります。また、児童クラブにおきましても、利用児童の年齢の拡大を図りながら、日の出小学校の新しい開校に向けて、日の出の児童クラブを新設してまいります。また、保育サービスの向上においては、弥生保育所が3カ月の子供さんから、そしてひので保育所につきましては6カ月からお預かりするという形で保育サービスを拡大してまいります。

こうした過去からの議員各位の皆様方の御努力、御協力において、今まで維持向上してきたわけでございます。本市におきます子育て支援策が今後も後退しないような形で、最大限の努力をしていくところでございます。

しかしながら、昨年の12月議会のほうで御提案申し上げました平成25年、来年度から29年の中期財政計画の内容をお示しさせていただいたわけでございます。今回の最大のポイントは税収の問題でございます。いわゆる市税と言われる基幹税であります個人市民税、そして法人税、あるいは固定資産税というのは、平成29年まではほぼ横ばいの状態が続くだろうということを思っております。

そして、今、大きな税収という形で私どもが運用させていただいているのが、合併算定がえの特別交付税でございます。これが27年度までは6億6,000万円という歳入であるわけでございますが、それ以降、年々減ってまいりまして、平成32年には終わり、そして33年からはこの合併算定がえの地方交付税はいただけません。そういう状況のものを私たちは歳入面においてしっかりと理解をしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

一方、歳出面におきましては、さまざまな社会保障費の増大であるとか、あるいは保育所、庁舎建設の事務事業、あるいは土木事業、あるいは防災・減災の政策的な事業、あるいは特別会計、国保であるとか、介護であるとか、あるいはまた公共下水道事業に対して一定の繰出金を支出してまいらなければなりません。そういう状況の中であって、私は社会保障のさまざまな分野における問題と、そして政策的、投資的な事務事業ということに対して、バランスをとってまちづくりは進めるべきであろうというふうに思っております。そうした状況の中で、今後、行政経営をしていく中において、社会保障だけを見ながらまちづくりをするわけにはまいりません。そうしたことも含めながら御理解をいただき、財政の健全化を図っていかなきゃならないだろうというふうにも思っているところでございます。

また、税収の軽減というか、税収の減額ということに対して、どのような考え方があるかということでございますけれども、これにつきましては、さまざまな形で私どもとしても努力してまいらなければなりません。しかし、大きくは合併算定がえの税収というのが減額になってくるわけでございますので、さまざまな諸事業に対して、大変難しい言い方になるかもしれませんが、一つの考え方として、都市計画税を考えていかなきゃならないだろうというふうに思っております。これはしっかりと委員会等で踏まえて、私どもの財政計画と合わせながら御検討いただければというふうに思っております。

固定資産税の課税標準額の100の0.3以下という形の中で都市計画税があるわけでございますが、愛知県38市の中でこの税が導入されていないのは3市のみでございます。私ども弥富市、そして隣接の愛西市、あま市さんでございます。そういう状況の中において、さまざまなこれからの投資的な問題、あるいは政策的な事業、こういったことに対して、どの財源を当てはめていくかということは大変重要な問題であります。そうした形の中において、皆さんと歳入、税収の中でいろんな角度から検討していきたいというふうに思っております。

また、最終的な保育料の改正についてでございますけれども、議員御承知のように、新しい政権での、いわゆるマニフェストという状況の中で、公立保育所、あるいは私立の幼稚園、そして認定こども園ということに対して、3歳から5歳児に対して無償化が今進められております。大きな財源を必要とするわけでございますが、6月をめどに一定の答申を出していくというふうにも言われております。私は、保育料の改正につきましては、この答申内容を十分考えなきゃならないというふうに思っております。今ここで保育料を改正しますという明言は避けたいと思います。いわゆる国の子供に対する制度の概要をはっきりと掌握しながら、子供の保育料については考えていかなきゃならないだろうというふうに思っております。御理解を賜りたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 中期財政計画を見ると、要するに赤字になっていくからという説明をするためにつくられたようなふうに私は思っておりますが、ただ、今、市長もおっしゃられましたように、消費税などを財源というふうにお考えになっておられる。少なくない市町村長や地方の首長はお考えになっておられますが、例えば前回も消費税を5%に上げられて、消費税の税収そのものはその当時の7兆6,000億円から、現在12兆7,000億円にふえておりますが、もう一方で、法人税は当時の23.3%から14.8%に大幅に減少しておりますし、所得税、住民税、これ個人ですね。消費税は7兆6,000億円から12兆7,000億円に、法人3税は23兆3,000億円から14兆8,000億円に減額しております。所得税と住民税につきましては、28兆円から24兆5,000万円、その他の税か31兆5,000億円から24兆3,000億円。要するに税収全体は1996年の5%に上げる前の90兆3,000億円から、要するに働く人たちの所得がふえない状態

がずっと続いている中で、2010年度は76兆2,000億円に減っております。しかも、先進国で経済成長がとまっているのは日本だけで、むしろ後退している。先進国の中で経済成長しているのは、勤労者の収入をふやした割合と経済成長の割合はイコールでありまして、先日の国会の議論の中でも、本当に今は使えないお金が大企業に内部留保でじゃぶじゃぶとたまってあって、その1%を使うだけでも相当の企業が月1万円以上の給料の引き上げができる。一応総理も麻生大臣も要請をすると言いましたが、要請しただけで、実際にはこの問題が解決しない限り、財源を消費税に求めたら、結局そういうことをすれば、ほかの財源が減っていくということでございまして、やっぱり今、市町が本当に考えなきゃならんのは、もう一方で、例えば弥富市の場合でもそうでございますが、さきに介護保険の24年度のときに階層別の人数等も、24年の当初だと思いましたが、聞きましたが、例えば平成20年度に世帯も本人も非課税の加入者は1,362人で、全体の15%を占めておりましたが、24年度の当初では1,738名となり、全体の17.8%ということで、この間にふえた人数のうちの半分以上が御本人も世帯全体も非課税という人たちがふえて、しかも、全くゼロの人でも、生活保護を受けていない限り、2万円を超える負担を年間しなきゃならんというような状態で、ますます働く人たちの収入、あるいは高齢者の人たちの収入も減る。若い人たちの収入はさらにひどいと思います。

そこに加えて、結局税収、個人市民税はずっと落ち込み続けていますよね。年少扶養控除をやめたことから、多少のとどまりはあります。収入がふえて、負担ができるということじゃありませんので、やっぱり本当に今議会でも、あるいは市長自身もかつて委員会審議の中でも申されましたが、やっぱり国民の懐を温めるという本当にきちんと国の政治が向かっていくという方向に御尽力いただきたいということを強く求めて、次の質問に移っていききたいと思います。

次の質問ですが、時間がそんなにないもので、2つ目の質問は飛ばして、3つ目の質問に入っていきます。

財源不足を心配されるなら、やはり私は下水道事業や庁舎建設なども含めて、身の丈に合ったものにしていくということもかなり力を入れていただかなきゃいかんのではないかと。さっきも市長が申されました弥富の福祉を後退させないという立場から、私たちも協力できることは積極的に協力をするという立場をとってまいりましたが、前にも私、申し上げましたが、今、大変心配しているのは、集落排水も公共下水道も実際に将来負担がどれだけかかるかということは基本的に明らかにせずに事業計画がつくられ、さらにどんどん事業が進んでおります。しかし、23年度の決算委員会の中で委員の質問から市側の答弁もございましたが、今、集落排水につきましては6処理場で供用開始をしております、一番最後のところはまだ半分を下回るような利用しかしておりませんが、それにしましても、実際には直接か

かる電気代だとか、清掃費なんかの人件費を除く維持管理費の44.8%しか料金では上げられないと。さらに、これに支払い利子を含めた実際の経費を含めて考えますと、40%を割り込む負担しか、30%台の負担しかできない。

さらに、減価償却費を想定していないわけではありますが、そろそろ最初にやったものにつきましては電気機械設備の更新という問題が出てきます。それは全然手当てがされていないわけですから、結局、今、県のほうも集落排水についてはそういう時期に立ち至って、手当てができなければ、公共下水道につないでいくという方向も検討しているということで、実際にできない計画をいかにもできるようにいって進めてくる。そういう格好で事が進められるということが一つと、公共下水そのものにつきましても、事業費で実人口で割りますと、弥富市が直接施行する分で、多分1人当たり72万円前後の負担になります。さらに県のほうで施行するものが恐らく50万前後の事業費があって、今は料金のうち100円は県に払うと。あるいは、それにさらに資本費という形で、500立方メートル以上の1カ月使用のところはまた一定の負荷をすると、こういう仕組みになっておりますが、いずれにいたしましても、減価償却費という形での将来負担については全部棚上げになっております。

私が一番心配しているのは、ここは単に、いずれ借金の支払いが少なくなれば何とかするという事なんですが、借金の支払いが何とかなるというのは70年も80年も先の話であって、建設事業そのものが終わるのは開始から全体で50年近くかかるわけではありますが、そのときには、施設の大規模な更新が始まっている時期ですね。そういうことを考えますと、実際に将来負担がどうなるか。

結局、海部南部水道で私どもは水道料金が高いということをずっと問題にしていまいりましたが、例えば管路でも、豊橋の場合でいいますと1人当たり5メートル59センチ、愛西市の八開村と旧佐織町の区域で7メートル53、海部南部水道の区域は9メートル49センチということで、もう減価償却費でも、愛西市や豊橋市は、処理場も浄水場も含めた減価償却費でも、豊橋市が40円余りだとか、愛西市が30円余りではありますが、海部南部水道は同じ時期に54円の減価償却費を負担して、水道料金として皆さんにいただいているわけではありますが、海部南部水道の1人当たりの固定資産の総額は28万7,000円であります。今、実際に供用開始しております集落排水の6処理場の1人当たりの固定資産144万2,000円になります。さらに、公共下水のほうだけでも71万7,000円、これに県の分が乗るわけですから、本当に海部南部水道の何倍というような投資をして、それを維持管理して将来的にやっていくということを考えましたら、この問題、いつまでも先延ばししてはならない問題だと思いますので、本当に今の財政状況やそういうのを心配されるのなら、この問題についてもやはり市としてのあるべき方向について、料金で負担をすとか、市が負担をすということでは負担し切れない問題が発生してくる。これは今の市長が初めにやられた事業ではありませんから、私

どもは始めるときにそういうことをきちんとしてほしいということを強く申し上げましたし、国もそうすべきだということを、総務省のほうは当時そう言うておりましたが、国が保障して、県が保障してやるという、建設省はいいと言っておるし、県も応援すると言っておるから大丈夫だということで、そこの議論は置き去りにして進んできましたが、この海部南部水道の状況とほかの水道との料金の違いですが、実際の投資額からいったら桁外れの投資になってまいりますので、この件についてはよく御検討もいただきたいということが一つ。

もう一つは、庁舎についても、当然なるべく立派なものにしたいという思いはお互いにあると思う。もう一方で、やはり多額の将来負担を伴うという問題でありますから、ここは必要最小限のものにしてやっていくと。先ほど市長は、本当に道路なんか、土木費も大変だ。私たちが見たって、舗装なんか随分ひどいですから、何とかしてほしいというのがたくさんありますが、問題は、弥富市がこの平成17年以降、最初は十四山と弥富がそれぞれやっていたんですが、この間の投資的経費ですね。建設費に充当した費用の割合というのは、蟹江も含めた尾張9市1町の中で一番弥富が多いですよ。少ないところの2倍ぐらいの投資をしてきています。だから、そういうことでいうと、確かにいろんな施設の更新時期を迎えているということから大変な時期、あるいはこの間、学校を新たに発足させたり、弥中は全面改築をやったということもございますので、いろんな窮屈な思いをしてきておるわけですが、さらに今後、財政問題が消費税頼みというのは私は余り頼りにできない問題だというふうに思いますので、今、市町村ができることは、なるべく皆さんの暮らしの質を落とさない。そういう中で工夫をするということが求められている時代でもありますので、その辺の市長のお考えもお伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員のほうから、大型プロジェクト事業である下水道事業であるとか、あるいは庁舎建設についてのお尋ねでございます。

第1次総合計画の中で、次の時代の環境整備をという形の中で、アンケートをとった結果として、一番市民の皆さん、住民の皆様が要望されているのは、次の時代の環境をしっかりとやっていただきたいということでございます。そうした形の中で、さまざまな事業の形態は違いますけれども、農業集落排水事業、これは十四山東部、平成25年度最終という中で、26年度、皆様方の御協力で供用開始することができました。弥富市で最後の農業集落排水事業でございます。また、限定地域におけるコミュニティー・プラント事業についても推進をさせていただきました。また、全域での公共下水道事業というのが平成22年3月から供用開始がされ、今、面展開をさせていただいておるところでございます。この公共下水道事業というのは、条例で定めた以上は、私はひとしく地域全体で公平に共有されるべきであろうというふうに思っているところでございます。

そうした形の中においては、今、市街化及び市街化の周辺という形の中で、順次面展開をさせていただいておるという状況でございます。

進捗状況について、少しお話をさせていただきますけれども、当初は平成15年から工事に着手し、平成36年でその計画をとということでございましたけれども、やはり財政状況等を考えながら、その整備計画の見直しをしたわけでございます。平成20年度には見直しをさせていただきまして、平成50年度までの計画とするという形の中で、平成16年から平成50年という形で、公共下水道事業は34年間の長期にわたる事業でございます。そういう状況の中におきまして、面展開としては867ヘクタール、そして平成24年度までに170ヘクタールを面展開させていただきました。全体の面積の約20%でございます。その面積の中での供用開始という形の中では、約40%強の住民の皆さんから接続をしていただいております。この接続については、今後をお願いをしていかなきゃならないということでございます。

建設費につきましては、総額260億という、先ほど三宮議員のほうからもありましたように多額の財源でございます。今まで約60億も投資をしてまいりました。残り200億ということに対しては、国の補助をいただきながらやっていかざるを得ないということは、私ども弥富市だけではございません。この公共下水道事業をやっている4市2町いずれも同じような状況であろうというふうに思っております。平成25年度は国のほうから7億3,000万の予算をつけていただいた次第でございます。今後も投資としては非常に大きくなるわけでございますけれども、先ほども言いましたように、次の時代の環境整備をする。市地域の全体という形の中で公平にしていかなきゃならないということの観点から、この事業をしっかりと進めさせていただきたいというふうに思っております。

その間、更新事業であるとか、今、三宮議員が御心配されました減価償却費をどのようにやっていくんだということも非常に大きな問題であろうというふうに思っております。これにつきましては、今現在は減価償却に対する試算はしておりますけれども、一区切り一区切りという状況の中で、やはり私どもは市民の皆様にも公表していくべきだろうということを思っておりますので、供用開始から10年を一区切りにして、しっかりとした、いわゆる減価償却、あるいは更新事業というようなことについてもやっていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

また、この平成25年で全ての事業が終わります十四山東部における農業集落排水事業でございますが、この農業集落排水事業につきましては、今まで総投資119億を使ってまいりました。13年間あるわけでございますけれども、平均約9億という大きな投資をさせていただきました。そういう状況の中において、収支が極めて厳しいという状況は理解できます。例えば平成22年度ではマイナスの2,900万、そして平成23年度の収支状況におきましてはマイ

ナスの3,400万という状況が農業集落排水事業の状況でございます。これにつきましても、今までの供用開始した部分につきましてはしっかりと接続をしていただくということを念頭に置きながら、これからについても農業集落排水事業の運営に当たっていきいたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、三宮議員から御指摘のように、この公共下水道事業については多大な資金を必要といたします。まずは市街化及び市街化周辺区域の中からしっかりと整備をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、庁舎の問題につきましては、今までもいろんな形の中でお話をさせていただいておるわけでございますが、現在の庁舎は老朽化が進んでおります。経過としては、約46年経過したわけでございます。また、東日本大震災から、災害に対する初動体制ということに対しては庁舎の役割は非常に大きいということでございますので、しっかりと計画を立て、整備をしていくべきだろうというふうに思っております。

また、資金計画につきましても、過度な投資はしないというふうに思っております。次の時代に大きな負担を残すことのないようにやっていきたいというふうに思っておるわけでございます。

また、資金計画の具体的な内容につきましては、公共施設の整備基金及び財政調整基金の活用と合併推進債を予定しているところでございます。合併推進債は対象経費の90%まで借り入れが可能であり、元利償還金の40%が普通交付税に算入されますので、この制度をぜひとも利用しながら、私どもとしてはしっかりとした庁舎を、また市民の負託に応えていく庁舎を建設していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 私が前から申し上げている一番肝心なところは、実際に、もう集落排水がそうですよね。このままでは維持できないから、処理場がだめになったときには公共下水につながぐということを県も言い出していますし、この間の決算委員会の中でもそういう議論がされているような状況です。何か下水道を全部つなぐことが環境問題だというふうに、原発は安全だということと同じように、下水道ができればという思いがあるようですが、自分たちで負担できる、あるいは将来の人たちが負担できる範囲なら、私はそれはそれで構わないと思います。だけど、実際に、例えば今の60代以上の弥富で生まれ育った人たちは、少なくとも伊勢湾台風前は今の公共下水で泳いでみえたと思うんですよね、多くの皆さんが。だから、要するに全部下水につながなければ、污水問題は、環境問題は解決しないということは、やっぱりこれは今の財政状況や何かを考えれば、私たち自身の経験やそういうことから見たって、要するに環境との関係で河川が自然に処理できる範囲のものであれば自然界で浄

化されていく。だから、水道のように全部つながなければ、下水道はだめだという考え方というのは、今の時代というのはやっぱり考え直さなければならぬ問題だと思いますし、同時に本当に、市長が今おっしゃられたように、借金を返す費用の一定部分は補填されるんですが、今後更新する費用については基本的に市町の負担ですから、ここができない計画になっておることがなかなか、実際に始めた事業ですから、そこを県も容易に認めないんですが、既に東北なんかでは早くから、人口密度が低いということもありますが、大幅に公共下水道の計画は見直して、合併浄化槽、その他の方法の処理に大幅に切りかえておりますので、やはりそういう問題として、今、時間がありませんから指摘だけして、私はいろんな機会を使って、またこの問題にはあれしていきたいと思いますが、あと最後の問題で、要するに今回の中期財政計画そのものについて少しお尋ねをさせていただきます。

資料をお持ちの方は7ページと12ページをごらんいただきたいと思います。この計画は、市長もお話がありましたように、この5年間の実際の状況を踏まえ、また24年度の収支見込みを基礎にしてつくったというお話なんです。まず税収について、事実はどうだったかということなんです。19年度は市長が編成した予算ではありませんでしたが、それにいたしましても、一番基本的な収入であります税収は、当初予算に比べて5億5,300万ふえていますよね。それから、最終見込みに対しても1億500万ふえています。さらに、その後、20年度以降は市長が編成された予算であります。当初予算に比べて、20年度は2億4,200万、最終見込みに比べて、なおかつ8,100万。21年度は、当初予算に比べて1億6,700万、最終見込みに対して1億3,600万の増。それから、22年度は当初予算も最終見込みも同じでございますから、1億9,500万の予算計上せずに収入がございました。さらに、23年度はこれまで史上最高の税収となったわけですが、当初予算に比べて2億3,400万、最終見込みに対して8,700万という増収がありました。

これと、また基本的な収入の一つであります、これは市税と連動しますが、地方交付税についてもかなりの割合で、特別交付税の関係だと思いますが、増収がございました。

もう一方で、25年度以降のこの計画のほうの繰越金を見ていただきたいと思いますが、前年度からの繰越金は3億円で想定しております。しかし、実際に19年度から23年度まで、最終見込みで予算を組んでいて使わなかったお金というのは年平均で4億5,600万ありますよね。だから、実際に3億円組んでいるんですが、前の年から使わずに残したお金が年平均4億5,600万発生します。さらに、さっき言ったような形で、税収が、当初予算に比べても、最終補正予算に比べても発生します。

そういう形で今の25年度の予算を見てみますと、74億8,900万のたしか予算だったと思いますが、これにこの間の平均の当初予算に対する税収増加分を計算しますと、2.9%余りありますから、3億4,900万ほどの増になりますが、交付税が当然減額になっておりますの

で、1億円ほど減額になっておりますので、税収で今までどおりだとふえる額は2億4,900万と。さらに、使わないほうが、今までと同じような考え方でもし予算が編成されておるとすれば、年平均4億5,600万でありますから、それと2億円余りを足しますと、実際には4億8,500万ですか。これに対して、今予算で、見込みのほうで2億4,700万円の赤字と言っておりますが、差し引きしますと3億3,000万円ほどの黒字になる。こういう予算の組み方を弥富市はずっと続けてきたんですよね。本当に新年度から実態に近い予算にするということを決められた見通しなのか、従来のこういう弥富市の方式をもとにつくられたものか、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。御答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） まず、財政計画の税収につきましては、平成24年度に当初課税をした結果、それは当初予算に組んだ額よりも調定額が多かったものでございますので、その金額をもとに、つまり平成25年度の最終見込み額をもとに税収の計画は立てております。

いろんなことを御質問されてみえますので、質問の順番とはちょっと前後するかわかりませんが、まず税収が当初予算において少なく見積もってあって、最終見込みでふえておるといのは過去からの流れでございますが、今現在の、要は予算総額の編成の方針といたしまして、市税と地方譲与税、各種交付金、これらの予算額をもとにいたしまして基準財政収入額を推計いたします。それでもちまして、普通交付税と臨時財政対策債の発行額の予算額を計上しておりますので、仮に市税の予算が低く見積もられれば、交付税と臨時財政対策債発行可能額の予算を多くして見積もります。したがって、それらを含めた合計額、こちらの予算額と最終見込み額には大きな誤差はないような形で計上しています。ちなみに市税と地方譲与税、各種交付金、普通交付税、臨時財政対策債、そして今回計上させていただいておりますが、減収補填債、これらの合計の24年度の当初予算額におきましては97億4,521万1,000円でございますが、今回の補正後の最終見込み額は97億4,067万5,000円で、その差は453万6,000円となり、ほとんど誤差はない形になっております。

それで、最終的にその最終見込み額よりも、実際決算額ではさらに多くの収入が入ってくるといことでございます。そちらにつきまして、繰越金の予算額が計画では3億円になっておると。現実、ことしの当初予算は3億5,000万を計上したわけでございますが、実際この3億5,000万よりもっと多くの繰越金があるではないかということでございますが、当初予算の編成におきましては、財政調整基金の繰入金も計上しております。これ、本年度におきましては3億円というふうに計上しておりますが、こちらにつきましては、庁舎建築等、目的がある場合は最終的に取り崩すことはやむを得ないものと考えておりますが、そういった状況じゃない場合、当初に計上した財政調整基金繰入金には最終的にはその決算額がゼロ

円、つまり現金・預金を当該年度において減少させないようにしたいと考えております。そういった形で、最終的には現金を減らさないためには、繰越金と財政調整基金の繰入金の合計額を幾らにすれば減少させないことができるかという観点で計上して合計額を決めております。ですから、確かに繰越金の予算額より現実の繰越金が多く入るかわかりませんが、それは財政調整基金の繰入金を最終的にゼロにしたいと。現金・預金を減らさないということも考慮しておりますので、そういった形で、単に繰越金の予算額と実際に繰り越した決算額に乖離があるから、決算額のほうが多いからといって、財源不足というのが解消されるものではないと。要は財政調整基金繰入金のトータルという形で判断しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） いみじくも言われましたが、新聞なんかで当初予算が発表されると、これまでの予算は、多いときは十何億も基金を取り崩すとかというような形でやってきたんですが、実際には今みたいなお考えでやっておるものですから、少なくとも平成23年度までは、合併前の基金は基本的に取り崩さずに、あれだけの全面移転改築だとか、日の出小学校の建設だとか、ずっとやれてきましたよね。さすがに24年度は日の出小学校の2年目の支払いもありますので、多少基金は減る仕組みになっておりますが、だけど、少なくとも市民も職員もあの予算を見たら、こんなことを二、三年続けたら、基金が全部なくなるような錯覚を起こすような予算の編成の仕方なんですよ。結果的には、もともと入る税収で賄える、今、次長のほうから言われたように、庁舎建設だとか学校建設の場合はそういう目的基金は使うけれどもという前提なんですよ。だから、もともと組み方自身が、うちの今の予算の仕組みからいうと、不用額で平均4億5,600万が年間で発生すると。だから、二重計上ですね、使わないお金ですから。こういうのと、今言ったように、実際は現金が減らない仕組みということだったら、やっぱりそういうふうに議会や職員にも説明していただいて、本当にこの状態で、私はあの予算を見ておると、二、三年すると全部お金がなくなるような予算の編成ですよ。終わってみると、そっくりその分が戻っていくというんでは、やっぱり毎年の税収で賄えるわけですね。平成16年までは基本的に税収と交付税は少なくともトータルで当初にほとんど計上していましたよね。そういうこともできるわけでありまして、ただ、弥富の場合、本当に税収なんかが落ち込まずに恵まれておると思いますので、やっぱり本当に皆さんにわかりやすい予算の組み方をやって、職員の皆さんも必要な費用を要求していくとか、今大変な状態の中でやっておりますので、そういう弥富市の財政の状態が、やっぱり議会も一般の職員も市民の皆さんもわかる形にした組み方を工夫していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○**総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君）** 財政調整基金につきましては、実際会計のほうで資金運用をするためにとか、税収が急に落ち込んだときとか、そういったときのために一定額は当然持っておらなければならないと思っています。それをもちまして、それをとにかく減らすような形の予算、これは先ほど言いましたが、庁舎建築とか、大型プロジェクトで減らすのはやむを得ないと思いますが、そういったこと以外では極力減らさないという形の方針は変えられるものじゃないと考えています。

そうしたときに、そうしたら、どういったことかという、繰越金と財政調整基金の繰入金の合計額につきましては、本年約6億5,000万になっておりますが、この合計額につきましては、これ以上ふやしたら財政調整基金が目減りするというふうに想定しておりますので、振り分けとして、繰越金を、例えばですけど3億5,000万を4億5,000万に上げたら、財政調整基金繰入金が2億円になると。5億5,000万に繰越金をふやせば、財政調整基金繰入金は1億円ということになるかと思いますが、その合計につきましては、とにかく現金・預金を減らさないためには6億5,000万が限度というふうに考えております。

○**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

○**5番（三宮十五郎君）** もう時間ありませんので、一言申し上げますが、私たち、担当に聞いても、まるでぎりぎりの予算でやっておるからというようなことで、相当現場の人たちは詰められておるような感じがしますし、今言ったように、もともと今まで入ってきたお金で基本的に賄える予算を組んでいますよね。結果的にそうなんです。さっきの16年度以前はそういうこともきちんとされておりましたし、だから、そういうことで言いますと、そういう予算編成方針だということなら、そのようにしていく。ただし、きちんと入ってくる税収だとか、交付税だとか、基本的なものについては当初からやっぱり見込んでいくという仕組みをもっと徹底して、繰入金はなるべく過大に計上しないような方法を要請して、とりあえず、また次の機会に質問させていただきます。どうもありがとうございました。

○**議長（佐藤高清君）** 暫時休憩とします。再開は13時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時11分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○**議長（佐藤高清君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、午後、一般質問の予定のあります平野広行議員から関係の資料として配付の依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○**11番（炭竈ふく代君）** 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に、J R及び名鉄の弥富駅整備計画について質問をいたします。

本市には、J R・名鉄、そして近鉄と、弥富駅は交通結節点として、通勤、通学、病院、買い物など日常生活に密接して、多くの住民が利用する重要な位置と役割を果たしています。

このような状況の中、特にJ R・名鉄駅周辺は、踏切での交通渋滞のため危険かつ利便性に欠けることから、橋上駅舎化や自由通路の実現化、また踏切拡幅など、駅周辺の整備につきましてはこれまで幾度と要望をしまいいりました。

弥富市総合計画には、駅周辺の活性化に向け、周辺を含めた一体的なバリアフリー化を進めるとともに、J R・名鉄駅の橋上駅舎化を促進すると示され、これまで何回か鉄道事業者との協議を進め、推進をされてこられたかと思います。また、議会においても、市長から事業に対して前向きな御答弁をいただいております。しかし、昨年12月議会の折、中期財政計画の中で、市長からJ R及び名鉄の駅の整備計画は凍結をさせていただきたいということでお話がありました。しかしながら、駅周辺整備につきましては、多くの市民、住民の期待も大きく、将来を予想して大きな希望を抱いていただけない、凍結されるということに対し、市民からは困惑と疑問の声が寄せられています。

そこで、市長にお尋ねをいたします。駅周辺整備を凍結される理由について、改めて詳しくお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） まず最初に、炭竈議員初め、全ての議員の皆様に対して、12月議会で駅前整備の凍結をさせていただいたことを心からおわびするわけでございます。余りにも唐突な話ではないか、あるいはしっかりとした説明責任がないというような状況でお叱りをいただいたわけでございまして、深く反省をすることでございます。

このように申し上げましたのは、私どもが12月議会に御提案申し上げます中期財政計画という形の中で、財政当局と私、副市長等が協議をした中において、いわゆる来年度から始まります後期第1次総合計画のさまざまな重要事業の中で大型プロジェクト事業をどうしていくかということについて検討をしたわけでございます。そうした形の中で、事前に全員協議会等で説明もなく、このような話をさせていただいたことに少し私の不行き届きのところがあったということをおわびするわけでございます。

そういう状況の中で、駅整備計画の凍結につきましては12月議会で申し上げたとおりでございますが、12月に策定いたしました中期財政計画の見通しについて、第1次総合計画との位置づけでさまざまな重要事業があるわけでございます。一つは、新庁舎の建設事業、あるいは白鳥保育所の建設事業等々の投資的な経費に充てなきゃならない経費でございます。また、3・11から2年経過するわけでございますが、防災・減災計画という中でのさまざまな課題があるわけでございます。そういった政策的な経費ということについて優先順位を高め

ざるを得ないというようなことを考えているわけでございます。

そうした形の中で、平成25年度におきましても、一般財源を6億円とした場合のさまざまな投資的な経費ということを立案させていただき、25年度の予算を提案させていただいております。

そうした状況から、平成25年から28年にかけて約2億5,000万ほどの財源不足が生じてくる。また、平成29年以降はさらに財源不足の増加が加わってくるというふうに思っているところでございます。

一方、税収が伸び悩む反面、生活保護を中心としたさまざまな扶助費の社会保障関連経費が伸びている状況でございます。そういったことに対して、我々はこの大型プロジェクト事業である駅前整備計画、皆様にも御提案申し上げておりますけれども、三十数億円の大きな事業でございます。そういう状況の中においては、毎年2億5,000万ほどの財源を用意していかなければならないということにおいて、第1次総合計画の後期の中で実現することは不可能だろうという形の中で凍結をお話しさせていただいた次第でございます。財源が足りないということでございます。

第1次総合計画の後期の計画につきましては、前期の策定委員の皆さんを中心として、新年度からその後期計画の状況についてお話をする機会がございます。策定委員会の皆様にもしっかりと説明をしていかなきゃならないということでございます。

以上が12月議会でこの駅前整備事業を凍結した理由でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま計画の見直しの中で財政上凍結せざるを得ないという御答弁をいただきました。

これまで弥富駅前周辺の基本計画策定事業として業務委託料も予算計上されてまいりました。また、大学准教授を中心としたプロジェクトチームも編成をされ、研究・検討に御尽力をいただけてきました。そして、昨年の中ごろですね、3月から4月にかけて、名鉄とJR間の空き家となっていた家屋も皆様方に御協力いただいて取り壊しがなされました。見通しがよくなったねと市民から大変喜ばれています。こうした取り組みの一つ一つが安全対策につながるものと考えます。今でも駅周辺道路の整備や橋上駅舎化、また自由通路についても、鉄道事業者との協議など、大型事業であるゆえ大変な御努力をしていただいたと思いますけれども、市民の皆さんにおいては一日も早く整備をされることを望んでおられます。

そこで、駅周辺整備については、ただいま凍結ということでございましたけれども、市長として、この先、駅周辺整備に対しお考えがあるようでしたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

この事業に対して、私どももプロジェクトチームをつくり、さまざまな見識者から御意見をいただき、準備をしてきたところでございます。この財産につきましては、これからしっかりと保護しながら、守っていかなくちゃならないというふうに思っております。

今後の取り組みということでございますけれども、議員おっしゃるように、駅利用者を初めとする市民の皆様の安全な通行、あるいは利便性を確保するということは大変重要であるというふうに共通の認識をしておるところでございます。これからも市といたしましても努力を重ね、何とかこの事業が再度取り組めるような状況をつくり出していかなくちゃならないというふうに思っているところでございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、さまざまな諸事業を優先的にやるということも含めて財源不足が見込まれるわけでございますので、この税収がなかなか厳しい状況の中において、新たな財源について検討する時期が来ているかなあというふうにも考えているところでございます。

午前中の三宮議員に対しても少しお話をさせていただきましたけれども、新たな財源確保ということで、この事業を計画していくことができないかということについては考えるところでございます。それは、都市計画税という目的税の導入でございます。この都市計画税においては、駅前広場、あるいは街路整備、下水道事業に充てることができるわけでございます。固定資産税の課税標準額の100分の0.3以下という定めでございますけれども、この目的税である都市計画税につきましては、旧弥富町の時代でも考えられたと聞き及んでいるところでございます。この都市計画税を導入するにおいては、さまざまな皆さんから御意見をいただき、どのような形でこれを具体的にしていくかということにつきましては、これからの大きな課題であろうというふうに思っておるわけでございます。しかし、都市計画事業を進める上において、財源確保という意味においては、都市計画税は選択肢の一つであろうというふうに思っているところでございます。今後、38市の中で導入されていない市が3市でございます。そういう状況も踏まえて、この都市計画税についての議論を高めていかなければならない、そんな時期でもあろうかなというふうにも思っているところでございます。

もう一つは、この駅前事業につきましては、大きなプロジェクトとしてはできませんけれども、事業費を削減して、安全に鉄道を横断することができるような、いわゆる線路をまたぐような、人だけが通れる、いわゆる人道橋というか、そういったようなものをつくって、便宜性を図っていくということも方法としてはあろうかなというふうに思っております。そんなことも後期の第1次総合計画の中で取り組めればというふうに思っております。

いずれにいたしましても事業に伴う財源の確保、あるいは事業費の縮減ということに対し

て、事業内容を見直しさせていただく、そんなことでございます。また、議員各位の皆様からこの駅整備につきましてのさまざまな御意見をお寄せいただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 整備計画を見直しされて、安全性を最優先に、市民の足である、今御答弁いただきました人道橋ですか、そういったことも考えていただける。南北通路については、今後そうした見直しの中でお考えをくださるということで理解をさせていただきました。どうか市民の安全性や利便性の向上、また駅周辺の活性化に向け、計画を断念することなく、今後ともぜひ事業の継続をしていただきますよう強く要望をいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

2点目に、小・中学校の学習環境改善整備といたしまして、小・中学校のトイレの整備について質問いたします。

全面移転改築されました弥富中学校と、この4月に開校予定の日の出小学校は、児童・生徒、また教職員用トイレの洋式化が進んでいるかと思います。それ以外の学校のトイレの洋式化を含めた環境整備について質問をさせていただきます。

これまでも過去に何度か一般質問があり、直近では昨年12月議会で那須議員が取り上げられています。ちなみにそのときの御答弁では、小・中学校の洋式トイレの設置率は平均30%ほどで、まだまだ低いという認識を持っているとのことでございました。しかし、教育環境改善が進んだ弥富中学校、日の出小学校の完成に伴いまして、改めてお伺いをいたします。

現在の社会状況、あるいは意識の変化といたしまして、一昨年の東日本大震災の教訓として、学校の耐震化とともに、避難場所としての設置機能の強化が重要となっております。避難場所になっています各学校には、若年や壮年の方々ばかりではなく、足腰の機能が低下した高齢者や障害のある方も多数避難されることが予想されます。そのような方々にとりまして、和式トイレを使用することは極めて困難であり、洋式トイレは、介助の際や身体への負担をより少なく使用することができると思います。そのため、今述べました災害時もそうでございますが、平時における学校の地域開放という面からも、トイレの洋式化を含めたバリアフリーに対応したトイレの環境整備の必要性は大変高いものと思います。もちろんふだん学校で学習をし、生活をする児童・生徒にとりましても、学校トイレの洋式化は今の時代の必然的な流れでもございます。現在、多くの家庭では洋式トイレとなっており、和式トイレ自体を知らない子供たちも多く、幼稚園や保育所のトイレも洋式が多くなっているかと思えます。

そのような子供たちを取り巻く環境の変化の中、小学新1年生など低学年児の中には、和式トイレにふなれなため、トイレを我慢してしまう児童もいるとのことでございます。また、

体調不良などによりトイレの心配をして過ごしている児童・生徒もいるということです。中には、トイレを利用できる休み時間が限られているため、トイレを我慢せざるを得ない児童・生徒もいるのではないのでしょうか。そのため、子供たちの健康への影響が心配をされています。

また、思春期、成長期の生徒にとりまして、他人の目などが必要以上に気になる年ごろでもあり、トイレに関する事柄もプライベートのこととして敏感に考え、行動する生徒が少なからずいることは、私たちの子供時代を思い起こしても想像がつくのではないのでしょうか。

そのようなことから、児童・生徒が快適に安心して学習生活に集中できる環境を整えることは、学校の居心地感を高め、学習意欲の向上や学習に向かう姿勢の改善にもつながるものと考えます。また、トイレの洋式化には、清掃のしやすさなど、衛生面や節水できる等のメリットもあるとのことでございます。

以上のことから、避難場所として、また学習環境を充実させるという観点から、小・中学校のトイレの洋式化など、トイレ環境の整備、改善を一層進めるべきと考えます。これまでも各学校の要望などを踏まえ、逐次トイレの洋式化を進めてこられたかと思えますけれども、今後は全てのトイレの洋式化も視野に入れつつ、あるいは一定の目標値を持って、計画的に整備をしていくべきと考えます。

そこで質問をいたします。

1つ目に、各小・中学校におけるトイレの洋式化の現状と、また認識、そして達成率について伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 炭竈議員の御質問にお答えさせていただきます。

洋式トイレにつきましては、高齢者から子供まで容易に利用でき、周囲を汚すことも少なく、衛生的であることから、既に家庭では一般的になっているところでございます。

小・中学校のトイレの洋式化につきましては、学校はもちろんのこと、災害時の避難場所としての役割など、児童・生徒以外の利用も考慮して、洋式化を進める必要性は一層高まっているものと認識しております。

トイレの洋式化の推進に当たりましては、これまでも既存トイレの面積やトイレブースの数、児童・生徒数を総合的に勘案し、順次進めてきたところでございます。

トイレの洋式化の現状と達成率、洋式化率ということでございますけど、今年度、一部施行しました弥生小学校を含めると、小学校全体では30.1%、中学校全体では33.5%となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、2つ目ですけれども、教職員用のトイレの洋式化率は

いかがでしょうか、教えてください。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 教職員トイレの洋式化率についてお答えさせていただきます。

教職員トイレにつきましては、今年度一部施行しました弥生小学校、弥富北中学校を含めますと、全体では34.3%、小学校では19.03%、中学校では57.1%となっております。しかしながら、現在、職員トイレが和式トイレのみの学校が、桜、大藤、栄南、白鳥、十四山東部小学校、十四山中学校の計6校となります。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、3つ目ですけれども、今後の計画と、またもしありましたら達成目標と完了年次についてお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 今後につきましては、達成目標、完了年次を設けることはできませんが、洋式トイレが少なく、児童・生徒数の多いトイレでは、簡易な方法で洋式トイレへ変更する方法も含めまして、順次洋式トイレの比率を高められるよう、財政状況も勘案し、進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 続けて、4つ目ですけれども、それでは、児童・生徒への配慮と、学校が避難場所であるということを踏まえましたバリアフリー化計画についてはいかがでしょうか、教えてください。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 学校のバリアフリー化についてでございますが、避難所となります学校につきましては、新築や増改築などの際につきましては、バリアフリー化の工事等を行うことが必要とされております。これまでにつきましても、校舎の改修時や肢体不自由児の状況を踏まえまして、バリアフリー化や洋式トイレの設置を進めてまいりました。しかしながら、既存の多くの学校につきましては、議員御指摘のとおり十分な状況ではございません。トイレのバリアフリー化が困難な状況もございますが、災害時における避難場所としての役割も考慮し、可能な範囲で、順次バリアフリー化の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、国は現在、小・中学校体育館の天井部材の落下防止の点検を早期に実施するように求めています。当市も、来年度、25年度に小・中学校体育館の天井部材の落下防止のための点検、非構造部材であります天井部材等でございますけど、こちらを行いますので、今後、これらの対策に多額の費用の発生が予想されております。トイレの洋式化等の質的環境改善

と優先順位を勘案して、順次進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 小・中学校のトイレの整備につきましては、ただいま御答弁がございましたけれども、体育館の天井落下防止とともに、順次推進をしていかれるという前向きな御答弁をいただきました。御答弁の中で、特に小学校の教職員用の洋式化率が2割以下であるということ、それから洋式トイレがない学校もあると聞いておりますので、早急な対応をお願いしたいと思います。

また、子供たち、特に低学年の子供たちは、例えば洋式トイレが必要だなということは思っている、要望することなど、口に出して言うことができません。教職員トイレとともに、声なき声を敏感に感じていただいて、これからも子供の立場に立った、必要なトイレ整備を進めていただきますようお願いをいたします。

また、御答弁にもありました体育館の天井材の安全対策ということで、今後多額の費用が予想されるということでございます。日々の子供たちの環境改善に最も大切なトイレ改修につきましても積極的に進めていただきますことを要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

3点目に、食物アレルギーへの対応について質問をいたします。

アレルギー疾患を持った子供への対応についてでございますが、昨年12月に東京府中市の市立小学校で、チーズなどにアレルギーのある5年生の女子児童が給食を食べた後に死亡した事故が起こり、冬休みを前に大変に残念なニュースが全国に流れました。

給食を食べているときに児童・生徒がおかわりを希望した際、担任の男性教諭が誤ってチーズを使った料理を渡していたことが明らかになっています。同市の教育委員会は、医師や弁護士を含む検証委員会を設置し、再発防止策などを検討するとしています。

当日の給食の献立は、生地にはチーズを練り込んだ韓国風のチヂミでしたが、女子児童にはチーズを抜いたチヂミを1食分だけ用意はしてあったのですが、おかわりを求められた際に渡したものが、その食べさせてはいけないチーズ入りだったことに気がつかなかったということでございます。女子児童が食べられない料理にはバツ印がつけられていましたけれども、確認を怠っていたため、おかわりを求められた際に渡してしまったということです。さらに、教職員がショック症状を和らげるエピペンの注射をためらったこともわかっています。

この学校では、昨年10月にも別の児童が誤って給食を食べてアレルギー症状を起こし、病院に救急搬送されていたことも明らかになってきます。こちらのケースは配り方に問題があり、児童が別の給食を誤って食べてしまったということです。

我が町の未来のある子供たちが、楽しいはずの学校給食で命を落とすことが絶対にあって

はならないと考えます。

そこで、お伺いをいたします。

初めに、我が市の食物アレルギーの子供はどのように掌握されていますか。また、アレルギーのある児童・生徒の現状をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 炭竈議員の御質問にお答えします。

昨年12月に東京調布市で小学校5年生の児童が食物アレルギーショックで死亡した事故につきましては、決して人ごとの事故ではなく、大変胸の痛む事故であります。

本市におきましては、この事故の2年前から、校長会と養護教諭部会と栄養教諭部会が連携を取り、愛知県教育委員会より「学校給食における食物アレルギー対応についての手引」が発行されたのを契機に、弥富市バージョンの対応マニュアルを作成し、それに準じて、現在、食物アレルギーの対応に取り組んでおります。

児童・生徒の掌握と事故が起きないような取り組みの対応についてでございますが、弥富市の対応マニュアルにのっとりまして、小学校入学前の園児につきましては、就学時健診で健康やアレルギー疾患に関する調査票を全員に提出してもらいます。アレルギーで給食対応を希望されてみえます保護者につきましては、申請書と学校生活管理指導表の提出を求めています。その後、入学前に保護者と面談をし、症状が出たときの対応、例えばかかりつけの医師や常用している薬、先ほど議員が言われましたエピペン等の使用、家庭での除去の対応についてお聞きします。

在学している児童・生徒につきましては、対応を継続する場合につきましては、年度末に申請書を提出してもらい、保護者面談の上、4月からの給食対応を決定しております。

このように、学校では、4月の職員会議までにアレルギー疾患を持つ児童・生徒のリストを作成して、全職員でその対応を認識し、給食に備えるようにしております。この時点で全ての児童・生徒を把握できる状況になっております。

また、アレルギー疾患に関する児童の情報は、保育所、幼稚園からも就学予定の各小学校に送付されますので、情報の共有化を図っております。

なお、弥富市内の保育所でも、入所する前に保護者と綿密に打ち合わせをして、安全な給食を提供するように努めておると聞いております。

24年度の現況でございますが、全ての学校に、症状の程度は違いますが、食物アレルギーを持つ児童・生徒がおります。食物アレルギーを持つ小学生は71名、中学生は34名でございます。原因となる食品につきましては、卵、牛乳、小麦等が上位を占めておりまして、学校の実情に応じて代替食の提供をしたり、調理過程で除去したり、単品での除去をしたり、各学校の実情に合わせて対応しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、アレルギーのある児童・生徒に対して、先ほど申しましたような事故が起きないために、どのような取り組みが行われているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 事故が起きないような具体的な取り組みにつきまして御紹介いたします。

献立表につきましては、栄養教諭が児童・生徒各個人用を作成しております。献立表には、食べられないもの、給食室で除去・代替のもの、教室で除去など、メニュー、材料ごとに色分けをして、間違いのないよう工夫しております。

養護教諭は、献立表のアレルギー物質の色分けに間違いがないかを確認し、栄養教諭と修正後、保護者へ2部配付をしております。保護者は、確認後、間違いや除去希望のものがあれば、2部のうち1部に記入し、学校へ提出するようになっております。

初めての食材につきましては、栄養教諭から事前にその食材の明細の説明を受け、対応しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 最初にお話ししました調布市のようなおかわりのときの盲点や配り方の問題などが明らかになっておりますけれども、こうした点については、本市はどのような対応をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） おかわり、配膳の仕方の市の対応についてでございますが、今回の調布の事故で、おかわり、配膳が盲点だと指摘をされましたが、この事故が起きるまで、本市も学校にそのような対応につきましては指示をしておりませんでした。しかしながら、事故後につきましては、市の校長・教頭会議でなお一層の慎重な取り組みについて指示を出しました。

配膳時におきましては、アレルギー対応が必要な児童・生徒には、給食用の名札を個別に作成し、そのお盆に除去食や代替食を配膳して、給食室から運んでおります。おかわりにつきましては、おかわりをするときには担任に申し出をしまして、アレルギー児童・生徒用の献立表を担任が確認し、除去食、代替食以外のものはおかわりをしております。また、場合によっては、担任がおかわりの盛りつけをしております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 児童・生徒のアレルギー疾患がふえていることを受けまして、文部科学省は日本学校保健会と協力をしまして、2008年3月に、アレルギー疾患を持った児

童・生徒への学校での対応を示す学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインを作成しております。指針は、全国の教育委員会や各学校に対し、保護者や医者を通じて、児童・生徒の個々の症状を把握するよう求めています。給食の献立などは原則的に学級担任などが把握をし、疾患のある児童・生徒が誤ってアレルギー食材を摂取することのないよう注意を指示しており、各教育委員会はこの指針をもとに対策を講じています。また、緊急時には、ショック症状を和らげる自己注射薬エピペンを本人にかわって、教職員らが使用するなどの対応も促しています。

そこで、お伺いをいたします。教職員のいざというときの自己注射薬エピペンの取り扱いでございますが、どのように対処され、取り扱いをされているのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 現在、エピペン、先ほど議員が言われました自己注射薬の関係でございますけど、保有者につきましては3名でございます。小学校で2名、中学校で1名でございます。小学生につきましては、自分で打てないかもしれないということがございますので、学校で保管をしております。中学校につきましては、中学生でございますので本人が持参をしております。

ショック症状を起こしたときのために、各学校では食物アレルギーの研修会を持ち、エピペンの使用法につきまして理解を深めております。学校によりましては学校医により研修会を持ち、知識を深めたり、エピペンの練習器具というものがございますので、こういったもので練習をしたり、いざというときに、特定の者だけではなく、教職員全てが自分で打たなければならないという自覚を持って対応しております。

子供たちが楽しみにしています給食につきまして、不安を抱かせることなく、今後もなお一層安全な給食を提供できるように努力をしてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 文科省によりますと、現状ではこのガイドラインが十分に活用されているとは言えないということから、先ほどからお話がございますエピペンの使用方法についての実施訓練を行うなど、食物アレルギーの研修を実施しているところもふえていくということでございます。ただいま課長より、我が市は既に各学校でこうした研修会を持って、エピペンの使用方法にも理解を深めているということでございます。弥富市も3名のアレルギーのエピペンを使用されている方がいるということを今御答弁いただきました。子供のアレルギー情報、また対応を学校や保育所の教職員など関係者全員が共有をして、情報を交換しながら、具体的なマニュアルは現場で検証し、また啓発を行うなど、子供の安全を第一に、生徒も先生もみんなが安心して安全な給食を食べられる。そしてまた、有意義な学校生活を送れるよう、これからも努めていただきますことをお願い申し上げまして、私の一般質問を

終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

きょうは弥富市総合計画の実施計画と中期財政計画の2点について、主に質問をさせていただきます。

平成18年4月1日、弥富町と十四山村が合併し、弥富市が誕生してから7年が経過しようとしております。この7年の間、市長を先頭に、職員の皆様一丸となり、市行政の向上に努力し、さらには市民の皆様の協力により、協働のまちづくりを進め、弥富市の行政も順調に推移してきました。

平成21年3月、今後10年間のまちづくりの指針として作成された第1次弥富市総合計画によれば、本市の将来像を「みんなでつくるきらめく弥富、自然と都市が調和する元気交流空間」と定め、これを実現するため、6つの政策目標と37の施策項目ごとの取り組みを総合的に推進することが基本となっております。また、各施策に具体的な目標である成果指標を設定し、定期的に数値を点検していくことによって、事業効果の検証を実施していくことになっております。

策定以来4年が過ぎようとしている今、その検証をしなければなりません。そして、市側としても、今後5年間の弥富市中期財政計画及び総合計画の実施計画を策定し、市議会に示されました。また、市長も、年頭の賀詞交換会において中期財政計画について報告し、市のホームページにもその内容が赤字財政になる旨を掲示しております。

このように赤字財政にならないため、どのような対策を講ずるのか。また、当初掲げた「きらめく弥富」になるにはどのような施策を行っていくのかを、弥富市総合計画の中の実施計画に基づき、質問させていただきます。

これですね。「弥富新時代への進路実施計画書」、まず政策目標1の中で、民間木造住宅耐震改修費補助事業ですが、私は、この事業は防災・減災の点からも非常に重要な事業であると認識しております。平成25年度の目標指標は30戸となっております。ぜひこれを達成していただきたい。あるいはそれ以上の成果を上げていただきたいと思っております。

そこで、弥富市になった平成18年度から現在までの耐震改修の実績を教えてください。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

各年度ごとで申し上げます。平成18年度はゼロということです。19年度が2戸、20年度はゼロ、21年度が1戸、22年度がゼロ、23年度が5戸、24年度が2戸、合計しまして10戸となっております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○**7番（平野広行君）** 今のお答えによりますと、東日本大震災直後の平成23年度には目標の5戸をクリアしていますが、その他の年度におきましては、ゼロとか1とか2とか、非常に少ない数字であります。この点については、どのようにお考えでしょうか。

○**議長（佐藤高清君）** 竹川都市計画課長。

○**都市計画課長（竹川 彰君）** それでは、お答えさせていただきます。

確かに平成18年、合併以降の数字を見ますと、それぞれゼロとか2戸、1戸というふうな形になっております。しかしながら、まず耐震改修の前に耐震診断ということで、御本人さんからの申し出によりまして耐震診断を受けていただきまして、その結果、耐震性がないということ、耐震基準を満たさないということでありましたら、今度、耐震改修ということになります。その耐震改修におきましては、耐震診断の結果を耐震診断員から使用者に対して、耐震改修の必要性とか、耐震改修にかかる費用等を御説明申し上げているところでございます。その時点におきまして、自分の家は自分で守る。自助の考え方をやっていただくというのが必要じゃないかというふうに考えております。以上でございます。

○**議長（佐藤高清君）** 平野議員。

○**7番（平野広行君）** そこで、私、近隣の市町村の状況をちょっと調べてみました。津島市、愛西市、蟹江町、飛島村、そして北名古屋市であります。これによりますと、津島市の場合、23年度予算12戸に対して30戸やっております。それから、愛西市は予算10戸に対して、補正も組んで15戸の施行ということです。蟹江町は5戸の予算に対して11戸、北名古屋市25戸の予算に対して18戸、飛島村はゼロでありました。東日本大震災以降、平成23年度より国からの補助金が30万円ふえたこと。そしてまた、震災直後、市民の意識も高いことも重なって、弥富市でも予算5戸に対して100%の改修となっております。また、他の市町村でも、今申しましたように23年度は非常に高い改修となっています。人口の違いがありますが、蟹江町では23年度5戸の予算に対して11戸の改修、愛西市では10戸の予算に対して15戸の改修となっており、両市とも補正を組んで改修を行ったと聞いております。

また、補助金の額ですが、ほとんどの市町村が90万円であります。しかし、愛西市だけは110万円の補助金となっております。そして、予算戸数に対する改修工事実施率は100%でありまして、23年度は150%となっております。また、来年度ですが、25年度は5戸ふやして、15戸の予算で行うと聞いております。人口の違い等ありますが、100万円の補助金額が一つの分岐点になるのではないかなあと考えております。

一度このような補助金との連動性も考えていただきたい。この事業、非常に大事な事業の一つですので、ぜひ目標が達成できるよう考えていただきたいと思います。

今、私が申し上げましたようなことを踏まえて、今後の取り組みについて、考えを聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

実はきのう、国のほうから新たに30万円の増額をするという形の中で、耐震についての補助金がアップになりました。90万円が上限であったわけですから、120万円という形になりました。今まで私どもとしては非常に戸数が少ないわけですが、市の負担は2分の1という状況になるわけですが、この辺の状況について、我々は注視しながら、あるときはそういったような形でふえれば、また補正をお願いするような状況になろうかなあというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） これ、非常に重要な事業でありますので、ぜひ目標が達成できるようにお願いを申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

次は、同じく政策目標1の中で、情報化の推進事業について伺います。

まず平成19年度から23年度までのホームページのアクセス数を教えてください。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 申し上げます。19年度につきましのアクセス数でございますが、17万3,085件、20年度19万3,823件、21年度20万4,382件、22年度16万106件、23年度22万3,334件でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今ずっとお聞きしましたところ、22年度のアクセス数が減っております。この原因はなぜでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 申し上げます。22年度のアクセス数につきまして、その年度に関して、12月から翌年の2月までの3カ月間がデータをカウントするシステムにふぐあいがございます、取得できない状態となっております。このため、アクセス数が少なくなっております。大変申しわけございません。逆に平均でございますが、9カ月で16万106件を12カ月に割り戻しますと、21万3,000件ぐらいになると思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 23年度22万3,000ということですね。25年度の目標50万件に対して、今のところ半分ぐらいです。50万件を達成するには今後どのような取り組みをされるのか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 23年度におきまして22万3,334件でございます。25年度の数

値目標50万件を上げておりますが、達成は難しいものと考えております。そこで、今後もタイムリーな情報提供手段といたしましてのホームページの重要性を認識いたしまして、多くの市民の皆様にご利用いただけるようホームページづくりに努め、運用してまいりますと
いうことでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは次に、本年1月から本格運用が始まりました弥富市の公式ツイッター、これについてのフォロワー数、今現在どれぐらいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 申し上げます。ツイッターに関しましては、24年の9月から一応テスト期間を始めさせていただいたところでございます。本日現在、朝調べましたところ、フォロワー数につきましては246件でございます。フォロワーに関しましては、フォロワーというものは、いつも読んでいただいている読者というような意味でございますので、
よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 私もツイッターに登録してありまして、きんちゃんのつぶやきとか、楽しんでおります。きょうは何の日とか、おとといの3月4日、語呂合わせでミシンの日と書いてありました。それから、頭の体操も載せてありますし、またきょうは菜の花が咲いているところへ写真を撮りに行って掲載されております。大変楽しんでおります。ネタ探し、大変忙しいと思いますが、情報化の時代であります。正確で正しい情報を市民の皆様にご提供していただき、若い人が興味を持って、弥富市行政に参加する。そんな弥富市にさせていただくことをお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次は、政策目標2番、公園緑地の整備として、防災機能を持った公園の整備事業であります。

当初は、各小学校区に1カ所整備するとして、目標指標を6カ所として示されています。しかし、昨年3月の定例会において、伊藤正信議員から質問のありました白鳥の防災公園及び防災広場の件について、市長は3・11以来、防災対策を見直し、高さを求める防災対策に変更する旨を明言されました。しかし、当初目標としていた6カ所の防災公園設置の項目は変更されず、そのままで成果指標が示されていますが、今後、この項目をどのように変更し、成果指標を求めていくのか。また、政策目標の中で第1位に位置づけられている防災・防犯対策、そして、ことし4月からは県たばこ税の一部が防災予算として市に移譲されます。弥富市の場合、私の計算では約4,400万円になりますが、この予算も含め、今後、防災対策としてどのような対策を進めていくのか、お教えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○**防災安全課長（伊藤久幸君）** 第1次の総合計画は21年度から25年度までの前期計画でございますけれども、こちらのほうでは、議員御指摘のとおり高さを求める施設についての記載はございません。これは、東日本大震災が平成23年に発生したということでございまして、この計画に反映できなかったためでございます。

今後のお話になりますけど、本年6月以降 ―― 今、国のほうの想定がちょっとおくれておりまして、若干おくれる可能性がございますけれども ―― に県から発表される予定の被害想定に基づきまして、目標の設定を考えていくことになるかと思っております。

また、現在、一時避難できる施設ですね。こういったものにつきましの収容能力、これは潜在的な収容能力も含めてでございますけれども、そういったものの調査を現在行っているところでございます。その結果も考慮しながら、後期計画の位置づけを考えてまいりまして、その中でどのような施設が必要かといったことも含めたものを検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○**議長（佐藤高清君）** 平野議員。

○**7番（平野広行君）** それでは、続いて、12月の議会におきまして私が一般質問した防災機能を備えた歩道橋についてでございます。余りうまく理解されていないようですので、もう一度説明させていただきます。

当時、伊藤防災安全課長は見えませんでしたので、御答弁いただいたのが伊藤総務部長と三輪土木課長でございました。きょうはぜひ伊藤課長から御答弁いただきたいと思います。

中央幹線が完成します。そうしますと、鍋田ふ頭から大型のトレーラーですね。鍋田の場合は40フィート、いわゆる12メートルの大型のコンテナを積んだ大型トレーラーが走ります。そうしますと、現在、小学生等は横断歩道がありませんので、地上を横断しているわけですね。しかし、車、トレーラーの数がふえるわ、大型がふえるわというと、地上を横断するのはかなり難しいというか、危険が伴います。そういった場合に、当然のことながら歩道橋の設置が必要になってくると思います。その歩道橋を設置する場合に、ただ普通の歩道橋を設置するのではなくて、その時点で津波からの避難もできる防災機能を持った歩道橋、こういった歩道橋を設置してはどうですかという提案をさせていただきました。それについての考えをお願いいたします。

○**議長（佐藤高清君）** 伊藤防災安全課長。

○**防災安全課長（伊藤久幸君）** 歩道橋を防災施設にということでございますけれども、この答えとしましては、12月の議会のときに総務部長、並びに土木課長のほうからお答えさせていただいたとおりでございます。防災の立場といたしましては、なかなか難しい問題だと思っております。こちらのほうは、交通安全と、それから防災と両方、防災安全課の所管するところでございますけれども、歩道橋の設置につきましては、道路管理者のほうの設置にな

るかと思っております。

また、道路法の施行令で、新たに4月1日からでございますけれども、津波避難施設が道路占用のできる施設というふうに認められることになったと聞いております。ただ、津波の到達までの時間が最短87分という当市の現状を考えますと、小学校・中学校等の屋上への避難階段など、費用対効果の高い方法を検討していくほうがより現実的かなというふうに考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） いずれにしても、政策目標の中で第1位に位置づけられております防災・防犯対策ですので、しっかりとやっていただくことをお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次は政策目標4番、スポーツの振興についてであります。市主催のスポーツ大会の参加者数についてお伺いいたします。平成19年度から24年度までの実績を教えてくださいたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木春美君） 第1次弥富市総合計画実施計画について、施策項目の検証の中でスポーツ振興に係る進捗状況においてということで、市主催のスポーツ大会の参加者の数でございますが、単独種目のスポーツ大会といたしまして、平成20年度2,138名、平成21年度2,486名、平成22年度2,535名、平成23年度2,453名、平成24年度は、あと3月に2つ大会を残しておりますが、現在のところ2,248名となっております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今の御報告でいきますと、若干数字が年々減ってきているというように見受けられます。25年度目標8,000人に対して、今後かなり頑張らないと無理と思います。今後の取り組みについて、どのようなことを考えてみえるのか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木春美君） 25年度目標、市主催のスポーツ大会の参加者について、目標8,000人を達成するための方策でございますが、人生80年時代となり、どなたでも健康で充実した人生を送りたいと願ってみえると思います。

今後は、中・高年層を中心に、例えば健康推進課でも実施しておりますが、市の観光マップにあります散策コースを活用したみんなでウォーキングのような、競技種目にとらわれず、誰でもいつでも気軽にできるような施策も取り入れていきたいと考えています。今後も市民の皆様が体力の維持向上を図り、健康で充実した人生を送ることができるよう、また高齢化によって人と人との交流が少なくなる中で、スポーツや健康づくりを通じて、仲間づくり、生きがいづくりを進めることが重要な施策と捉え、春の学区別体育祭や秋の市民体育祭、ス

スポーツ推進委員主催の健康歩こう会、ニューススポーツを楽しんでいただくエンジョイスportsなど、また子供から大人まで多世代からニーズのある総合型スポーツクラブとの連携をしながら、社会体育のより一層の充実を図り、参加者の拡大を図ってまいります。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 私も、やはり特定の種目ではなくて、一般の市民の方が参加しやすい競技を見つけ出して、取り組んでいくことが方策ではないかと思っております。スポーツは、体力維持だけではなくて、こういったことは市民のきずなを深める、そういった意味でも大事だと思いますので、ぜひ目標を達成していただくように頑張っていたきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

政策目標5番、農水産業の振興についてであります。

担い手への農地の利用集積数、いわゆる農地の利用権設定ですが、平成22年度での実績として329ヘクタール、25年度目標803ヘクタールとなっておりますが、この目標値の達成は可能でしょうか。質問いたします。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） それでは、お答えさせていただきます。

農地の利用集積数ということでございますけれども、先ほど議員言われました329ヘクタールにつきましては、農業経営基盤強化促進法におけます利用権設定の面積で、平成23年3月末現在の面積でございますが、通常私どもが県に報告する場合に、各年12月31日現在で報告しておりますので、これに基づきまして、過去5年間の推移でまずお答えさせていただきます。

平成20年12月31日現在229ヘクタール、平成21年254ヘクタール、平成22年296ヘクタール、平成23年346ヘクタール、平成24年390ヘクタールでございます。

また、総合計画における25年度目標803ヘクタール達成への取り組みについてでございますけれども、昭和50年に弥富地域農業機械銀行が設立されまして、農作業受委託事業の拡大を図ることを目的といたしまして、現在も活動されております。

また、JAでは、平成22年度より農地利用集積円滑化事業を実施し、農地の集積を促進しております。さらに、市におきましては、平成24年度に人・農地プランを作成いたしまして、担い手による農地利用の推進を図っております。

総合計画におけます25年度目標803ヘクタールにつきましては、先ほど言いました利用権設定の面積と、それから農作業受委託面積の合算でございまして、現在におきましては977ヘクタールでございます。第1次総合計画策定時の目標面積は達成しておりますが、引き続きこれらの事業を推進するとともに、26年度からの後期基本計画において見直ししたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 表記の仕方がちょっとずれがあったというふうに理解しておきます。

いずれにしても農業の後継者が減少しております。TPP参加も踏まえ、農地を守っていくためにも、農地の担い手に効率のよい農業を行っていただけるよう、今後も要件設定等、適切な施策を行っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次は政策目標2番、住宅用太陽光発電施設の設置数の件についてお伺いいたします。

3・11以来、原子力エネルギーにかわる再生可能エネルギーの普及が進んでおります。この事業も大変人気のある事業ですが、現在までの各年度ごとの設置数を教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） 平野議員にお答えいたします。

環境自治体の形成の中の新エネルギー施策の推進のうち、太陽光発電の公共施設への導入、民間住宅への導入支援など、環境負荷の少ない新エネルギーの導入に取り組みを進めるとあります。

そこで、本市では、20年度から住宅用太陽光発電施設を導入する者に対し、太陽光発電システム補助金を交付しています。御質問の現在までの設置数ですが、補助分で答えさせていただきます。20年度18件、21年度64件、22年度55件、23年度81件、計218件ですが、今年度については95件の申請を受け付けております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） そうしますと、目標は既に達成しているということによろしいですね。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） はい、そのとおりです。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今お答えいただいたように、25年度までの目標200戸は既にクリアしております。24年度、今年度ですが、補助はたしか1基8万円だったと思います。それで総枠600万円の予算であったと思っております。また、来年度、25年度予算はちょっと減額をされますね。5万円ということになって、基数につきましてはふやして120基、総額600万円ということになっておりますが、これでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） そのとおりです。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） これは、やはりより多くの方に設置してもらおう考えからでしょうか。
今後の取り組み、このようなふうで取り組んでいくのか、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） 24年7月から再生可能エネルギーの買い取り制度が施行されています。そこで、25年度については一律5万円の120件分の補助を予定しております。また、今後、26年度以降については、社会状況等を勘案して方向性を定めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） これでこの件については終わらせていただきますが、今回、この実施計画書を見て感じましたことは、入力データがきちっとしていない、そういった項目が見受けられました。せっかく立派な弥富市総合計画の実施計画書を作成されても何ものなりませんので、データ入力には十分注意していただいて、正しい報告書を作成していただくことをお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開は2時20分からとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平野議員。

○7番（平野広行君） 次は弥富市の今後5年間の中期財政計画について質問いたします。

12月の定例会におきまして、横井議員より、弥富市の財政について質問が23年度の決算額をもとになされました。今のところ、実質公債費比率が7.5%で、健全財政ではあるが、財政調整基金の残高と弥富市総合計画のいろいろな構想を考え合わせると、将来的に不安があると述べております。また、三宮議員も、公共下水道を中心とした公債費の増加等により、財政について不安があるとの質問が先ほどの一般質問でもなされております。

これに対しまして、市長は、5カ年の中期財政計画を策定し、全員協議会の場で我々議員に説明され、大変厳しい財政状況になると、私も理解をしたところであります。

平成18年、合併後、実施した財政改革においては、未利用地の売却、バナー広告等の有料広告事業、給与体系の見直し、定員管理の適正化等により、歳入歳出の効果額は18年から23年までの6年間で約16億円であると、12月の定例会において回答がなされております。歳入合計から歳出合計を引いた、いわゆる形式合計は、25年度からはずっと赤字になると示され

ています。これをゼロベースにするには、歳入をふやすか、歳出を減らすしかありません。市側からは、歳入に対する取り組みとして、1つ、未収金対策の充実・促進、1つ、使用料・手数料の見直し、1つ、保育料の見直し、以上3点が示されています。職員の方の努力によって、早急に税収を得るには、今示された3項目だと私も思います。赤字になる財政計画はありません。ゼロベースにする財政計画を示していただく上で、3項目について目標金額を示していただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 御質問にお答えさせていただきます。

歳入に関する取り組みの中の、まず1番目として、未収金対策の充実・促進につきましては、納税しやすい環境づくりのため、平成24年度から軽自動車税、国民健康保険税についてコンビニ納付ができるようにいたしまして、平成26年度からは市民税、固定資産税についても対象税目に加える予定でございます。また、平成23年度から西尾張地方税滞納整理機構に参加し、収納対策の強化を図っております。未収金対策の促進につきましては、目標金額は幾らかということですが、これにつきましては、明確に幾らということにつきましては言えませんが、前年度の徴収実績を上回るように努めてまいりたいと考えております。

2番目の使用料・手数料の見直しにつきましては、こういった項目を見直すのか、どのぐらいの金額にするのかということですが、それにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

3番目の保育料の見直しにつきましては、平成26年度に向けた保育料の改定を、23年度に保育料等検討委員会にて提言いただいた内容等を基本にして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 具体的な金額はちょっと出ないという答弁でございます。

これらの今述べられた対策も大変重要な対策ではありますが、長期的に見ますと展望が開けません。平成34年度までの10年間の財政予想も示されましたが、合併算定がえによる地方交付税の特例が平成28年から段階的に減額され、平成33年にはゼロとなり、10億円程度、形式収支は赤字になると示されています。報告書にうたってあるように、弥富市の場合、合併算定がえの特例措置が終了する平成33年以降の財政見通しが極めて重要であると思います。

そこで、歳入の中で、いわゆる自主財源と呼ばれる財源のうち、約80%近くを占める市税を伸ばすことを考えなければなりません。

そこで、市税のうち、約30%を占める個人市民税の納税額を上げる場合について考えてみます。個人所得が減っている今、1人当たりの納税額を上げるのは困難であります。納税者数をふやすしかありません。平成23年度の弥富市の市民税ですが、概算で納税者1人当たり

の納税額は約10万円から11万5,000円、納税者数は約2万2,000人であります。現在、弥富市の人口は約4万3,000人です。これを5万人都市を目指し、7,000人人口がふえたとすると、現在の弥富市の人口に対する市民税納税者は約2分の1ですから、約3,500人の市民税納税者がふえることになります。したがって、約3億5,000万の市民税収入となります。しかし、この人口の増を、桜地区、あるいは弥生地区に求めますと、また学校等の問題が生じてきます。これを過疎化が進む栄南、大藤、十四山地区に求め、税収問題、過疎化問題、学校統合問題、この3点セットで考えることをしてはどうでしょうか。市長の見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員の御質問にお答えをさせていただきますけれども、いわゆる5万人都市構想ということでございます。私ども、第1次弥富市総合計画の人口につきましては、皆様にもお示しをさせていただいておりますように、平成30年に4万6,000人という位置づけをさせていただいております。それをはるかに上回るというような状況において、大変厳しい数字かなあというふうには思っておりますけれども、今、平野議員の御質問のように、とにかく人口がふえる考え方につきましては大賛成でございますし、そういったことに対する施策はさまざまな形でやっていかなきゃならないだろうというふうにも思っております。

また、一方、市税の増加につきましては、今、政府・与党が考えております経済の再生化政策という形のものが大いに私どもとしても期待をするところでございます。個人市民税がずっと伸び悩んでおることは、まさに経済が大変厳しい状況にあるということで、個人の所得であるとか、あるいは雇用政策において、非正規雇用という形の雇用が非常に大きいということでございます。そういった形の中での財政政策であるとか、あるいは金融政策であるとか、あるいは成長戦略の分野での投資だとか、そういったような国のさまざまな施策が市場を動かし、経済を動かすというような状況に対して注視をしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、前段の5万人構想に対しましては、さまざまな皆さんから英知をいただきながら考えていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは、続いて、市税のうち、約60%を占める固定資産税について考えてみます。方策としては、現在も行っていますが、湾岸地区への積極的な企業誘致であります。成果指標にもありますように、平成25年度に25社を目標としております。しかし、東日本大震災後、企業は海岸部を避け、高台へ移転することを考えるようになりました。唯一港湾に近い場所を求めるのは運送業、流通業であります。弥富市マスタープランの中で、ものづくり産業地として示された地区を流通産業特区として、流通業の誘致を目指すように

してはどうでしょうか。平成21年の農地法改正により、農地の減少を食いとめ、農地の確保ということで、転用規制の強化、農地区域からの除外の厳格化がなされていますが、湾岸地区は工業地としての市街化区域とされており、その背後地としての末広地区及び八穂地区の一部がものづくり産業地として位置づけられております。これらの地域において、田んぼを転用し、運送業に駐車場として貸した場合の弥富市の税収について試算をしてみました。

お渡ししておりますこの資料をごらんいただきたいと思います。この試算によれば、仮に3反の田んぼを転用した場合、固定資産税は1年に約36万7,500円、またそれを駐車場として貸した場合、賃貸料収入による市民税は約30万円になります。よって、市税としては、固定資産税約36万7,500円、市民税約30万円、合わせて約66万7,500円が入ってきます。田んぼだけでは固定資産税5,040円しか入ってきませんが、差額として1年に約66万円の増収となります。こういったことを踏まえて、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 全体的に西部臨海工業地帯の背後地をどのような形で活用していくかということにつきまして、田んぼの有効利用を平野議員がおっしゃっているわけですが、すけれども、私どもとしては、農業振興地域として極めて重要な農地でもございます。そういったことに対して、十分審議をしていかないと、これは大変なことになるということも事実でありましょうし、やはりもっと企業の誘致ということも含めて、全体的に有効活用していかなきゃならないというふうに思っております。確かに駐車場とか、あるいは農地の利用計画という形に対する見直しはあろうかと思っておりますけれども、まずはそういった農業振興地域における除外ということもなかなか厳しい状況もあります。しかし、いかにそのところから税収を上げるという一つの方法ではあろうかというふうに思っておりますけれども、細部にわたりましていろいろと検討しなきゃならない問題もたくさんあるかなというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市長の答弁から、私もその辺は十分理解しておるつもりですが、余りにも税収が少ないという市側からの声が聞かれますので、じゃあ税収を上げるには、やはりこういったことを将来的に考えていかなければならないと思う立場でちょっと質問をさせていただきました。

よく適材適所と言われますが、まさにこれらの土地は流通業としては適所であります。宝の持ち腐れにならないようお願いをしておきまして、次は歳出について伺います。

歳出は、大きく分けて義務的経費、投資的経費、その他の経費と3つあります。その中で、義務的経費を削減することは難しいと思っておりますし、またすべきではないと思っております。削減するには、投資的経費とその他の経費であります。投資的経費については、白鳥保育所

事業、庁舎建設事業も終わる29年度以降はぐっと減ります。その他の経費については横ばい状態が続くわけですが、歳出に関する取り組みとして、市側からは、1つ、補助金の見直し、1つ、扶助費の見直し、1つ、特別会計繰出金の抑制等が上げられていますが、具体的にどれぐらいの金額を考えてみえるのか。また、この歳出に関しまして、こういった考え方で削減をされるのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 歳出に関する取り組みにおきます④補助金の見直し、⑤扶助費の見直し、⑥特別会計の繰出金の抑制、それぞれにつきまして、今後、財政計画におきます財源不足を解消していくためにはそれぞれ取り組まなきゃならないわけですが、現在、それじゃあ幾らそこの部分で財源不足を解消するのかということにつきまして、いずれも今のところ、今後の目標金額を明確に幾らだと言うことはできませんが、どういう考えで削減するのかというのは、中期財政計画の13ページ、14ページの今後の財政運営の取り組みというところに削減する考え方が載せてございます。そういったことを踏まえて、今後検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） これにつきまして、具体的な数字は出せないということで、取り組みだけを申されたわけですが、いただいております長期のほうですね、10年間の財政計画によりますと、25年から29年まで、一番下の数字ですね。形式収支、マイナス2億4,600万とか、29年度に関しましては5億2,800万、これ、5年間足しますと約17億円の歳入不足になっております。もっと恐ろしいのは、30年から34年、この5年間を足しますとマイナス46億なんですよね。ですから、こういった大きな数字がある以上、見通しというのはわかりますが、やはりどれくらいかという目標金額を設定して、そのように進めてもらわないと困ると思いますので、今後、きちっとした財政計画を立てていただきたいと思います。

投資的経費を削減するには、新庁舎、今度つくるということになっておりますが、こういったものをやめれば簡単な話なんです。しかし、災害時に防災対策本部の庁舎が倒壊しておっちは何なりませんので、市民の皆様の生命・財産を守るためにも、一日も早く新庁舎の建設はしなければならない、待ったなしの事業であることは理解しております。そのためには、庁舎の建設費の抑制、またほかの事業の見直し、こういったことをしまして、財源の確保等をみんなで知恵を出し合って、協力して進めていかなければならないと思っております。いずれにしても、昔から申しますように、入りを図りて出るを制す、こういったことに基づいて健全財政を推進するようお願いをいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次は市制10周年に向けての記念イベントについてお伺いをいたします。

早いもので、3年後には市制10周年を迎えます。過去には5周年記念事業として、板東英

二氏や草野仁氏を招いての記念講演が行われております。新庁舎完成に合わせた企画と、その内容によっては、今から構想を練り、準備する必要があります。例えば今では全国的に有名になり、また参加自治体もふえてきたB-1 グルメであります。B-1 グルメへの参加等を通じ、まちおこしをして、10周年記念イベントに向けて準備するといった、こういったような考えはないでしょうか。ことしは豊川市が会場でB-1 グランプリが行われ、数万人の人数が予想されています。このような提案に対しまして、市側のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 平成28年度が合併10周年に当たる年でございます。式典、イベントについては行う考えではございますが、具体的にはまだ検討の段階に入っておりません。10年の節目ということで、議員のおっしゃるように記念事業などの内容について企画準備は早い段階で検討してまいります。記念事業といたしましては、冠事業のほか、シンボル事業として、これからの弥富市のアピールとなるような事業や、市民から事業アイデアをいただき、誰もが10周年を祝えるような参加型事業のようなものも考えられるものでございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 新庁舎の完成と合わせて市制10周年記念イベントを行って、弥富市のすばらしさを全国に発信できるようなイベントを企画していただくことを期待しております。

これで質問を終わらせていただきますが、最後に、ことし3月で定年を迎えられる伊藤総務部長、平野民生部長、弥富市行政に多大の貢献をされたことに対しまして、心より感謝を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に三浦義光議員、お願いします。

○8番（三浦義光君） 8番 三浦義光です。通告に従いまして、今回は弥富市の交通安全対策について質問させていただきます。

愛知県内の2012年の交通事故死者数が235人に上り、2011年に続き、2年連続で都道府県別で最多となりました。2位の北海道、埼玉県と30人以上の差があったというのが1月現在の統計記事でした。しかしながら、愛知県警は2月8日付で、平成3年から平成23年までの交通事故死者数及び負傷者数について訂正が発表されました。特に死者数に関しては、平成14年の70人の訂正差を最高に、一昨年、平成23年でも51人の訂正がありました。これにより、愛知県は平成15年から10年連続交通事故死者数ワーストワンという不名誉な記録になってしまいました。

愛知県警によりますと、死亡事故の原因のうち、ドライバーの前方などの不注意が全体の4割を占め、トップになっています。また、ドライバーの意識も低く、運転手や同乗者が死

亡した事故のうち、6割がシートベルト非着用でした。

年齢別の死者数では、65歳以上が123人で52.3%。状況は、交差点などで横断中の歩行者が車にはねられたのが23.4%、車や自転車などの出会い頭の衝突が20%でした。このように、高齢の歩行者が被害に遭うケースがかなり多くなっています。

去年は、新しい事故原因として、脱法ハーブ吸引が発生してきております。10月に名古屋市中村区の県道で信号待ちをしていた車が追突されました。首にけがを負った被害者が追突してきた車両をのぞくと、運転手はもうろうとして様子でぐったり座ったままで、警察官が運転席のサンバイザーからビニール袋に入った植物片を押収。分析すると脱法ハーブと判明した事例がありました。

県警によると、脱法ハーブが原因と見られる人身事故は全国で16件あり、うち愛知県が6件と非常に多く、いずれも運転手は20代から30代の男だったそうです。改めて安全運転やルールに対する意識の低さが浮き彫りになっています。

春日井市で女子高生が車にはねられて死亡し、名古屋地検が全国で初めて、ハーブを吸っていた運転手の男を危険運転致死罪で起訴し、県警は11月中旬に薬物事故に関する注意を全署に緊急通知したそうです。

ことしに入っても愛知県は交通死亡事故がふえているようで、3月4日現在の暫定数で49名になっていて、もちろん全国ワーストワンであります。

そんな折、弥富市のホームページ上で交通死亡事故多発警報の発令記事を見ました。この警報はどのような指示で、どういうタイミングで発令されるんですか。また、直近の発令時期はいつでしたか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

議員御指摘の交通死亡事故多発警報でございますけど、そのほかに交通死亡事故多発緊急事態宣言というものもございます。この2つのものがあるということでございます。

まず交通死亡事故多発警報でございますけれども、3つの要件がございまして、いずれかに該当したときに発令されることになっております。1番といたしまして、10日以内の交通事故死亡者数が、年度で変わっておりますけど、24年度の場合は11名以上、25、26年の場合は10名以上、27年は9名以上というものが一つの基準になっております。また、交通事故による死亡者が前年の同時期と比較して増加数10名以上、かつ増加率15%以上になったとき。また、3番目といたしまして、交通事故による死亡者数が全国ワースト1位、かつワースト2位との差が10人以上になったときといったことでございます。

発令期間につきましては、原則として14日間になっております。また、7日間の延長ができるという形になっております。

また、交通死亡事故多発緊急事態宣言でございますけれども、こちらのほうは、交通事故情勢を勘案し、知事が発生する必要があると認めたときとなっております。こちらのほうは原則1カ月となっております、事故の情勢に応じまして延長することができるということになっております。いずれも発令者といたしましては愛知県知事となっております。

また、直近の交通死亡事故多発警報でございますけれども、おととい、3月4日から発令されております。17日までということになっております。

また、その以前になりますと、1月の21日から30日まで、こちらは10日間でございますけど、発令されております。

また、交通死亡事故多発緊急事態宣言でございますが、こちらのほうは前年10月の4日から一月発令されましたが、それ以降も事故が減らなかったということで、結局12月31日まで2回延長して発令されております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 宣言を出された以降、死亡事故を起こした35人に愛知県警が聞いたところ、宣言を知っていたのは12人どまりと。抑止効果は十分と言いがたいと聞いております。取り締まり強化も必要なんですけど、この宣言の周知徹底も必要なのではないでしょうか。

愛知県としましては、最悪の現状でございますが、弥富市でも残念なことに交通事故死者数は平成24年中において前年比4名増の6名の方がお亡くなりになっております。過去数年の状況、その中で65歳以上の高齢者の割合をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 弥富市が合併しました18年以降という形で整理させていただいております。事故死亡者数でございますけれども、18年が5名のうち1名が65歳以上、19年が3名のうち1名ということで、こちらの2年間にしましては高齢者の率が低かったわけなんですけれども、以降、20年は3名中3名、21年は1名中1名、22年が5名中4名、23年が2名中2名、24年が6名中6名ということで、ほとんど高齢者が占めているという現状でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 高齢化が進み、高齢者の方がとうとい命をなくされるケースが非常に多くなっております。交通安全教育を受ける機会の少ない方が自宅からほど近い場所で被害に遭うことが多く、いつもの道、いつものところだから油断することなく、一步でも家の外に出たら車に十分注意し、道路を横断するときは一旦とまって、車が来ないことを確かめてから横断するなど、自分の身を守るために注意をしてください。

また、70歳以上の高齢ドライバーの方は、高齢運転者標識、高齢運転者マークをつけて安全運転に心がけ、個人差があるとは言え、誰もが年齢を重ねるごとに身体機能及び視力、聴

力の低下や運動能力の衰えは避けて通れません。このことをしっかり認識して、今まで以上に交通安全への配慮をお願いいたします。

次に、弥富市の交通安全を守るため、交通指導員の方々がお見えになります。全国的には、自治体からの委嘱を受ける非常勤の特別職、地方公務員で、ほとんどの場合は交通安全協会職員であるとなっております。交通安全の広報や啓蒙活動を行い、学校や保育所などで園児・児童に対して交通安全教育を行ったり、交通指導を行う職員さんであります。弥富市の交通指導員さんの生い立ち、現在の具体的な活動内容をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 交通指導者につきましては、市長が委嘱することになっております。こちらのほうは、弥富町当時の昭和55年に発足しております。児童・生徒及び一般住民の方の交通死亡事故防止を目的としたものと思います。現在はゼロの日の街頭指導とか、交通安全県民運動等が年4回ございますけど、そういったところの交通安全キャンペーン等への参加、各種行事での交通整理などを行っていただいております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） いずれにいたしましても個人の方には何も入らない。無償でやっていただいておりますということで、言うなればボランティアの方々でございます。非常に頭が下がる思いでございます。

また、今回、一般質問の準備のため、地元交通指導員さんのお宅へお邪魔した折、玄関に地域交通安全活動推進委員の札がかけられておりました。恥ずかしながら初めて聞く役職で、私ながら調べてみました。地域における道路交通にかかわるモラルを向上させ、交通安全の確保について住民の理解を深めるための諸活動のリーダーとして活躍していただくボランティアの人たちに法律上の資格を付与し、その活動の促進を図るために設けられたのが推進委員の制度だそうです。しかしながら、交通指導員さんとの違いがよくわかりません。わかる限り、少し教えていただけませんか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） まず一番大きな差といたしましては、委嘱するのが県の公安委員会ということになっております。地域交通安全活動推進委員ではございますけれども、これは蟹江署管内で10名おります。弥富市では4名が委嘱されております。主な活動といたしましては、議員言われましたような活動、それからキャンペーンなどの啓発活動、こういったものの参加が主になっておるようでございます。

警察関係の委員ということでございまして、市長の委嘱する交通指導員とは違う組織でございますけれども、現実的には交通指導員の中から委嘱されているというのが現状でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 別組織と認識してもいいと思いますが、現在の委員の方は交通指導員さんの中からということで、いずれにせよ名誉職でございます。言いかえれば無給職でございます。このように、交通安全に寄与される方、私も含めてですが、広く皆様に認知していただきたいと思います。

それともう1団体、青色防犯パトロールについてですが、直接交通安全対策をされている組織ではございませんが、児童の下校時にパトロールされているということもあり、お尋ねをいたします。

市長の施政方針で概要は説明がございました。もう少し詳しく教えてください。お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 青色パトロール隊でございますけれども、もともとは防犯という見解で、地域の安全を守るということで発足したものでございます。ただ、現実的には、交通安全といったものに対しても生徒さん等の通学時に立っていただく等の活動もしていただいているというのが現状でございます。

この制度でございますけれども、従来、徒歩で行っておりました防犯パトロールでございますが、これが平成18年9月から機動性がある車を使用したパトロール隊として、五明地区で最初に形成されております。現在、5地区1団体が活動しており、4月からは、栄南地区でございますけれども、1団体が活動を始めるということになっております。

活動につきましては、車によるパトロールを定期的に行っていただいております。また、警察の防犯関係のイベント等への参加ということも行っているところでございます。なお、規約では、防犯活動の推進や環境保全、防犯に関する知識の普及等も規定されている場合もございますけれども、主な活動としては、パトロールというのが現状かと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 私も、白鳥地区の青色防犯パトロールに3月の末の総会より参加をさせていただきます。少しでもお役に立てればと思っております。

それでは、質問を一旦小学校の児童の登下校についていたします。

昨年4月23日に京都府亀岡市の歩道で亀岡市立の小学校へ登校中の児童と保護者の列に軽自動車が入り込み、計10人がはねられて、3人が死亡、7人が重軽傷を負ったという交通死亡事故がございました。時を同じくして、4日後の4月27日、千葉県館山市の県道でバスを待っていた小学生の列に軽自動車が入り込み、小学1年の児童が死亡しました。この連続で発生した2件の死亡事故の記事を見て、弥富市の小学校の通学路の安全性はどうか、非常に心配になりました。

実際、昨年4月過ぎ、私がまだ議員になりたてのところなんですが、白鳥小学校のPTAの方から県道子宝愛西線にガードレールをという声がありました。しかしながら、沿線住民の方々の住居の出入りの不便性、お店などの商業施設も数多くございまして、全面的なガードレールは非現実的な案でございました。その後、昨年11月の佐古木地区の通学路の変更案が当該地区の区長様から相談がございまして、鈴木議員ともども白鳥小学校へ打診を行いました。PTAに協議していただくようお願いをいたしました、その結果をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 昨年の11月18日の学習発表会の日に、先ほど議員が言われましたように地元の議員さんと地元の区長さんから通学路の変更についての御相談がございました。先ほど議員が言われましたように、県道子宝愛西線のJR踏切から近鉄佐古木駅線までは片側に歩道がございまして、交通量が大変多く、安全とは言えない状況でございまして。登校時にそこを小学生が占有しておるという状況になっておりますので、1本北側に入った市道を通学路に変更することはできないかという相談でございました。

現在、県道子宝愛西線を白鳥小学校の通学路として指定しており、佐古木、白鳥、又八地区の児童が通学しておりますが、より北側の、先ほど申しました北側の市道、現在、榮平、佐古木上仲地区の児童が通学している道路でございまして、こちらに変更したらということでございまして、又八神社を起点としますと、通学距離にしまして600メートルから1,100メートル、距離にしまして500メートル、徒歩時間にしまして8分、1.8倍の距離となります。こういったこともございまして、当該学区の当該通学団の保護者に昨年の12月1日のPTA全員会において地区役員の方に相談しましたところ、通学距離が先ほど申しましたように長くなるという問題もございまして、現状のままでいくことになりました。しかしながら、先ほど歩道を占有しておるということがございましたので、歩道の歩き方については、学校と家庭と連携して、これから指導していくことになりました。以上でございまして。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ただ危険なことには何も変わりはありません。鈴木議員、また地元区長様、PTAの皆様と協力して、多方面からこの通学路に関しては模索していきたいと思っております。

次に、各小学校区を中心に、児童の安全を守るために活動していただいている学校安全ボランティアのスクールガードについて質問をさせていただきます。

愛知県教育委員会によりますと、スクールガードとは、学校と連携し、学校及び通学路などにおける児童の安全確保にかかわる活動をする方々で、主な活動内容としては、安全パトロール、登下校指導、防犯教室、防犯訓練などの協力、不審者及び危険箇所の情報収集、情

報提供、学校内外の安全点検、学校安全にかかわる広報啓発活動が上げられます。

また、愛知県教育委員会は、スクールガードの必要性についてこのように言っております。近年、子供たちが犯罪の被害者となるケースや、犯罪に至らないまでも、その前兆と言える声かけやつきまといも多数発生しており、予断を許さない状況下にあります。学校では子供たちへの安全教育や安全指導、通学路の点検などを行っていますが、子供にとって安全で安心して暮らせる環境を整備するためには、学校、家庭、地域が連携し、保護者や地域住民の協力による地域ぐるみの安全対策を講じることが重要であり、そのためにスクールガード活動を強化する必要があるとなっております。

弥富市にも各学区にスクールガードの方々がおられると思うのですが、この結成の生い立ち、また現在の活動の内容を教えてください。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） スクールガードにつきましては、議員御指摘のように各小学校区単位で単位登録をしていただきまして、子供たちの登下校時の見守り活動を行っていただいておりますボランティアの総称でございます。現在の人数でございますが、現在、各小学校区には合計173名の方が登録され、そのうち、PTAの方を除きますと78名ほどになります。また、この方以外につきましても、登録はされておりませんが、多くの方が児童の登下校を見守っていただいております。

スクールガードの活動につきましては、学校と連携して、通学路における児童の安全確保に係る活動を言っておりますが、無理がなく、継続してできる範囲で協力をお願いしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 防犯対策全般の活動ではございますけれども、交通安全対策の一端を担っていただいていると思います。また、小学校によって大分活動内容が違っても聞いております。もちろん善意でやっていただいております。無理強いはできませんが、各学区のスクールガードのスキルアップと拡充を目的とした養成研修会を開催し、活動の活性化を図っていただきたいと思います。

次に、小学校のPTAには安全指導部という委員会がございます。交通安全対策を行っておられると思うんですが、具体的に小学校、中学校で行われている交通安全対策をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） PTAの交通安全活動ということでございますが、学校、地域によって回数などが異なりますが、小学校では、PTAの方が毎月交通安全ゼロの日に順番で交通量の多い横断歩道等で交通指導を行っていただいております。桜小学

校では毎日、市役所前の交差点で交代で指導していただいております。中学校につきましては、小学校のような活動はございませんが、挨拶運動等で指導を行っております。また、中学生につきましては交通安全指導につきましては、年度の初めに各中学校のほうで実施しております。

先ほどスクールガードの発足の時期の答弁を忘れましたので、平成17年に国が地域ぐるみ学校安全体制推進事業、通常スクールガードと言っておりますが、こういったものを十四山東部小学校で始めておりますので、発足時期につきましては17年以降と考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ありがとうございます。

P T Aとスクールガードの皆様方の交通安全共同活動というのは行っておられますか。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 学校によって、これまでも学校行事、運動会とか卒業式等でございますが、こういった行事に参加をしていただきまして、学校との連携に努めております。しかしながら、スクールガードの方々から全体的な意見を聞く場につきましては設けておりませんでしたので、今後、蟹江警察署と連携をとりながら、子ども100番の家の方も含んだ形で連絡会を来年度開催していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） スクールガードの説明の冒頭でも述べさせてもらいましたが、ぜひとも学校、家庭、地域が連携し、P T Aと地域住民の協力で地域ぐるみの安全対策を行っていただきたいと思います。

また、これは通告外でございますが、中学校の自転車通学について、一つ質問をさせていただきます。

平成20年から全生徒が自転車通学になり、丸4年がたち、気になる点がございました。3月22日の中日新聞の社説に悪質自転車の記事が掲載されておりました。それによりますと、自転車が絡む事故は年間14万件を超え、全交通事故の約2割を占め、増加傾向でございます。特に歩行者との事故は、一昨年からの10年間で約5割ふえ、違反による摘発は昨年で5,000件を超えたということです。

警察庁は、対策となる道交法改正の試案を公表しました。危険な運転で2回以上摘発された利用者（14歳以上）に安全講習を義務づける。被害者遺族の手記の朗読などを検討しております。受講の命令になかなか従わない場合は、罰金刑などを課すというものでした。しかしながら、自転車には免許制度がありません。その利用者に罰則付きの義務を課すだけに、

慎重さが求められます。受講対象となる違反や安全意識につながる講習内容など、実用性を吟味する必要がありますと書かれておりました。

自転車の魅力は、その手軽さです。悪質自転車が厳罰化を招きます。まず、利用者が安全意識を持つことが事故の抑止につながると、この記事では結ばれておりました。

私が自転車通学をよく見かけるのは弥富北中の近辺に限られますが、横を4台並んで踏切待ちをしていて、そのまま走らせて、自動車が追い抜くことができなかったり、十字路を物すごいスピードで曲がってきて、外に膨らんできて、あわや自動車と正面衝突というようなことを見かけることもございます。

先ほどの中日新聞ほどの過激なことは言いませんが、自転車の乗り方、マナーが非常に悪くなっていると思います。自転車通学に何か指導はされておりますか。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 各中学校につきましては、新1年生を対象に4月に自転車の指導を行っております。指導の仕方につきましては、学校によっては警察署の指導をお願いするケースや、自転車協会の方々の自転車点検等をお願いしたときに指導しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ただ、今の現状を考えると、中学校近郊で自動車を運転する際は、運転者に十分気をつけてくださいとしか現状では言いようがございません。

最後に、弥富市として、本日質問をさせていただきました交通指導員さん、地域交通安全活動推進委員さん、青色防犯パトロール、スクールガード、そして小・中学校PTAが一堂に集まって、交通安全に対して何か共同活動を行っておられますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 現実といたしまして、合同でという事業は行っていないのが現状でございます。ただ、各種団体、こちらのほうには防犯パトロール隊は入っていないんですけれども、各団体の代表の方で結成しています弥富市交通安全推進協議会というものがございまして。そういった組織に年2回ほど街頭指導等を行っていただいております。今後、そういった各種団体とのコミュニケーションというものが必要なというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） これだけすばらしい団体が数多く存在しているわけですから、今まで以上にこれらの団体の横のつながりを大切にしていきたいと思います。

また、2月18日の夕方のテレビニュースで交通死亡事故多発の春日井市で市長と警察署長のツートップが事故現場の緊急点検を行い、愛知県の交通死亡事故ワーストワン返上のため、

横断歩道手前の道路の色塗りや交差点の照明を明るくするなどの具体的な措置をとったという内容が報道されておりました。さすがツートップが動けば、迅速な対応がなされると思います。

弥富市は、蟹江警察署と連携して、どのような安全対策を行っておりますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 蟹江署との連携でございますけれども、海部南部交通安全推進連絡協議会というものを組織しております。これは、蟹江署も含めてでございますけれども、蟹江町、飛島村、弥富市の合同で交通安全の対策に取り組んでおります。

内容といたしましては、年4回の交通安全運動、それから高齢者の交通安全週間中の大会、交通安全総決起大会、また幼児・児童の交通安全教室の開催、高齢者への交通安全講話、それからシートベルト、チャイルドシートの着用徹底キャンペーン、飲酒運転根絶キャンペーン等を行っております。先ほど言われました市長と警察署長でございますけれども、年に2回でございますけれども、街頭指導のときに一緒に啓発活動をしていただいて、それから、先ほど言いました各交通安全大会等ではコミュニケーションをとっていただいて、一緒に大会運営していただいているといったことでございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） これまで以上の具体策をもって、愛知県のワーストワン返上へ弥富市も一役買っていたきたいと思います。そして、特に小・中学生の子どもたち、そして高齢者の方々を悲惨な交通事故から守る活動をこれからも行っていただきたいと思います。これらをお願いして、今回の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開を3時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時15分 休憩

午後3時24分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

私の1点目の質問は、主に中期財政計画についてです。このうち2点にわたって御質問させていただきますと思います。

まずは中期財政計画と、新しくこの弥富市の庁舎を建てる新庁舎の計画についてです。

1つ目に、12月議会で出された中期財政計画と新庁舎の計画についてですが、当時、この新庁舎に関しては約40億円ほどという計画でございました。これは、庁舎建設費用ですとい

うことで、そこには、話を伺っていくと、古い庁舎を取り壊したり、一時的に移転して、また戻ってくるときの費用や、もしくは備品の関係を含めると、これが50億を超えるというこの間の御説明がございました。今の段階で想定している金額を詳しく具体的にお答えいただきたいんですが、建設の費用と移転のための用地買収にかかる費用とか、そういったものを分けてお答えいただけますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員の御質問にお答え申し上げます。

現庁舎の老朽化が進んでおるわけでございます。現庁舎は46年の経過がございまして、本来にI s 値としての耐震の数値が極めて低いという状況で、今現在0.3という形でございます。こういった形の中で、今、私どものこういう施設については、国のほうは0.9まで持っていきなさいということが言われておるわけでございます。まさに大変心配をする建物になってしまっている。また、3・11東日本大震災から2年たちますけれども、やはり防災・減災の拠点としての大きな本部機構でございまして、そういったこともあわせて、この庁舎の新築につきましては喫緊の課題であるというふうに思っているところでございます。

那須議員のほうから建設事業費についての御質問でございますので、お答えを申し上げます。

前提といたしまして、新庁舎の建築、設備の使用であるとか、現庁舎の解体工事及び仮庁舎移転の事業手法など不確定要素が多いわけでございますけれども、これは他市の実績等を参考に想定をさせていただきました。

そしてまた、落札率を考慮しないとして回答をさせていただきます。いわゆる入札が終わってないもんですから、落札率を考慮しないという前提でお答えさせていただきます。

先ほども数字がございましたように、いろんな数字が飛び交ってはいけないという心配もしているわけでございまして、現在、総事業費といたしましては53億2,000万円という形で想定をさせていただいております。そして、内訳といたしましては、本体工事費44億4,000万円、附帯工事費約5億5,000万円、これは設計、外構、解体費等を含むわけでございます。また、仮庁舎の改修費、あるいは引っ越しの業務委託料におきましては1億円を見込んでおります。この1億円というのは、今までの全協等におきましては2億円というような数字も申し上げておりましたけれども、行政窓口を桜小学校を改修してというようなことを前提としておりました。しかし、十四山支所をメインとした窓口業務にしていきたいということで、引っ越し業務委託料としては1億円を予定しております。そしてまた、用地の補償費、物件補償費は約2億3,000万円を想定しているところでございます。いずれにいたしましても、総事業費は53億2,000万円というのを統一的な数字にさせていただきたいというふうに思っております。

また、これらの具体的な内容及び総事業費につきましては、庁舎特別委員会のほうに御報告申し上げ、御審議いただくということになっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 1月の全員協議会の中で、新庁舎を建てるため拡張する用地の買収が今現在難航しているということの報告がございました。そして、それとは別に、合併推進債という、先ほど三宮議員の質問の中で市長の答弁の中にもございましたけれども、合併推進債が使える期間が当時のものから5年延びたことによって、平成33年度まで使えるということで御説明がございました。そのことにより、この新庁舎を仮に今までは時間がないということでこの場所しかなかったというところではございましたが、これをほかの場所に移転することが可能になったかどうか、お答えいただけるでしょうか。お願いします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 庁舎の建設場所を他の場所に求めることが可能になったかという御質問でございます。これ、合併推進債が5年延びた関係でございますけれども、現在、この市庁舎に関しては市街化調整区域に建てられないことは御説明をさせていただいております。これは都市計画法の変更に伴いまして、そのような法規制のためでございます。

市街化区域内にこの面積、今現在1万平方メートルの敷地を計画しておるわけでございますけれども、そのような土地が求められるかという問題がございます。また、求めるとするならば、平米7万円を単価とするならば7億円の資金が必要になってまいります。こうした兼ね合いの中で可能かどうかということは検討していただく必要があらうかと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、市街化調整区域には建てられないということでございますが、これは恐らく県からの認可がおりないという前提があるからだとは私は認識しておりますが、もし仮に県の許可がおりるとか、もしくは今、前新田あたりの市街地の中にあるような、中にあるといったらおかしいですけれども、隣接した状況にある市街化調整区域を市街地に編入し、この庁舎を持っていくことは可能かどうか、もう一回お答えください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、車新田等の用途地域を変更すれば、可能かということでございます。

地元の協議を経て、皆様方の同意が得られれば、変更は可能であるかもしれませんが、ただ、その場合においては、地価は市街化調整区域と同じような値段で購入することは

不可能であると思っております。市街化区域に準じた価格になろうかと思っておりますので、用地購入費が極端に下がることはないというふうに考えております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 市街地にすれば、かなりの費用が逆に膨らんでしまうというお話でございましたが、実際には今のこの庁舎の土地は残るということで、その資産を運用に関しても考えていけば、マイナスの部分はどれぐらいの程度かというのをよく考えた上でいきたいと思っておりますけれども、まずその前に、合併推進債が5年間延びるということ由市側が知ったのはいつごろでしたでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 延びるという情報が掌握できたということでございましたら、去年の12月ぐらいということだったかと思っています。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 私たち議員のほうに説明があったのが、年明けて1月ごろということでございまして、しかも、12月には市民の皆さんに広報ということで、パブリックコメントを求める中で、庁舎の図面も配って、パブリックコメントを求めたのが12月でございましたよね。その前に、多分推進債が延びたことを把握していたかどうかなんです、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 私ども、パブリックコメントを市民の皆様求めたのは11月でございます。もちろんその前に準備をし、用意をしておったわけですが、その時点からするならば、発行のほうが早かったのではないかと考えております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 発行してから、そういうことになったということでございましたが、今、12月議会の中で中期財政計画ということで出されておまして、今後そういった新庁舎などの大きな事業計画があるということと、もちろん国の交付金もどんどん減っていくということで、財政が厳しいと書かれております。そのために、福祉の見直しとか、保育料の見直しとか、扶助費の見直し、こういったものを削減していかなければならないということでございますけれども、もし中期財政計画どおりこの財政が厳しいというなら、午前中の質問や午後の質問でもございましたけれども、総額53億2,000万円かかるといった想定事業費でございますが、コストの削減をやはり検討するべきではないかと思うんですけれども、例えば今平米40万円で計算しているということで、1万1,000平米の試算で庁舎の想定がされていると私は認識しておりますけれども、これを下げることは可能かどうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） この庁舎の建設費、平米当たり40万円というのは、先進地、今までに建てられた市の免震構造を採用した事例を参考にして算出したものでございまして、中の設備とか、また庁舎の面積に関して、特別委員会のほうで皆様のお知恵をおかりしながら、少しでも市民負担のないものにしていただく協議をしていただければと思っています。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 近隣市町を見れば、この程度の規模だと。平米40万円が一般的だということでございますけれども、やはりここに財政が厳しいというならば、少しでもコスト削減をやっぱり考えていかなきゃならないと。もしくは当時1万平米という想定だったものを1万1,000にふやしているわけでございますが、それを1万平米で何とかおさめるとか、そういった部分でもう一つ、例えば庁舎建設特別委員会なり、再度立ち返って議論する必要が私はあるんじゃないかと思っているんですね。庁舎の問題というのは、今46年ということで老朽化が始まっていますけれども、約50年ということで考えると、もしくはそれ以上の耐震とか、強度が高いということでもつかかもしれないと、こういう長期的な計画でございますよね。それに加えて、中期財政計画に基づいた、例えば保育料の見直しや扶助費の見直しなどの福祉の問題においても、これも今下げれば、今の時代、なかなか拡充するというのは本当に難しい状況でございますよね。だから、やっぱりここを何とか踏ん張って守っていくことは、将来にとっても大きな財産だと私は思っています。例えば保育料などを上げれば、三宮議員の質問でもございましたけれども、子育てするなら弥富でという、こういうイメージが浸透して、弥富市は少子化の時代においても子供の減少がほとんどない、こんな状況をつくり出しているわけですね。でも、お隣の津島市や愛西市を見れば、15%や20%近く子供が減少していつている。こういう傾向でございます。こういった人たちが減っていくということは未来がないということになりますよね。また、そういった子供を抱える親というのは、ほとんどの人たちが働き世代でございますよね。働き世代がここに住むことで、アパートやマンションなどがどんどんできて、今、固定資産税が伸びておると言っておりましたけれども、そういった税収のアップにもつながっておる、こういうことですよね。

ただ、この子育て施策を今やめてしまったら、今後、保育料の見直しなど、値上げをしてしまったら、やっぱりこの市の財政を支える根幹を崩していく可能性があると思うんですね。そういった問題ですから、やっぱり慎重に考えていく必要があると私は思います。長期的な観点に立って、確かに今の庁舎、老朽化がかなり進んで、いつ地震が起こるかわからない状況で早急な対応は確かに必要だけれども、しかし、それプラス、やっぱり庁舎においては50年、もしくはそれ以上、福祉の問題においても、将来的な見通しに立ったものでございます

から、慌ててやるのではなくて、やっぱりもう一回慎重な対応が必要だと私は考えております。

私から申し上げたいのは、ほかの場所に庁舎をつくること、別につくれと言っておるわけではないんですけれども、こういった庁舎をつくることや、もしくは今のこの現在地で規模を縮小して、例えば土地の借り入れや買収を行わずに建てるとか、もしくはさまざまな形で、例えば議場の2階部分に傍聴席を入れていると。2階があるような構造になっておりますが、そういった部分は別に1階にして、削減できる方向で考えていけないかどうか。そういった形で、いろんな選択肢をふやして、よりよい方向でもう一度議論するべきだと私は思いますが、その辺について、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

新庁舎の建設費につきましては、先ほども概要につきましてお話をさせていただきました。これは、市の財政の健全化及び福祉との連動、さまざまな行政の連動とは非常に密接に関係しているわけですので、私どもといたしましては、新庁舎につきましても華美なものせず、シンプルという形の中での基本構想の考え方を遵守していきたいというふうに思っているところでございます。

建設費用を極力抑えながら、次世代に過度の負担を残さないというのを原則としながらやっていきたいというふうに思っております。

また、場所といたしましても、いろんな場所の選定につきましては、庁舎の検討委員会のほうで議論をしていただいたところでございます。私といたしましては、現在の庁舎の場所は、駅からの利便性であるとか、有事の際の海南病院との連携であるとか、あるいは桜小学校等の連携であるとか、さまざまな公の施設、あるいはいろんな市の施設との連動はこの場所が一番いいだろうというふうに考えているところでございます。

用地を取得せずに庁舎を建てられないかという御質問でございますが、細部に至りますので、総務課長のほうから答弁させます。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 用地を取得せずに庁舎を建てることについてでございますけれども、現在の敷地内の建てかえでは、計画する床面積1万1,000平方メートルの建物を建築することができません。また、駐車場が非常に狭くなります。そうしたことが市民の皆様等に御理解いただけることであれば、ここに建てられないことはないわけなんですけれども、先ほど申しましたとおり、計画しておる面積のものは建てることはできません。

また、庁舎本体が限りなく平和通りに接近をいたします。道路にひつついたような状況になってしまいます。これは日陰規制の関係で買収することができないとするならば、その土

地に影を落とさない規制を受けるためでございます、庁舎の南側は4階建て、北側は3階建ての建物であれば、建築することが可能になります。

そんなことから、庁舎は50年、100年の建物でございますので、非常に市民の皆様、また職員にとっても使い勝手の悪い庁舎になってしまうのではないかと考えております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今お答えいただいたのは1万1,000平米を想定しておるからでございます、例えばこれを減らすことによって、土地を買わずにこの場所に建てるという選択肢もあるわけでございます。そして、ほかにもさまざまな検討で下げることは可能だと思います。それは、私も一緒になって考えていきたいし、もっと市民の声も伺いながら、慎重な対応でこれからやっていきたいと思っております。

今、焦って、何が何でもこの場所に今の計画のまま進めていくんだという話ではなくて、やはり一回立ちどまって、真剣に将来を見据えた考えを広めていけたらと思いますし、当時、この場所だと決定された経緯は、検討委員会のほうで決められたということでございましたが、当時は合併推進債が28年までしか使えない、こういう状況の中、もうこの場所しか時間がないんだということで決められてきた経緯もありますし、そうでなくとも、その後に、今、12月のほうで出てきた中期財政計画、庁舎が大変コストがかかるということで、皆さんに福祉の削減もお願いしなきゃならないという状況にまで変わってきたわけでございますので、こういった変わってきた節目においては、やはりもう一度慎重に調査する必要があるんじゃないかと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 庁舎の場所の問題、あるいは規模の問題につきましては、私及び所管のほうからお話をさせていただきました。私の一つの思いとして、皆様のほうに御報告申し上げ、御意見としてお話をさせていただいておるところでございます。過日の全員協議会におきましても、しゃにむに今ここでということについてのことは考えておりません。議会の中における特別委員会の中でしっかりと協議をしていくということを私も申し上げているところでございます。さまざまな議員各位の御意見を聞きながら、庁舎のあり方についても決めていきたいというふうに思っております。しかし、6月議会までにはその方向をはっきりさせたいということも思っておりますので、その辺もあわせて、自分の意見として申し上げておきます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、6月議会までには方針を出していきたいということで、これから3カ月間しっかりと議論していく必要があるんじゃないかと思いますが、これは繰り返しになるものですから、この質問は終わりました、続いて、ほかの質問に移らせていただきます。

続いて取り上げていくのは中期財政計画、私、今手元にございますけれども、この中に歳出に関する取り組みとして、一番最後の項目に、民間委託等の推進ということで書かれているんですけども、現在、将来的に民間委託していこうという考えでいる、そういった事業はございますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） お答えさせていただきます。

現在のところでございますが、この事業を将来的に民間委託していこうというものにつきましてはございせんが、今後こういったものを民間委託するといいか、そういったことは今後検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） では、方向を変えて、今、学校給食などがそうだと思いますけれども、今現在、これまでに民間委託してきた事業はどのようなものがありましたでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） これまでに民間委託してきた事業につきましては、今、那須議員がおっしゃられました小・中学校の給食調理業務、それと庁舎等清掃業務、あと市営バスの運転業務、それと選挙のときの期日前投票所の投票事務、あと確定申告会場の受け付け等業務、市営火葬場の管理業務、市広報等の配達・運搬業務などがございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） かなりの部分で指定管理だったり、民営化だったりということでございますが、例えば学校給食に関して言えば、来年度からでしたと思いますけれども、桜小学校のほうで民間委託になるということで、これで弥富市にある全部の学校が全て民営化ということでございます。その中で、やっぱり利用者、子供の方々も親に言われて、親からの御意見を伺いますと、給食が大変おいしくなくなったということもございます。やはりそういった部分で、民営化にするとデメリットもあるということでございます。もともと民間企業というのは利益追従ということで、利益を生むものに対してそのサービスを行っていくものだとは私は思っていますが、例えば公共サービスというのは、基本的に皆さんから預かった税金で福祉的に行うことが多いものですから、何でもかんでも民営化したところ、もともとどうからない、利益を生まないものでございますよね。そうした薄い利益のもとでこの利益をどうしても追従しようとするれば、何が削られるかと言われたら、やっぱり労働者の賃金だったりするんですね。労働者の賃金を削減してきたことが、今の日本の不況の経済をつくり出しているんじゃないかと私は考えているんです。というのは、郵政民営化から始まって、労働者の実態はどうなってきたか。僕が今33という年を迎えましたけれども、私が大学を卒業するころ、約10年前でございますけれども、そのときは今ほど非正規職員というパート、ア

アルバイト、派遣労働者というのはいなかった。こういった状況でした。十数年前はほとんど正規職員が当たり前、こんな社会でしたよね。ところが、郵政民営化が始まったもので、さらに派遣労働の規制緩和がありまして、どんどんどんどん非正規職員が今世の中に大変な数が占められていると。国では約４割と言われております。こういった状況がこの不況の原因を生み出して、さらに言えば税収を下げている。そして、不況の合わせて持つ効果として、少子・高齢化の問題、要は若い子たちが非正規労働者で働かされていたら結婚もできないわけですよ。結婚ができなければ、子供もなかなか産めない、こういう状況になりますよね。そうした中で、少子・高齢化が加速している。それは、大きな意味にとって、税収の減退、もしくは医療費や介護費のそういった部分での増大につながっていくんじゃないかと私は思いますが、市長はそのあたりいかがお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 民会委託についてでございますが、市に入ってくる税を初め、基本的な収入というものに限りがある中で、いろいろ新たな市民ニーズというのも出てくるわけでございます。そうした中で、民間委託することによって少しでも生み出されるといった財源を、今言った新たな市民ニーズ、こういったものに対応したサービスに回せるということになりますので、そういった意味で民間委託は市民満足度の向上につながるものというふうに考えて、今まで推進してきているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） 今の市民満足度を向上させるということでございますが、実際、給食でいえば、子供たちはまズくなったと言っておることで、これは事実でございますから、そういったこともありますし、もしくは利用料が高くなったりする可能性だってありますよね。そういった部分において、やっぱり何でもかんでも民営化、そしてもともと公共のサービスというのは本当にもうかるものではない。これは繰り返しになりますけれども、そういった部分で利益を生もうとすれば、削減されるのは労働者も削減されるし、そういったサービスも削減されていく可能性だってありますよね。だから、新たなサービスの対応と言っておりますけれども、本当に利用者にとって利益を生むようなものでは余らないと私は考えておりますから、その辺は慎重に考えていただきたいと思います。私は思います。

市長に、改めて民営化についての考え方をお聞きしたいんですが、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） それぞれの専門性を持った民間の事業というのは、今までに蓄積された企業のノウハウというか、そういったものが非常に豊富にあるわけでございます。私どもが直営方式でやっていくことよりも、はるかにサービス面、あるいは具体的な事務事業というのがうまくやれる場合も多いというふうに思っております。しかしながら、どのような事

業に対して民間に委託していくか、あるいは指定管理というような状況にしていくかということにつきましては、よく検討していかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

また、この場をかりまして、先ほど給食の件でおいしくないという御発言がございましたが、これは私どもが全ての小学校、中学校において自校方式をとらせていただいております。温かいものは温かく、そして冷たいものは冷たい状態で児童・生徒に食べていただく、これを原則にしているわけでございますので、おいしくないという声はまた改善に生かしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、具体的にどのような状況のものがあるのか、また教育課のほうに御案内いただければというふうに思っております。私どもといたしましては、地産地消ということを踏まえながら、学校給食につきましては栄養の問題、あるいはさまざまなバランスということを考えながら、一生懸命させていただいていることをつけ加えさせていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、市長からございましたけれども、今答えていただけていない部分で、例えば給食の調理員でいいますと、ほとんどの人が非正規職員という状況ですよね。これについてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） その業務を受けられました会社が非正規職員を雇われるのか、正規職員をお雇いになれるかは私どもが関知をしておりませんので、わかりませんので、お答えは控えさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） お答えできないということでございますけれども、現実にはほとんどが非正規職員、責任者が少し正規職員でいるということでございますが、ほとんどは非正規職員という状況です。やはり利益の薄いところで利益を生もうとしたら、労働者が削減されていく。これはどの会社でも今本当に行われていることでございますが、それが日本経済をこうした不況のもとにおとしめていると。これが大きな原因となっておりますので、それを自治体が率先してやることは私はいかがなものかと思っているんです。そういった部分において、やはり自治体も大きな意味でのこれからの社会ということで考えていかなければならないと私は思いますので、しっかりそういった認識も持って、今後考えていっていただきたいと思っています。

続きまして2点目、この市の職員の労働環境についてお尋ねします。

私、この庁舎を夜通りますと、結構5時、6時過ぎても電気がついているということでございますけれども、どれくらいの職員が今残業しているのか。もしくはまたどの部署、どの

課が一番残業が多いのかということをお答えいただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 職員の残業についての御質問でございますけれども、残業は、確定申告、選挙、予算編成、そして議会の会期など、特定の業務や月始め、また月の終わり、そして年度の変わり目など、それぞれの部署でさまざまな業務が入りまじるものでございますので、部署を特定することはできません。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 確かに確定申告の時期などでいえば、税務課とか本当に大変だろうなと思いますけれども、そういった时期的ではなく、恒常的に残業が当たり前になっているような部署もあると聞いておりますけれども、そういったのは本当にはないんでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 現在、本市では定員適正化計画を定めまして、職員数の削減に取り組んできたところでございます。また、市民ニーズの多様化、そして地方分権にかかわる権限移譲等によって生じた新たな業務への対応も迫られております。結果として、職員1人当たりの業務分担の増加を招いている要因でもございますが、一方で、より厳しい行財政運営が求められておりまして、限られた行政資源の中で、質・量ともに増大していく新たなニーズに的確に対応していくことも求められております。

歳出総額に大きな比重を占める人件費につきまして、より一層の削減が不可欠となっております。そうした中において、恒常的に忙しいところもございますけれども、今後とも適正な人事配置に努めてまいります。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 人件費の削減と簡単に言いますけれども、業務がふえた上で、今職員というのは本当に夜遅くまで頑張っていたりするところもある。そして、部署によっては、本当に毎日のように残業があるというところがございます。やっぱりそういった部署には職員の増員を図るべきだと私は考えているんですけれども、今の段階ではそういったお考えはあるんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 職員をふやすことも一つの方法でございますし、より効率的に業務を推進していくことも一つの方法でございます。一層の民営化の推進、臨時職員、それから私どもOBであります嘱託職員の活用、それから事務事業の見直し、指定管理者制度や市民との協働などを含めまして、事務事業の効率化を図ってまいりたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、私ども人件費の比重が大きくなる中において、市民の声としても削減を求められておるといことは一つの課題でございます。そうしたものが市民の福祉のほうに回っていく現実もございます。両方のバランスをとりながら、職員の適正配置に努めてまいります。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 何というか、言葉に詰まる言葉もありましたが、今、本当に市役所の職員も努力していただいていると思うんですね。国の人数の削減計画、行財政改革だったり、集中改革プランのもと、どんどんどんどん人が減らされて、そして地方分権といいながら業務だけはどんどんどんどん逆にふえていく。こんな状況でございますので、本当に大変な状況で、やはりこの業務に耐えられずに病気になってしまうこともあると思うんですけれども、現在、そういった休業者、休職者はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 現在、休職者は1名ございますけれども、これは業務の増によって病気になったとは考えておりません。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 1名だけということですね。ちょっと意外だったんですけれども、ほかの市町村では大変いらっしゃるものですから、病職等を出さないような、過度な負担にならないような業務分配であったり、人員の配置を考えていただきたいと思っています。

そして、ちょっと話を戻しまして、今、残業している職員たちですね。多分月30時間という規定があるから、30時間までしか残業できないということでございますが、実際にはそれ以上に残って仕事をしている、いわゆるサービス残業みたいなものがあると思うんですが、そういったものは実際あるのかどうか、まず総務課長のほうからお答えください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 残業についての御質問でございますけれども、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員が、実際に正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給されるのが時間外勤務手当でございますが、したがって、30時間を超えたからといって時間外勤務手当の支給を停止することはございません。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） じゃあ、30時間を超えても支払っているということでございますね。実際の職員の出退の時間においてはタイムカードを押されて管理していると認識しておりますが、このタイムカードの出退勤の時間と、残業として認められた課長の承認がある時間についてはどれぐらいの差があるか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○**総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君）** 先ほどの繰り返しになるかも知れませんが、時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて、管理職がその課員に勤務を命じた場合に支払う手当でございます、したがって、職員が任意に、正規の勤務時間を終了後、庁舎内に在庁していたとしても、これは時間外勤務手当の対象にはなりませんので、タイムカードと時間外勤務命令簿を照合したことはございません。

○**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

○**４番（那須英二君）** 職員が好きこのんで残って仕事をしているという解釈でいいんでしょうかね。

○**議長（佐藤高清君）** 村瀬総務課長。

○**総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君）** 済みません。そのように解釈をいただいたのであれば、私の説明の仕方が悪かったんだろうというふうに思いますけれども、あくまでもこれは命令でございますので、命令されたものについてはきちんと手当を支払う。職員が任意に残っておったものに関しては、好きこのんで残っておったという意味ではございませんけれども、任意に残っていたとしても手当の支給対象にはならないと。これは定めてございますので、定めのとおり私どもは運用しております。

○**議長（佐藤高清君）** 那須議員。

○**４番（那須英二君）** 実際には、今、多大な業務があると思うんですよね。その中で、なかなか時間内に終わらせることは困難な状況にあるところだって、例えば福祉や防災などもございますけれども、あると思うんです。やはりそういった部分については、本当に人員の増員だったり、業務の分配だったり、ちゃんとして考えていかなければならないと思うんです。命令されたから残ると、これはもちろんそうかもしれませんが、実際には命令されなくても、やらなきゃ終わらないから職員は残っているわけありますので、そういった部分の配慮が必要じゃないかと私は思いますので、これは要望ですけれども、実際にタイムカードの出退時間と残業として認められた時間にどれぐらいの差があるか、まとめたものを今度の総務委員会のときや、もしくは間に合わなければ、その後も結構でございますが、出していただきたいと思います。よろしいですか。

○**議長（佐藤高清君）** 村瀬総務課長。

○**総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君）** 私どもは時間外勤務命令の必要性は認識しております、実際に職員が最初に勤務命令を受けた時間から、もっとかかってしまっただけで残っておった。これは部下から報告を受ければ、その実際に勤務時間を追認しております、その部分を最初に命令がなかったからカットするということは一切いたしておりません。また、議員おっしゃられましたタイムカードと実際の時間外勤務命令簿を照合することに関しては、非常な手間もございまして、それぞれ課長が毎日毎日それぞれチェックをしておりますので、

その範囲内でお許しをいただければと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） また、総務課の仕事をふやしてしまうといけないものですから、全部出せとは言いませんので、例えば本当に大変な仕事を抱えている福祉課だったり、総務課だったり、防災安全課だったり、この辺について、しかも長い期間出せとは言いませんので、わかるものをぜひとも出していただきたいと思います。

そして、職員に多大な負担がいかないような人員の配置と業務分配をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

人件費についてでございますけれども、先ほどの答弁の中にも少しございましたけれども、効率化といって、この庁舎、もしくは保育所における保育士などでも臨時職員が大量に雇われているかと思っておりますけれども、今現在、昨年もお聞きしましたが、年度ごとによって変わっていくと思うので、再度お聞きしたいんですが、臨時職員に関してはどれぐらいの人数がいらっしゃいますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 現在、臨時職員の方につきましては、本市では250名の方々が私どもの業務のほうに協力していただきまして、一緒に汗を流しております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 実際庁舎における人たちと保育士の割合というのはわかりますか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） まことに申しわけございません。ただいまの御質問に対する資料を持ち合わせておりませんので、また後日報告をさせていただきます。250名いるわけでございますけれども、実は保育園等々に関しては、2人で1人、3人で1人とか、勤務時間も大変長くなっております。また、児童館、それから子育て支援センター等についても、交代交代でやっておる業務でございまして、人数は250名ですけれども、常時250人が勤務しておるということではないことだけ御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） その辺は私も承知しておりまして、短い、例えば4時間勤務を2つに分けたりしていることも聞いております。

続いて、人件費における問題で伺いたいのは、12月議会の中で中期財政計画の中でも言われていたと思うんですが、全職員を対象に、今、この弥富市の市職員に対して、給料を3%から5%削減を考えていると市長からお言葉があったかと思いますが、その計画については、現在どうなりましたでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 職員給与の減額につきましてお答え申し上げます。

私は、12月議会の中で、いわゆる中期財政計画の一旦という中で、身を切る改革、改善が必要だというような状況の中でお話をさせていただきました。これは12月のことでございました。そして、職員組合と協議を重ねていかなきゃならないということを思っていたやさきに、年が改まりまして、この考え方とは別に、国のほうから、国家公務員に準じて地方公務員も7.8%の減額をすべきだという状況の話が参りました。これは全国市長会を通じて私どものほうに来ているわけでございますが、総額2兆円とも言われております国家公務員、地方公務員の給与減額、これは御承知のように、いわゆる復興財源に充てていくんだというのが国の基本的な考え方でございます。このことに対して、私どもは全国市長会を通じて反対的な意見を述べておるところでございます。この10年間、はるかに国を上回る地方の行財政改革は進めさせていただいている。先ほどもお話がありましたように、いわゆる人員の削減ということにつきましては、平成18年から平成24年までの実態として、私どもとしては、弥富市の職員だけでも19人削減をしてまいりました。大変厳しい状況の中で臨時さんを採用させていただきながら、その仕事をカバーしているところでもございます。

また、地方の公務員の給与は、議会や住民の意見を十分聞いてから、そして地方が自主的に決めるべきだろうというふうなこともお願いをしておるところでございます。

今回、もう一つ国のほうが言ってきていることは、7.8%の削減がなかったら地方の交付税を下げますよという、いわば政策誘導型の話 coming 来ているわけでございます。これもやはりいただけないという形の中でお話をさせていただいておるわけでございます。

そして、この4月から实际的に給与7.8%を下げなさいということに対しては、国のほうは、これについては、いわゆる国と地方の六団体の協議の中でこの4月からの実施は無理だろうということで、7月から実施できるようにその準備を進めなさいという形になっておるわけでございます。そして、その基準はラスパイレスという数字でございます。弥富市は国のほうのラスパイレスの数値が106.3%という状況で位置づけされました。本来、私どもの現状としては、98.2%がラスパイレスの実態的な指数でございますけれども、それに基本的には7.8%削減分をプラスするというような意味合いがあらうかと思っております。そうした形の中で106.3というラスパイレス指数が発表されておるわけでございます。そして、100以上の6.3%をこの7月から削減するようにというのが基本的な国の考え方でございます。

これにつきまして総額は約1億円近い給与の削減につながるということの中で、これは大変大きな課題だろうというふうに思っております。最初に言いました、いわゆる行財政改革の中で身を切る改革とはまた別な問題であるということ強く認識せざるを得ないということで、いずれにしても、愛知県であるとか、他市のいろんな状況ということについて、その動向を注視していかなきゃならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、7月実施に対して、いろんな具体的な施策というか、方法が持ち込まれるだろうというふうに思っております。こういったようなことに対しても、しっかりと市としての意見を持ちながら、職員の給与については考えていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 市長が、給料削減に対しては反対と。ただし、国からの交付金が減らされるといった部分においては、やはり地方からも声を上げていかなければならないと私は思いますし、同じような方向で考えられているので私は一安心しましたけれども、例えばそういった状況になったら、仮に今、臨時職員に関していえば、ラスパイレス、以前から反映されてきた経緯もありますけれども、この7.8%の削減、今では106.3%ということで、弥富市の場合は6.3%下げるということでございますけれども、これは臨時職員にも波及される考えであるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

現在、そのような想定はいたしておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） それで安心しましたが、ただ、臨時職員においては、先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども、この間減らされてきた人数分をカバーしていただいている。本当に真摯に働いていらっしゃる方も大変たくさんいらっしゃいますものですから、基本的な考え方としては、やはり同一労働、同一賃金、これが正常な方向だと私は思っております。ただ、今の厳しい財政の中でお願いしておるということでございます。しかし、前回の議会でも御質問させていただきましたが、臨時職員に関しては休みの補償もほとんどない、こういう状況でございます。今後、市長も考えられていくということで御答弁をもらっていますけれども、そういった中で、やはり臨時職員でも暮らしがしっかりとできるような考え方に基づいて、配慮をこれからもお願いしたいと私は思っています。

それで、今、国からの方針の7.8%についても、復興財源とはいえ、公務員の給料というのを生計費という考え方に基づいていると思うんです。それは、地方自治法の中にも明言されて書かれておりますよね。私は、公務員の給料が決して高い水準であるということではないと思うんです。むしろ公務員の給料の基準こそが、それこそ生計費、生きていくためのお金である。憲法25条に定められた人間らしい健康で文化的な生活のこの水準だと私は思っているんです。これについては、生活保護の基準同様、簡単に引き下げるべきじゃないと。市長からも反対の意思は示されて、市長会でもそういう提案をされているということでございますけれども、国もそうですが、そういった水準がどんどんどんどん壊されていっているこ

とが今の不況の原因になっておるわけでございます。だから、こうした部分でやっぱりはね返していく。こういった強い姿勢で臨んでいかなければならないと。

それとあわせて、今、民間の方々が公務員より給料が下がっているということで、そういった方々からすれば、公務員の給料は高いんじゃないかという声が上がっているわけでございますけれども、実際は公務員が高いのではなくて、民間が下げられ過ぎているということでございますので、民間企業に対しても賃金アップの方向で考えていかなきゃ、この日本で安心して健康で文化的な水準で暮らせるような保障はできないと。憲法は守れないということでございますので、ぜひともそういった方向で、市長としてはその立場に立って今後も進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 厳しい日本の経済の状況があらうかと思います。御意見としてしっかりと受けとめさせていただきながら、一緒になって考えていければというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 時間もございませんので、この辺で終わりますけれども、ぜひとも民と官一体になって、今の景気回復をするなら、やはり労働者の賃金を引き上げて、景気回復に向けていく方向が正常な流れであると。今、国は大型の公共事業にはばんばんとお金を出しておりまして、仕事をふやすと言っておりますが、先ほど三宮議員の御質問の中にもありましたけれども、実際にはそういった労働者のルールについては踏み入れず、ただの要望で終わってしまっている。やはり踏み込んで、賃金アップ、例えば最低賃金などというのを定められるわけでございますので、そういった部分の引き上げについても、地方からも声を上げていく必要が私はあると思います。そして、安心して暮らせる本当の意味で国民を守る、市民を守る、この姿勢を自治体ぐるみで頑張っていっていただきたいと願ひまして、今回の私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩をします。再開を4時半とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時22分 休憩

午後4時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に横井昌明議員、お願いをいたします。

○9番（横井昌明君） 私は、この3月議会、大きく分けて4件の質問をいたします。

まず第1点目は、公共施設の老朽化対策ということでございます。

まず昨年の終わりごろ、ある方から、古い郷土資料、これは昭和11年6月21日発行の郷土資料でございます。この資料をいただきましたので、中を読んでみると、関西線弥富駅を西に出ると、汽車は間もなくすさまじい音を立て、木曾川の新鉄橋を渡る。左手には、極めて最新の尾張大橋がある。この尾張大橋は、帝都より新都に通じる国道1号線の国の重要な橋で、極めて難工事であった。昭和5年3月に工事を起こし、以来、日夜、間組の請負のもと満3年7カ月を費やし、昭和8年10月に竣工した。橋梁の全長は878メートル81センチ、有効幅員7メートル50センチ、下弦材架台より最上洪水まで有効空間1メートル50センチ、橋は14連である。工事総額は156万円。幾多の犠牲者を出し、竣工したもので、伊勢大橋とともに東洋まれに見る人道橋である。昭和11年6月1日に県土木、役場の方々が24時間実施検査された結果、歩行者271人、自動車218台、牛馬8頭、牛馬車72台、貨物自動車312台となって、何と驚くべき数字を示しているではないか……でございます。この資料からすると、尾張大橋は昭和8年10月に竣工したということでございます。

さて、話は変わりますが、昨年12月、山梨県の中央自動車道笹子トンネルで天井板が130メートルの間に崩落し、走行中の車複数巻き込まれ、死傷者が出る大惨事が発生しました。このトンネルは1977年に開通し、約45年間経過しておるという新聞記事が載っておりました。このトンネルは45年で一部が崩壊しましたが、尾張大橋は工事竣工後80年以上たっております。肉眼で見える部分は塗料を何度も塗られ、管理も行き届いておるように見えるんですが、水面下の基礎部分は、今後発生が予想される東海・東南海地震に耐えることができるか、大変心配であります。

私が知る限り、愛知県、三重県にかかる木曾三川の国道1号、国道23号の橋の改修順序は、まず一番最初に伊勢大橋、続きまして国道23号線の両橋、最後に尾張大橋ということを知ることがございます。現在の内閣は公共施設の再整備に大きな補正予算を計上しております。この尾張大橋が災害に強い安心・安全な橋に一刻も早く改修いただくよう国に要望していただきたいが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、尾張大橋の改修の御質問でございますけれど、中部地方整備局におきましては、管内全ての橋梁3,863橋を対象といたしまして、今後30年に発生が予想される大規模地震の防災対策強化地域であるなどの特徴を考慮して、道路ネットワークを確保するため、平成22年度までに実施しました橋梁の定期点検の結果を基礎データといたしまして長寿命化修繕計画が策定され、予防保全型の橋梁維持管理が現在進められているところでございます。

それで、御質問の尾張大橋の件でございますけれど、その長寿命化修繕計画の中におきまして、適切な管理により長もちしている橋梁の例として掲載されております。

市といたしましては、尾張大橋付近の堤防整備をしていただくにはこの尾張大橋の改築が必要になってくるところでございます。このことから、関係機関に強く要望してまいりますので、御理解をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 国道1号線は最も主要な道路でございます。ぜひとも国に要望し、安全な橋にさせていただくようお願いしたいと思います。

続きまして、弥富市の道路橋梁についてお尋ねしたいと思います。

次に、弥富市の市道に弥富市が管理している橋梁がかかっておりますが、果たしてどれぐらいあるのでしょうか。また、この橋梁は地震等で大惨事にならないよう常に点検をし、悪いところがあれば補修を行っているのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 市道にかかる橋梁のまず数といたしましては、現在594橋あります。これにつきましては、2メートル以上を対象としておるところでございます。

そのうち15メートル以上の橋を、道路ネットワークを確保するために橋梁点検を実施しております。また、その各橋梁の点検結果に基づいて、それぞれの橋梁がいつ、どのような修繕が必要かを把握いたしまして、計画的に修繕を行っていくために、市といたしましても長寿命化修繕計画を平成22年度に作成したところでございます。

また、この計画をもとに、今年度、24年度でございますけれど、6橋の補修と落橋防止対策の発注を行っているところでございます。

また、引き続き、計画的に橋梁の補修・補強対策を実施してまいりますけれど、先ほど議員が質問の中で笹子トンネルの事故を述べられておりましたが、国はこの事故を踏まえ、老朽化により危険が生じている道路など社会インフラの総点検を実施して、緊急的な補修など、必要な対策を講ずる点検業務でございますけれど、24年度の補正予算を限定して交付金が充てられることになっております。

この3月議会に道路ストック総点検を実施する補正予算を上げさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

また、その点検の結果に基づいて、平成25年度に舗装及び道路附属物の補修の工事を実施してまいりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 道路橋梁につきましては、今、補修が順次進んでいるということでございますので、極力安全な橋ということでお願いしたいと思います。

続きまして、公共施設についてお尋ねしたいと思います。

公共施設の耐震基準で設計されていない昭和57年以前の公共物、この市庁舎を初め、農村環境センター、産業会館等の建物は今後どのような方法で検討されているのか。また、市庁舎のI s 値、耐震性能値が0.3未満でございます。学校は0.7未満の建物に耐震補強工事を行っております。この庁舎はどのぐらいの地震震度まで耐えることができるのでしょうか。

また、この庁舎はどの程度まで耐えるということを、ここへお訪ねしてみえます市民の皆様に掲示等で知らせるべきであるとは思うんですが、どうでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） それでは、庁舎についての御質問にお答えを申し上げます。

まず庁舎につきましては、I s 値というような問題も出まして、どの震度に耐えられるかということでございますが、まず耐震性能につきましてはI s 値、これは構造耐震指標ということであらわされております。この数値が大きいほど耐震性が高いとされております。一般的に震度6強から7程度の規模の大地震発生時に安全であると考えられているレベルが0.6に設定をされております。おおよその目安で0.6以上であれば、倒壊等の危険性は低いということであり、それを下回った場合には倒壊する危険性があるとされています。

市役所の本庁舎の耐震診断結果につきましては、耐震性能のI s 値につきましては全ての階で0.6を下回っております。I s 値0.3未満の階も3分の1ほどあるということでございまして、議員の御指摘のとおりでございます。I s 値が0.3未満におきましては、一般的に震度6強から震度7の大地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高いとされております。特に市役所は、防災上、市民の皆さんの安全を守る重要な拠点であるということから、高い耐震安全性が必要であるということでございます。

建物の耐震安全性の分類と目標では、市役所は大地震が起きても、補修することなく使用できる目標I s 値0.9以上が求められているところでございます。また、庁舎につきましては、十分な耐震性に加えて、本市の地理的な状況、特徴としまして、地盤の液状化、また津波、高潮対策も考慮いたしました庁舎整備が必要であるということで、これらについても今回の新庁舎の建築に向けての課題として組み込まれております。

先ほどのI s 値について、倒壊の危険性があるということを庁舎に公表する意味で看板等を設置したらというようなことでの御質問かと思いますが、これにつきましては、むやみに市民の皆様に不安を与えるという観点から、今後、このI s 値につきましてホームページで公表してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 先ほど市民に不安を与えるということを総務部長が言われたんですけども、市民に不安を与えるよりも、市民は知る権利があるんですよ。ここへ来たら危ない

よと知る権利があると思います。だから、僕は掲示したらどうだと言っておるんですよ。もう一回そういう意味でよろしくをお願いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） ですから、市民の不安をあおるようなことになるというのが想定されますので、ホームページでこれは公表するということで、市民の方に周知をしたいという考えでございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） ホームページでも何でも皆さんに知っていただくということが大切でございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

今後、東海・東南海地震の発生の確率が高まっております。公共施設についても、市民に安全な、災害に強い安心な施設であるよう、日夜努力をしていただきたいと思います。

続きまして、市内の排水路管理についてお尋ねしたいと思います。

これから、春から夏にかけ梅雨期に入ってまいります。梅雨前線が停滞し、局地的に集中豪雨が発生します。上空に強い寒気が北から入ってくると、大気の状況が不安定になり、ゲリラ豪雨等の発生確率が高くなります。最近、この周辺地域の集中豪雨の発生状況を調べてみますと、2011年の7月に三重県の、隣でございますけど、桑名市で1時間に83ミリの集中豪雨が発生し、4時から7時までの3時間だけで170ミリの雨が降りました。四日市付近でも1時間90ミリの猛烈な雨が降りました。両市では住宅の床上・床下浸水が発生し、相次ぎ避難者が出ました。

日本全国でも昨年だけで数件の1地域の集中豪雨が記録されております。この弥富地域は海拔が低く、特に水害等には十分注意しなくてはなりません。

では、お尋ねしたいと思います。

集中豪雨には、排水路がきちんと整備されておらなくては排水がうまくいきません。では、市街化区域の排水路、市街化調整区域の排水路はどこが管理しておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

排水路の管理はどこかという御質問でございますけれども、市街化区域の排水路につきましては市の管理でございまして、都市計画課が所管でございます。市街化調整区域の排水路につきましては、地区に応じまして、孫宝、弥富、十四山、鍋田の各土地改良区で管理していただいております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では、孫宝水系の幹線排水路はどこが管理されておるのでしょうか。

幹線排水路の除草管理はどこが行っておるのでしょうか。最近ヘドロがたまって、川の流れ

が悪いように見えるところがありますが、しゅんせつはどこに申し込めばよろしいのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） 中地川、鯛浦川でございますけれども、今、議員が言われましたように孫宝水系の主要幹線水路でございます。過去に地盤沈下対策事業により整備されておりまして、その後、孫宝土地改良区に譲与された排水路でございます。したがって、護岸の除草、水路底のしゅんせつ等につきましては、地区役員を通じまして、管理者であります孫宝土地改良区に申請していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 私も地区の役員になっていきますのであれですが、この16日に総会がございますので、はっきり言わせていただきます。こちらの行政のほうからもよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、排水樋門、これは今、半田農政課長が言われました、要するに市街化区域の排水路でございますけれども、これは市から占有を受け、弥富土地改良区が管理しております。弥富地区の主に市街化区域の排水路には、市から占有を受け、設置された13の排水樋門があります。最近、各地で発生している集中豪雨等が発生した場合、排水路の樋門が開門していないと大変な惨事になります。過去に前ヶ須地区で集中豪雨により道路が冠水したこともございます。また、昔から排水と用水が経由した水路でありましたので、農家には取水権、水利権があります。場所によっては、樋門がなくても、水稻、稲作に影響しないところもあるようなふうに見受けられます。一カ所でも樋門を減らしたほうが洪水防止になると思われるので、再度水路管理者と土地改良区とで排水路樋門の見直しを行っていただきたいが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

弥富土地改良区管内に13の樋門がございます。そのうち市街化区域の排水路には9つの樋門がございます。市街化区域の樋門につきましては、農地へ水を供給する水路の関係や排水路抑制、逆流防止等々について大切な施設でございます。稲作、水稻作に影響がなければ、一カ所でも減らしたほうがよいのではという御質問でございますけれども、廃止可能な樋門があるのかどうかについては、一度、弥富土地改良区と協議したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 弥富土地改良区、水路管理者は都市計画のほうでしょう。管理者が占有させておるということでしょうか。そういう意味ですね。まあいいですわ。しっかり見直

してください。

弥富市は海拔が低いので、今後も排水に十分な注意が必要でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、公有財産の有効活用についてということでお尋ねしたいと思います。

公有財産には、学校とか道路、公園とかいう行政財産と普通財産がございます。公有財産には、行政、市民に有効に活用されず、所有しているだけで、また未利用の土地が多数ございます。それが普通財産でございます。民間企業であれば、企業経営が苦しくなれば、経営改善のために最初に遊休地の資産売却をするのではないのでしょうか。平成25年の普通財産の売却は、見たところ計上されておられません。

では、普通財産は市のどのぐらいの面積があるのでしょうか。また、管理はどこでされているのでしょうか。また、財産台帳はあるが、公表はできないのでしょうか。お尋ねいたしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 横井議員の御質問にお答えさせていただきます。

普通財産の市の所有いたします面積ということでございまして、全体面積につきましては約7万1,900平方メートルございます。管理につきましては、そのうちの約6万2,600平方メートルにつきまして総務課のほうで管理をしております。

資産台帳の公表につきましては、どこまでの要求ということもございしますが、うちの把握できる範囲で公表できると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、総務部長が7万1,000云々ということと言われたんですけど、これ、23年度、昨年の決算です。決算の数字を見ますと、普通財産9万7,952平米ということになっております。その差はどうなったのでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 普通財産の面積の推移についてお答えをさせていただきます。

実は日の出小学校が開校いたしましたので、日の出小学校の敷地分を普通財産から行政財産のほうに移しかえました。また、十四山スポーツセンターの前に、実は十四山の公民館の建設予定地があったものも、これも十四山スポーツセンターが使っておりますので、そちらのほうに移しをさせていただきました。それから十四山の多目的広場、これは鯨ヶ地にございますけれども、こちらにつきましても普通財産から行政財産のほうにかえましたので、その差でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○**9番（横井昌明君）** では、普通財産、僕は日の出小学校云々というのは、まだ加除されていないものでちょっとあれですけども、管理は各課でされているような感じがするんですけども、ことしの25年度予算はどのぐらい計上されておるんでしょうか。管理費としてどのぐらい計上されておるんでしょうか。

○**議長（佐藤高清君）** 伊藤総務部長。

○**総務部長（伊藤敏之君）** 平成25年度の予算でございますが、管理費として100万円を計上しております。以上でございます。

○**議長（佐藤高清君）** 横井議員。

○**9番（横井昌明君）** 100万円、管理するだけで100万円使っておるということでございますので、これはあくまでも税金ということでございます。ですので、使わん財産であれば、極力売却してほしいということを思うものでございます。

次に、私が売却の話をなぜ出すのかと申しますと、12月議会での答弁で、弥富市の公共事業を将来的に実施する中、歳入歳出面での資金計画が立たない。さらなる行政改革を実施する。その内容は、各施設の見直し、職員給料の見直し、補助金等の見直し等の議会答弁がございました。私は前段でも申しましたように、行政改革を最初に行うのは財産の売却ではないかと思います。早急に売却、行政財産への移行の区別を精査し、将来的にも利用しないものについては売却の方向で考えるべきだと思います。

具体的には、バブルのころ、またそれ以前に弥富駅整備や主要道路の代替地等で購入した土地がまだ結構あると思いますが、その土地をまず最初に売却するべきではないかと思います。また、その他にもたくさんの売却できる普通財産があると思われますが、どうでしょうか。

私は、普通財産の中で最大のものは、利用形態がまだはっきり決定されていない産業会館の表裏の土地であると思います。今後いろいろな角度から利用計画を検討し、また民間のノウハウを利用することもあり得ると思いますが、どうでしょうか。

○**議長（佐藤高清君）** 伊藤総務部長。

○**総務部長（伊藤敏之君）** 横井議員の御質問にお答え申し上げます。

今の普通財産の売り渡しによりまして、市の財政に反映させるということは当然考えられることございまして、普通財産の売却についての予算につきましても、25年度につきましては不動産鑑定料を計上させていただいております。そういった中で、いろいろな普通財産がございまして、当然売却したほうがいいものもございます。ただし、まだ次の用途的に残しておいたほうがいいという財産もございます。そういったことも調整いたしまして、調整ができましたものから売却に向けての公表をいたしたいと考えております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 横井議員。
- 9番（横井昌明君） 産業会館の裏表の話も出させていただいたんですけど、その辺の回答がなかったんですけど、よろしくお願いします。
- 議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。
- 総務部長（伊藤敏之君） 産業会館の裏表というと、今現在、駐車場として利用しておるところという理解でよろしいですか。今のところ、売却の方向としては考えておりませんので、よろしくお願いいたします。
- 議長（佐藤高清君） 横井議員。
- 9番（横井昌明君） 僕は、売却だけでなく、いろいろな方面から検討したらどうだという提案をさせていただいたんですけども、その話は全然伺えておりません。
- 議長（佐藤高清君） 答弁の前に、一般質問の最中ですけども、5時という時間が今来まして、時間延長をさせていただきたいと思いますが、これに対して御意見ありませんか。
- 〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（佐藤高清君） それでは、会議を続行します。
- 総務部長。
- 総務部長（伊藤敏之君） 今の産業会館の敷地全体につきましては、現在の位置づけとしまして行政財産になっておるということでございます。ただし、議員がおっしゃられるように、今、産業会館として商工会等が利用してございますが、これらについても、新庁舎の建設もございますが、その後においても、商工会のあり方についても検討された段階で、その敷地の有効利用についても検討されるものだと考えております。
- 議長（佐藤高清君） 横井議員。
- 9番（横井昌明君） 私、質問で産業会館の用途についてもお尋ねして、お答えがいただいていないんですけども、まだあそこ、耐震のあれはやってないんですね、全然。だから、あれ、これからどうするかという質問。今、産業会館でばっと言われた。ちょっと。
- 議長（佐藤高清君） 半田農政課長。
- 農政課長（半田安利君） 産業会館の耐震診断ということですか。
- 9番（横井昌明君） 耐震をこれからどうするか。
- 農政課長（半田安利君） 産業会館は昭和51年に建築されたものでございまして、平成15年に耐震診断を行っております。結果といたしましては、耐震性を有しており、補強は不要であるというような評価をされておりますので、御報告いたします。
- 議長（佐藤高清君） 横井議員、答弁よろしいですか。
- 9番（横井昌明君） 結構です。51年でも耐震性があるということですね。
- これらの関連で、ちょっと私なりに提案させていただきたいと思います。私は、土地の買

収や土地の管理、財産管理等を行う部署があってもいいのではないかと思います。土地については、登記簿謄本の公図の欄でございませけれども、またそれらの見方や抵当権の見方、いろいろ難しい面もございませ。また、納税猶予、生産緑地、税務署協議、収用委員会等の手続、大変専門的な知識が必要であります。以前は用地課がありましたが、今はありません。ですので、総務の管理部門にその部署を設け、1カ所で公共取得から管理まで一括処理したらいどうでしょうかという提案をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤高き君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 担当部署を専門的に設けたらということございませが、御意見として承っておきませ。

○議長（佐藤高き君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） わかりませ。今後検討していただくということによろしくお願ひしたいと思ひます。

この規模の市町村で普通財産を多く持っているところは非常に少ないと思ひます。常に土地には管理費が必要であるということ認識して、いろいろ対処してほしいと思ひます。

続きまして、弥富市と木曽岬町の境界について質問したいと思ひます。

私は、昨年3月議会で弥富市と木曽岬町の境界、境港右岸600メートルぐらいが確定していないと質問申し上げませ。それは、北の確定された境界に立つと、全部水面を通過して南の境界が見えませ。市町村の境界は単なる弥富市と木曽岬町の境界だけではなく、愛知県と三重県との境界でもありませ。境界というのは大変重要なことでもありませ。ですので、会議には、愛知県、三重県の職員が必ず同席しませ。

昨年3月の答弁で、相手方から連絡を待っているというようない回答でありませ。その後、進展はどうでしょうか。待っているだけでは相手からの連絡はないと思ひませが、どうでしょうか。話し合いが進まなくなってから五、六年たっていますが、それ以降に木曽岬の町長さんかわられたことだし、再度こちらから呼びかけていただいたらどうでしょうか。市長さんにお尋ねしたいと思ひます。

○議長（佐藤高き君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員にお答え申し上げます。

その当時の弥富町と木曽岬町の境界問題ございませが、現在は弥富市と木曽岬町との境界問題、それは同時に愛知県と三重県との境界問題にもなるわけございませ。

確定ポイントは、御承知のように、鍋田川の中水門というのが一つ確定されておりませ、そこから北のところについては境界がはっきりしているわけございませ。また、南のほうの下流部におきましては、木曽岬干拓の北の端という形で確定地点ございませ。その間、

約600メートル、今、議員のおっしゃるとおりでございます。この間が確定されていないという状況でございます。

平成14年、15年という状況の中で、境界線をはっきりしていこうということで、両県、そして、その当時は両町の担当の方が協議を重ねていただいたわけでございます。横井議員もそのとき担当者として大変御尽力いただいたというふうに聞き及んでいるところでございます。

双方の境界に対する基本的な考えが違っておるわけでございます。その当時の弥富町の基本的な考えは、いわゆる鍋田川の中水門と木曾岬干拓の北の端の確定ポイントを直線的に結んだところをその当時は主張されたというふうに伺っております。

しかしながら、木曾岬町は、そうじゃなくて、鍋田川の川幅を2つに割る。いわゆる西岸、東岸という形の中で、その中間地点を境界線としていきたいというふうに両者の主張が食い違っておったわけでございます。

そうした形の中で、その測量については大変莫大な経費がかかるだろうということも想定されたというふうに思っておりますけれども、弥富町と木曾岬町のその当時交互に協議を重ねられまして、今度は木曾岬町から私どもに対して、その辺のお話を伺うと。協議の場を設けるというようなことになっておったわけでございますが、先ほどお話があったとおりで、一向にそういうお話がございませんでした。

しかし、つい先週でございますが、木曾岬町の加藤町長から、この境界問題について一度協議の場を持ちたいという形で、私は向こうからお話があったから、木曾岬町の意味だろうというふうに受けとめ、これは弥富市といたしましては、隣接の地域でございますので、互いの信頼関係はやっぱり強固なものでなきゃならないという見地に立っておるところでございます。これからもう一度、愛知県、そして三重県の担当者も踏まえまして、しっかりと協議をする場が設けられるというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、両県の意見が違いうということに対しては、これから協議の場ではっきりしていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

くしくも木曾岬町のほうもこの3月議会でこの問題を取り上げられる議員がお見えになるというふうにも聞いております。そうした形の中での新しい進展が今後新年度に対して生まれるだろうということを期待しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 先ほどからも出てますけど、弥富市と木曾岬町の境界が確定するということは、愛知県と三重県との境界が確定するということでございます。早く境界が確定することを願ひまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 本日はこの程度にとどめ、明後日、継続議会を開き、本日に引き続き

一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時10分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 大 原 功

同 議員 伊 藤 勝 巳

平成25年3月8日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（17名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 |     |         |

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

18番 大 原 功

3. 会議録署名議員

2 番 川 瀬 知 之                      3 番 鈴 木 みどり

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                    |         |                         |         |
|--------------------|---------|-------------------------|---------|
| 市 長                | 服 部 彰 文 | 副 市 長                   | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長              | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                 | 伊 藤 敏 之 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長    | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長                 | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長            | 山 田 英 夫 | 総務部次長兼<br>総 務 課 長       | 村 瀬 美 樹 |
| 総務部次長兼<br>財 政 課 長  | 佐 藤 勝 義 | 民生部次長兼<br>健康推進課長        | 服 部 誠   |
| 民生部次長兼<br>介護高齢課長   | 佐 野 隆   | 開発部次長兼<br>開 商 工 観 光 課 長 | 服 部 保 巳 |
| 開発部次長兼<br>土 木 課 長  | 三 輪 眞 士 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長       | 渡 辺 安 彦 |
| 教育部次長兼<br>学校教育課長   | 服 部 忠 昭 | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長    | 松 川 保 博 |
| 秘書企画課長             | 山 口 精 宏 | 防災安全課長                  | 伊 藤 久 幸 |
| 税 務 課 長            | 伊 藤 好 彦 | 収 納 課 長                 | 山 守 修   |
| 市民課長兼<br>鍋 田 支 所 長 | 加 藤 恵美子 | 十四山支所長                  | 平 野 進   |

|         |         |                   |         |
|---------|---------|-------------------|---------|
| 保険年金課長  | 平 野 宗 治 | 環 境 課 長           | 鈴 木 浩 二 |
| 福 祉 課 長 | 前 野 幸 代 | 総合福祉センター<br>所 長   | 佐 野 隆   |
| 児 童 課 長 | 渡 辺 秀 樹 | 農 政 課 長           | 半 田 安 利 |
| 都市計画課長  | 竹 川 彰   | 下 水 道 課 長         | 橋 村 正 則 |
| 生涯学習課長  | 八 木 春 美 | 十四山スポーツ<br>センター館長 | 花 井 明 弘 |
| 図 書 館 長 | 奥 田 和 彦 |                   |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |   |         |
|--------|---------|---------|---|---------|
| 議会事務局長 | 伊 藤 邦 夫 | 書       | 記 | 佐 野 智 雄 |
| 書      | 記       | 岩 田 繁 樹 |   |         |

6. 議事日程

|       |            |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に入ります前に、報告をいたします。

本日、大原功議員のほうから欠席の届けが出ておりますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、川瀬知之議員と鈴木みどり議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 服部市長の政治姿勢及び行政運営という重要な質疑をいたしたいと思います。私の考え方も交えながら、通告に従いまして、直接、服部市長に順序質問をしてみたいです。

服部市長は、機会あるごとに大変すばらしい挨拶をされております。正確な情報を提供したり、市長の考え、認識を明確に示すことは大変重要なことであります。しかし、市民に誤解や不信を招かないように配慮する心がけも重要であり、言動が一致しなければなりません。私は今までにも、よく指摘をしてきたことであります。

特に、ことしの年頭の挨拶では、厳しい財政状況の中で職員給与、退職金の減額問題、これが平均400万円と示されたわけではありますが、行財政改革などに触れられました。また、佐古木駅南口周辺の区画整理事業を発表され、当然ながら、事業計画については必要度と効果や費用対効果を考えると指摘し、その上でさらに市民に負担増のお願いや、また総合計画の見直し表明等々、最後にごみ袋問題の謝罪等がありました。

市長の年頭の挨拶ともなれば、当然関心を持って聞いており、市民の中には、市長の挨拶にこれこれの話があったと話題として話し合っている光景をよく見るものであります。このような市長の言動を注視し、冷静に市政運営を見守っている市民もあり、言葉が先行して内容に疑問を感じるといったような声もあり、いろいろの反応を耳にしております。

私は決して言葉尻をとるような考えではありませんが、問題は市長の挨拶内容と現実につ

いて、整合性や言葉が先行し過ぎて、配慮が足らず軽率と受けとめられることもよく見受けられ、問題視されるのではないかと心配する向きもあり、一度よく市長も考えて発言をこれからされるようにしていただきたいと思いますのであります。

多くを語りませんが、二、三実例を挙げながら尋ねてまいります。

最初に、市民参加という見地から、服部市長は総合計画審議会とか庁舎検討委員会など、各種諮問機関等の重要性や機能等についてどのような認識を持っておられるのか。また同様に、委嘱を受けた委員の方々、応募によって参加された真面目な市民の方々の心情に対しての認識をどのように考えておられるのか、市長の考え方をただしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

佐藤議員の御質問に対して、お答え申し上げます。

その前から私のいろんな形での発言に対しまして、佐藤議員のほうから大所高所から御指導いただいておりますことを、この場をかりまして厚く御礼を申し上げたいというふうにも思っております。

ただいま議員のほうから、私の新春交歓会での挨拶の中からの御質問ということでございます。多少戸惑いはありますけれども、なぜならば3月の定例議会でございます。3月議会には私の施政方針ということを書かせていただいておりますので、施政方針等から御質問いただければという気持ちもあるわけでございますが、御質問でございますから御答弁させていただきます。なお、詳細につきましては、担当課長から答弁したほうが良いと判断した場合には、御理解をいただきたいというふうにも思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、各種検討委員会あるいは諮問機関、あるいは審議会について、どのような認識をしているかという御質問でございます。

さまざまな形の中で検討委員会、諮問機関あるいは審議会ということを行っているわけですが、それぞれこの委員会等においては若干ニュアンスが違うということも理解をしているところでございます。

しかしながら、基本的には私ども行政が行うさまざまな活動、事業等において、その決定に当たってまでの委員会を発足し、各委員等を構成しながらやっておるわけでございます。また、委員におきましては専門的な立場、いわゆる知識経験者であったり、あるいは学識経験者及び有識者、団体等の長、並びに最近では公募という状況の中から市民の皆様の中から委員を選ばせていただいております。

その委員会等におきましては、参考となるべき意見を述べていただく、あるいはその活動、事業に対して非常に専門的な知識をお持ち合わせでございますので、私どもといたしまして

は、その影響力も非常に大きいというふうに理解をしておるわけでございます。そして、各種検討会あるいは諮問機関から答申をいただきまして、その結果を、私どもといたしましては事業に反映していくという形の中でそれぞれの機関については認識をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） もちろん、そういう考え方であろうかと思うわけであります。

今までも議会においては、市長が審議会や検討委員会で十分審議をされ、結論を得たとして提案されると、その内容を尊重してその上で以後の審議を重ねていくようにしておるのであります。

しかし、最近ではそれらの答申に問題を感じることがよくあり、審議内容が問題である場合もあります。総合計画等審議会の目的によって、それぞれ委員の方々は専門家、学識経験者、区長と地域の代表者、応募による市民参加者等が選任され、当局側からの資料、情報や当局の見解等に基づいて、いろいろの角度から検討・協議された末まとめられたものであると私たちは信頼をして最大限に尊重してきたつもりであります。

しかし、一例を挙げると、最近、市長は一方的に総合計画の見直しを公言されたり、審議会の意義や機能はどのようなものか、市長の言動に疑問を招くこともよくあるのであります。そのため、12月議会でも指摘し質問した経緯がありますが、審議会委員に対して総合計画の進捗状況等について報告をし、審議会において検討された結果、総合計画の見直しが生じたものであるのかどうか。ある委員の方に尋ねたところ、全く知らないとのことでありました。見直し論の経過をお尋ねしたいと思います。

また、総合計画の見直しとは、どのような内容に問題があり、どのように見直していくべきか、伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、佐藤議員の御質問の中に、最近、私が一方的に総合計画の見直しを公言しているという形の中で、あるいは検討委員会、審議会での意見というのを十分尊重しているのかということでございますけれども、基本的には御尊重申し上げ、さまざまな検討委員会、あるいは審議会の御意見をいただきながら事務事業を決定していくわけでございますので、決して一方的にどうのこうのということはございません。

しかしながら、そこに私自身の言葉足らずとか、あるいは説明不足というようなことがありますならば、これは反省し次に生かしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、またこの場をかりまして、そのようなことに対しては自分自身もしっかりと反省をしなければいかんというふうに思っているところでございます。

総合計画の見直しにつきましては、その事務事業を担当しております秘書企画課長のほう

から、今後どのように進めていくかということについて御答弁申し上げさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 総合計画について、御説明申し上げます。

平成21年度に弥富市第1次総合計画を策定し、平成30年度まで向こう10年間の基本計画、その基本構想に基づきまして今後推進する主要施策などの基本計画を、前期平成21年から平成25年までの5年間といたしております。また、後期を平成26年度から平成30年といたしております。

見直しにつきましては、この基本計画の平成26年から平成30年までの後期基本計画において見直しを策定してまいりますということでございます。現在、前期基本計画、計画期間5年間のうち4年が経過したところでございますが、その時点で前期基本計画の達成状況調査、担当部署のヒアリングを行いまして、前期基本計画点検評価報告書を最終調整し作成中でございます。その報告書をもとに新年度に審議会にお諮りし、前期基本計画を見直し後期基本計画へ反映してまいります。

主要施策ごとの達成状況や残された課題を初め、社会情勢の変化や直近の市民ニーズの動向等に十分踏まえながら、後期基本計画に掲げるべき施策の検討を進めてまいり予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） 多少、私が考えておるのと考え方の相違があるわけであります。

というのは、例えば12月議会で、審議会等に諮っていろいろ評価をされ、あるいは検討されておるかというようなことも私は申し上げてきたわけでありますけれども、そうした点については触れられることなく、今、部内の検討だけで発表されておるわけであります。これはまた後ほど、総合計画の問題について質問してまいりたいと思っておりますが、今質問しておりますのは、年頭の挨拶を中心でありますから、次にその点については再度質問してまいりたいと思います。

続いて、1月4日の新春交歓会において、安藤県議が挨拶の中で11項目の要望書云々と、初めて聞いたことであり、愛知県へ出された要望書と受けとめました。その経緯、内容についてはどのようなことか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員のほうにお答え申し上げます。

安藤県議の11項目の要望ということでございますが、これは経緯につきましては昨年の12月20日、愛知県の知事公舎におきまして、尾張東西地区の県会議員、当然安藤県議もその中に加わってみえるわけでございますが、知事に対して平成25年度当初予算に対して、要望項目につきまして陳情活動をしていただいたことでございます。県側といたしましては、知事

そして副知事、そして総務、農林水産、建設の各部長さんでございます。

項目につきましては、11項目あるわけでございますけれども、その項目につきまして、私と、その秋にしっかりと安藤県議と御協議をさせていただいて、このような項目について要望、陳情していただきたいということをお願いしたわけでございます。

今から、その項目の内容につきましてお話をさせていただきます。

1つは、日光川流域下水道事業及び関連事業の整備促進でございます。

1つは、農業集落排水事業、十四山東部地区の整備の促進でございます。

1つは、公共下水道事業の整備の促進でございます。

1つは、道路関係でございますけれども、道路整備事業、市道中央幹線4号及び名古屋第3環状線の整備促進でございます。また、県道名古屋十四山線、県道弥富名古屋線、都市計画道路日光大橋西線の整備促進でございます。

1つは、広域営農団地農道整備事業でございます。

1つは、湛水防除事業、鍋田2期大神場地区の排水機場の更新及び整備の促進でございます。

1つは、地盤対策事業、木曽川用水地区の農業用水路更新及び整備事業でございます。

1つは、特定農業用管水路特別対策事業、いわゆる特特事業と言われるパイプラインの交換事業でございます。

1つは、基盤整備促進という形の中で六箇地区の整備促進でございます。

1つは、緊急農地防災事業八穂3期、そして稲元地区の湛水防除事業でございます。

1つは、信号機及び横断歩道等の安全に対する設置ということに対する要望をさせていただきました。

以上が11項目の要望事項でございます。

そして、それぞれの事業に対しまして、平成25年度当初予算及び2月の補正予算等においてその予算がつけられてきていることも多々ございますので、また詳細につきましては、委員会等で御報告申し上げればというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これが11項目に対する経緯と、そして要望の内容でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 内容は今初めてわかったわけでありましてけれども、やはり12月にこういうことをされるとするならば、やっぱり議会にも一応こういうような要望を出すということを示されて、そしてまた議会の意見も反映した要望書であってほしいと私は思うわけがあります。

そうしたある意味においては議会が知らないところで行われるということであれば、これ

から報告をされると言われるけれども、事前の報告というか事前の協議というのが非常に重要でありますので、今後、そうした点は十分配慮していただくことを私は要望しておきたいと思うのであります。

続いて、一昨日の三宮議員等の質問内容と重複する面もありますが、改めて尋ねたいと思います。

この年頭の挨拶の中で、行財政改革として市民に負担増のお願いをするというような挨拶がございましたが、具体的にどのような内容の負担増であるのか、この点についてひとつ示していただきたいと思うわけであります。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 市民に対して負担増をという形で、どのようなことを考えておるのかということでございますけれども、私は行政の基本的な方針として、いろんな形の中でお話をさせていただいているのは、市民との協働の精神でしっかりとしまちづくりをしていく、市民の皆さん、住民の皆様にお手伝いをいただいて、さまざまな行政コストを削減していくというのは、基本的な行政の指針の中に持っておらなきゃならないことだろうというふうにかねがね思っておるわけでございます。それは財政が大変厳しい状況が今後も続くだろうという想定のもとに、そのようなお話をさせていただいております。

そして、昨年12月、繰り返しお話しさせていただくわけでございますけれども、中期財政計画、平成25年から29年までの弥富市の財政計画に対しまして、皆様方に御提案を申し上げます。

今回の最大のポイントは、いわゆる合併算定がえの地方交付税、旧十四山村と旧弥富町が合併したときにいただいております地方交付税が、臨時財政対策債も含めまして6億6,000万ほどございます。これが平成27年まではいただけるわけでございます。あと3年でございます。28年から5年間にかけて減額になり、33年にはゼロになるという最大の歳入不足が大きくこの中期財政計画の中には、私は位置づけられなければならないということを繰り返しお話しさせていただいております。

そうした状況の中で、歳入の見通しも大変厳しい、あるいは歳出の見通しといたしましては、社会保障費の増大であるとかさまざまな投資的、政策的な経費が必要となってくるということがあられるわけでございます。これも計画的なまちづくりの中においては、ぜひとも必要だろうというふうにも思っております。

そうした形の中において、じゃあ財政上の歳入に対する取り組みはどうしたらいいかということに対しては、一昨日の議員のほうからも、こういう形で財政収入を上げるべきではないかというような御意見もたくさんいただいております。また、きょう午後から、伊藤正信議員からも御提案があると思っておりますけれども、市の財産、いわゆる公有財産に対する

資産経営をしっかりやれというような御質問もあろうかと思っております。そうした形の中で、さまざまな形で私どもの考えていかなきゃならないことに対して、議員各位と一緒にやっていかなきゃならないわけでございます。そうすることにおける財政の健全化を図っていくということでございます。

そして、歳入の現在考えている見通しでございますけれども、1つは西部臨海工業地帯におけるさらなる土地の利用計画、これをやっていかなきゃならない。「ものづくり愛知」の構成自治体として、あるいはまた航空宇宙産業のクラスター形成特区の指定都市として、さまざまな形で企業誘致ということに対して県と一体となり頑張っていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

また、税対策といたしましても、いわゆる未収金、滞納ということが大変ふえてまいりました。これについても、税負担の公平性という形の中で、市民の皆様方をお願いせざるを得ないということを思っておるわけでございます。そうした形の中での収納対策をしっかりしていきたい。

そしてまた、今現在、政府与党はそのマニフェストで、子ども子育て支援という状況の中で3歳児から5歳児までの保育料の無償化ということを上げてみえるわけでございますが、この動向を見ながら保育料の改正等についても検討していかなきゃならない、そういうことを思っております。

歳出に対しての取り組みについては、またるるお話をさせていただきたいというふうに思っておるわけでございます。

そうした形の中で、新たな税負担という形の中で私が議員の皆様にご提案申し上げていきたいのは、都市計画税の導入ということでございます。現在、この都市計画税というのは市街化地域、そして新たに西部臨海工業地帯の工業地域における市街化が指定されております。そういう状況の中でのいわゆる都市計画税、その土地・家屋に対して100分の0.3以下というその利率に基づいた都市計画税をお願いできないだろうかということでございます。

現在、都市計画税を導入していない市は、愛知県38市の中で3市のみでございます。そのうちの1つが弥富市でございます。今、私どもの試算といたしましては、仮にこの都市計画税をお願いするならば、4億円強のお願いができるだろうというふうにも思っております。そういう状況の中での税の負担ということを考えておるわけでございます。

しかしながら、経済のいわゆる景気回復、経済の再生、あるいは所得の問題、あるいは雇用問題、この辺のところをしっかりと考え合わせながらこの計画についてはお願いをしていかざるを得ないというふうに思っております。今は、いつから導入するということではなくて、どのタイミングで皆様に御協力をいただけるかということを、議会の皆さんとともに考えていきたいということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） 財政計画の話は何回も聞いておりますのでわかりますが、私が聞きたいことは、直接市民に負担増のお願いということだから、どういう点を負担増にするかということ。答弁が長過ぎて質問時間がなくなっちゃうんです、これ。だから、これはきのうもあったんだから、そういう重複するようなことを私は尋ねようとしておるわけではありません。

だから、市民に直接影響するもの、これは市民の関心事であるから、そういうものについては具体的に話をしていただきたいと思うわけであります。都市計画税等については、またあるいは保育料の問題等については、これは後日きちっとしますが、考え方だけはまあわかりました。

そこで続いて、私はこの年頭の挨拶の中でいろいろのことがありましたけれども、答弁時間が長いので時間がありますので、ちょっと割愛をしまいたいと思っております。

そこで、ごみ袋問題の謝罪については、これはやっぱり重要な問題でありますので、市長の見解を承りたいと思うわけです。

その1つは、ごみ袋問題の謝罪については約1,276万円分のごみ袋の損失金に対して弥富の損失額が突出しており、市長初め職員の減俸処分は罰則であって、損失金については謝罪だけで済まされる問題ではないと、こういう市民の意見は事実あることはタウンミーティング等でも指摘をされておるわけであります。

したがって、議会としてはごみ袋問題調査特別委員会の報告を了承しております。市長初め関係者は、取扱職務上の義務違反として減俸という、公務員にとっては将来にも影響するような重い処分でもって解決しておるわけであります。

このような事件の原因者は、佐藤化学という業者側であって、法律上においては職員等に損失金の弁済をさせることはできないとなっており、また市長の弁済は寄附行為として公職選挙法にも抵触することになり、議会としては再発防止を市長に要望して、平成23年度決算も一応了承済みになっておるわけであります。

そこで、小坂井委員長がタウンミーティングにおいて中間報告として報告されておるわけでありまして、現在、佐藤化学に対して賠償請求訴訟中であり、この結果が明らかになって初めてこの問題が終結することであると私たちは理解をしておるわけであります。

市長はただ謝罪をしているだけで、市民に納得されるんではないと、こういう意見があるわけでありまして、今私が申し上げたような内容、経過を市長も議会も、ともに市民に明確に示すことによってこの問題を解決していくことが非常に大事ではないかと、私はそういうように思っておるわけでありまして、やっぱり市民の理解を求めることが必要であろうと思っておりますが、市長はどのようにお考えであるかお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 答弁が長いという御指摘をいただきましたので、簡潔に申し上げます。

この問題につきましては、新春交歓会の席においても市民の皆様に深くおわびを申し上げたところでございます。佐藤化学の破産に端を発したとはいえ、発注、納品における検収、あるいは製品の保管管理等の事務処理を適切に行っていれば、このような大きな損害は出なかったというふうに思っております。私ども職員の管理不足という形の中で、本当に市民の皆様には御迷惑をかけたところでございます。

今回の件を教訓に、新たに規則等に沿った厳正な事務処理を職員一同肝に銘じて行っていきたいというふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても、職員全員が基本に立ち戻り、二度とこのような不祥事がないようにしっかりと行政運営をしていきたいというふうに思っております。

また、さまざまな見解につきましては、今特別委員会の中での内容について、佐藤議員のほうに触れられたところでございます。今後の特別委員会等についても、再度確認をしていただければというふうに思っております。

市民の御意見ということについては、私どもとしては真摯に受けとめておるところでございますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） この点については、議会も特別委員会をつくってやったんだから、やっぱりきちっと市民に理解をしていただく努力をお互いにしなきゃいかんと、こういうふうに私は考えておるわけでありますので、市長からもそういう考え方を示していくこと、議会はもう了承しておるわけですから、そういうことが非常に大事だということだけをつけ加えておきます。

そこで、弥富市の総合計画の進捗状況の評価については、12月議会で私は申し上げたわけであります。これは秘書企画課長から話がありましたように、基本計画は10年ということであります。前期は5年と、これも承知をしております。ただし、この3月で4年を経過しておるわけであります。市長は就任以来6年が過ぎておると、これはもう12月議会でも申し上げたとおりであります。

そこで、現在の進捗状況の達成度はどのくらいかということで私が質問をしたわけであります。55%ないし60%の評価答弁がありました。進捗状況は市民の関心事の一つでもあります。具体的に目に見える評価をして、なるほどとうなずけるようなものでなければ意味がないと私は思うわけであります。

達成度が果たして55%ないし60%とは、誰がどのような角度から評価したものであるのか。私を初め多くの市民の中には、現状においてそれだけ高い評価をしている人は少ないのでは

ないかなあと、こういうように私は思うわけであります。

その原因の1つは、特に区画整理事業とか幹線道路の道路網の整備とか土地の有効活用など、市長が先頭に立って指導したり交渉したりまとめて実行実現して弥富が変わっていく、発展していくというような姿がなかなか目に見えてこない、こういうところに評価が私たちは高くできないと思っておるわけであります。

そういう点で、総合計画の策定に参加された方々、委員の方々の評価とか意見等は伺っておられるのかどうか、あるいはまたこれをどのように提示されていくのか、そういう点について一応尋ねておきたいと思うわけであります。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 総合計画の進捗状況及び評価につきまして、御説明申し上げます。

主要施策について、前期基本計画の達成状況調査を今策定しておるところでございますが、担当部署職員によります自己点検の評価とさせていただきます。

今作成中ではございますが、完成した報告書につきまして、新年度におきまして総合計画審議委員さんにこの報告書をお示しするわけでございますが、この総合計画策定時の委員の方を考慮し、新たに審議会委員さんを委嘱させていただくことと予定しております。そこで御審議いただきまして、そのもとに後期基本計画原案を作成いたしまして、市民の方へのパブリックコメントを実施いたしまして、その後議会へ報告いたします。その後、計画の確定と進める予定としております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） この問題は、私が12月議会で申し上げたのは、現時点でどのぐらいの達成度だと、このことが議会としても知りたいわけであります。そういう考え方から申し上げて、その項目ごとに実施状況あるいは評価基準、そういうものを示すように申し上げたところ、2月中に示すということでありましたが、まだ議会ではそういうものもいただいておりますので評価ができません。

ですから、次の機会に審議会等で評価されたものについて、議会としても評価をしていくようにしたいと思いますので、できるだけ早い時点でそういう明確な進捗状況を示していただくようお願いしておきます。

そこで、特に私1つ気になることは、この総合計画の見直しということの中で、私は今一番やってもらいたいなあとすることは、今、安倍内閣も大変力を入れておりますが、総合計画見直しの中で、きのうもいろいろ出ましたわけですが、最も検討する必要があるものは農水産業の振興ということではないかなあと考えております、弥富の場合には。

そこで、私は前から弥富の活気と活力を求めるためには、市街化調整区域が多く存在し、

都市近郊型の農業を産業化して発展させる余地があるんじゃないかということで、私は前から指摘をしてきております。

農業基盤整備事業にも多額な予算を費やしておるけれども、農家の皆さん方の収入は一向にふえていない、これが現状であります。ですから、このＴＰＰ問題もありますから、あわせて一遍、従来のような補助金中心の保護政策によるその場しのぎの農業政策の継承ではなくて、魅力のないような農家は育ちませんので、要するに意識改革とアイデアの問題であります。みずからの努力で、産業として世界に羽ばたくことができるような農業の産業化を農業者に築かせていく、そしてその指導、支援していく、こういうような総合計画の政策転換というか補足ですね、そういうことをもっと真剣に考えていったらどうかと私は思うわけであります。

それは要するに、総合計画の土地利用とあわせていくべき問題ではあります。やっぱりこうした問題は市長がリーダーシップを発揮して、真剣に取り組んでいかなければできないと思うわけであります。言葉だけではなく実行することであると思いますが、市長はその先頭に立って実行する考えがあるかどうか、市長に尋ねておきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 農業問題につきましては、大変今現在の環境も含めて厳しいものであることは、今さら言うまでもありません。

両極面においてこの問題について考えていかなきゃならない。１つは土地利用という形の中で、新たな産業、あるいは企業誘致という形の中での土地利用もあるでしょう。もう１つは、農業そのものに対してしっかりと産業化をしていくという形で、農業振興地域としてのますますの活性化ということに取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。

しかし農業問題は、私はかねてから言っておりますけれども、国の策、いわゆる国策だというふうに思っております。ＴＰＰ問題を初めとして、その問題が注視されるところでございますけれども、しっかりと安倍内閣のＴＰＰ問題について協議をさせていただきながら、その協議に対して注視していきながら、私は市としての農業問題についても考えていかなきゃならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今私どもとしてもＪＡと取り組みながら、人・農地プランという形の中で集約化を中心に進めておるところでございます。農業で飯が食えないということにつきましての環境の厳しさということに対して、しっかりと受けとめておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○１５番（佐藤 博君） 私が言いたいことはどういうことかということ、全国的にそれぞれの地域状況に適していく、幾つかのそういう産業化をしたり実行しておるところが、実行例が

あるんですよ。国の施策と国の施策だけを待っておるんでなくて、私は前にも機械化銀行の話をしたことがありますけれども、弥富が全国に先駆けてやれるようなことを一遍真剣に、全国には実行例もありますから、やっぱりもっと先頭に立ってやってもらいたいということを私はつけ加えておきたいと思うのであります。

時間がありませんので、続いて弥富市庁舎建築に関する諸問題について、私の考え方も申し上げながら、市長の考えも聞きたいと思います。

きのう、那須議員も質問をされておりますので、重複するところはできるだけ避けていきたいと思うわけであります。私は通告内容も一部変更をして質問していきたいと思います。

庁舎の建築の必要性については十分理解しており、賛成の立場で考えながら発言をしておるわけであります。せっかく建設するなら、ベストなものでなければならない、少なくともベターでなくてはならないというのが私の行政運営の基本であります。

そこで最初に、庁舎改築等検討委員会の協議内容のうちで、特に建設場所の設定などの概要について、簡潔にここに示していただきたいと思うわけであります。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、庁舎改築等検討委員会におきまして、建設場所を決定された経緯等について御説明をさせていただきます。

庁舎改築等検討委員会では、合併推進債の期限まで残り6年となっておったこともございまして、庁舎建築に係る議会の合意形成も含めて合併推進債の発行期限までに庁舎の建設が可能か否かのための条件について検討を行ってまいりました。

1つ目は現在の敷地内での建てかえ、2つ目は移転での建てかえ、3つ目は十四山支所の増築、4つ目は現庁舎の隣地を取得しての建てかえ、敷地の拡張の4案を示し、委員の意見をお聞きしてまいりました。

現在の敷地内での建てかえ、これは敷地を拡張しない場合でございますけれども、計画する床面積1万1,000平方メートルの建築をできないことや、日影規制により建築物の形態に制限を受けること及び駐車場のスペースが非常に少なくなることをまとめていただきました。

次に、移転での建てかえは、都市計画法の制限により新たに庁舎を市街化調整区域に建築はできないこと、市街化区域内の他の場所への移転については、市内の用途地域のほとんどが第1種住居地域の指定でありまして、用途地域を第2種住居地域に変更した後でなければ延べ床面積が3,000平方メートルを越える庁舎の建築ができないことなどの法規制問題点や、十四山支所の増築については、住民の利便性や交通の事情など位置的な考慮が必要なこと、用地選定や買収などスケジュール面でのリスク要因を考慮すると、新たな場所に土地を取得して新庁舎を建設することは非常に困難であることから、現庁舎の隣地を取得して建てかえとする協議結果となりました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） この弥富市庁舎改築等検討委員会協議資料と、これも私どももよく見せていただいております。

そこで、今、村瀬課長からの説明によると、結局、合併推進債の活用の期限、こういうことが中心になって用地が決められたような感じが1つにはいたします。それと同時に、用途地域が第1種住居地域の場合にはだめ、市街化調整区域はだめといって、結局みんなこの庁舎、この位置に建てかえる方法しかないというようなほうへ誘導されたような感じがしてなるのであります。

そこで私は、1つ尋ねたいのは、他の場所へ移転する場合、特に土地の有効活用の見地から、市街化区域の隣地の市街化調整区域に移転する方法等の検討はされたかどうか、これをまず最初に尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 検討委員会におきましては、実は合併推進債を本市は使うわけでありましてけれども、その活用期限が5年間延長されたことについての議論はされておきませんので、そのような検討はしておりませんが、現在はそういうふうに延びたということではございますが、私の考えでもございましてけれども、市街化調整区域の土地を市街化区域に編入する、要は市庁舎の必要分だけ編入することはできない。また、市街化調整区域の土地のまま購入し、購入後に市街化区域に編入するならば安く土地は買えると思っておりますけれども、そういうことはできない。市街化調整区域の庁舎の建設につきましては、いろんな方面との協議を経て都市計画決定し、その後開発許可を受ける必要等々もあることから、住民の合意形成も必要でございまして、簡単に用途地域の変更はできないというふうに考えております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 結局、基本的にはここで建てかえをするより仕方がないと、これが原点にあったということを私は感ずるわけであります。

そこで、検討委員会によって現在の庁舎位置で、要するに一部土地を買収して建てかえが決められたことではございますが、検討委員会で次のような問題点はどの程度協議されたか伺いたい。

その1つは、用地取得が不可能な場合、借地でも建設場所はここでいいということであったかどうか。それからまた一時移転のための仮設費用約2億円、きのうでは1億円に変更したということではございますが、こういう点は検討委員会で検討された経過があるかどうか、この2点について尋ねます。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○**総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君）** それでは、借地の関係のことと仮設費用の御質問につきまして、お答えをさせていただきます。

検討委員会での庁舎の建てかえの協議におきましては、現庁舎の隣地を取得して建てかえる決定に際しては協議させていただきましたけれども、隣地の用地取得が不可能な場合を想定した議論はされておられません。

また、2億円の仮設費用につきましての御質問でございますけれども、庁舎改築等検討委員会では、新庁舎を現在の庁舎の場所に建設すると基本構想に折り込む中で、仮設庁舎の確保や移設費用、移転費用を加味する必要があることは協議がなされております。

仮庁舎では、現在使用している物品等を全て使うことを想定しておりますので、建設費用が過大にならないような方法で移設、移転をしたいというふうに考えております。

○**議長（佐藤高清君）** 佐藤議員。

○**15番（佐藤 博君）** 多くを申し上げますけれども、この市街化調整区域についても一案として考えておくべきだったと私は思っております。

ということは、ここの中を読ませていただくと、結局この第2回目の協議内容の中で示された建設場所については、4つの案の中でここしかないというようになっておるわけです。ですから私は、余りにも幅の狭い検討でなかったかと。そして、規制が問題だということなんです。

私はいつでも申し上げておるんですが、法律とは社会生活を保つために定めた支配的な規範すなわち決まりであって、規制とは規律を立てて制限することです。要するに、まちの発展を阻害することのないように制限しているのがこの規制であります。これらは全て人のために人が定めたものであって、行政がまちづくりのためにこのような規制が問題だということであるなら、これは当然制限を変更することができなければ規制の意味は存在しないのであると、私はこういうふうに考えております。

これが人と人との話し合いから始まっていくわけでありますので、今であれば許可権者としての交渉、すなわち県であります。県ともこういうようなことについてしっかりと協議をすれば、私はまた道は開けると、こういうように理解をしております。

そういう県との真剣な協議をされたかどうか、この点だけ1つ確かめておきたいと思えます。

○**議長（佐藤高清君）** 村瀬総務課長。

○**総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君）** まず検討委員会の委員の皆様におかれましては、合併推進債が5年延びたことに関しては、この検討委員会終了後にわかったことでございますので、委員の皆さんは御承知ではございませんので、そのような協議はされたことはないということは御承知をいただきたいと思います。

次に、県との協議でございますけれども、県のほうにお尋ねをしたことはございます。それは市街化調整区域の市庁舎の部分だけを、つまり必要とする面積だけを市街化区域に編入することはできるのかというお話をさせていただきましたところ、そのようなことはできないということでございます。

ただし市街化調整区域を、いろんな都市計画法のマスタープランを変更する、それから弥富市として総合計画を変更する、大きな変更をするのであれば協議には乗っていただけるとは思いますけれども、そこまでの協議は今のところはしたことがございません。

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） それじゃあ、合併推進債が5年延びたんだから、もう一遍検討のし直しをしていただくことも非常に大事だと私は思っています。

そこで、特にこの1月下旬に用地の取得の問題が出てきて、私どもはいろいろと議論したわけであります。私ははっきり申し上げて、借地でやるということはだめだよということを終始一貫申し上げてきました。

ところが、どうも先日の議会説明によると、地主さんに買収、交換地、借地の3条件で交渉したというように聞いておるわけですが、そうすると、初めから借地の場合もあるということで考えて交渉に臨んだのかどうか、この点も私はしっかりと確認していくことが必要だと思うわけであります。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 用地交渉につきまして、佐藤議員のほうにお答え申し上げます。

私どもは平成23年度から時間をかけてこの問題を、地権者に対して真摯な態度で臨ませていただいたというふうに確信しております。地権者との用地交渉は、議員のおっしゃるよう

に交わしていただくことが私も原則であろうと思っているところでございます。しかしながら、交渉の過程におきましては、交換であるとかあるいは借地という形の中での意向も相手から示されたこともございます。これは用地交渉の中においてはあろうということだと思っております。

いずれにいたしましても、交わしていただくということをこれからも原則としてはしていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 時間がありませんから簡潔に申し上げますが、まず第1番には、私が聞いておるには、地主さん方は協力をすると言われたと。だから、要するに買収はできるという想定のもとにどんどん進められ、設計も進んで、市民にもこの配布もされて、ここでやるんだということがまあ一応弥富市全体に広がっておるわけであります。

しかし、私は前から申し上げておるように、借地はいろいろの問題があると。先日も申し

上げたように、弥生小学校の借地もこれは100年以上前の話なんですけれども、これでもいまだに解決がしない。だから、借地はまず私は絶対にいかんと思っています。これだけはまず最初に申し上げておきます。その理由はまた次の機会に申し上げます。

そこで、私はこの問題が出てきてから、特に出てきてからというのは1月末に借地問題が出てきて以来、私は60人を超える市民の方に直接、借地問題や市庁舎の位置等について意見を尋ねてきました。

まず第1番に、借地には1人の賛成ありませんでした。庁舎の位置については、3人に2人の人が、もっと東のほうへ移転した方がよいのではないかという考えを示されております。市長も真摯に市民の意見を問うことが重要だろうと私は思います。この際、市民から寄せられた参考意見もちょっと中心にして説明をしておきます。

平成19年に借家借地法が改正されたと聞いておるが、この法律の権利関係はどのようなになったか調査をされておるかどうか、これだけまず最初に伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 用地交渉並びに合併推進債の延期等々あるわけでございます。

そうした形の中で、今、佐藤議員がおっしゃるように、市民の御意見という形の中で伺いしてみえるということでございます。また市民の御意見は大変重要であろうというふうに思っておりますので、また聞かせていただきたいというふうに思っております。

しかしながら、現在のこの庁舎の環境というのもやっぱり一面考えていただきたい。近鉄の弥富駅、JR、名鉄は固定でございます。海南病院は今整備計画が真っ最中でございます。また、産業会館、あるいは高度施設というのがたくさんあるわけです。こういった形の中での連携という形については、私は非常に便宜性のいい場所であるということを確認しておるところでございます。何が何でもこの場所で建設をということにつきましては考えてないわけでございますけれども、議会の中での特別委員会の中でその議論を重ねていただきたいというふうに思っておるわけでございます。

いずれにいたしましても、老朽化が進み、あるいは災害対策の本部としての機能をしっかりと持たなきゃならないという形については、庁舎の問題は喫緊の問題でございます。できましたら6月の議会までにその方向性をはっきりと示していきたいというふうにお願い申し上げます。

また借地借家法の問題につきましては、副市長のほうから答弁させます。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 借りるというぐあいになった場合の関係で調べさせていただきました。

平成19年に借地借家法が改正されておまして、これは事業用借地権が、従来「10年から

20年以下」というのが、「10年から50年未満」というふうにまず改正がされました。

そうした中で、この23条になるわけでありましてけれども、1項と2項に分かれておりまして、まず第2項のほうで事業用借地権の設定のみというのがございまして、これは場所の更新はない、それから増改築にはオーケーでありますけど期間の延長はなしと、それから建物の買い取り請求もなしということで、いわゆる貸す側に有利な設定がまず一つあります。これが10年以上30年未満というのはこれしかございません。

それともう一つ、30年以上50年未満というのは第1項に規定されておりまして、これは2つございまして、先ほどの10年以上30年未満と同様の事業用借地権という設定の方法と、もう1つが普通借地権として設定の計画も可能であります。

事業用借地権というふうに設定しますと、先ほどと同様に更新はできない。それから買い取り請求はできないということになります。普通借地権、これは地主さんとの契約になりますけれども、これが了解いただければ更新もあり、それから再築も可能でありますし、期間の延長もあると。それから、あり得ないことではありますけど、建物の買い取り請求権もあるということで、従来の借地借家法の第3条にあります通常の借地権と同様の契約ができるということで改正がされておりまして、今回の改正におきましては、事業用借地権においてそれぞれ地主と借り方でそれぞれ契約をし、地主さんに貸したら帰ってこないというようなのは避けられるという選択ができるというふうに変わっておりますので、可能であろうというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 時間がありませんので、一言だけ最後に申し上げておきたいと思えます。

それは、私は、いろいろと今度農地法の改正もあるようでありますし、真剣に考えることが必要だと。ただ急げばいいということではないと思うんです。これは大事な問題なんです。現在の市庁舎では駐車場が少ないといっておるわけでありましてけれども、ここも私がいろいろと意見を聞いた中で出てきておるのは、三重県ナンバーの駐車や、海南病院への外来者の駐車もよく見受けられると。いっそのこと、この後海南病院の有料駐車場にすることのほうがいいんじゃないかと、こういう意見もありました。私もそれは同感です。この狭いところに桜小学校があり、海南病院もあり、庁舎もありと、こういうことでなくて、総合的なまちの発展政策からしても考えていくことが必要だと思っています。

ということと、合併推進特例債が延期されたなら、もっと腰を据えてじっくりやることだと。6月までに結論を出したいと、要するにその6月までに結論を出したいという市長の本音は、ここでやるんだという考え方でありましてから、無理をされるとやっぱり私は問題が起これると思っております。

少なくとも、今私が申し上げたように、行政というのはベストを求めなきゃいかん、少なくともベターでなければならないかん。しかし、余りよくないバットな姿勢だと考えられれば、場合によっては市民運動としての反対運動も起こることも頭の中に入れて取り組んでいただきたいと。以上をもって終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤勝巳議員、お願いをいたします。

○1番（伊藤勝巳君） 議席ナンバー1番、通告に従い質問をさせていただきます。

1番目に、日本一金魚の産地のPRをということで、3点ほど質問させていただきます。

第1に、東名阪弥富インター出入り口に金魚のPRの看板設置をということで、これがいつごろできるのか、生産者のほうから強い要望がありますのでお答えください。

○議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

東名阪の出入り口のところにPR看板の設置の予定はというお尋ねでございますが、市のPR看板の設置予定につきましては、東名阪弥富インターの出口に平成25年度に設置する予定となっております。以上であります。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 25年の何月ですか、ちょっとお答えください。

○議長（佐藤高清君） 商工観光課長。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 済みません、何月という部分にはちょっと調整ついておりませんので。

○1番（伊藤勝巳君） 目標は。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 年度内とということで、まだ細かいところの調整ということが残っておりますので、その辺だけ御理解をいただきます。

○1番（伊藤勝巳君） それじゃあ25年度中に設置をするということで皆さんに御報告させていただきます、地元の業者には。

2番目に、これもあわせてお願いしたいのは伊勢湾岸道ですね。この伊勢湾岸道についてもPRの看板設置を、若い後継者から要望されておりますので、それもあわせてお願いをさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） お答えさせていただきます。

伊勢湾岸道にもということで、考えについてはあるのかという御質問でございますが、伊勢湾岸道につきましては今現在設置計画はございません。御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） やはりそれについては、あわせてお願いしておきますが、できるだけ早くそういう計画をお願いしたいと思います。

それで3つ目ですが、弥富市特産品として全国的に有名になっておるわけですが、養殖産地として17年以降年々減少をしておる状況でございます。57年には組合員数が293名、面積は198ヘクタール、それから養殖匹数としては5,441万7,000匹生産されているんですが、これが平成元年になると組合員がちょっと減りまして244名、面積としては166ヘクタール、それから養殖匹数は4,392万7,000匹ということでだんだん減ってきておるわけなんです、徐々に減少しております。24年には組合員数が114名になっております。76ヘクタール、1,900万匹の生産になっておりますが、57年の面積それから組合員数、それから養殖匹数に関しても比例しますが、約3分の1になっている状況でございます。

これを日本一の金魚の養殖産地として継承していくには、やはりPRに努力をしていただきたいと思えます。弥富市として、今後どのような方針で進まれていかれるのかお答えください。

○議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 今後、PRをどのようにという御質問でございますが、日本一の弥富金魚のPRにつきましては、弥富金魚漁業協同組合さんと連携のもと、中部国際空港ターミナルビル4階出発ロビーにて弥富金魚の展示、夏には金魚すくい大会、秋には海南こどもの国にて金魚日本一大会を開催し、これらの催しにより国内外にPR発信しているところでございます。

また、市民に広く愛され、市内はもとより全国へ向けて弥富市をPRするためのコミュニケーションツールであります「きんちゃん」、この「きんちゃん」グッズを使いまして、イベントなどを通じてPRしていくという考え方でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 追加答弁をさせていただきます。

今、伊藤議員おっしゃるように、私どもとしても努力していかなきゃならないわけですが、看板の設置であるとかさまざまな金魚に対するPR活動をしていかなきゃならないということは前提でございますけれども、その生産者の減であるとか、あるいは生産面積の

大幅な減という形の中では、議員がおっしゃったとおりでございます。

先日も組合の総会が行われました。私も参加をさせていただき、このような数字も理解をしているところでございますが、今私が組合のほうに申し上げておるのは、いわゆる地場産業という形の中で、日本全国いろいろと縮小になったり、あるいは大変な御苦労があるということがいっぱいあるわけでございます。こういう先進市町の例をしっかりと研修していただきたいという形の中で、予算もつけさせていただいておるわけでございます。昨年も予算をつけさせていただきながら、その地場産業をいかに守っていくか、あるいは発展させていくかということについて御努力いただきたいということで、組合のほうも去年はいろんなところへお出かけになって地場産業を守っていこうという組合独自の働きというか、そういう活動もしていただいております。そういったことに対して、市としてもこれからも協力をしていかなきゃならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、地場産業の厳しさということでございます。また議員のほうから、こんなアイデアがある、こんな方法があるということがあれば、またお話を伺いたいというふうにも思うわけでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤勝巳議員。

○1番（伊藤勝巳君） 市長さんのいい御答弁をいただきましたので、今後ともこのPRに関しては努力をしていただきたいと思います。お願いいたします。

2番目ですね。向陽通と1号線接続についてでございますが、これが地権者との、いつごろ何回話し合いをされたのか、お答えいただけませんか。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、御答弁申し上げます。

向陽通線の1号線取り付け部分、接続部分につきましては平成19年度に国道工事事務所と取り付け部分箇所の協議が調いまして、それで改めまして地権者の了承を得まして、平成20年度に計画変更に伴う用地測量を実施しました。その後、平成22年度に建物などの物件調査を実施したところでございます。

地権者との話し合いにつきましては、平成20年度以降、それぞれの地権者では異なりますけれども、それぞれ数回行っておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤勝巳議員。

○1番（伊藤勝巳君） 今の質問の中で、数回ということは何回ということですか。今まで何回されていますか。

○議長（佐藤高清君） 都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） 回数ですけど、少ない人ですと2回から多い人だと五、六回程度ということでございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） それに対して、用地買収とか代替地等の話し合いは何回されましたのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

今現在におきましては、多分用地買収単価のことだと思いますけれども、また買収単価とか代替地の話につきましては、今現在のところ行っておりません。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） それについて、今後の対応としてはどうしますかということで、どのような方向で進まれるのかちょっとお聞きしたいですが。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

今後につきましては、やはり用地測量、物件調査等が終了しておるということで、ある程度は地権者の御理解がいただけていると市としては解釈しております。ただし、今現在において、事業実施に向けてそのところにおいてはまだ最終的な御理解がいただけないということです。今後におきましても誠心誠意地権者と話をさせていただきまして、事業実施ができるように進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤勝巳議員。

○1番（伊藤勝巳君） 今後は地権者との話し合いを早く進めて、この開通をさせていただきたいんですが、何年、いつごろの完成を予定で進められるか、目標を定めてお答えください。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） 済みません。

目標ということでございますけど、やはり地権者の方の御理解がいただけないということも今現在ありますので、市のほうでこの年度でということでは目標は、今現在ちょっと持ち合わせてないというかありませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 地権者との話し合いがつかないからということで、これは2回や3回、5回や6回で地権者がうんと言うわけないですよ、これは。

いろいろな問題が多々あるかと思いますが、いろんな方からちょっとお聞きする部分もありますので、その点はもっと地権者との話し合いに努力をしていただきたいと思いますということで、それについて開通予定を報告しなければ私も立場上ありますので、大体目標を立ててやっていただきたいと思います。いつごろになるか、予定は。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） やはり市側が一方的にこの時期ということで考えて発言しますと、地権者の方についても今の時点でまだちょっと最終的な御理解をいただけてないものですから、このようにいつまでという答弁は差し控えさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） やはりそれはこれから何回、何十回という形で努力をしていただきたいということでお願いしておきます。

私の場合はこれで質問は終わらせていただきます。後がつかえていますので、終わりにいたします。

○議長（佐藤高清君） 次に山口敏子議員、お願いします。

○12番（山口敏子君） 12番 山口敏子でございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。一昨日の三浦議員と重ならないように質問いたします。

市内の信号機をLED電球に取りかえをということで御質問させていただきます。

この数年、弥富市内での交通死亡事故が増加しているという悲しい現実があります。蟹江警察所管内、弥富市、蟹江町、飛島村の中で、死亡事故の大半が当市で起きております。

毎年3市町村で、海部南部高齢者交通安全総決起大会が会場持ち回りで行われております。この大会は、主に歩行者、自転車を対象にした啓発メニューが中心に行われております。この活動も大切な内容ですが、市内の高齢者の大半の方は御自身で車の運転をされる方が多いというのが現実だと思います。現実には、私も高齢者に入っております。

弥富市内でも、道路の整備がかなり進んでまいりました。信号のついていなかった交差点、曲がった道もすっきりと直線になり、その後には新しいLEDの見やすい明るい信号が設置されてまいりました。このLEDの信号は、夕方のまぶしい光にもはっきりと信号の色が見える、それは素晴らしい信号だと思います。しかし、以前の色電球にレンズである旧型の信号は、夕方のまぶしいときには信号の色が確認しづらく、交差点の直前に行かないとわからない、本当に見づらい信号だと思います。これは私だけのことだったでしょうか。

現実、現在市内にはこの色電球の信号はどれくらい残っているのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

現在、弥富市内ですけれども、3月4日に平島につきましては信号も含めまして103基の信号がございます。内訳といたしましては、通常の信号機が90基、押しボタン式が9基、点滅式が4基となっております。

確かにＬＥＤは非常に見やすい信号でございます。その数でございますけれども、蟹江警察署にも問い合わせいたしました。しかし正式な数は把握できていないということでございました。県の公安委員会が順次取りかえているということでございますので、正式な数としては把握していないということでございます。ただ、おおむね60％程度はＬＥＤ化しているのではないかとということをお聞きしております。

なお、電球取りかえ時期に随時ＬＥＤ化を進めているといったことを聞いておりますので、全部の信号機が変更になるまではもうしばらく時間をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） ありがとうございます。

実は私もちょっと、市内を車で走っておりますと、市内でも北側のところの東名阪の下の側道ですかね。あそこはまだ古い電球式のものが多かったりします。見えづらい信号を、新しいＬＥＤの電球は本当にすばらしくよく見えますし、本当にこれは早急に変えていただくといいなあとと思います。この見えづらい信号は、交通量の多い道路、交差点を中心に取りかえていただきたいということの要望でございます。

先ほど申しました海部南部高齢者交通安全総決起大会の中で発表されております交通事故のデータ、これは朝の7時台が一番多くて、それから夕方5時台、これがやっぱり多発しているということで、秋の交通安全総決起大会には、特に夕暮れには気をつけましょうということがありました。やっぱり夕暮れというのは本当に見づらいもんですから、特に、南北はいいんですけれども、東西のほうになると夕方と重なって見えるということで、だんだん高齢者になりますと目の機能も弱ってきていると思います。高齢者にも優しいＬＥＤを早くつくっていただけたらうれしいなあとと思います。

とりあえずこれでＬＥＤのほうは終了させていただきます。

次に、医療費の削減に役立つジェネリック薬品をということで御質問させていただきます。

ことしの初め、1月ごろに中日新聞に掲載されていました記事で、瀬戸市が県内で初めて、ジェネリック医薬品を市民の方に利用していただくためにどうしたらよいかということで、医療機関に行くときは必ず持っていく健康保険証に張ったら、このシール、瀬戸市へ行ってもまいりましてもらってきたんですけど、小さいシールなんです。このシールを現実、今まででしたら弥富市にもございますこのジェネリック医薬品を希望しますというカードも、瀬戸市も同じようにつくっていたそうです。でもやっぱりこのジェネリック医薬品には、なかなか利用率が高くならずに効果が余りなかった。そういうことで、いかに効果を出すかということで瀬戸市の、多分健康保険課だと思いますけれども、健康保険証に張りつけたら、シールにすればということでつくられた。

この新聞の掲載が実は2月9日付で、中日新聞の発言コーナーで投稿されておりました方、これは名古屋市緑区の79歳の男性でした。内容は、こういう内容でした。

年齢とともに医者通いが多くなり、年金生活の身にとっては医療費がかさみ大変です。病院の窓口にはジェネリック医薬品の希望をされてくださいと書いてあります。でもなかなかその場所でジェネリック薬品にしてくださいということが自分自身は言えませんでした。ジェネリックにすることは安く、医療費も少し安価になるし、薬代が安くなるということは知っていても言えなかった。もしこのような、瀬戸市であるようなこの小さいシールが国民健康保険証に張れば、物を言わなくてもこの方はジェネリックにしてほしいんだな、絶対に利用される人が多くなるんだけどなというような発言でございました。

今年度、25年度の市長さんの施政方針でも発表されました。「健やかでやさしいまちづくり」の取り組みの中で、社会保障の充実についてという中で、国民健康保険制度が健康維持増進の大きな役割を果たしている。国保の財政状況は、高齢化、医療の高度化により医療費が年々増加し、景気が低迷のため保険税の収入も伸びが低く、この状況ではジェネリック医薬品の推奨にかかっていること。そうすれば国民健康保険の負担もかなり節約できると発言がされました。

現に、国民健康保険の当市の今年度の特別会計予算の中では、約50%近くが国保のほうに入れられるという、それで運営されている状態なんですね。当市としては大変な状況、負担になります。現実、当市の国保の窓口カウンターにも、ジェネリック医薬品に関するパンフレット、それに先ほど見せましたカードも置かれております。弥富市もこういう行事をちゃんとやってもらっております。

現実には、弥富市ではジェネリックの利用はどれくらいになっておりますでしょうか、お尋ね申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

○保険年金課長（平野宗治君） お答え申し上げます。

弥富市の国民健康保険のジェネリック医薬品の使用率でございますけれども、直近の数字、1月分の薬剤分で見ますと9.8%の金額ベースになっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 実は、先ほど言いました瀬戸市もやっぱり11%ぐらいということで、何とかこれを30%ぐらいにしたい、その目標でこのシールをつくられたそうです。結果としてはまだあらわれておりませんが、私は瀬戸市に行ったときに、このシールをいただいてきましたときには、何枚必要ですかとあって、私もどこのことも言わずにいただけるんでしょうかと言ってちょっともらってきたんですけれども、結構そういう形で、こんな小さいシールなんですけれども、名前の下に張ると何も言わずに、結構いい意味でこのシールが

どこかで巡回するんじゃないかなと思います。そういたしましたら、現実には瀬戸市が始められました。隣の尾張旭市は、残念ながら同じ隣同士なのに使っておりませんでした。旧態依然としたこういうカード、もっとわかりにくいカードでした。もっと紙のような、尾張旭市は使っていました。

これはすごく皆さんにもいいな。そういたしましたら、今回は県下2番目で、犬山市が今度このジェネリックのシールを市のほうで、県下で2番目でこのシールをつくりますということで発表されております。実は犬山市は、愛知県で国民健康保険1人当たりが一番多い金額なんだそうです。ですからやっぱり犬山市も大変、国保のほうをどうやって、皆さん安く少し金額を抑えるかということでもかなり努力してみえると思います。

先ほど一番最初に取り組まれました瀬戸市は、県下で国民健康保険の医療費当たりが3番目だそうです。ですからやっぱり多いところはそれなりに努力をして、このジェネリックにしたい、何とか皆さんにジェネリックを使っていただきたいというような計画というか、そういう形で動いていらっしゃると思います。

弥富市としては、こういうような計画はどういうふうになっておりますでしょうか、ちょっとお聞かせくださいませんか。

○議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

○保険年金課長（平野宗治君） お答え申し上げます。

ジェネリック医薬品は、同じ成分、同じ効き目で安い薬、ずっと使われている薬なので安心、新薬より改良が進んでいる場合もあるというメリットがあり、ジェネリック医薬品の推奨に努め、医療費の削減に努めたいと考えております。

また、海南病院にジェネリック医薬品の処方についてお尋ねすると、ジェネリック医薬品の使用率が急性期病院では現在12%と言われております。海南病院においては約7%の使用にとどまっておりますが、医療の質を落とさないようにしながらジェネリック医薬品を使っていきたいと考えておりますというふうに伺っております。

現在、弥富市ではホームページや広報等によりジェネリック医薬品の利用促進を行っており、御利用いただける方に希望カードをお渡ししています。また、国民健康保険運営協議会におきましても、医師、薬剤師、農業等代表している方など各分野の委員がお見えになります。委員の方にジェネリック医薬品の利用促進をお願いいたしております。今後は、海部保健医療部会へジェネリック医薬品の使用促進を働きかけてまいります。

現状といたしましては、ジェネリック医薬品が存在しないとか、ジェネリック医薬品に変更できないこともございます。まず診察時等に医師や薬剤師の方に、ジェネリック医薬品のことを相談していただくようにと考えており、国民健康保険の被保険者の方に対し、ジェネリック医薬品の情報提供を引き続き行ってまいります。

また、保険証に貼付するシールの併用につきましては、今後のジェネリック医薬品の利用促進の中で考えてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 明るい御返答をいただきまして、ありがとうございます。

ジェネリック医薬品というのは、やっぱり現実に生活習慣病、例えば高血圧症とか糖尿病、高脂血症、こういう病気は長くに薬を飲まなくてははいけません。それに毎日飲まなくてははいけません。こういう薬には、意外とこのジェネリック薬品というのがかなりあると聞いております。

私は薬を飲んでおりませんが、私の知人が海南病院で診察を受けます。私もずっと付き添っているんですけども、1カ月にジェネリックじゃなかったときは1万円以上お金をお支払いでした。ジェネリックにしたら7,000円ぐらいに落ちました。でも、その中にはやっぱりジェネリックに使えないそういう薬もありますから、全てがというわけにはいきませんが、血圧とかそういうのは意外と後発、要するにジェネリックでも有効な体に優しい薬もあると聞いております。現実には、本当に家計に優しいジェネリックを皆さんに御推奨していただけたらうれしいなと思います。

でもこれは余り強制はできませんということ、実はジェネリック薬品に切りかえるときには、お医者さん、歯科医、薬剤師に十分御相談してください。ジェネリック薬品には強制することはできませんけれども、個人差もありますけれども、家計にも優しく、市にも優しく、みんなに優しい薬だということをこれからも皆さんにアピールしながらやっていっていただきたいと思います。

では、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に小坂井実議員、お願いいたします。

○13番（小坂井 実君） 13番 小坂井実でございます。

通告に従いまして、質問をいたします。

私は1番に近鉄佐古木駅南口整備計画について、もう1つ、コミュニティーバス運行事業について、質問をいたします。

まず近鉄佐古木駅南口整備計画についてお伺いをいたします。

12月議会において、市側より議会に平成25年、26年度において、近鉄佐古木駅南口整備計画（案）が示され、懸案であった駅前整備計画がいよいよ実施されることは、地域住民はもとより佐古木駅利用の市民も待ちわびていた計画であり、心より歓迎する施策であります。

私も一般質問で2回ほど取り上げたことがございます。その要望が実現する運びとなることは、非常に喜ばしいことでありますが、佐古木駅前整備は、私も含め周辺住民誰もが、も

う少し広く規模の大きい整備を期待していました。駅に向かって、計画の両側にはまだ駐車場として何ら建物のない土地があります。鉄道の駅はまちの玄関であり、そのまちの顔として訪れた人の印象に残るものです。

弥富市の発展にはなくてはならない第2の拠点として先行投資を、また今ならば計画も立てやすく協力も望めると思われますが、まず1番目の質問として、示されました近鉄佐古木駅前整備計画（案）は案と捉えて、規模拡大の余地はあるのかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

まず最初に、近鉄佐古木駅の現状と、今回計画においてどういったことを解消するためということで、そのあたりを御説明させていただきます。

まず近鉄佐古木駅の利用者は、1日当たりおよそ3,200人ということで、北側と南側の率ですけれども、北側は6割、南側が4割の利用となっております。現状の南口の広場の大きさはおよそ160平方メートルということで、車が2台ほどとめられるような広場しかありません。特に朝の通勤・通学時間帯などは、歩行者や自転車と自動車が錯綜するというので、大変危険な状況となっております。

今回の広場の整備計画案は、このような状況を解消することを目的として、既存の広場とは別に隣接するおよそ800平方メートルの区域において、南側における駅周辺での歩行者と自動車の分離をすることにより歩行者や自転車の安全確保を図ることや、朝夕の送迎時における自動車の駐停車帯を設けて安全な送迎ができるように計画案をつくっております。

議員からは、駅整備計画案は案と捉えて規模拡大の余地はあるかという御質問でございますけれども、整備計画案の広場の大きさは現在の駅利用者などを考慮しまして策定した計画案となっておりますので、適正な規模と考えております。

しかし、将来の規模拡大につきましては、既存の駅南広場は今回の計画区域には含んでおりません。歩行者空間ということで、今利用ということでしております。今後、鉄道事業者、近鉄ですけれども、が予定しております鉄道駅のバリアフリー化の整備や、また駅周辺の利用状況、今後、駅利用の状況の変化などを考慮しまして拡大整備ができるものと考えております。

市としましては、この整備計画案を実施するために、平成25年度に調査設計を予定しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 北口が利用者が多いと。もちろん市街化の拡大もありますし、人口的にも住んでみえる方の利用者も多い。ましてや愛西市のほうからの乗りおりの方もありますので、利用者は多いと思いますが、都市というものは南に向かって発展するものなんで

す。

今後、弥富市が発展するためには、今のままの市街化では発展はありません。きのうの平野議員の御質問にもありましたが、税収を上げるためにも、弥富市が安心して暮らせるすてきなまちになるためにも、次を考えて先行投資をしていただくとよいかと思います。

今のうちに駐車場として利用されている土地を先行投資するお気持ちはありませんか。市の買い上げをしておくというお考えはありませんか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員にお答え申し上げます。

佐古木駅の南側の駅前整備につきましては、地域住民の皆様、また駅を利用される方に対して、我々は便宜性を図っていかなきゃならないという形の中で、先ほど所管の課長が答弁をさせていただいたとおりでございます。

利用者計画が大幅に伸びるという状況については、今のところないわけでございますので、そういった規模に応じた形での適正規模化という中での開発が望ましいだろうというふうに思っております。今、土地を取得しておいて利用計画がないというような状況になりますと、これはまた新たな問題等も発生してまいります。

そういったことも含めて、今後の近鉄の動向、そして利用計画の増ということに対して我々はしっかりと数字等を把握しながら、将来的にはそういう検討もせざるを得ないかなあと思っておりますけれども、現状の整備計画につきましては、先ほどの計画で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 本年度の当初予算にも、既に佐古木駅南口広場測量設計業務の委託料として600万円が計上されております。したがって、私もこれは既に案ではなく、進められている事業であることは半ば承知をいたしておりましたが、しかし今も申しましたように、できることならば、本当に駅周辺の方ももう少し大きかったらよかったなあと、規模拡大はできんかなというお声が非常に多いと思います。

まず今のままの計画で進めていただいても、やらなかったよりは確かにいいと、これは思います。

次に、2番目の質問にも関連してまいりますので、北口のコミュニティーバス停留所の南口への変更はどうかという提案でございます。

現在、北口ロータリーに停車しているコミュニティーバスは、一般のマイカーによる送迎車との混雑や、踏切の渋滞の一因にもなっている。1号線と県道子宝佐屋線の信号の1つ西、つまり弥富寄りの信号から南口を利用すれば渋滞は何もなく、バス運行の時間的余裕も生まれると思うが、ただし南口の設計変更が必要になるものと思われそうですが、御答弁よろしくお

願います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

現在、佐古木駅には北部ルートと東部ルートのバスが運行しております。議員御指摘の北口のほうの混雑の関係でございますけれども、現在は佐古木駅は通過のバス停ということで、長い時間の停車はないというふうに考えております。

バス停の変更を行うことにつきましては、路線や時刻表の変更も伴ってまいります。これにつきましては、中部運輸局の許可も必要になるということで、時間もかかるということでございます。

現在、デマンド方式等の運行方法の検討も始まっているような現状でございます。乗降者の動向を実ながら、南口への変更を考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 少し戻るような質問になるかも知れませんが、駅前整備の中に道路整備も含まれておるわけですね。

その中において、信号のすぐ脇に上がる道路も広くするという、図面上に表示がしてあります。ここは午後、夕方といいますか、津島のほう、あるいは前ヶ平のほうへ抜ける車が、1号線の信号を2つ通らないで済むということで、1号線から斜めに入ってこの踏切の本当に脇の道路へかなりの車がそこで左折をする、そういう車が非常にあります。

例えばこの道路を広くすることは、交通事故を誘発するのではないか。もしここで大きな事故があった場合には、鉄道事故につながるような気がしておりますが、この道路計画、またコミュニティーバスの今のお話でございますが、広くしないとコミュニティーバスが通れないかも知れませんが、そこらのところの関係はどのように市のほうではお考えでしょうか、道路事情でございますが。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

今の道路の関係でございますけれども、県道に続く市道になります。この県道の取りつけ部分、やはり近鉄の踏切に近い、近接していることからこの部分は道路幅員が狭いということで、今現在は車等が右左折する場合に危険であるということは承知しております。

それで、今回市道の拡幅につきましては関連ということで、歩行者、自転車等の安全な通行を確保するというところで整備計画を示しております。しかし、やはり安全対策ということで考えますと、拡幅することによってさらに危険が増すということであってはいけませんので、事業実施に向けましては公安委員会、蟹江警察署等の協議、意見を聞きながら進めると

ともに、地元とも調整をとりながらやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 道路のこともう1つ伺いをいたします。

この駅前整備の中に、既存の道路も含めて計画がなされております。それによって、計画の中の道路に面した土地が1カ所めくら地になってしまう、つまり道路があったものが道路ではなくなる。歩道がありますので、その後道路ということでもいいかも知れませんが、2筆ある方の鉄道に近いほうの土地が、道路に面していたものがこのロータリーの中に道路が含まれることによって出られなくなると、出口がなくなることが考えられます。それから2カ所のうちのもう1カ所目は、2面道路に面していたものが1面が計画の中に含まれてしまって1面だけの道路に面することになると思いますが、地権者に提案してみえますかどうかということをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

現在のところ、そういった計画につきましては、地権者へ直接説明のほうはしておりません。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） この問題になっておりました市役所の新庁舎改築の調査のところでも、土地というものは非常にややこしいというか、奥が深いようなものでございまして、前もって計画をお話ししておいたほうが先々の計画に支障がないのではないかと、そういうふうに思っておりますが、どうかそこらのところを御配慮いただきまして、まずこの点、バスの運行のコミュニティーバスの停留所は今のままと、それから今の地権者との話し合いを私は先に望むものであります。

スムーズに進めていただきたいために、市長、何か。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員に御説明申し上げますけれども、ことし平成25年度の予算として測量をさせていただきます。

これは当然、地権者の方にもいろいろと御説明させていただきながら進めていかなきゃならないというふうに思っておりますので、その進捗の中で地権者の御意見等も聞き、私どもの計画をしっかりと説明させていただきながら進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） それでは、2年間において、25年、26年において計画されておりますので、2年間のうちにしっかりした話し合いを持ってスムーズに進めていただきたい。

そして、もしその地権者が、うちもぜひ、どんなお話になるかもわかりませんが、計画に含めてもらっていいですよと、例えば協力しますよというような、そんなお話があったら市のほうはどのようにお考えですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） そういう進捗状況の中で、そのような状況がありましたら、私どももしっかりと説明させていただき、また地権者の御意向ということについても意見としてお聞きしながら、対応していかなきゃならないということもあろうかと思っております。

いずれにいたしましても、今後の進捗状況あるいは測量ということに対して、しっかりと御理解をいただくことがまず優先であろうというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） それでは、1番目の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員、質問の途中ですけれども、ここで昼休みをとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩とします。再開を12時50分としますので、御協力をよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休憩

午後0時51分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き小坂井実議員、質問をお願いします。

○13番（小坂井 実君） 午前中に引き続き、質問をします。

2番目のコミュニティーバス運行事業について、御質問をいたします。

2月20日にいただきました資料についてお尋ねをいたします。この資料1から5までございますが、そのときに細かい説明を受けておりませんので、この点についてお尋ねをいたします。

この資料1に載っております弥富市と岩手県雫石町、滋賀県米原市、三重県伊勢市、三重県玉城町について、全部のところをお調べになったか、ただ上げただけか、その点をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 資料としては取り寄せております。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） その資料が配付されたときに、デマンド方式についてという問題

点があって、なかなか弥富市では実行できないというお話がございましたが、そのデマンド方式という説明と、弥富市ではそれが実施できないという点についてお伺いをいたします。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 20日に3種類のイメージということでお話しさせていただきました。

弥富市として、デマンド方式ができないということを言ったという認識はないんですけれども、その中で現在アンケート調査を行った段階では、そういったものに対する理解がいただいている意見が少なかったというようなお答えはさせていただいた覚えがございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） デマンド方式という方式があるということ、私も聞いておりますが、細かい点が私も承知しておりません。

岩倉市の場合は、少し調べたことがございますが、この中にはございませんので、デマンド方式という方式、どのように実施するかということを教えてください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 前回、3種類のイメージをお知らせしたということを先ほど申し上げました。

まず形といたしまして、イメージとして、現行ルートによるもの、それから停留所を面的に配備したもの、それから3つ目といたしまして目的エリアと運行エリアを区別して、エリア間をまたぐ停留所間の移動や運行エリア内での利用を可能にするといったものを提示させていただいております。

また、先ほど言われました岩倉市の関係でございますけれども、こちらのほうは一般的なコミュニティバスの運行と、それからもう1つ、いわゆる福祉的な形の中でバスの利用が非常に難しい方に対する運行という形で聞いております。

デマンド方式でございますけれども、御存じのように、事前の申し込みによって運行するといったことが大前提でございまして、先ほど言いました3つのイメージにつきましても、おのおの事前の予約が必要だといった形の運行になっております。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 弥富市にはルートがございまして、北部ルート、南部ルート、東部ルートと、その地域において特色がございまして、朝の通勤あるいは通学に利用できるルートと。例えば東部ルートですと、なかなか通勤、通学には使えないと、使わないと。ましてや十四山地区でございまして、中央道を挟んで西の方は佐古木の駅へ出ます。あれから東のほうは蟹江駅のほうへ通勤、通学で通われるということもございまして、その点、飛島の

バスを利用して通勤、通学に通ってみえる方もあるかと思いますが、どちらにしましても地域による特色がございます。

そして、本当に利用しようという方というのは、例えば自分で車に乗れない、家族も仕事あるいは学校へ行って乗せていってもらえないと。本当だったら欲しいなあと、病院へ行きたいなと、市役所へ行きたいなと、そういう方が利用するのが理想であって、またそのために運行されているものと思いますが、そんな中で去年ですか、バス停のところに、これは南部ルートだったと思いますが、駐輪場が設けられました。そこまで、バス停まで自転車で来て、そこからバスでもって出かけると、そういう意味で駐輪場が設けられたと思いますが、その駐輪場の利用状況はいかがなものでしょうか。例えば、非常にそれによって利用がふえたということがあれば、ほかでもぜひつくっていただきたいが、利用状況はいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 議員の申されました駐輪場でございます。これはサイクル・アンド・バスライドという形の駐輪場ということで、こちらのダイヤのここに載せさせていただいております。

現在4カ所をやっておりまして、十四山総合福祉センター、十四山支所、それから鍋田支所、南部コミュニティセンターということでございますけれども、この4カ所いずれもバス停の利用がふえているという状況でございますので、余り使用に関しては芳しいものではないという現状でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 駐輪場ということは、そこまで自転車で来るわけですが、それでも利用はふえなかったということでございますれば、やはり本当いったら自分のうちの前に停留所があれば一番理想だとは思いますが、そんなわけにも参りませんので、これは非常に市民の思いをかなえる根本からの改革が必要ではないかと、そのように思われます。

それで、中日新聞の2月21日、2013年度当初予算とともに地域生活支援センターの設立が発表されておりました。

それによりますと、利用者と有償の協力者が会員に登録、協力者が利用者の通院付き添いやごみ出し、自宅の掃除など介護保険対象外の支援に取り組むと。弥富市鯛浦町の市総合福祉センター内に事務所を置きますという記事が載っておりましたが、これは例えば病院の付き添いだけですか。それとも例えば病院へ行きたいという方をお迎えに行き病院まで運んで付き添ってあげるということですか、その点は。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○市民部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 小坂井議員の御質問にお答えいたします。

基本的な地域生活支援センターのイメージでございますが、先ほど小坂井議員がおっしゃいましたように日常生活の援助を受けたい方、これを利用会員とさせていただきます。それから援助を行いたい方、この方を協力会員とさせていただきます。で、利用会員の方と協力会員の方がそれぞれ登録した上で、そのサービスを行った場合、有償で行っていく、維持していくということなのですが、先ほど御質問のあったどこまでということでございますけれども、まだまだこれは高いハードルもいっぱいありますし、今のところは付き添いという思いを持っております。

まだまだこれから検討していく場面もいっぱい出てまいりますので、いろんなことを想定しながら考えていかなければならないと思っております。以上であります。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 付き添いだけということですね。

○議長（佐藤高清君） 介護高齢課長。

○市民部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 援助というのは、付き添いだけではなくて、やはり家庭の中のごみ出しであったり草とりであったり、電灯の取りかえであったりといったものも含みます。

先ほど小坂井議員の言われるのは、恐らく病院への迎えから病院からの送りまでというようなことが意味合いの中ではあるかと思うんですね。まだまだその部分については、福祉有償輸送という大きなものがあります。これはお金をもらって援助する方を送り届けて、それが有償になった場合、陸運局の届けであったり、あるいはその運営協議会であったりといろいろなハードルもございますので、現在のところはまずはスタートすることから始めたいもんですから、現在のところは付き添いということを念頭に置いております。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 岩倉市のほうではボランティアで、買い物にお迎えに行くとか、あるいは病院へ行くのに迎えに行くとか、そして買い物であったら2時間待ちますよと。そして岩倉市のみではなくて、他の市町までもある程度見てあると。そのかわり有償であると、そのような取り組みをしてみえます。

例えば、これが拡大解釈して、コミュニティーバスというのは、本当にできることなら自分のところの前の停留所からまた自分のところへ送ってもらうのが一番いいんです。それがバスでできないとなったならば、本当に利用したい、誰も送っていついていただけない、自分で車で出かけられない、そんな人のための取り組みが私は必要ではないかと。

それは地域性もありますので、弥富市内全域で実施はできないかもわかりませんが、拡大解釈するならば、コミュニティーバスに取ってかわるような施策になるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員にお答え申し上げます。

今、地域生活支援センター構想とコミュニティーバスとの連携というようなお話でございます。先ほど所管のほうの担当課長から、地域生活支援センターにつきましての大きな骨子だけはお話しありましたけれども、基本的に少し答弁を修正させていただきたいわけでございますけれども、今現在は何も決めておりません。

そういう状況の中で御理解もいただきたいわけですが、この平成25年度から半年にかけて、細則にわたって取り組みをしていきたいというふうに思っているところでございます。

そういった兼ね合いから含めまして、コミュニティーバスとの連携ということにつきましては、一つの御意見としては伺いますけれども、まだそういった形の中でいろんなことを拡大解釈しながら決めておくというようなことはしておりませんので、御意見として承りたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 本当にバスを利用したい、できることなら戸口から戸口と、そのような市民のために役立つ、大きな予算を使うコミュニティーバス運営事業でございますが、予算に見合った効果のあるような施策を考えていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に伊藤正信議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤です。

あらかじめ3点ほど通告をいたしました通告に従いまして、質問をしたいと思います。

特に私どもこの弥富市、合併をして7年が過ぎて、この7年間の中で、それぞれ合併をした中で道路、下水道、環境問題、農業施策、ライフライン等、地域の格差のないそれぞれの状況の整備で、大変きのうからいろんな形で財政面等を含みながら議論がされています。

そのような状況の中で、私ども議会も行政も市民と共有のできる立場で、市の安心した安全まちづくりが求められておると思っています。そのために市側も行政も一生懸命、市民と共有のできる立場で努力はされてきたと思っています、私は。

しかし今、国の状況からしまして、弥富市も特に東海、東南海地震等を含みながら地震の激震地の指定を受けた以降、それぞれの防災問題、あわせて3・11の防災、事故、このことと同時に地方分権、いじめ、それぞれの介護制度も平成12年にできました。そういう状況の中でまさに多様した、私ども市民と共有をしなきゃならない行政、議会が取り組んできたことはお互いに認識ができと思っています、私は。しかし、やはりそういう状況の中で、こ

れからますます市の財政が中長期の26年からも示されましたけれども、大変な状況になるんじゃないかと。

だから私はそういう立場に立って、弥富市の今あるべき姿がどうなのかということと同時に、市債発行だとか市民と協力する立場にも御理解をいただいて、安心したまちづくりをするために、もう一度この弥富市における未利用、利用していない土地の状況ですね。ここについて、いかにどうあるのかという御質問をしたいと思っています。

それで、あらかじめこれ私は何年か前に未利用公有地の財産については、いただいた資料を持っています。今回、これ出していただけませんかというのをつけ加えて申し上げておいたんですが、出していただけますか。きょう出していただければ、私の持つておるその資料で質問をいたしますが。通告はしてあったはずですが。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 未利用地、普通財産の一覧表の資料を欲しいということでございまして、通告は確かにいただいておりますが、今その準備を進めておりまして、次の段階までしばらく時間をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 確かにそうかもしれんけれども、一覧表ですから、本来的には、私は25日までに出しました、出してほしいということをね。

なぜ私がこのことを申し上げるかということは、私自身がきょう質問に立つ立場で食い違いがあってはいけない部分があるから申し上げたんですね。今、当然この7年間、合併をして過ぎた以降、そういうそれぞれの社会環境といいますか、行政の状況の中からすれば大変な状況だったと。

しかし今、ここでそれぞれ景気なり経済なりその状況からして、今もう一度、やはりこの総合計画と同時に中長期の展望をしていくときに、見直さなけりゃならないものは資産経営の運用のあり方ではないのか。これは全国どこでもそうでしょうし、私どもの市町もそうだと私は思っています。その中で、やはりこの福祉が、そうして市の財政がいかにあるべきかという議論をしていくことが、私は望ましいのではないのかというふうに思っています。

例えば、一つの例ですけども、駅前の都市計画開発行為でもそうです。代替用地などが、もう既に何年か前に買われているわけですよ。そうして、その計画に基づいて議論をしているんですね。

それで、特に私は1つだけ気になるところがあるのは、旧国鉄の宿舎跡地が昭和55年7月24日に弥富市の財産になっている。ここはなっているんですか、本当に。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） JRの宿舎跡地につきましては、登記上弥富市の名

義になっております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

○17番（伊藤正信君） 宿舎跡地は、昭和39年に議会が国鉄に駅前開発との交換地だというお話、これはあんまり議論の余地がないかもしれませんが、聞いておったんですね。

それはそれとして、例えばそういう状況の中で、過日も炭竈議員が質問に出ていました。1つは駅の橋上、オーバブリッジの工事の問題、それからこの産業会館、水道部の跡の付近でも駅前整備、都市計画整備のためにそれぞれ用地を取得されたというふうに思っています。そうしますと、やはりこういう計画が、本格的にそれぞれ財産運用が求められながら、市が活性化をしていくことは間違いないんじゃないかなあということが一つ。

もう一つは、人口の問題ですね。稲元に大きな土地が、福祉のために購入をされていますね、前に。昭和54年の4月11日に、福祉施設用地として3,000平米買われておりますね。それから今日、そのまんまになっているんですよ。

そうしますと、例えば一つの例ですけれども、これから後で申し上げますけれども、ここで福祉用地を購入したけど福祉ができていない。それから境にも5,000平米ほど公園用地がありますよね。だとすると、こういう問題について、1つは議論をされてきたのかどうか。私は、先ほど議論の余地のある時期があるから、市の行政としてもそれぞれ議論がなかったような気がしてなりません。

ですから、今ここで私が発言を求めたことは、これからの課題もあるわけですが、課題があるんじゃないかと、この問題をどう解決していくかということが行政のあるべき姿と議会の議論ではないかと、こう思ってお伺いしますが、この土地の問題について、ここ数年、御議論はあったのかなかったのか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議員御指摘の行政財産につきまして、普通財産につきまして、稲元地区、鍋田地区の土地につきまして、その当時の行政財産としての目的として先行取得されたものでございますが、これ今の弥富市の保有する土地の中には、議員の御指摘のそういった目的をもとに先行取得した土地が多々ございます。

それで、これは全体としまして普通財産で可能なものから売却、貸し付けを行うよう、それらを含めて努めるように議論はしてきたところでございますが、個々具体的にどうすることについては、方向性は詰めていないのが現状でございます。

そうした中、今の購入した目的の土地と現在の経済状況が大きく変化しておる中で、有効に活用できていない土地につきましては、今後内部において、売却するか別の目的に活用するかを内部で方向性を詰めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○**17番（伊藤正信君）** はっきり言って、公有財産は議会にかかっているんですね、過去ね。いいですか。市民の皆さんに、ここに福祉をつくりますよ、ここを公園にしますよと。そうして今日まで放置されてきた。それはそれぞれの事業計画とか施策の変更によって、地域における普遍性のないそれぞれの対応があったかもしれません。

しかし、これは現実として、財産として議会承認でもって多くの税金を使ってきておるわけです。また、ここの中には寄附もありますが、しかしそういう状況で弥富市が自主財源を7割ある、そういう状況に恵まれて今日まで議論がされてきました。そういう状況です。

だから、失礼ですけれども、市長も立候補されたときに、施設利用について値下げをされました。規則ですから市長権限です。それで、これはやはり財源があってこそ物事が対応ができています。今になったら財源がなくなってきたんだよ。将来展望をどう考えるか等の中で、例えば保育料の問題もそう、福祉の問題もそう、庁舎の建てかえの問題もそうだと思います。

今私どもの弥富市の財政がどう見越してこれから立て直していくか、どうあるべきかと、このことを考えたときに、私は特に今弥富市の財産の棚卸評価をすることと同時に、市民に財政の共有化をきちっと説明しながら進めて、少なくとも向こう数年間、市長在任中だけでも値上げをしないような、財政収入のあるような施策がとられれば市民は非常に喜ばしいと。

〔発言する者あり〕

○**17番（伊藤正信君）** いやいや、そう思うんですよ。

だから、そのことが市長も望ましいと思ってみえると思う。けども現実の対応の仕方の中で、この問題について棚卸しをしたことはまずないと思っています、失礼だけど。これも質問の中にある。だから、少なくとも棚卸しをきちっとして、そうしていかにあるべきかということをやられるべきことだと思いますが、いかがですか。

○**議長（佐藤高清君）** 伊藤総務部長。

○**総務部長（伊藤敏之君）** 確かに議員の御指摘のとおり、資産の棚卸しについてはしてございません。

これにつきましては、やはり土地の価格の、境界を確定することや鑑定をとることなど、そういったことも必要になってくるかと思います。また、その土地の地中に埋設物等が、また障害物があるかどうかの調査も必要になるかと思っています。

多くの経費と時間も必要となりますので、多くあります未利用地につきましては候補を選びながら、できるものから進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○**議長（佐藤高清君）** 伊藤議員。

○**17番（伊藤正信君）** 多くの費用がかかるというのは、言いわけに過ぎんですよ。何十年前から持っている土地なんだよ。財産価値は、そうでしょう。

改めて審議をするときにおいて、施策の実行をしていく上において、何をつくるか、どういう目的で効果があるかということについて、それはそれなりの施策の必要経費というのはあるかもしれませんよ。総務部長、私はおたくの答弁に対してちょっと不満がありますなあと思いますよ。当然、そうじゃないですか。

私はそういう意味からして、この問題の中でとりわけて合併以降、学校もそれぞれ過疎の部分と建てかえの部分、そうして市営住宅でも、壊れそうな家が全く放置をされそのまんまになって、周りから危険だから何とかしてくれと言われてきている。

先ほど申し上げましたように、例えば稲元地域なんかの3,000平米、ここに高層マンションでも建てれば、住宅として変更すれば避難所にもなるし、人口もふえますし、臨海工業に働く人たちの住宅も確保できるんじゃないですか、例えばですよ。だから、そういう意味合いも通して、例えば境における5,000平米だって、太陽光発電を求めれば、木曽岬だって5万平米か何かのところに太陽光をやって収入を通してている。

そういう形のことを今具体的に、私はそのような議論をするんじゃなくして、例えば今、子育ての支援制度だとか児童クラブだとか、そういうものもいろんな形で整備はされつつあるけれども、学校の空き部屋だとか鍋田支所、十四山支所、そういう資産活用が今これから、今ということは何ですけれども、7年たった弥富市の財政を今後考えるときに、十分そこをどうあるべきかという対応していくことが私は今問われていると思っていますが、市長、どうですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤正信議員にお答え申し上げます。

まず市が保有しているさまざまな財産ということに対して、一度整理をしっかりとしていかなきゃならないという御指摘でございます。全くそのとおりでございまして、少しお時間をいただいて、現在の資産に対するまず整理をきちっとしていきたい。

そして、棚卸しということでございますけれども、これにつきましてもその資産の大きさ、規模、そして場所等においてまず利用計画をどのような形でしていくか、そして利用計画ではなくて売却をするというような状況についても判断していかなきゃならないだろうというふうに思っております。

そうした形の中に少しお時間をいただきたい。私が申し上げております中期財政計画の中での財政の厳しさということにつきましては、当然こういうふうなことについても、やはり検討してまいらなきゃならないというふうに思っております。そうした状況の中で、示唆に富む御質問をいただいたというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。時間をください。しっかりと整理していきます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

○**17番（伊藤正信君）** それで私は、その資産運用などで、市長から今時間をというお話でした。少なくとも市の幹部会、そうして有識者等としながらの資産の経営の推進協議会等を設置されて、今後の対応をしていただくことを要望したいと思っています。

あわせてそれらの状況の中で、その運用の中で関連をしていくかと思っていますけれども、弥富市が今置かれている、けさほども市長からもお話がありました。航空産業との関係、そして弥富市の総合計画の中でも、具体的な数字は、お話は口頭ではあるわけですが、鍋田地域における約30町歩ほどのそれぞれ産業立地構想というお話を聞いては来たわけですね。

やはりここでどう開発して弥富市がどう生きていくか、農業が生きていくかということになれば、午前中にも佐藤博議員からもありました農業の法人企業の誘致と、例えば農業集約化、これもやはり今私どもが弥富市として考えられる地域的条件ではないか。

あわせて、県の中でも企業立地促進法税制が3年延長されました。これも各市町がそれぞれ議論をして、その地域を指定しながら申請をして、県のほうが税優遇をしていこうと。税優遇をするということは、企業の誘致を進めようということなんですよ。

ですから、そういう部分におけるところの議論、立ち上がりが弥富市としても求められると思うんですよ。特に鍋田地域において、もう何十年来かあの環境のそばでも全体的に申請をすればその地域を認めましょうとか、認めませんとか、これは私ども議会の中でも何度も聞いてきたことですが、そういう問題についても集約的なそういう部分における産業立地、あわせて地域開発、活性化のために物事を対応していただくことも私は大きな課題だと思っていますが、この農業問題、とりわけて地域開発問題について、開発部長いかがですか。

○**議長（佐藤高次郎君）** 石川開発部長。

○**開発部長（石川敏彦君）** それでは、議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

最初に農業問題でございますが、今現在、オペレーターに集荷円滑化団体ということでJAさんのほうがそれぞれの地区に割り振りをさせていただいて、農地の集約化ということで現在進んでおります。この中でも、先ほど議員が言われましたように、なおかつここでも大きな法人組織をつくっていただいて、今後の弥富市の農業に携わっていただきたいというふうに考えております。

また、先ほどの弥富市の南部地域の開発についてでございますが、これにつきましては、昨年になりますが、服部市長と私どもが企業庁のほうへ行って説明をさせていただきました。この中には、名古屋港の背後地に位置をいたします鍋田地区が約35ヘクタール、末広地区66ヘクタールにつきまして、都市計画マスタープランにおいて、ものづくり産業として位置づけをさせていただいております。市といたしましても、企業立地として重要な場所と考えております。

また、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区が国際戦略総合特別区として指定をされたこともありまして、今後、企業立地に向けて事業化を図っていただきたいということで、企業庁の御協力をいただきたい旨を市長のほうから要望させていただいております。

また、企業庁より、この場所におきます事業化に当たりましては、かなり整理しなければならない問題があるということで答弁をいただいております。

1つといたしましては、海拔ゼロメートルであるということと、高潮、津波などを考慮すべきであると。これにつきましては、4メートルほどの造成が必要になるだろうということをお願いしております。次に、農振農用地域区域ということと、この地区につきましては優良農地でございますので、この問題をクリアすることが重要であるということも聞いております。それと、原価が高いということで、3点をお聞きしております。

これらのことから課題を掲げていただいておりますが、企業庁といたしましても、採算性を考慮しながら事業を進めることになるということで、今後は津波対策も含めまして課題の整理が重要であるということをお願いしております。今の段階では、事業化に向けての大変難しい地区であるという答えをいただいて、今後も、この位置的には名古屋港の背後地であることも含め、企業立地の見通しも考慮しながら、お互いに課題の整理に協力していただけるというふうに聞いております。

こういったことも含めまして、愛知県で掲げております産業空洞化対策減税基金を積み立て、これを原資に企業立地、研究開発、実証実験を支援する補助制度が創設されております。24年度から運用が開始され、また25年度におきましては、3年間航空宇宙産業分野の企業を対象に、不動産取得税を全額免除するという制度も設けられるというふうに聞いております。これにあわせまして、弥富市も企業立地の促進に関する条例に基づきまして、交付奨励金の措置を活用していただき、今後も企業誘致に向けて推進していきたいというふうに思っております。

またこの3月30日でございますが、臨港道路の鍋田ふ頭の進入道路のⅠ期線が、開通式が行われるというふうに聞いております。その後に供用開始されるというふうに聞いておりますが、さらにこういった公安の背後地ということで、企業誘致に向けて事業化を図っていただくよう、農振法にも見直しをしていただけるように、愛知県、また企業庁のほうに要望させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 農業推進地区、機械銀行、そのことは今日あることも承知していますが、やはり前向きに、それぞれの条件はあるとするなら、地域の皆さんに共有のできる説明をしながら着実に実行ができていくように、できるところから物事を対応していただくこ

とが、私どもとしても、議会としても説明もできるし、市側もあることではないのかと思っています。

先ほど私が申し上げたのは、企業の、農地は持つことができないが、生産のできるのは会社法人ができるというのは農地法なんですね。ですからそういうように、常滑でもそうですけれども、JRあたりがそこへハウスを建てて、そして自己でいわゆる自給自足のような生産地やらせておるわけですね。

そうすると、そこで働く人たちが働く雇用もできるし、収入もあるし税収もあると。そういう意味合いを通して、早くこのような計画をより一層細かく説明していただくことが、私は今の弥富市として、今後の市民生活の中に大変いいことではないかと思って御説明を申し上げ、さらにはお伺いしたところですので、より一層皆さん方に共有のできる説明をしていただくことをお願いして次の項目に入ります。

次に消防団組織ですが、防災、これはもう私たちは今生活の中で、全国どこでも課題の大きな柱であります。

そんな状況の中で、東南海地震等から激震地指定を受けて以降、それぞれ公共施設、あわせて庁舎も建てかえをやらなきゃならない。司令塔ということで緊急の課題になっているわけですね。

しかし、そんな状況の中で、自衛的に弥富市の消防も効率化の中、あわせて効率化というと何ですけれども防災対応、合併以降、消防団の見直し、それぞれの対応をされ自主防災もできてきています。

しかし、私は自主防災ということについて賛成をする立場ですけれども、自主防災を各地区でやることによって課題があるわけですね、いろんな。ということは、訓練などをしますと、障害をどうするか、こんなことも言われているわけです。

地区ではそれぞれコミュニティ保険なども含みながら、傷害保険へ入っているんですよね。だけど弥富市から補助金をいただくときに、50万までの枠の中で何パーセントですね。そういう必要経費の支出の仕方に、傷害保険というのは使ってはいいのかどうか。その辺についてですね。もう1つあることは、弥富市全体でコミュニティの傷害保険というのは、ごみゼロや何かの関係はかかっておるわけですよ、現実。

そうすると、そういうものに対する総合的な扱いで、自主防災として、1つは必要経費を認めるかどうかということと、そういう部分についての総合的なあり方について御説明願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） まず1点でございますけれども、今保険の金が経費として認められるかというお尋ねでございます。

議員申されました50万というのは、これ資機材の購入に関するものでございまして、訓練につきましては、年に1度でございますけれども、100名までが1万円、200名までは2万円というような形の活動費補助金という形でやらせていただいております。こちらのほうに対して、保険のほうを使っていただくのは結構なことだと思っております。

それから、全体での保険というふうでございますけれども、これにつきましては、日本消防協会というものが共済保険を持っております。それについて、市として加入しております、これは事前に届け出があった訓練に対してということになりますけれども、自主防災の訓練に対しても対象になるというふうに記載してございます。これにつきましては90日が限度になっておりますけれども、入院3,500円、通院2,500円の給付がされることになっております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

○17番（伊藤正信君） 少し捉え方が、私と違うような気がします。

訓練の必要経費でなくして、50万という限度の中の、機材の中の補助金の使い方の扱いの中に入りませんかというのと、それから今もう1つは、コミュニティ行事の中にそういう部分というのは、今課長からの話は消防法に基づくところの訓練については自主防災も認められると、こんな話でした。そこが違いはそうです。

だから、別段そういう状況の中で、例えば自主防災も私どもの地域でいきますと1カ月に1回訓練、点検、そんな行事を自主防災はやっていただいておりますね。ですからそういう活動が、訓練だけでなくして日ごろ地域の活動がある。そうすると、全体的にコミュニティの行事の中に組まれていくのかどうか。簡単に言いますと、五ノ三の区なら五ノ三区で、区費で傷害保険に入っておるんですよ。だけど、はっきり言いますけど、ごみゼロの日もその傷害保険に入る。だから弥富市も入っておるんだよね、ごみゼロなんかは、そうでしょう。

そういう重なり方のことについて、より一層明確に、不必要な部分があるんじゃないかと私は申し上げたいのと、必要な部分のことについてその辺を、これ質問を出してあるのは、自主防災に係る保険をかける費用を機材と一緒に中にはできないですかという、書き方が悪いか受けとめ方が悪いのかもしれませんが、その質問になっているんですがね。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 済みません、私の捉え方がまずかったようで申しわけございませんでした。

まず資機材の補助金でございますので、これに関しましては保険に使っていただくことはできないというものでございます。

ですから、訓練等を行う場合につきましては、活動費の中の補助金で使っていただきたいというのが先ほど申し上げた答弁でございます。

それから、コミュニティ活動等の中で保険制度、保険に入っているということに対する二重に掛けるという形になるということでございますけれども、今まで自主防災の関係の話については、コミュニティのほうとそういった打ち合わせをしておりましたので、また今後、コミュニティのほうとの調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 私は、もうわかりました。できませんというのは、資機材の中の費用も、例えば1万円か2万円でも、そこへ出すことができないかというのは、市が認めればできること。だけど、それは今コミュニティのほうで議論をして、その状況が生まれれば必要ないですからいいですが、そういう質問ですよ、いいですか。必要経費としてその部分を市の監査のときに、出すんだから、決算を。それを認めていただくようなことがあれば、また違った地区のそれぞれの助成も違って来るから、機材だけじゃなくして、それを機材と一緒に必要経費でどうですかと言ったの。いいですね、わかりますか。

まあそこはコミュニティのほうで整理をされれば、当然二重払いとか地域で重複したそういう必要経費はなくなって済んでいくし、やはりそういう地区の会議の中で出てくる問題を受けとめていただきながら一つはやっていただきたいなということで、この問題の提起をしましたので、大体わかっていただけたですか。

次に、その状況の中で防災、消防団の観閲、それぞれ私どもの議員として参加をさせていただいております。その状況の中で、団員が非常に少なくなってきていますね。

それで、防災の指針の中にも、弥富市としても今後は女性の消防団といいますか、機能的な部分も考えていきたいというようなことが書かれてはおると思いますよ。書かれてあろうと。

しかし、今本当にこの3・11を振り返って、きめの細かいそれぞれの地域での活動は、女性の防災組織、消防組織が充実をされている。特に県下でも幾つかの団が生まれたりしています。

ですから、私はそういう意味合いから通して、今それぞれの状況の中でそういう組織のあり方について検討するということになっているので、どんな検討をされたか、まずは伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 議員言われます機能別消防団員のお話かと思っております。

これにつきましては、現在男性の消防団員が非常に、特に参加しづらいということもございます。そういった中で、女性消防団員ということも考えられるかと思っております。

県下で調べてみましたけれども、名古屋市が一番多くて340人が入っていらっしゃいます。

県内で17自治体で513人の団員が活躍しておられます。ちなみに、海部地方におきましては津島市に17人が在籍しているといったような状況でございます。

実際の消火活動を行うといったようなものではなくて、先ほど言いました機能別消防団員という形の考えの中で、防火訪問や消防団のPR、火災予防思想の普及などを行っておるようでございます。

現段階において、女性の団員はございませんが、今後という話になってしまいます。今現在の段階では、機能別消防団員の募集ということをやっておりませんので、今後の検討課題として、そういったものを組織化するということも考慮していく必要があると思っております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

○17番（伊藤正信君） 私は、今後の検討課題と言われることが問題だと思うんだ。

具体的に書かれているんだよ、文章に。機能的な消防組織のあり方をどうしていくかということが、そうでしょう。課題と言われるなら、書いたところから課題じゃないですか、課長、市側。そしてきょうの段階になって、今後の課題なんていうような無責任な言い方、私は少し非常識だと思いますよ、私どもの答弁に対して。

機能的な部分を含みながら、県下の消防団の実績を見ながら、そうしてそういうきめ細かい防災だとか家庭点検だとか、いろんな形の中で皆さん方が御活躍をされている。弥富市も消防団員の構成がだんだん少なくなっている。そういう状況の中であるから、より一層深く検討をしていただくだらいいんですが、検討課題ですと、あれのはちょっと心外ですよ。何のために、これあなた失礼だけれども、学校の採点だったらゼロ以下だよ、答案用紙でいうなら。きついですけど。

引き続き、さらにどうしていくかということなら、私は受けとめます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員に、弥富市の消防団員あるいは女性消防団員を採用していったらどうかというお話でございます。

御承知のように、消防団員16分団で今370名ほどの消防団員を抱えておるわけでございます。そうした形の中で、さまざまな防犯、防火という形の中で、またあってはなりませんけれども、災害等が起きればというような状況に対して、しっかりとその任務に当たっていただくわけでございますけれども、今女性の消防団員という前に、やはりまだ男性消防団員に対してどうしていくかということについて、これはしっかりと考えていかなきゃならないということを思っております。

正直申し上げまして、市の職員もしっかりとそれぞれの地域の中において消防団員として入っていただける方はそれに加入していただきたいということを、昨今私も言っておるわけ

でございます。そうした形の中で、市のほうも率先垂範してその役割を果たしていかなきゃならない。そしてまた地域におきましても、それぞれの自治会の単位の中で、この問題についてもまたお願いをしていきたいというふうに思っております。

まず男性消防団員を再度再結成するというのが、私は重要であろうというふうに思っております。また、女性の消防団員につきましては、先進市町の例が幾つかありますので、一度それをしっかりと私たちなりに理解させていただき、また弥富市としてどうあるべきかということについては協議をさせていただきたいというふうに思っております。

また議員のほうにも協議内容につきまして御参考になるようなことがありましたら、示唆をしていただきたいというふうに思っております。まずは男性消防団員に対する再結成をどうしていくかということについて、全力を挙げていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 私はちょっときついうでしたけれども、自主防災でやっているときに女性の方が非常に今多くなっているんですわ、地区で見ていると、組織の中でも。ですからあわせて、市長は前向きにそれぞれの消防団の再編成、強化と同時に検討していただく、そのことを期待してこの問題について終わります。

次に3点目になりますが、職員給与の問題であります。

職員の給与ということについて、市長就任のときに、わかりやすい市政、そして市民と協働のまちづくりということの中で、市の職員の皆さんに対してそれぞれ対応施策の一環として実行されてきました。そういう状況の中でグループ制の導入もし、それぞれがその能力を発揮していただいております。

しかしながら、今日的に国の財政をカタに今大変な国の施策が行われようとしています。交付金と市の職員の給与を人質にとっての交付金のあり方を考えるいわゆる国のあり方。やっぱり一番肝心なことは、職員と市民とがそれぞれの共有ができた市政、今日までそれぞれ先導的な役割を果たしていただけてきた地方の特に職員、皆さん方、あわせて財政的に弥富市が合併したとき、地区によって86の、弥富市が幾つだったと。そしてその格差是正を21年、地域手当等を組ながら改善してきた。まだこの間うちですよ、弥富市の財政が。

そんな状況の中に、この交付税と交換にした国のあり方が今実行されようとしています。過日も市長は、7月からというふうなお話がございました。確かに収入と支出という問題については、それぞれ考えなきゃならない地方行政のあり方だとは思っています。しかしながら、そのことを通してとりわけて市が国の人事院勧告で、準拠方式で市の職員の給与が上がっていったらいいですよ。全く上がらなかったときもあると思うんですよ、過去本当に。そして、合併したとき格差がありました、86だったと。

そんな状況の是正をしながら進んできたわけですね、市長。ここはやっぱり市長に、なぜ

私は答弁を求めたいかと思うことは、そういう状況は、やはり賃金は労働の分配の原則なんですよね。賃金が安くするぞと言われて誰も働きましようという気もなれん。しかし、市民にも御理解をいただかないかんわけ。

なので、私はきょうここでこうやって質問をこの場で申し上げるかということは、そういうことに対して市民の皆さんにもきちっと御理解がいただけることが議会も大切じゃないのかと。私は多分、値下げするというと反対するかもしれません。しかし、そのことは歴史的に地方自治のあり方、権限のあり方が、市民とともに歩んできた弥富町、弥富市政がここで崩れてはならないから、そのことを議会も一翼になった議決権です。条例に定めるのは職員の給与の条例でございます。そのことは間違いございませんね、市長。過日から、きのうからその答弁いただいておりますで、改めて答弁求めると失礼に当たるかもしれませんが、やはり市長はきのうも、少なくとも私はというお話をいただき、私はそのように記録しました。

ですから再確認をしていきたいということは、そういうことに対して少なくとも条例ですから、地方賃金ですから、やはり十分市の職員の皆さんともそうですし、議会もそうですし、市民とも納得のいける状況をつくってもらいたいなあとと思っています。

国が7.6減らしたから弥富も減らすなんていうことでなくして、やっぱり標準的な数字というものを、歴史も見た上での提案ということが私は望ましいと思っていますんで、その辺いかがですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員のほうからの、職員の給与についてということについてお尋ねでございます。

基本的には、伊藤議員と全く同感というか同じ考え方を持っておるわけでございます。給与につきましては、それぞれの職員がそれぞれの立場で一生懸命仕事をした役割あるいは成果に対する対価、フィーであろうというふうに思っておるわけでございまして、私が就任させていただいたときには、よく国との比較という形で、ラスパイレスという数字があるわけでございますけれども、90%そこそこでございました。

そういう状況の中で、段階的に職員の給与ということについては、これは生活給であろうという形の中でそれぞれの仕事の役割あるいは職能給、職務給というんですかね。そういうような役割の中で一定の改善をしながら、昨年末では98.2%までラスパイレスの指数を上げさせていただきました。これも議会の皆様方の御理解のもとということで感謝を申し上げるわけでございますけれども、今回、国のほうはいわゆる財源の不足、そして同時に復興財源を確保するという形の中で、国と地方の公務員に対して一定の率、7.8%を減額するというような状況のものを言ってきたわけでございます。

そして、その政策的な誘導手段といたしまして、地方交付税の問題を上げてきました。地

方交付税について削減をしていくということでございます。これは額として約4,000億の削減の額になるわけでございます。そして、私どもその地方交付税の削減に対する4,000億は、弥富市に換算してまいりますと1,500万ほどになっていくわけでございます。

しかし、国のほうはその地方交付税の財源をいわゆる臨時補正予算という形の中で組み込んでいきたいということもございまして、現金の出る臨時交付金というのが、皆様にも御案内申し上げましたけれども、4,000億の地方交付税の中から1,500億、そちらのほうへ回しているわけでございます。実質的な地方交付税の減額は2,500億という状況になるわけでございますけれども、そのときにそのラスパイレス指数というのは、国はずうっと100なんですね。これが問題だと思っておるんです。ラスがある意味ではまやかしたいな形。私どもが近づいていっても国は100なんです。

だから、これはおかしい現象でありまして、そうした形の中で7.8%、100から換算していくと98.2%というラスパイレスの指数は、あなたのところのまちはそうじゃないでしょうと。7.8を足したところの106.3というのがあなたのところのまちの現状のラスパイレスですよというふうにおっしゃるんですね。これはまさに私は数字のマジックにかかっているような形で、じゃあ90%のラスパイレスのあるところは、いわゆる給与の削減がないわけですよ。7.8足しても97.8ということですから、100%を超えない状況ですよ。それで、その地方自治体については給与の削減がないと。あるないというその意識というのは、非常に仕事に対して私は大きな影響があるというふうにも思うわけですね。

そうした形の中で、1つは先ほども言いましたように、100を超える私どもとしては6.3の削減をこの7月からしなさいというのが、国が私ども弥富市に求めている今の給与の削減の率であり、そういったことになるわけです。これを額にすると、きのうもお話をさせていただきましたが、約1億の給与の財源があるということでございます。職員にとっては大変なことになるわけでございますので、これはのめないというふうに今も思っておるわけでございます。

そうした形の中で、過去から私どもが人員の削減を含めてしてきた努力、あるいは地方の公務員の給与については議会とか住民の皆様の御意見を伺いながら、地方は地方のところで定めていくといういわゆる地方分権の根本のもの、そういったものにもやはり私は強い意思を持っていきたいというふうに思っております。

また、ましてや今伊藤正信議員がおっしゃったように、地方交付税とのやりとりの中でその給与を改正するぞということについては、これはまさに地方分権のあってはならないような考え方であろうというふうに強く反論をしているところでございます。

いずれにいたしましても、7月がすぐそこに迫ってきております。国のほうは、この7月から100%を超えるラスパイレスの指数分だけ減額しなさいというふうに言ってきておりま

すので、私としては、愛知県であるとか他市の状況を見ながらこれについては考えをしっかりと持っていきたいというふうに思っております。これは行財政改革で行う職員が身を切る改善とは違うわけでございますので、しっかりとその辺のところは区別して考えていきたいということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

○17番（伊藤正信君） 市長の考え方については、お聞かせいただきました。特に47都道府県の中でも知事あたりが70%、80%が課題としてあるということも言われていますので、その点についての今後の提案のあり方、市民と共有のできるような御説明をお願いしていきたいと思っています。

特に弥富市として、きのうから250名、300名という臨時雇用の人がみえるわけですね。本来、国家公務員、地方公務員というのは、臨時職員というのは短期であって長期の職員というのはおらんはずですよ、日本の雇用関係は特に。このごろ地方分権という名のもとに、効率化というものと同時に市民からの要望もあって、それぞれ児童館だとか、名前を言っちゃあいかなんですが、短時間労働に当たる福祉政策そういう問題が、多くは課題が出てきていますね。そのために、逆に言うと職員300で臨時が250というと、職員の能力は逆に倍疲れるんですよ、普通。企画立案から実行までいくわけですよ。市長もサラリーマンの経験あるのでわかると思いますけれども、臨時の人が店先に立ったりしていると、その時間だけでいいわけですね。だけど、職員という立場から、多くの臨時職員を抱えながら行政運営をしていくということの中の今日的な職員のあり方ということについても、臨時の方が悪いとは言いませんよ。しかし、本当にそのことを知っていただかないと、いわゆる国民、市民との共有ができないですよ、行政のあり方が。

ですから、本来的にいえば長期のアルバイト、臨雇というのはないのが国家公務員なり地方公務員なんです。その原点に立ち返りながら、できることならこの臨時職員という立場と適材適所の要員というあり方、これもいろんなニーズといいますか、福祉関係等における短時間労働、いろんな形でありますから、超勤労働があるということの中で大変だろうと思っていますが、市長が先ほど力強いいろんな形のお話がありました。そのことを1つはお願いする。

もう1つは、公務員、県ですけど、名古屋市、退職日の扱いですね。これは大変な問題なんですよ。市の中に適用なんかされたら大変ですから、私はここで特に要望をしていきたいということは、少なくとも地方公務員が、5月に採用された人は翌年の1年まで、本来年数がなくなるんですよ、年数が。4月1日採用日の人は1年丸々あるわけですよ。そういう状況におけるところを、学校の先生でもそう。

例えば、3月1日で業務放棄じゃないかと、こう言われておるわけです。だけど、その本

人にしてみたら、1年間無効になるような年功だとか取り扱いがあるわけです、退職年月日の、4月。

だから民間会社のように、誕生日をもって退職の扱いになっておる市条例ならいいですけども、これはそれなりに組織対応ができてくると思っています。しかしながら、4月2日、3日以降採用された人は翌年まで、3月25日ごろに採用された人は3月、これ4月1日やめておるんですね、本当に。

ですから、そういうことも置きながら、考えながら、今後、退職金等退職組合へ入っているところとの関係もありますけれども、条例等の扱いにおいてもやはり人として、労働として対応のできることを強くですね。市長、機会あるごとにお話をさせていただくことをお願い申し上げて、私の質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開を2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時02分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に川瀬知之議員、お願いします。

○2番（川瀬知之君） 2番 川瀬知之。通告に従って質問します。

私が市議会議員になり、最初に一般質問をさせていただき、きょうで1年ほどになります。去年の選挙当時は、地元の弥生小学校と子供のころ育った桜小学校、自分の会社がある鎌倉、十四山、鍋田地区を選挙街宣車に乗り巡回しているうちに、昔、子供のころ活気があった駅周辺の開発がどうしておくれたしまったのか、また1号線を挟んで南側の目まぐるしい発展に比べて北側がおくれたのはどうしてか、すなわちまちづくりに問題があったのか疑問に思い、まず手始めに駅周辺の開発状況や行政の考えについて質問させていただきました。

しかし、執行部側は協議中につき、納得がいく回答は得ることができませんでした。そしてJR弥富駅改築事業の基本設計業務委託施行確認後、成果物が費用に見合ったものなのか、また実現可能なものなのか確認する上で、その業務報告書を開示させるよう要求したが、今回公開はできないと、都合が悪いことは隠すようでした。表面上は、情報公開を積極的に行っているかのように広報活動をしているようですが、実際は一方的な情報報告で、情報公開とは少し違うようであります。

次いで、一般企業は、会社の資本金力を意識しながら未来の事業環境を常に予測し、会社の人事、組織を改革し、事業方法を駆使して厳しい事業環境を耐えて、克服して運営しています。一方、自治体行政は前年度の事業比較と過去の事例、慣例、規制に基づいて業務を行

っており、私は自治体行政が今日のような目まぐるしい社会環境の変化に適応できるのか、いささか疑問に思っております。

そこで、情報公開の質の向上を要求し、執行部に疑問を抱くことがあれば追及し、市民のための行政サービスの向上や改善に導く提示ができれば、今後はしていきたいと思います。

では、ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーションテクノロジー）が導く震災復興、日本再生の道筋と、まちづくりの中核となる弥富市新庁舎について質問します。

十四山村と弥富町が合併後、弥富市となってからの株式会社ぎょうせい、株式会社ぎょうせい総合研究所、株式会社ぎょうせいグループですが、と弥富市との関係、業務委託契約内容、取引額、時系列に従って御説明ください。

また、株式会社ぎょうせい、株式会社ぎょうせい研究所なるぎょうせいグループは、国の機関とどのような関係があるかも御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 株式会社ぎょうせいといいますのは、法規集とか例規集、判例集、それから地方自治や法律に関する書籍、雑誌の出版を中心に電子商品の開発、それから販売、行政機能に関するコンピューターシステムの開発、地方自治体が主催するイベントの企画・提案、サポート業務等を行っておる出版会社でございます。

またぎょうせい総合研究所につきましては、このぎょうせいのシンクタンク部門として設立されまして、ぎょうせいの知的ストックを生かしつつ、学識者のネットワーク化と専門研究員との共同研究等により国及び地域が直面する課題に対応する施策、対策等を取りまとめ提案する会社でございます。

それで、ぎょうせいとの取引額につきましては、データとしては今手元に持っておりませんので、ここでは答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 平成18年度から、まちづくりのいろいろ資料があるんですが、例えば弥富市総合計画とかなまちづくりについていろんなソリューションがあると思うんですけど、それを提案されて受け付けてやっておられるかどうか、ちょっとお願いします。

例えば、ぎょうせい研究所は、総合的まちづくり、行財政、社会、都市基盤、都市の基盤づくりのためのさまざまな計画策定、各種住民満足度地域評価調査、住民意向や地域性を的確に反映した施設展開、行政サービスの質の向上のためとなるもので、等の数々の業務や業務上のさまざまな要求や問題点を包括的に解決するソリューションサービスを提供します。

恐らくそれを全部真に受けていろんなことをやられたと思うんですが、取引額についてお願いします。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○**副市長（大木博雄君）** 今、ぎょうせいとの間では市の例規集の追録加除とか、今回ですと総合計画の策定業務とか、それから人事評価制度の構築などを委託しておりますけれども、何もかも全てやっているというわけでございませんで、私ども必要とする部分だけをお願いしておるということでもあります。

ですから、今お話ししたような部門で幾らかということについては、またデータとして後ほど示させていただきたいと思います。

○**議長（佐藤高清君）** 川瀬議員。

○**2番（川瀬知之君）** 業務委託契約とか、いろいろ契約内容とか依頼したことがあると思うんで、後で公表をお願いします。

私はいろいろこれ見ると、相当相談してやられているというふうに思っていて、このぎょうせいグループは総務省か何かとの話を、全て相談して、法令とか規制とか、それを自治体に徹底させるために各自治体にコンサルタントとか、いろいろやっているようです。それも別に悪いわけじゃなくて、正しいことをやってもらえることであれば正しいと思いますので、別にビジネスですので、各自治体が、例えば市が783件、区が23件、町が820件、村が195件、計1,821件がありまして、そこに対して営業をしているんな総務省の言っている法令だとか何かに遵守するように、コンサルとかソリューションをされていると思います。

そこで、これはぎょうせいグループをそういうことでルールが変わったりして、自治体がそういうふうに変更していろんな予算を立ててやっておるんだと思うんですが、ちなみに金融担当大臣麻生氏が、有限会社プラネットホールディングスを使って324億3,000万円でぎょうせいグループを買収しています。見どころが正しいとかしてないですけど、やっぱり世の中、事業をしながら世の中を変えていくというのも少し正しいのかもしれないですが、ちょっと金もうけも難しいのかなあと思ったりします。うらやましいですけどね、私にとっては。

次、第7回弥富市庁舎改築等検討委員会会議が平成24年1月26日に、弥富市庁舎改築等検討委員会が平成24年3月2日にありましたですが、その出席者を見ると、さっきのコンサルト、市職員、市長以外に弥富市の専門家、市内ですかね。

市内のその土地を持っている人は、やっぱり自分の弥富市の土地の資産評価を上げたいとしていろいろ考えがあると思うんですが、その方々や庁舎内周辺土地所有者、または庁舎周辺の事業者がいらないのはどうしてか、御説明ください。

○**議長（佐藤高清君）** 村瀬総務課長。

○**総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君）** それでは、川瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私ども庁舎改築等検討委員会のメンバーにつきましては、私どもが弥富市庁舎建設基本構想、この中にメンバーの一覧の掲載がしておりますので、これを見ていただければどのよ

うな方が私どもの庁舎建設の基本構想に携わっていただいたかは御理解していただけたと思いますけれども、その中には各界の代表の方と公募の委員さん2人、それから議会の議長さん等々の10名で構成した委員会でございますので、議員御質問の方々が私どもの委員さんに入っているというわけではないと考えております。

○**2番（川瀬知之君）** だから、周辺の土地所有者はいないですね。

○**総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君）** 私どもの庁舎改築等検討委員会のメンバーには、そのような方は入っておりません。

○**議長（佐藤高清君）** 川瀬議員。

○**2番（川瀬知之君）** その周辺環境のことを詳しい方というのは、やっぱり近くに住んでいる方、近くで事業をされる方の生の意見を聞いた方が正しい方向性にできるんじゃないかと私は思っていて、新庁舎を改築に当たり、周辺に悪影響を及ぼすことは、いいことばっかで考えなくてよろしいのですか、お答えください。

○**議長（佐藤高清君）** 村瀬総務課長。

○**総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君）** 私ども、こちらで庁舎を建築する場合においては公聴会も開きます。公聴会等で、御意見があればその場で伺いたいと思っております。

○**議長（佐藤高清君）** 川瀬議員。

○**2番（川瀬知之君）** それでは、言っておくことは今までも同じようなことをいっているんで、コンサルが上手だなと思うんですが。

新庁舎改築に当たり、現庁舎敷地では足らず周辺の事業需要で必要としている駐車場用地も買収し占有されるとしておりますね。

周辺駐車場の減少がもたらされて、周辺経済活動の悪影響につながるでしょう。住民への意見交換と称したパブリックコメントという手法を使って既成事実を積み重ねているようですが、実際はコンサルのマニュアルどおりに、弥富市執行部が検討委員会の委員や弥富市民にまちづくりの中核である新庁舎改築を承認させただけでしょう。そうして行政執行部が本当は自己都合だけで、コンサルに業務上のさまざまな要求や問題点を包括的解決するよう依頼してしまったのでしょう。

株式会社ぎょうせい研究所は、まちづくりのコンサルタントを引き受けた当時、数々の国の白書、情報通信白書等に従って、弥富市に対してさまざまなソリューションサービスを行ったのでしょう。同じ時期、新庁舎を改築し始める隣のまちの愛西市でも、庁舎の機能の考え方、仕様、事業の進め方はほとんど同じであり、免震を重視するか耐震を重視するかの構造設計の違いだけでしょう。

問題は、自治体向け量産化ソリューション、自治体量産化ソリューション手順に従って日本中の自治体が過去の総務省や国の指針に従ってまちづくりを始めたことで、多くの自治体

はその後の世の中の状況の変化や進歩による修正も加えず、周りの市町村との連携や共同も考えずにまちづくりをしてしまったようであります。

弥富市も例外ではないでしょう。なぜなら、隣接の自治体とともに弥富市が助成している海南病院では平成25年、本年度救急専用病棟が完成し、救急車を同時に5台ほど可能な大型高度救助センターが運営されます。それにしたいがい、本年度から人命を守るため一刻を争う年間延べ約8,000台の救急車が1号線から南へ進入し始めるのに、桜小学校の通学路の見直しもせず、現状庁舎よりも敷地用地を有する新しい新庁舎を改築し市民を集めようとするのは、駐車場用地の減少による渋滞を招き、朝の通勤・通学をさらに過密と追い込み、朝の外来診療の遅延につながるようになります。

そこで、終わったことなのですが、どうして弥富中学校跡地3万6,000平米もあるんですが、日の出小学校と新庁舎を同時に新設しないのか。それとも旧の日の出小学校を新桜小学校にし、現桜小学校に新庁舎を増築するとか、弥富市の均衡を考え十四山支所に新庁舎を新設するとか、先ほど皆さん言われたように、公有財産の有効利用を考えなかったのかお答えください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） まず株式会社ぎょうせいと私ども庁舎の建設とは、一切関係をしたことはございませんし、お願いした事実も何もございません。それだけは御理解をいただきたいと思います。

では、市庁舎の関係でございますけれども、弥富市本庁舎の耐震診断を実施した結果が、I s 値が一番少ないところで0.21でございました。

〔発言する者あり〕

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 0.21でございます。一番少ないところが0.21です。国の基準では、I s 値を0.9以上が必要であるということを一昨日も申し上げましたけれども、そのような基準でございます。このI s 値が0.3未満では、一般的に震度6強から震度7の地震に対して倒壊または倒壊に対する危険性が高いということを言われております。東日本大震災では、庁舎機能を失った市町村でその後の復興への初動体制がおくれを生じてしまいました。

このようなことを踏まえて、市民の皆様の安心・安全を守るがために災害に強い庁舎を整備しよう、これが喫緊の課題ということで始まったのが庁舎の建設でございます。このことをまず御理解いただきたいと思ひまして、私からまずこのお答えをさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 今建てるなど言っておるわけじゃなくて、公有財産の有効利用は考えなかったのかと聞いているんで、5年延びたこともあるんで、そういうことは考えなかった

のかと言っているだけで、さっきの答えとはちょっと違うと思うんですが。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 公有財産の有効を考えなかったかという御質問でございますけれども、まず十四山支所の増築につきましては、場所的な問題、それから自治法上の庁舎の位置の定め等々もございます。そういう要件から離れるということに対して、十四山支所を本庁機能として置くことに関しては問題があるということを含めて御説明させていただきます。

そして、日の出小学校等々の問題に関しては、小学校を建てる中において、あそこの土地では庁舎を建てるだけの敷地の余裕は今現在ございません。そうした中において、庁舎の候補地ともなっておりませんが、十分にこの辺のところは庁舎改築等検討委員会でも検討して、場所の選定を行っております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 近鉄弥富駅東に新庁舎を新設し、周辺駅の土地の資産価値を上げていくとか、この地域を医療特区にし先進医療の臨床試験地として積極的に企業誘致をするとか、また看護師、介護士を養成する教育機関を誘致するとかのように、経済の活性化をし雇用の創出を図ることはどうして考えないのかお答えください。この庁舎を建てることによって、そういうことを考えないのか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） まず庁舎の敷地としては1万平方メートルが必要と私どもは考えております。

議員御指摘の、駅の近くに1万平方メートルの一団の土地が確保できることがあれば、それは考慮の範囲であるかも知れませんが、あとは地代でございます。幾らで土地を購入するのか。平米7万円でも7億円かかりますということを申し上げました。それに造成費、そして擁壁等を設置すれば、一体幾らを投資すれば庁舎が建つのか、これが課題であると考えております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 次に、今情報通信メディアの進化はどんどん加速しています。

スマートフォンやタブレット端末の普及で、モバイル通信のイメージは大きく変わりました。放送の分野では地上波テレビのデジタル化が完了し、インターネット上では予想もつかないような新しいサービスが次々に生まれています。通信、放送が提供するサービス、そして私たちのメディアの使い方がほんの数年でがらりと変わる時代になっています。このメディアの進化は今後もさらに進み、私たちの仕事や生活のスタイルを大きく変えるでしょう。

平成23年度から、総務省は東日本大震災で被災した地方公共団体が抱える課題について、

当該地方公共団体がＩＣＴ、ＩＴとそうかわらないんですが、を活用して効率的、効果的に解決する取り組みに対して補助を行う被災地地域情報化推進事業を創設し支援を行っています。

さらに、東北地域医療情報連携基盤構築事業、ＩＣＴ地域のきずな再生・強化事業、被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業、被災地域ブロードバンド基盤整備事業、スマートグリッド通信インターフェイス導入事業、災害に強い情報連携システム構築事業、次に自治体のクラウド導入事業の７つの事業を創設し、ＩＣＴを活用した地域の創造的復興支援を行っています。

このように最新の総務省情報通信白書24年度版「ＩＣＴが導く震災復興・日本再生の道筋」では、甚大災害の被災時の事業継続、被災後の速やかな復旧・復興の実現が重要視され、ＩＣＴの活用の推進及び強化することによってそれらを可能にする指針が示されています。

サーバー室をいまだに多額の費用をかけ完備しようとしています、いずれ行政情報化基幹システムも統合化、クラウド化すれば必要なくなると思います。弥富市の行政情報化基幹システムのクラウド化についてどのようにお考えですか、御説明ください。

将来必要なくなるサーバー室を今後どのように利用されるのか、御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） クラウド化についてお答えさせていただきます。

弥富市におきましては、平成23年の11月28日から住民基本台帳、税を初めとする基幹業務につきましては、従来、市役所電算室内にサーバーを置きデータを管理する方式から、電算システムの委託業者のデータセンター内のサーバーでデータを管理するクラウド方式に切りかえております。

しかしながら、基幹業務以外の電算システムにつきましては、戸籍のサーバーは市の管理下に置かなければならないと法律で決められております。したがって、現在のところクラウド化はできません。また、住基ネットなどの業務によっては、データセンターの環境面などの理由によりクラウドサービスを行わないものもあります。

また現在、市役所電算室内にサーバーを置き、データを管理している業務の中の一つの例ではございますが、契約管理システムについて、クラウド方式に移行する場合の費用を委託業者に聞いたところ、弥富市単独利用、プライベートクラウドとありますが、それについては必要経費が現在よりも必ず増大すると。費用が下がる可能性があるのはパブリッククラウド、これは共同利用でございますが、により愛知県内の同じ業者を使っている他の市町村と共同でシステム運用を行う場合であるが、これについてはシステム構築に当たり他市町村との調整が必要でございますので、かなりハードルが高いものとなるという回答がございました。

したがいまして、大きな流れといたしましてはクラウド化は進むと思われておりますが、新たに発生するクラウドサービスを行わない業務もございますので、新庁舎のサーバールームにつきましては現在のスペースを確保したいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 新庁舎は何年ぐらい使うんでしょうか、10年ぐらいですか、50年ぐらいですか、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 基本的な構造体については、100年もつような庁舎を計画しております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 次に、日本電子計算株式会社との弥富市の関係を業務委託契約内容、取引額を時系列に従って御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 日本電子計算株式会社につきましては、住民基本台帳、税を初めとする総合基幹系業務、それと財務会計、給与管理を初めとする内部情報系業務を委託しております。

委託料の総計につきましては、これは平成24年度の数字でございますが、全ての業務を含めまして1億4,500万円ほどでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 新庁舎改築に当たり、行政情報化システムは機関システムですね、今言われるコンピューターなんですけど。移動設置費用について、どのぐらいの予算を考えていますか。また、見積もりを依頼するつもりで、詳しく実際の作業を交えて御説明してください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 仮庁舎に移転する場合に、移設の費用という捉え方ですと、とりあえず移転の費用につきましては日本電子さんだけから提供を受けているサーバー以外にも他のサーバーもございますので、全部を含めて概算ですけど3,800万円ぐらい。

○2番（川瀬知之君） 戻ってくると。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 戻ってくるときにつきましては、戻ってくるタイミングにもよりますが、ちょうどサーバーのリース期限が戻ってくるタイミングが合えばその部分は必要ございませんものですから、なるべくそういったものに合わせるように、そのリース期間を延長するとかどうかと努力はします。

だから、それでもちますので3,800万以下におさめる。しかし、それでそれが果たして幾

らになるかということは、ちょっと申し上げづらいというところでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 行政情報化基幹システムは、万が一障害が発生すると社会的に影響が大きく、ミッションクリティカルなシステムであります。

ミッションクリティカルでのシステムの場合、システム障害やデータの損失などは市民に損害を与え、行政の信用問題にもかかわってきます、普通のコンピューターではありませんので。このためサーバーを複数台設けて、クラスタリング情報をとったり予備サーバーを立てて待機させる構成をとったりするのが一般的であり、移動したり引っ越ししたりするには非常に経費がかかります。

今も言ったんですが、大体普通の企業だったら、災害が発生した場合でもシステム停止は許されないため本番サーバーと予備サーバーは全く別の地方のデータセンターに設置し、遠隔地で待機させるといった構成をとる場合も考えなければなりません。

したがって、本来ならシステムのダウンサイジングをするかクラウド化してから移動させたほうが経費がかかりません。ダウンサイジングというと、今のOSにしたほうが、量産化したものを使えば安くなるんですが、まあそれはわかっていると思いますわ。

次に、平成8年1月24日に蟹江町と日本電気株式会社及び日本コンピューターシステム株式会社の間で、総合行政情報化システム導入に関する基本契約がなされました。しかし、後にふぐあいがあり、契約不履行で損害賠償へと発展しました。後に判決があり、全て蟹江町側が敗訴してしまいました。

前回の質問で、もし行政情報化システムの業務委託契約上でふぐあい起きた場合の経理処理についてお聞きしたところ、あり得ないとお答えになったが、その理由を御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 蟹江町の状況につきましては、従来、委託しておった会社から自治法で別の会社でシステムを構築するという大きな変革の中で、その導入がうまくいかなかったという状況でございます。

私どもの場合、1つの業者で引き続き業務を行っておりますので、そのシステムを新たに作り直すというような状況じゃない中で、いろんな機械の都合でいつときシステムがダウンすることはある可能性もございますが、それが長く続いて市民サービスに影響を及ぼす可能性は非常に低いという意味でお答えさせていただいたものでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） この後、蟹江町は行政情報化システムのトラブルを解決するために、日本電子計算株式会社のシステムを採用したはずです。その当時、弥富市も市場占有のない

行政情報化システムメーカーを採用してしまいましたが、今はシェアのある会社のシステムを採用しているはずです。

行政情報化システムの寡占は既に終わりつつあり、互換性の問題はほとんど解決しつつあります。情報化システムを統合化できる環境下には少しずつなってきたおと思っていますが。

次に、弥富市、愛西市、蟹江町、海部東部消防組合、海部南部消防組合は共同で、被災地の拠点にもなる海部地方消防司令センターを弥富市内の十四山支所に開設します。

この海部地方消防司令センターの機能、設備及び開設経緯を御説明ください。

また、弥富市の災害対策本部をどうしてこの消防司令センターに併設しないのかも御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

十四山支所に海部地方消防司令センターが開設されることになっております。この施設につきましては、救急、火災等の救急車や消防車の出動に関する無線連絡等を共同で行うものでございます。

この経緯でございますけれども、平成22年度ぐらいから始まっておるものでございますけれども、1つにつきましては、ほとんどの消防施設の消防本部の通信機械が老朽化したということで、更新時期に当たっていたということもございます。そうした関係がありまして、機器更新に係る経費を個々に行うよりはまとめて行った方が削減されるといったこと、また司令センターの職員数ですね。こちらのほうを減らすことができるといったこと、また地域の交通事情等を考慮した出動体制が構築されるといったことでございます。

この施設に併設して弥富市の防災拠点、これは十四山支所の中に防災拠点を置けという御指示なのかもわかりませんが……。

○2番（川瀬知之君） 置けではなくて、したらどうと言っているだけ。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 置いたらどうかという御指摘だと思いますけれども、現実的に、この司令センターは消防指令を行うところであるというのがまず1つのものでございます。

そこと防災拠点ということになりますと、その中で災害対策本部の立ち上げ等、人の問題、それから施設の問題等もございます。そういったこともございまして、こちらのほうの施設をつくる段階で、弥富市の防災拠点という形の考え方は持たなかったというものでございます。

ただし、災害時におきましては消防との連携は重要な事柄でございますので、同じ周波数を持った無線機を装備する等、連絡のとれる体制づくりについては行ってまいりたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 私も消防関係のほうに行かせてもらっているんですけど、これはほとんど警察とか、よくテレビ、映画にも出てくると思うんですけど、こんな感じ、見えますか。よくテレビに出てくる、警察が使っているようなものだとか、下水道とか地下鉄とか、そういうのをコントロールするような設備だと思うんですけど、一種のコールセンターですわね。これは統合化して、例えば津波が来たとき、弥富だけ来るわけじゃないもので、ですよ。要は海部津島全部一緒に、川に沿って水は来ると思うんですわね。そうすると、やっぱり指令系統というのは1つにしたほうがよろしいかと思って言っただけです。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 川瀬議員のほうにお答え申し上げますけれども、海部地方の消防指令センターの機能と、私どもがいわゆる対策本部という形の中で置かなきゃならない役割が全然違うということを御理解ください。

そうした形の中で御理解いただいて、我々は密接な関係で連携をとらなきゃいかんということは間違いのないわけでございます。海部地方の司令センターの中に対策本部を置くということは、毛頭考えておりません。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 古生代ベルム紀の終わり2億5,000万年前ごろにローレンシア大陸、バルティカ大陸、シベリア大陸など、全ての大陸が次々と衝突したことによってパンゲア大陸が誕生し、中生代三畳紀の2億年前ごろから再び分裂を始め、超大陸の完成時、地球内部からスーパーストームが上昇して世界各地で火山活動が活発になり、ベルム紀と三畳紀の境界（P-T境界）には当時生きていた古生代の海洋生物種のうち実に95%以上が絶滅しました。自然の甚大災害はいつも人間の想定外です。

海南病院は、断水、停電時でも3日間業務に支障を来さないようにするそうですが、新庁舎の非常用発電設備の可能な電力供給は3日間、給排水機能は4日間分ですが、弥富市は海拔ゼロメートル以下でもあり、甚大災害時には液状化、排水機の故障より1カ月以上も断水、停電が続く可能性があります。

この新庁舎が被災復旧に役に立つのか、御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 新庁舎の設備についての御質問をいただきました。

受電設備及び非常用の自家発電設備は、津波や高潮の発生やゲリラ豪雨による浸水時にも確実に機能を発揮できるよう、浸水時に影響を受けない庁舎6階に設置をしております。自家用発電機のオイルタンクは8,000リットルを用意させていただきまして、液状化対策として、地盤改良を施した上で地中埋設をする計画としております。

また地中埋設のオイルタンクから庁舎6階に設置しました発電機へのオイルの圧送につきましては、浸水の影響を受けない油中ポンプとし、その経路も専用パイプスペースを通りまして建物内に設けます。地震、津波、浸水時にも確実に機能を発揮できる計画としております。燃料は、連続で72時間運転できるように計画をしております。

また、受水槽と雑用水槽からの給水に関しましては、免震ピット内に緊急排水槽を設けて、停電時や災害時において4日間分の給排水機能を確保する計画をしております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） それについてはホームページに出ているんで熟知しておりますが、私の見解からすると、スタッフの生命維持が中心だなあと考えておりますけど、それでよろしいですか。まあよろしいです。

甚大被災時には道路が寸断されます。新庁舎ではヘリポートのような附帯設備はないようです。被災地の移動方法、災害復旧のための物資供給方法を御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） ヘリポートの御質問をいただきました。

市役所周辺のヘリポートといたしましては、災害拠点病院の位置づけがされている海南病院にヘリポートが設置される計画でございます。私どもはそのヘリポートを利用させていただくつもりでございますので、新庁舎についてはヘリポートの設置は考えておりません。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 弥富市には、甚大災害被害時のBCP（ビジネスコンティニュエィ・プラン）事業継続計画、DR（ディザスターリカバリー）災害復興・復旧計画を組み合わせた計画はありますか、または作成する予定がありますか、御説明ください。生命維持じゃなくて、復興・復旧が早くなされないかんから、病院と消防の連携されると思うんでお願いします。そういうのを作成しますか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 前回、堀岡議員からBCPに関する御質問を頂戴いたしまして、私どもは今業務継続計画、BCPを策定するよう準備を進めております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 新庁舎のBCPは読んだんですが、まあよろしいですわ。

次に、甚大災害被災時は最小限の業務の維持により被害状況を把握し、できるだけ早く復旧・復興を進めなければなりません。

したがって、共同災害対策本部を海部地方消防司令センターに設置し、海部地方の災害拠点病院である海南病院と津島市、愛西市、蟹江町、海部東部消防組合、海部南部消防組合管轄の医療機関で復旧救助活動を進め、陸路が使えないなら空路以外に、物資を川に沿って各

市町村に供給し、復興を始めるといいのかなと思っていました。

また、新庁舎の非常用電源は、ディーゼル発電ではなく燃料電池を使って電気と同時に水も生産すべきであると思います。サーバー室はいずれ蓄電池室にすべきだと思います。これ意見だけですから、よろしく。

次に、フェイスブック、ミクシーを初めとしてソーシャルメディアは大変な勢いで拡大、進化しています。また、技術面で見逃せないのはクラウド技術の進化です。既に、膨大な映像をネット上に蓄積し、自由に取り出すことが可能になりつつあります。

日本の国家戦略は、東北大震災の復旧・復興を利用して、放送メディアがソーシャルメディアとの連携あるいは融合をし、さらに変化させ、複数の端末を併用するメディアの利用形態、マルチスクリーン研究を推進し、今のスマートテレビの延長上にあるものですが、ICTの産業の復活、成長につなげようとしています。

非常に立派な議会会場を完備しようとしています。いずれ議員が議会会場に出向くより、より市民に身近な議会を目指すなら、このマルチスクリーンを利用したネット議会が主流になると思います。必要なくなれば、今後どのように利用されるのか御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 新庁舎につきましては、華美な要素を排除しまして、基本的に簡素で身の丈にあった庁舎とする方針を述べさせていただいております。建設費の抑制に努めて、次世代に過度の負担を残さないように進めてまいります。

議場の考え方といたしましては、他市の事例を参考にいたしまして、市の重要な案件を審議していただく場所でございますので、その意思決定する場所としてふさわしい重厚さと風格を備えた空間としておりますけれども、見直す部分がございましたら、特別委員会等を通してしっかりと議論していただければと思っております。

また議場が、機能がなくなっったときの想定の問題でございますけれども、ひな壇をフラットな床として改修できるような設計をしまして、議員御指摘のように、もしも不用になれば、市民の皆様が講演会やコンサートのできる会場に変更してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 次に、マルチスクリーンの発達により行政サービスのダウンサイジング、すなわち自治体庁舎機能の端末化が進み、わざわざ庁舎に来なくても自宅で、近くのコンビニ、郵便局、近くの公共施設で用が済むようになります。

したがって、新庁舎の窓口業務の使用頻度が少なくなります。あいたスペースをどのように活用されるのか御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○**総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君）** 今現在、愛知県からの権限移譲や今後のさらなる社会情勢や地方分権の推進、さらには市民の多種多様な行政ニーズに的確に私どもは対応するため、業務量の増加を予想しているところでございます。

これに対応する職員数の増加も考えられるところでございます。特に、少子・高齢化への対応のための福祉部門の業務量の増加が最も大きいと予測しておるところでございまして、これに対応できる庁舎機能も計画しているところでございます。

さらに、窓口は市民と本市の最も身近な接点でございます。行政は信頼できる、市役所があるから安心と思われるような存在に私どもはなっていきたいと考えております。その第一歩が窓口サービスでございますから、心のこもった窓口サービスに努めてまいりたいと考えております。

○**議長（佐藤高清君）** 川瀬議員。

○**2番（川瀬知之君）** 皆さん、相当未来だと思っているんですけど、一応日本はこういう国家戦略を考えて、早くこういうのを実現しようとして努力しているのはわかってもらいたいです。

だから、いつかいつかといっても自然となっているんで、我々印刷業もそうだったんですけど、2000年ぐらいにD D Pが始まって、今じゃあもうほとんど印刷業というのは制作をやっていません。企業側で全部やっています、デザインとかレイアウトとかですね。それで印刷するだけになっている。その事業とか何か、急に環境が変わったりしますので、今後は政治、こういう関係のものもいずれそういうテクノロジーとか、いろんな技術が今発展させようとしているんで、それを国としては早く利用させようとして努力しているのは御理解してもらいたいです。だから、なってからやるんじゃなくて、国は早く利用してそれを戦略によってマルチスクリーンとかいうのを早く製品化して、世界に打って出たいように思っている気がするんですけど、そんなようなことです。

だから、できるだけそういうことは理解して、早目に、例えば行政でも早くサービスなんかも、新たに人間が使うと言っていますが、窓口をできるだけロボット化して、そういう内容をやらせようとは努力しているみたいですね。だから簡単にかわらないかもしれんけど、思った以上に早く変わると思っていますので、よろしくお願いします。

○**議長（佐藤高清君）** 服部市長。

○**市長（服部彰文君）** 川瀬議員の御質問というか御意見に対して、我々の行政側の窓口サービスを含めたところのお話をさせていただくわけでございますけれども、いわゆる広報部門におきましては省人化、省略化というものはどんどん進めていかなきゃならないというふうに思っております。それがI Tだとか、あるいは機器を使ったところの省人化ということは必要だろうというふうに思っております。

しかし、行政窓口のサービスというのは、子供さんから大人、お年寄りまでさまざまな客層に対して我々是对応していかなくゃならない。そういう形の中で、I Tという形のものが本当に十分駆使できる人、そうでない人というのは、これからの時代も一定の比率であろうというふうに思っております。

そうした形の中で我々としては、基本は行政サービスの窓口は人と人という形の中で心のこもったサービスをするのが、あるいは市民の負託に応えていくのが常道であろうというふうに思っております。

川瀬議員のおっしゃることは理解できる場所ではありますけれども、必要であるけれども十分ではないというふうに今のところ理解していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 機械化しろと言っているわけじゃなくて、いずれそうなりますわね。何か言われるんですけど、さっき50年と言っていましたね、庁舎。

〔「100年」の声あり〕

○2番（川瀬知之君） 100年ですよ。だから、今I C T、今携帯を使っている15、二十ぐらいの人が幾つになるのかよくわからないんですけど、だからいずれこれ庁舎を使っている間にはそういう時代にはなっているんですわね。

だから将来ということじゃなくて、心のこもったかもしれないけど、だからそういうことじゃなくて、そういう可能性もあるよと言っているだけで、今やれとは言っているものじゃないんで。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 川瀬議員のおっしゃるとおりでございまして、時代の変遷というか流れというのは物すごいスピードで変わってきておる。あるいはグローバル化という形も含めてその変遷というのは、スピードというのはあるわけでございます。特にこの情報分野、I T分野においては、そのスピードはほかの分野よりもはるかに早いということは十分理解をしているところでございます。

しかしながら、そのときそのときの状況というのは、私どもはしっかりと判断していけばいいと、市民と御相談申し上げながら判断していけばいいというふうに今のところは理解しております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 今から庁舎を建てても5年ぐらいは、10年、そうですかね。今の仕様が10年ぐらいできるんじゃないかなと思うんですけど、それは必要だと言えれば必要だと思いますし、ただいずれ変わって、時代も変わっていくということだけ言っているだけで、今

こうしなさいとか、ああしなさいと言っておるつもりは毛頭ないんで、それだけわかってください。

個々の自治体は、国の指針をうのみにして事務的に過去の事例、過去の法令、過去の予算を重視して行政業務をしています。あくまでも1年たつての私の感想ですからね。これから勉強させてもらいますから。

したがって、周辺の自治体も少子・高齢化、雇用、介護、医療、子育て、防災等ほとんど同じ課題、同じ問題に直面しており、すなわち車でいえば部品の共通化は既に図られているようです。したがって、各自治体は合併せず独立性を保ちながら、海部地方消防司令センターのように共同を自治体ベースで積極的に行えば行政サービスの質の向上、効率化、人材の有効利用、設備の有効利用が進むはずだと思います。

弥富市は、名古屋西部の海部南部中核都市として、愛知と三重のかけ橋になるまちづくりと考えるべきであったと私は思っています。以上、質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は3時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時05分 休憩

午後3時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に早川公二議員、お願いします。

○6番（早川公二君） 6番 早川公二です。

今回は、青少年健全育成について、主に携帯電話、インターネットについてであります。まず携帯電話の利用について。

企業活動や市民生活等のさまざまな分野で、インターネットが急速に普及し、国民の誰もが世界中のさまざまな情報に迅速かつ容易にアクセスできる環境が整備され、世界中の情報を検索、収集、閲覧する、個人ユーザーの利用者でも世界中に向けて直接的に情報の発信ができる便利なツールとなっております。しかし同時に、インターネットが違法、有害情報を広範囲に流通させることを可能にし、これらの情報が権利侵害、犯罪の助長、健全な青少年育成の阻害等の新たな社会問題となっております。

青少年の携帯電話の利用の拡大に伴い、ネット上のいじめや有害サイトを通じて青少年が犯罪に巻き込まれる危険性が社会的に大きな問題となっております。

平成24年に内閣府が行った調査では、携帯電話の所有率は小学生で27.5%、中学生51.6%、高校生98.1%であります。文部科学省では、平成21年1月に学校の携帯電話の取り扱いにつ

いて、小・中学校では携帯電話は学校における教育活動に直接必要ないという理由から、原則持ち込み禁止、高等学校では校内での使用制限を行うよう方針を明確にしました。

そこで、本市ではどういう理由で持ち込みを許可しているのか、使用制限等は行っているのか。また、市内小・中・高の携帯電話の所有率を把握しておるのかお尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） それではお答えします。

小・中学校は、まず携帯電話の利用についてでございますが、平成21年、議員がおっしゃられましたように、1月に文部科学省より学校における携帯電話の取り扱い等についてのこの通知によりまして、携帯電話の持ち込みは原則全校禁止としております。

もちろんやむを得ない事情も想定されますので、一部、健康面での理由で、通学途上に緊急を要する事態が発生した場合の対応として、保護者からの申し出により学校が許可をしているケース、弥富市内では1件ございます。持参した携帯電話でございますが、これらのものにつきましては、登校したらまず保健室とか職員室、または担任等で預かり、当然、下校のときに返却をしているということでございます。

また所持率でございますが、アンケートの質問でございますが、十四山東部小学校以外は特に実施しておりません。ちなみに、十四山東部小学校の児童数164名おりますが、そのうち児童個人で所有している人数が24名ございました。所有率にいたしますと、約15%でございまして、議員のおっしゃる27.5%よりも若干低いというような状況でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 市内では、東部小学校で24名15%、全国で言うとも27.5%ということがあります。私が思うには、結構小・中学生は持っているのじゃないのかなあと、全国的な所有率とほぼ同じではないのかなというふうに思っております。

そこで、学校への携帯電話の持ち込みを禁止しても、ネット上のいじめや有害情報から子供を守ることは可能ではないんです。携帯電話を安全に使えるように、子供にこういった教育をしておるのか、本市はどういった指導をとっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） 本市の情報モラル教育のことでございますが、小・中学校での情報モラル教育につきましては、発達段階に応じた内容で実施しているところでございます。

小学校では、主に総合的な学習の時間にルールやマナーを知ることから始め、違反行為を行わないことなどを確かな習慣として身につけることを行い、中学校では技術の時間で、違法となる行為の理由などを判断し適切に行動できるよう、段階を追って指導することとなっております。

例えば、小学校3年、4年生では、情報の発信や情報をやりとりする場合のルール、マナ

一を知り守ること、小学校5年生、6年生では、何がルール、マナーに反する行為かを知り、絶対に行わないこと、中学校では、違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わないことを学習目標として、情報モラル教育を実施しております。

また、授業参観で親子でともに学び合うというテーマで、情報モラルについて親子で課題を解決していくという授業を行っております。さらには、携帯電話会社や警察署員の方の専門家をお招きしまして、学年集会などで情報モラル教育を開催しております。

ちなみに、市内の高等学校の海翔高校と弥富高校にも、こういった情報モラル教育をしているかということをお尋ねいたしました。新1年生に対しまして、外部講師を招いてネットの怖さなど講演会を開催し、情報モラル教育を実施しているということでございました。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） それぞれの学校では、きちんとした指導をしていただいておりますことではありますが、家庭での子供の携帯電話の利用を保護者がしっかりと認識しなければいけないと私は思っております。

そこで、「母の18カ条」という新聞にも載っていましたが。これ一部、ちょっと抜粋して紹介しますけれども、「この電話は私が買ったものです。面と向かって話せないような内容をメールしてはいけません」とか、あと「散歩に行きなさい。見知らぬ人に話しかけなさい」というものがあります。

本市でも、こういった家庭での携帯電話のルールづくりを推奨してはどうかと考えておるんです。

そこで、今小学生の1年生でも携帯電話を持っているというふうに聞きますし、ゲーム機にもネットの機能がついておるということも聞いております。啓発するに当たって、例えば小学校の低学年に難しいような言葉を細かい字で説明しても、私は認識ができないと考えております。そこでこのように、これなんかは本当に小学生の低学年用ですか。これも一部紹介しますけれども、「勉強中、食事中は電話もメールもしません」「家にいるときは家の電話を使います」「メールを送るのは1日3回までにします」等あります。

私がいつも思うのは、啓発用のチラシとかでこういったものとかこういったものがあるんですけども、非常に字が細かくて、子供が仮にもらってきても、忙しくて見ておれんわということで、すぐごみ箱に行ってしまうような感じがするんですね。だから、簡易的なもので、保護者も子供も興味を引いてきちんと見てもらえるような、そういったチラシをつくって推奨して啓発していただきたいと思いますと思いますが、本市のお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） 保護者に対しての啓発の御質問でございますが、保護者が子供に携帯電話を持たせる理由としては、安全に帰宅できるように時間を連絡させるためとか、子

供が外出時に連絡がすぐとれるなどが考えられます。

しかし、時として携帯電話が余りにも便利なために、その陰に潜む危険性については余り気づいていないのではないかというふうに思われます。チェーンメールとか出会い系サイト、裏サイト等危険性を保護者がまず知る。そして家庭でのルールをつくる必要があるというふうに考えております。

先ほど議員が御紹介いただきましたアメリカでの「母の18カ条」を私も読ませていただきましたが、非常によいものであると感じたところであります。校長・教頭協議会の場合でも、そういった情報を提供してまいりたいというふうに考えております。

児童・生徒とともに、その保護者へ理解を深めていただくためには、県が発行しておりますパンフレットを用いて、学校だよりや学校ホームページを通じて啓発したり、授業参観で情報モラルに関する授業を行って啓発に努めたいと考えています。

また、先ほども同じようなことですが、保護者の方が集まる保護者参観の際には、専門的な立場から、携帯電話や先ほどの愛知県警のサイバー対策室という専門のところがございしますが、そういったところから専門の講師の方をお招きいたしまして、実情に応じて保護者への啓発を行うよう各校に改めて呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

具体的には、PTA活動、それぞれの学校でやっていただいておりますが、そういった場の中で保護者の情報モラルの学習会とか研修会、講演会などを取り入れていただけるように、教育委員会からも要請してまいりたいと思います。

さらには、愛知県教育委員会が実施する安心ネットインストラクター養成講座を修了した安心ネットインストラクターの方がございます。そういった方が学校や社会教育施設に出向きまして講習会を実施しておりますので、こういった方を活用して学校ができるか、学校と調整してまいりたいと考えております。

弥富市独自の簡易的なリーフレットを作成してはどうかという質問でございましたが、これにつきましても、学校とも協議をいたしまして進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） そうしたら次に、携帯電話、インターネットのフィルタリングについてであります。

近年、情報化社会の進展の中でインターネットが急速に普及し、日常生活に欠かせない身近なものとなっております。平成24年度版「情報通信白書」では、平成23年のインターネット利用者の人口は、平成22年より148万人増加して9,610万人となり、その普及率は79.1%に達しました。インターネットは、高速、大容量、双方向、低コストの情報ツールとして国内外のさまざまな情報に簡単にアクセスでき、またブログのように不特定多数の人々に情報を

発信することが可能であります。さらに、フェイスブックやツイッターなど、ソーシャルネットワークサービスが見知らぬ人と人とのつながりを構築する新たな場ともなっております。

このように、多くの人々の利用されるインターネットは、子供たちにとっても携帯電話を通じて身近なものとなっており、平成24年11月に内閣府が行った調査では、携帯電話の所有率は、これは先ほどと同じなのですが、小学生27.5%、中学生51.6%、高校生98.1%であります。そのほとんどがインターネットを利用しております。

その一方で、子供たちが親の目の届かないところで有害なアダルトサイトや暴力、犯罪、自殺に関するサイトにアクセスしたり、個人情報を書いたりしてトラブルや事件に巻き込まれる危険性があります。また、子供が被害者になる事件だけでなく、オンラインゲームの不正アクセスや学校裏サイトなどでの誹謗中傷の書き込みなど、子供が加害者となるケースも多くなってきております。

こうした状況に対応するため、青少年インターネット環境整備法が平成21年4月に施行され、18歳未満の青少年がインターネットに接続する携帯電話やPHSを使用する場合には、携帯電話会社及びPHS会社に有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリングの提供が義務づけられました。

しかし、先ほどの内閣府の調査によりますと、青少年に一番身近なものとなっておる携帯電話等のフィルタリング使用率は、小・中学生で約7割、高校生では約5割と、前年、平成23年度の調査結果から大きな伸びはなく、使用率が頭打ちとなっております。法では携帯電話会社やPHS会社にフィルタリングを提供することが義務づけられているにもかかわらず、使用率100%まではほど遠いのが現状であります。

フィルタリングの普及促進を図る上で何が課題となっているのでしょうか。23年の10月に警察庁が公表した「携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨等実態調査の結果」では、保護者に対しフィルタリングの利用を促す説明・姿勢が十分であったと感じる販売店が7割あった一方で、全体の3割は改善を要するとありました。フィルタリングの普及を図るためには、個々の販売店において、携帯電話の使用者の年齢確認をきちんとする、フィルタリングの必要性に関して保護者へ説明を行うなど、対応を徹底させる必要があるものと考えております。

また、販売店がせっかくフィルタリングを促す説明をしても、保護者からフィルタリングを使用しない旨を申し出た場合には、フィルタリングをしないことが法律上認められております。確かに、子供のことを一番よく理解し、責任を持つのが保護者であります。携帯電話の使用方法やインターネットの利用方法については、保護者より子供たちのほうが知識や経験が豊富であります。保護者に子供の管理をとっても、現実的にはなかなか難しいので

はないでしょうか。

こうした保護者の携帯電話に関する知識やインターネットの危険性に対する認識の不足は、行政、教育関係者、事業者などが連携、協力してこれを補うことが必要であるものと考えております。

さらに、平成24年度内閣府の調査では、未成年者のスマートフォンの所有率は、小学生7.6%、中学生25.3%、高校生55.9%と、携帯電話からスマートフォンへの移行が顕著となっております。こうした新しい情報機器の普及に対して、フィルタリング対策はきちんとされておるのでしょうか。愛知県では、平成24年中、児童買春・児童ポルノ禁止法違反で240人が検挙、また青少年保護育成条例違反でも212人が検挙されております。この2つの罪種の被害者のほとんどがフィルタリングをしていなかったと聞いております。

フィルタリングをかけることだけで全ての問題が解決するとは思っておりませんが、青少年の被害状況を考えますと、しっかりとした対策を講ずる必要があるのではないかと思います。携帯電話のインターネット、また近年では漫画喫茶やネットカフェ等、大人の目の届かない場所でネットの使用が可能です。

青少年が有害な情報を閲覧しないように、本市ではこういった取り組みを行っておるのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） 携帯電話とかインターネットのフィルタリングについてでございますが、コンピューターや携帯電話の普及によりまして、情報収集や表現、発信が容易にできるようになりました。その一方で、議員おっしゃるように、児童・生徒がトラブルに巻き込まれる事件やインターネットの掲示板や携帯電話のメールによるいじめなどの問題が深刻化しておるということでございます。

こうした現状を踏まえまして、本市の各学校におきましては、先ほども申し上げましたが、児童・生徒の発達段階の実態に応じまして、それぞれ情報モラル教育を位置づけまして総合的な学習の時間とか道徳、それからあとは各教科、それから特別活動、集会等で情報モラルを身につける取り組みを行っております。

携帯電話やインターネットのフィルタリングソフトの導入は、基本的には各家庭の問題ではないかというふうにも思っております。しかしながら、教育委員会といたしましては、さまざまな機械を通じまして積極的に導入していただくよう、ネット社会の危険性を啓発してまいりたいというふうに考えております。

また、愛知県ではこの2月の定例会におきまして、携帯電話会社やその代理店が未成年にスマートフォンなどを販売する場合、有害サイトのフィルタリングソフトの説明を義務づける青少年保護育成条例改正（案）が現在提出されております。同様の条例は、千葉県に続き

まして全国2例目だそうです。愛知県は、有害サイトを通じて犯罪に巻き込まれるおそれがあり、この2月に条例を制定いたしましてトラブルを未然に防いでいきたいというふうに言っております。

先ほど漫画喫茶とかインターネットカフェということで御質問がございましたが、弥富市内にも1カ所ございます。これは愛知県青少年保護育成条例に規制が規定されております。いわゆる風営法、風俗営業の取り締まりに関する法律とは別に、取り締まりができないものをこの愛知県青少年保護育成条例において規制していくということでございますが、深夜11時以降の青少年の深夜の外出に関する規制であり、これ所管は愛知県の県民センターがそのネットカフェを訪問いたしまして、条例の説明と協力の依頼をしているところでございます。

県内でのインターネットの利用状況でございますが、これはあくまでも事業者の努力義務だそうでした、18歳未満の利用客に対しましては、有害情報等へのアクセスを制限するフィルタリングシステムを導入したパソコンを設置した客席へ本当だったら案内しなければいけないというふうになっておるんですが、実際にそこまでは確認はできていないということでございました。

また、市内3中学校が中心となりまして長期の休業期間、夏休み、冬休みに街頭指導を行っておりまして、駅前周辺とか大型ショッピングセンターとかコンビニとか、このネットカフェにも出向いて指導を行っているということでございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 街頭指導を行っているということで、ネットカフェ等に行くというふうになっているんですが、実際、店の中まで入って確認したりということはしておるんでしょうかね。

○議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） 通常ですと、営業時間の深夜11時以前の昼間に入っておるものについては、店に入っておるのは全然構わないですが、指導ではそこの中まで入って、当然、中は子供さんにではなくて、店の方にきちんとその状況をお聞きして、何かあったときにはということで指導しているというか、お聞きして協力を求めているというのは聞いております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） わかりました。

じゃあ次に、ネット上のいじめについてであります。

ネット上のいじめとは、携帯電話やパソコンを通じてインターネット上のウェブサイトの掲示板等に、特定の子供の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うものであります。

携帯電話が子供たちの間にも急速に普及し、子供たちの携帯電話のメールやインターネットの利用が増加しており、それに伴いインターネット上の学校非公式サイトや掲示板等を利用して、特定の児童・生徒に対する誹謗中傷が行われるなどの新しい形のいじめの問題であります。

ネット上のいじめというものは特徴があります。不特定多数の者から絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなり、インターネットの持つ匿名性から安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子供が簡単に被害者にも加害者にもなってしまうおそれもあります。

インターネット上に掲載された個人情報や画像は情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすく、またインターネット上に一度流出した個人情報は回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性があります。

平成23年度文部科学省が行った調査では、いじめの認知件数が全国の小学校で約3万3,000件、中学校で約3万件、愛知県では小学校で4,502件、中学校で3,644件であり、そのうち「パソコンや携帯で誹謗中傷や嫌なことをされる」が全国の小学校では1.1%、中学校では5.6%でありました。愛知県においてもほぼ同じで、小学校で約1%、中学校で5%から6%と聞いております。パーセンテージだけで見ますと少ないように思えますが、私は氷山の一角ではないのかと思っております。

保護者や教師などの身近な大人が、子供の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しく、また子供の利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、ネット上のいじめの実態の把握が難しいのではないのでしょうか。ネット上のいじめは、ほかのいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においてもネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取り組みを行っていく必要があると私は思います。

そこで、本市ではまずネット上のいじめがあるのかないのか、そしてどういった対応、対策をとっておるのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） ネット上のいじめの件でございますが、教育委員会に報告のありましたものは23年度で3件、24年度で1件ございました。いずれもいじめたほう、いじめられた側、特定をできましたので学校のほうから指導し、現在では解決に至っております。

ネット上のいじめにつきましては、弥富市としての対応マニュアルを市内の小・中学校に配布して対応しております。ネットいじめの種類、誹謗中傷の書き込みなどが発見された際の削除依頼の手順、それから児童・生徒、保護者へのケア、予防のための情報モラル教育のあり方等について方向性を示しており、各学校に周知をしているところでございます。

また、コンピューターの校務支援システムの導入業者によるネットパトロールを現在実施

しております。誹謗中傷、いたずらメール等を検索し、その状況が全小・中学校に報告をされております。あわせて、教育委員会へもそのようなメールが発見された場合には報告を受けております。

ネットパトロールにつきましては、現在、1校当たり週2回、1回当たり約1時間、検索の対象のサイトが5カ所ございます。学校裏サイトチェッカーとか2ちゃんねる、それからユーチューブ、学校EBS、あとグーグルという中で検索をいたしまして、その中でヒットしたものを学校及び教育委員会に報告がございます。本年度は4回、検索対象のサイトから不適切な書き込みを発見し、削除依頼いたしまして、サイト管理者が削除したという経緯がございます。これにつきましては、直接児童・生徒に影響がある書き込みではなかったため、特に問題とはなりませんでした。

いずれにしても、今後も教育委員会、学校、家庭と連携をとりまして、対応マニュアルに沿いまして迅速に対応し、ネットでのいじめの防止に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） ネットパトロール、しっかりとやっていただいておりますと思うんですが、ネットや携帯は日々進化をしておいて、現在の対策が1年後に役立つとは思えない。

そこで、今後ネットパトロールのバージョンアップ等は考えておるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） バージョンアップの件でございますが、先ほど申しましたネットパトロールにつきましては、委託業者が手動で文字を入力して検索しておるということでございましたので、なかなか時間もかかったり、サイトが5カ所だったり、検索のワードも数が限られておりますので、それではなかなか難しいということもございましたので、偶然ではあるかも知れませんが、この4月からバージョンアップをする予定にしております。

新たに、これは自動でサイトを監視できるツールを導入いたしまして、今まで以上に緻密かつ長時間の監視が可能となりまして、早期発見とか早期対応ができるというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 来年度から強化するということですが、何にせよ、子供たちがネットで友達の間書きこうとする際に、何か最近ネットパトロールっていうやつがあって、ちょっと書いたことがすぐ見つかるぞと言われるように、より強化をしていただきたいと思います。以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に鈴木みどり議員、お願いします。

○3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

県道子宝愛西線の安全について。

道路の状況について。私たちの住む弥富市は、それぞれの学区、地区でたくさんのボランティアの方々に協力していただき、まちや人を見守っています。青色防犯パトロールもその中の一つです。一般防犯が主ではありますが、登下校の見守り、徘徊高齢者の対応、防災の提言から交通事故防止と、幅広い活動を行っています。また、交通事故防止は取り締まり、安全教育、安全施設の整備など三本柱の要諦であると言われています。パトロールをしている私も含めてですが、皆さんのまちの問題点として今回質問をさせていただきます。

危険箇所や整備していかなければいけないところも、日ごろの活動の中で出てきます。その中には、どうしても改善していただかなくてはいけないものもあるわけです。

県道子宝愛西線は、幅8メートルから約11メートルの対向1車線の舗装道路で、学区内距離は前ヶ平から佐古木1丁目まで約2.2キロメートル、交通規制は速度規制40キロ、追い越し禁止、駐車禁止となっています。またこの県道は、名古屋港ふ頭への通り道であるほか、地域の生活道路でもあるため、大型車両や乗用車など交通量の大変多い道路でもあります。

白鳥小学校、弥富北中学校、佐屋高校への通学路としても使われています。歩道は、両側についているところもあれば、片側だけのところもあります。歩道のあるところから急に歩道がなくなるところでは、自転車が飛び出してくるような感じを受けます。そのすぐ後ろには大型トラックが走っているという、見ていてひやひやする場面を何回も見かけます。雨の日には、車の台数はさらにふえ、近鉄佐古木駅踏切、JR関西線の踏切と、2つの踏切があるためか、多いときには前ヶ平から国道1号線佐古木交差点まで渋滞します。朝の通勤・通学時間には、自転車で通学する学生、小学校の通学団、通勤の車などで安全な通学路とは言えない状況にあります。

道路の老朽化のせいか、学区内を通過するこの県道の特徴は、何ととっても大きなうねりがあることです。JR関西線の線路床への盛り土により踏切が全体より約1.5メートル高くなっており、ここを頂点に幾つものうねりがあります。学区内2.2キロメートルの間にうねり部分は、関西線の踏切から近鉄の踏切まで660メートルの間に数カ所あります。うねり部分も与える影響は、交通安全だけではなく、建物の振動、低周波によるコンクリートの建物に対するクラック現象を起こす原因にもなります。また、大型車など頻繁に走るため地盤沈下が進んでしまうのではないかと心配されます。

そこでお聞きしたいんですが、このような道路のうねりを市としてはわかっていただいているのでしょうか。また、誰が見ても危険だと思う道路なんですね。また何回もこの県道に対しては危ないという住民の方の意見がある中、市としてはどのような、この県道に対して考えているのかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、県道子宝愛西線の実態の把握のほうから御説明させていただきます。

一般的に、議員が述べられましたように、ＪＲ関西線のような道路縦断が高くなる箇所につきましては、盛り土量が多くなるために路面の沈下は相対的に大きくなることがあります。しかしながら、この県道につきましては古くからあり、そのような沈下があったとしても現在につきましては安定的になっていると思われます。

また、この路線は大型車両が、議員が言われましたように、走行が多いことから、県におきまして舗装の実態を把握するために路面性状調査といたしましてひび割れ、わだち掘れ等の２項について平成23年３月に計測が行われたところでございます。その計測の結果についてお聞きしましたところ、車のタイヤが乗る部分でございますけれど、若干のわだちも見受けられるところもありますけれど、今のところはそのわだちがすぐに建物の振動や低周波空気振動につながるという状況ではないと伺っておるところでございます。

しかしながら、現地を私も確認しましたところ、部分的に舗装の劣化、また縦断の凹凸などがところどころ見受けられますので、計画的に修繕を行っていただく予防保全型の維持管理を十分していただくことを強く要望してまいりたいと思います。

また、子宝愛西線に対する市の考え方ということでございますけれど、今まで交通安全対策事業として歩道の整備が順次行われてきましたけれども、まだ約240メートルぐらい未整備区間として歩道が残っている状況でございます。

この区間の用地を取得するということに関しまして、個々の交渉の問題以前にまず土地の取り扱いの整理、また公図と現地が相違しているために、地図訂正などのさまざまな問題が現実的にあることがあります。

これらの解決には相当な時間を要すると考えておりますので、今事業中である弥富名古屋線、来年ぐらいから工事を始めていただけたらと思っておりますけれど、その進捗を考慮に入れながら、地元の協力を得て、愛知県とともに歩道設置事業の再開をこれから図っていく考えておりますので、何とぞ御理解をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○３番（鈴木みどり君） ぜひこの県道が安心・安全に使えるように、よろしくお願いいたします。

その県道についてなんですけれども、いろいろと一昨日も三浦議員が交通安全に対して言われたんですが、安全対策としてお聞きしたいと思います。

子宝愛西線は白鳥学区、通過距離は前ヶ平地内、前ヶ平橋を起点に十四山まで2.55キロメートルが学区内を通過する道路になっています。この間、横断歩道の設置は前ヶ平橋からＪ

R関西線踏切まで5カ所、J R関西線踏切から近鉄踏切まで5カ所の計10カ所の設置があります。

今回、安全措置を考えていただきたいのが、まず前ヶ平南横断歩道、又八横断歩道、蒲代横断歩道の3カ所です。停止線から横断歩道まで2メートルしかなく、信号の作動時間や車の制動時間から、安全とは言えないと思います。二つ目の又八横断歩道ですが、ここには信号機はついていません。また、南行きには停止線がありません。近くにコンビニがあり、脇道もあるので交差点の形をとっています。通学・通勤時間帯は、交通が錯綜して自己の危険性はとても強いと思われます。3つ目は、佐古木にある横断歩道です。ここには押しボタン式信号機が設置してあります。近鉄佐古木駅踏切近くであるため、時間帯によっては横断歩道上に車がとまってしまうということもあります。この3カ所の横断歩道は、全て児童が通学に使っています。

そこで、安全対策として提案したいのですが、各横断歩道にカラーペイントをしてみてもどうかと考えます。消えてしまっているペイントの修復と、停止線の設置をしっかりといただきたいと思います。できれば学童の通行部分の色分け化など考えていますが、この提案を市としてはどのように思いますか、見解をお聞きます。

○議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） それでは、まず最初に、今の3カ所の横断歩道の手前に明示ペイントをしてみてもどうかという御提案でございます。

国道などでございますが、信号交差点の一部に右折車線が現在青色でペイントされまして、従来と比較しますと、右折車線が明確となりまして安全性が向上されている箇所もございます。

愛知県内の横断歩道、じゃあ何カ所あるかということでちょっと調べさせていただきましたが、約8万2,500カ所とあっていいのか本とあっていいのかちょっとよくわかりませんが、8万2,500本あるようです。そのうち蟹江署の管内でございまして約630本、それからこの弥富市内では307本の横断歩道が設置してございます。

当然、市内の横断歩道の手前に、その箇所ではなくほかの箇所でございますが、カラーペイントされている箇所もありますが、非常に通学路としては、教育委員会としても有効な施策ではないかというふうに思っております。しかしながら、通学路の全部の地区の横断歩道の前後にペイントというのはなかなか難しいなというふうには思っております。

しかしながら、議員がおっしゃられた危険度が高い箇所につきましては、やっぱり総合的に判断をいたしまして、道路管理者に要望して、県道でございますので道路管理者でございますので、そういったところに要望してまいりたいというふうには考えておりますが、なかなか進まないというのも事実でございますので、市で対応できるものにつきましては、状況

を確認させていただきまして個々に判断をさせていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

それから2点目でございますが、いろいろ停止線とか横断歩道も消えてしまっているということでございます。

横断歩道の管理につきましては決まっております、道路交通法施行令によりまして、所管は公安委員会となっております。公安委員会以外の者が整備とか維持管理はできないというふうに私は理解をしております。

しかしながら、事故の発生が予想されるような状況での放置は決して好ましくないというふうにも思っております。既存の横断歩道とか停止線など修復につきましては、基本的には公安委員会には要望してまいりますが、先ほど同様に、危険度の高い箇所につきましては市として対応ができるよう、公安委員会と調整してまいりたいというふうに考えております。

それから3点目でございますが、通学路の学童の通行部分の色分けをしたらどうかということで、市内でも一部通学路を色分けして安全策を講じているところでございますが、全ての通学路につきまして色分けをすることは、また申しわけないんですが、ちょっと予算的にも非常に厳しいのではないかというふうに考えております。

通学路の安全性など総合的に判断をいたしまして、今後、道路管理者に要望してまいりたいと思いますし、市で対応できるものにつきましては市で対応していきたいというふうに思っております。

議員がおっしゃられる子宝愛西線につきましては、通学路の安全点検を実施しております。その結果、愛知県の海部建設事務所が横断歩道の手前に車道側にドットマーク、いわゆる点線ですね。ドットのマークとか注意喚起の文字を表示し、通学路の安全対策を講じる予定となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） できることは本当に実現していただきたいと思います。

また現在、JR関西線又八踏切の50メートルほど手前から、追い越し禁止区域がなくなっております。通学路でもありますし、ちょうど直線コースになるところが追い越し禁止から外れているんですね。一番スピードが出やすいところでもあるわけなんです、本部田西に至るまでの追い越し禁止区域の延長をお願いしたいのですが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） 通学路の関係でもございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

子宝愛西線の追い越し禁止区間の延長の件でございますが、JR関西線の又八の踏切から

東名阪自動車道の側道、これ県道でございますが、その区間が規制されておられません。この規制に関しましては当然公安委員会でございますので、公安委員会がその交通量など現地を調査、精査をいたしまして規制を行っておりますので、公安委員会に要望してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 子宝愛西線、前ヶ平橋から佐古木交差点までの間の、今までの昨年11月19日までに交通人身事故は7件も発生しております。大きな事故が起きてからでは遅いので、いま一度早い改善を県側をお願いしたいと思います。

続いて、次の項目に移りたいと思います。

続いてですが、資源ごみの取り組みについてです。

現在、弥富市は資源ごみの回収は月に一度、決められた日に出すことになっています。新聞紙、雑誌、段ボール等の紙類、空き缶・空き瓶などが対象になっています。また、ペットボトルの回収ボックスは各学区地区に設置してあります。

その中で、資源でありながら回収されず捨てられている使用済み家庭用てんぷら油についてお聞きしたいと思います。

全国における廃食用油の排出量は約40から50万トンとされています。このうち、食品工場などから排出される産業系廃食用油は大半が回収される一方で、一般家庭の家庭用廃食用油は燃えるごみと一緒に焼却されたり、台所に流され河川や海域の水質汚濁の原因の一つとなっています。

この家庭用廃食用油は、回収され石けんやバイオディーゼル燃料にリサイクルできます。バイオディーゼル燃料は、この使用済みてんぷら油より精製される軽油代替燃料のことですが、燃焼時に発生する二酸化炭素は植物の成長過程で光合成により吸収されるため、二酸化炭素排出ゼロの燃料として認められています。また、使用済みてんぷら油を減量としているので、石油資源を使用することなく、石油資源の保護にもつながります。持続可能な資源として循環型社会の構築や、地球温暖化防止にもなります。

愛知県の中でも、廃油回収に取り組んでいる市町は幾つかあるのですが、平成23年7月から廃油回収を始めた田原市を例にしますと、人口約6万5,000人で弥富市よりは2万人ほど多いところですが、これは田原市が出した廃油回収のポスターになります。ここにはてんぷら油の出し方とか回収できる油、回収できない油というのがしっかり明記されていまして、回収施設と時間なども書いてあります。田原市では、公共施設や協力店舗などと連携して廃油回収箱を設け、時間を決めて回収しているそうです。廃油は1リットル当たり3円で委託業者に買い取ってもらい、回収した廃油はバイオディーゼル（BDF）にリサイクルしているそうです。平成23年7月から翌年3月までの回収量は1,665.4リットル、昨年、24年4月

から25年1月までは3,325.5リットルだったそうです。廃油の出し方についても、市民の皆さんはルールを守り、余り問題もないとのことでした。そのほかにも、春日井市や稲沢市、一色町、東栄町でも廃油回収でバイオディーゼルに取り組んでいます。

先日の市長の施政方針でも、ごみ処理や資源再生の推進、地球環境の保全に取り組むとありました。弥富市として、今後、廃食用てんぷら油を回収し、リサイクルして活用していく考えはありますか。また、市の資源再生とはどういうことなのか、地球環境の保全とはどういうことなのかをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） 鈴木議員にお答えします。

市では現在、各家庭に対して廃食用油は布、紙にしみ込ませるか、吸収剤、固化剤で固めて紙に包んで可燃ごみとして出していただいております。資源ごみとして収集は行っていないが、市内小・中学校、保育所の給食用廃食用油は業者に引き取ってもらい、バイオ燃料の原料にしています。

一般家庭においても、資源の有効利用や地球温暖化防止の観点からも、廃食用てんぷら油回収につきましては、モデル地区を選定するなど、拠点回収方法、引き取り業者など、必要な環境を整え、実施の方向で調整してまいります。

2つ目の御質問にお答えをいたします。

資源再生とは、廃棄物として出されたごみなどを再生、すなわち再び資源として活用できるものにつくりかえることでございます。本市におきましても、資源ごみとして新聞紙や雑誌、空き缶・空き瓶、ペットボトルなどを回収し、ごみの減量を図るとともに、資源の保護、再生利用の推進に努めているところでございます。

次に、地球環境の保全についての御質問でございますが、本市の総合計画の施策項目の中には環境自治体の形成が掲げられております。

本市は水郷地帯として発展してきたまちであり、多くの河川、水路が流れ、美しい水郷環境、景観がありますとともに、水と緑の豊かな自然に恵まれております。本市はこれまで市民の環境美化運動の促進や、学校における環境教育の推進、公害防止対策の推進など環境保全に係る施策を推進してきました。近年におきましては、自然エネルギーである太陽光発電の普及促進にも力を注いでおります。

今後も本市の環境保全、また私たちのこの地球環境の保全のため、環境自治体の形成に向けて真摯に取り組んでまいりますので、議員にもまたお力添えをいただきたいと存じます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 私はこのごみ処理、資源再生の推進、地球環境の保全という言葉

聞いたときに、この廃油回収というのはぴったりだなと思いました。

公用車や、いずれはきんちゃんバスがてんぷら油で走らせることができれば、市としての環境に取り組む姿勢や、市民の皆さんや子供たちにも環境や資源についての意識が高まるのではないかと考えます。

弥富市も地球環境を考えているというアピールが必要ではないかと思います。ぜひ実現に向けて検討していただきたいと思います。これで私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開は4時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時15分 休憩

午後4時24分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、次の質問者の堀岡議員のほうから、資料の配付の依頼があり、これを認め各位の御手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） 10番 堀岡敏喜でございます。改めまして、こんにちは。最後でございますので、よろしくお願いをいたします。

一昨日から一般質問で、厳しい財政状況の中で苦心した予算配分のもと、さまざまな市民に対する施策、政策等に関する質問がございましたけれども、お金ということではなくて、そういう施策が市民にしっかり反映できるように、私のほうからはソフトパワーといいますか、マンパワーという部分で、そういう観点で御質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

初めに、安心・安全な学校教育環境について、内容的には体罰、いじめについてでございますが、以下伺ってまいります。

大阪市立高校でバスケットボール部主将の生徒が、体罰を苦に自殺した問題を発端に、体罰問題が相次いで表面化をしております。例えば、ここ愛知県の県立高校では、陸上部監督の体罰を受けた一部の生徒が、転校や退学をしておりました。三重県の私立高校では、水球部の監督から体罰を加えられた部員2人が鼓膜にけがをしたことも発覚いたしました。

また、学校教育とは別次元であります。強化合宿で選手に暴力行為を行った柔道女子日本代表監督が引責辞任をし、日本柔道の信頼を揺るがす事態に陥っております。愛のむちの名のもとに、スポーツの現場で体罰や暴力的指導が横行している現実が胸が痛みます。

体罰は学校教育法で明確に禁止をされており、決して許されるものではありません。文部

科学省は、体罰禁止に関する通知を何度も出しておりますが、体罰はなかなか減少をしておりません。同省によりますと、体罰で懲戒処分などを受けた公立学校教員は、近年400人前後で推移をし、2011年度も404人に上ります。

問題なのは、大阪の高校バスケ部で、体罰情報では2011年9月に市の公益通報窓口を介して、市教員に体罰が日常化していることが寄せられていたにもかかわらず、高校は顧問の否定的な言いわけをうのみにして、体罰はなかったと結論づけていたことであります。また、自殺前日の練習試合では、副顧問ら教員2人が、近くで顧問の体罰を目撃していたのに、2人とも恩師であり上位である顧問に異論を挟めなかったということでもあります。これでは体罰情報が闇から闇へ葬られていたというほかありません。文科省の統計にあらわれない水面下の体罰は、想像以上に多発しているのではないのでしょうか。いじめと同様に、徹底した実態調査が必要です。

体罰がとまらない背景には、勝つためならば暴力も許されるという謝った勝利至上主義があると指摘をされております。しかも、部活動で好成績を上げれば学校の評価が高まるため、周囲も体罰を黙認してしまう風潮があるといえます。厳しさを浸透させるため、暴力や暴言で演出をするといった、体罰を情熱や熱血とすりかえるような教育を放置してはなりません。

本来、子供たちにとって学校は豊かな心を育む学びの場であり、教師こそ最大の教育環境であるはずで、教育の原点は、子供たちの幸福であり、安心して教育を受けられる体制づくりが、今政治に求められております。

大阪の男子高校生の死を無駄にしてはならないという強い決意で、最初の質問でございますが、大阪のバスケットに励んでいた高校生が自殺した事件について、まずは教育長の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

学校の部活動中におきまして、体罰が背景にあると考えられる、高校生がみずから命を絶ったことはまことに残念であり、大変胸が痛む事案でございます。

御承知のように、体罰は学校教育法で禁止されておまして、決して許されない行為でございます。学校教育の現場はもちろんのこと、社会生活上でも暴力による体罰で指導することは決して許されるものではございません。

今後、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう、全ての学校や教育に携わる関係者が一丸となって、いじめ問題と同様、真剣に取り組んでいかなければならない緊急課題であると思っております。以上であります。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。

続けて質問をいたします。先ほど、教育長の答弁にもありました。学校教育法では、学校現場の体罰は禁止をされております。

弥富市の実態について伺います。

過去、現在にこのような事例があるのかどうか。また、今回の事件を受けて、現場である学校側とどのような対処をされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） このたびの大阪の事案に伴いまして、先月、文部科学省から体罰の調査依頼がございました。

市内の小・中学校に調査をいたしました結果、昨年4月1日からこの2月末まで、体罰の報告はなく、それ以前につきましても、教職員の体罰などによる非違行為があれば、その都度学校から報告を上げてもらうことになっておりますが、ここ数年において体罰の報告は上がっておりません。

次に、学校現場の対応につきましてお答えをいたします。

このたびの事案を受けまして、さきの市内校長・教頭協議会におきまして、体罰禁止の徹底を教職員に対しまして周知するよう指示したところでございまして、各学校においてはこの問題の重要性を改めて認識し、生徒指導に係る手引きなどを使って、職員会議などで体罰禁止の徹底に向けて共通理解を図るようお願いをしたところでございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 決して、学校の先生の熱い思いといいますか、それがひとり歩きするような教育が通らないように日々チェックをしていただいて、報告の体制をつくっていただきたい、そのように思います。

教訓として、この子供のサインを見逃さない、悩みを話せる環境が指摘されております。教員の先生方には、目と心のアンテナで児童・生徒たちのSOSを敏感に感じ取っていただきたいと思います。また、悩みを話せる、相談ができる環境の拡充と周知の徹底をお願いしたいと思います。

続いて質問ですが、新年度予算に計上をされておりますスクールカウンセラーの配置は、どのような規模なのかをお伺いします。また、民生委員さん、人権擁護委員の方々、登下校を見守っていただいている地域の防犯ボランティアの方々などにも協力をいただくなど、地域一体で見守り育てる環境づくりをするべきだと考えますが、本市の対応についてお伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） スクールカウンセラーにつきましては、愛知県から5名派遣されております。

中学校につきましてはそれぞれ1名が配置されておりまして、小学校においては4校で1名が配置されております。さらには、本市におきまして、スクールカウンセラーの相談時間を拡充するため、その人件費を200万ほど新年度に予算計上しております。

なお、スクールガードの皆さん方には、各学校に御協力をいただきまして、きのうにも学校教育課長のほうからお答えをしましたように、新年度になりましたらそういう連絡会を設けて、より子供たちの環境をつくっていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） その子供たちが、もし体罰、またいじめ等で何か悩んでいるというようなところを最初に見つけていただくのはもちろん学校の担任の先生なんですけれども、なかなかいじめられている、またそういう体罰を受けているなり何なり、その被害と言えば被害なんだろうけど、苦しんでいる子供たちがみずから相談できるのかと。中学、高校でもそうですけど、小学校でもそうですけど、窓口ってわかっていたとしてもなかなか行けない。これをいかに見つけるかというところが大変なところでございまして、たまたまそれがおうちで保護者の方がそれを聞き入れて、学校に言った。それから進展をしたんであればいいんですけど、そうでない場合とかがございます。そういうところを第三者的な立場で、例えば人権擁護委員さんに間に入っていていただいて解決に導いていただく。

いじめというのが人権侵害に当たるというのは、総務省でしたか、なると法律では定められている部分がありますので、そういう対処の仕方というのもあると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） 各小学校区に人権擁護委員さんを推薦していただいておりますので、人権擁護委員さんを中心に、民生委員さん、あるいは児童委員さんの皆さん方と連携を密にしまして、学校のよりよい環境をつくっていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 次の質問にもありますので、ぜひこれでもかと、そういう悪い芽が通らないように、セーフティネットを構築していただきたいなと思います。

先ほども出ていますが、いじめ問題も深刻であります。児童・生徒たちが成長をしていく過程では、得意なものもあれば苦手なものもあります。好きな人も嫌いな人も出てくるかもしれません。家庭や地域の環境も大きく影響をします。成長とともに個性も強くなり、価値観も当然違ってきますから、意見の衝突や対立が出てくるのも当然であります。成長途中であるがために、正しいか間違っているかということよりも、好きか嫌い、損か特かというような突発的な、利己的な判断をしてしまいます。ここにいじめの芽があるのではと考えます。

問題が深刻化しないうちに、この芽を摘み取り、さらなる成長の糧にできるような環境が必要です。大人の価値観を押しつけたり、大人の目線で判断をするようなことがあってはなりません。

無限の可能性を秘めている児童・生徒たちが、その可能性を縦横に開花、発揮できるような学校環境をつくるのは、これは政治の責任です。とられる制度、施策が施行する側の自己満足であってはなりません。全ての制度、施策が連動をして、児童・生徒たちの成長に追い風となるような取り組みであるべきと考えます。

このいじめ問題とあわせ、先ほどの体罰ともあわせ、これらをどのように総括して、先ほどの提案もございしますが、子供たちの安心・安全な学校教育の確立について取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） いじめ防止の教育を進めるとともに、早期発見、早期解決ができるように、教育委員会と連携をしながら各学校が取り組んでいるところでございます。

いじめ防止につきましては、道徳教育、特別活動などを初めとして学校教育全体で豊かな心を育てる取り組みに力を入れていきたいと思っております。

また、客観的な子供たちの交友関係を把握するということで、来年度から「よりよい学校生活と友達づくりのアンケート」調査、ハイパーQ-U検査ということで、中学校に導入をしていきたいと考えております。

体罰問題につきましては、子供たちが悪いことをしたときにはそれなりに厳しく指導をし、決して手を挙げるような体罰は許されるものではないことを改めて徹底していきたいと考えております。

教師の皆さんには、子供たちとより強い信頼関係をつくりかかわっていただきたいと切に望み、教育活動に臆することなく伸び伸びと子供たちの将来を考えて全力でぶつかってほしいと願っております。

いずれにしても、子供たちの健やかな成長のために学校教育、家庭教育、社会教育のさらなる充実を目指してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） さらっときれいにまとめていただいたんですけど、何といたしますか、子供さんが悪いことをした。先生が口頭で叱る、悟らせるというんですけれども、昔から変わらないんでしょうけど、先生が真剣に怒る場合、子供さんのとり方としては、怖い、早くこの場から逃れたいということで、内容も聞かずにはいはい言っちゃうんですよね。

この辺のこともやっぱりしっかり考えていかないと、先ほど体罰は暴力と言いましたが、言葉もやっぱり暴力につながってっちゃう。威圧を感じたものを、またほかの自分より弱

い者にかけてしまうといういじめのほうにもつながっていきかねないですので、本当に子供の心に刺さるような、怒ればいいというもんじゃあない。やっぱり悪いことをしたんであれば、悪いことをしたんだよということをわからせる努力というのは大変重要だと思いますので、そういう心配りが今割と欠けてきているのかな。

それはやっぱり学校の先生方の教育環境といいますか、7時、8時でも電気がついているような、かなり厳しい状況で教職に当たっていらっしゃる部分もありますけれども、その辺は一つの子供教育という責任がありますので、自分の仕事に追われて子供と接するという部分が、感情が入ってしまわないように、しっかり市の教育委員会としても指導と、そういう意思統一をしていただくことが大事かと思います。

2年か3年前にも質問させていただいたと思うんですけど、もし問題が起こったときの、もちろん大津の中学生の自殺の問題のときでも教育委員会と学校がという連携が全くとれてなかったというところがありました。以前質問させていただいたときは、教育委員会としての責任の分担という話をさせていただいて、多分そのとき、答弁では、しっかりされているということでしたけれども、大津のように、はっきり言って、市長が学校の生徒のことを知っているということはまずあり得ないわけですね。そういうところがあるんだけれども、しっかりと責任の分担、責任がどこにあるのかというところを今から明確にしておかないと、係る仕事に責任持って当たれないんじゃないかな、そういうふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

続いて、次の質問に移らせていただきます。

続いては、大きくは2点目の質問、鬱、自殺対策についてお伺いをいたします。

警察庁が先月集計をした2012年の全国の自殺者数は2万7,766人で、15年ぶりに3万人を下回ったものの、交通事故死者数の4,411人の6.3倍であり、依然高い水準であります。これは1日当たり80人近くが自殺をしている計算になります。約18分に1人、日本のどこかで誰かが命を絶っていることになり、毎年1つの市町村が消えていっている計算になります。

また、消防庁の統計によりますと、自殺未遂となった自損行為による救急自動車出動数は、平成19年以降連続して7万件を超えており、実数にあらわれない自殺未遂者は死亡者数の10倍とも言われております。

自殺をした人の動機に関する警察庁調査によりますと、鬱病などの健康問題が最多を占め、経済、生活問題のうち就職の失敗が増加をし、仕事や家庭問題もふえております。自殺はこうした要因が絡み合って引き起こされるとされております。それだけに、多角的に対策を講じていくことが欠かせません。

自殺防止は、社会を挙げて取り組むべき課題と言えます。特に、年度末、学年末のこの3月は決算期であり、人事異動や木の芽時と呼ばれて、心身に不調を期しやすいなど、年間を

通じて最も多く自殺者が発生する時期であり、今月が自殺対策強化月間と定められているのもこのためであります。

自殺既遂者に対する調査からは、鬱病等の気分障害が自殺の要因として特に重要であることが明らかになっており、厚生労働省における自殺対策においても、その中核となっているのは鬱病対策であります。

その最大の原因とされる鬱病とは、どういう病気なのか知ることが大変重要です。認知行動療法の第一人者である大野裕先生は、鬱病は必ず治ります。そのためにも早期発見・早期治療が重要だとおっしゃっておられます。鬱病とは脳の病気であり、心に症状が出る病気であります。そして誰もがなり得る病気であり、適切な治療を受ければ必ず治る病気であるともおっしゃっておられます。

万病のもとと言われる病気、風邪がありますが、この病気は引いている本人もそばにいる人も、お互いに症状から認識ができていたため注意をします。鬱病もここまで認知ができれば、自殺に至ることもなくなるのではないのでしょうか。しかし現実には、鬱病にはなりたくない、そういうふうに見られたくない、まさか自分がといったような嫌悪感や偏見が先立って、指摘や発見をおくらせているように思われます。

情報化の進む現代、便利になった反面、孤立化が進み、人間関係の希薄化の進展が危惧をされております。複雑な社会環境で困難に陥り、誰にも相談できず悶々と日々を過ごす中で、10代の子供からお年寄りまでが、もう死ぬしかないと思わずから命を絶ってしまう。この悲劇をとめることはできないのでしょうか。自殺は防ぐことのできる死であります。このような社会を何としても変えなければなりません。

私は、これまでも鬱自殺対策について質問を行ってまいりました。今回が4度目になります。自殺対策では、目指すべきは自殺者ゼロであります。そのためには、現在の社会環境を踏まえ何が必要か、受け身でない対策が、取り組みが必要であります。

まず弥富市におけます現状の認識を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） お答えいたします。

先ほど議員からお話がありましたように、平成10年に3万人を超えて、14年連続で3万人を超える状況ということで、24年につきましては3万人を下回っているという状況でございます。22年における死因別の死亡者数から見ますと、悪性新生物、がんに始まりまして、自殺による死亡の順位は不慮の事故に次いで7番目、率として7.5%となっております。

自殺の原因、動機では、先ほど議員からお話しましたように、健康問題ということで、健康問題については自殺が6割以上を占めているということになっております。

このような背景から、1つ目といたしまして、社会的要因を含むさまざまな要因が複雑に

関係して、心理的に追い込まれた末の死であること。2つ目といたしまして、社会的な取り組みと鬱病等の精神疾患に対する適切な治療により予防が可能であること。3つ目といたしまして、自殺を考えている人は何らかのサインを発しております。家族や同僚の気づきを自殺予防につなげていくことが課題ということでございます。

これらを踏まえまして、弥富市としての取り組みでございますが、まずホームページで掲載しております身近な相談窓口として、体や心の健康、不安に対し健康相談、精神障害の相談、高齢者の相談等の取り組みを行っております。また、家族や同僚の気づきを自殺予防につなげていくために、一人でも多くの市民の方にゲートキーパーになっていただき、悩んでいる人に気づき声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげていくゲートキーパーの養成研修を行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 弥富市としての自殺者数というのは、前津島の保健所に問い合わせたら、ちょうど課長が聞いた後やったんですすぐ出てきたんですけど、23年が8名でしたかね。昨年度が一応6名だったんですけど、これは津島の保健所ですので弥富市に要は住民票のある方、ただ蟹江署管内の自殺関係としますと2件ずつ多いと。要は23年ですと10件の事件がありました。24年ですと8件ありました。ちなみに本年、25年の1月ではもう既にお2の方がお亡くなりになられている。愛知県でいえば、前年の域を超えて2割ほど多くなって、153人の方が亡くなられているのかな、そういう状況です。

この先進国です。世界でもロシアに次いで日本というのは自殺が多いわけですね。人口が3倍あるアメリカより、自殺者数は3倍多いと。こういう社会状況を何としてでも変えていかなきゃならない。

ということで今、健康推進課長のほうから市としての取り組みをお聞きしたんですけど、次の質問に移りますので、またお答えいただければいいかなと思います。

昨年の3月議会の折に、前渡辺健康推進課長もいらっしゃって答弁されたんで、証人になっていただければいいんですけど、同様の質問をさせていただきました。対策の1つとして、そのときの市側の答弁では、ゲートキーパー養成講座を開き、今課長のほうからあった気づきの大切さを啓発していくとありました。

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ見守る人のことであります。また、ゲートキーパーは決して特別な存在ではありません。相手を支える気持ちが重要です。一人一人がゲートキーパーとの自覚を持ち、身近な人を大切にしていきたいと思います。

新年度予算では、先ほど課長のほうからありました、数回、3回ですかね。養成講座の開催を行うとしておりますが、具体的な時期、規模等についてお伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 今の御質問についてお答えいたします。

予算上であります、3回ということで、議員が言われたとおり3回の予定をしております。時期につきましては、25年度ということでこれから計画していく予定としております。

養成講座としまして、各団体や市職員を対象にと考えております。

参考といたしまして、今年度、24年度のゲートキーパー養成研修を株式会社日本マネジメント協会専任講師の精神保健福祉士 富田美佐緒講師を招き、11月に民生・児童委員の方、それから弥富の市役所の職員ということで対象に2回開催いたしました。2回で130名の方に参加いただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） この3回、25年度されるというのは、一般市民を対象にされてされるんですね、違うんですか。各種団体という形でよかったですか。

○議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 25年度3回ということですが、各団体の方はまだやっておりませんし、事業所ということもありますもんで、そこら辺ちょっとまだいろいろ検討してからという形になりますし、職員のほうも半分の職員ぐらいしかやっておりませんので、またそこら辺は順次検討して行っていく予定しております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 多分、市に関しては、今内閣府が地域自殺対策緊急強化基金というのを21年から予算を組んで、要望のある自治体に対して予算配分をしていると。それを御利用されて、今回の3回のゲートキーパー養成講座もされるというように調べがついておりますというたら何かあれみたいですけど、やっておるわけですね。

この企画自身は、内閣府としては平成26年まで継続して行うとしております。ただ、今130名の方が受けられたんですね。受けられて、これからまた3回に応じて、どういう対象でやっていくかというのはまだちょっと具体的には決まっていないということなんですけど、今言いました地域自殺対策緊急強化基金というのは、実は内閣府は必要だということで、緊急ということであたわっているんですけれども、都道府県別にいえばこの予算が使い切れていない。また申請のない自治体もあると、そういうふうな実態なんです。これは各自治体いろいろ大変かと思いますし、その対策の打ち方というのがちゃんと絵にできてないんじゃないかな。前の課長がいらっしゃるんであれですけれども、とりあえずその周知の徹底という部分がまず大事でありますし、ゲートキーパーというのも特別な資格でも何でもないんですよ。ちょっと勉強すれば、ああそうやなと思うんですけど、これ実際、内閣府でゲートキーパーと検索しますとホームページが出てきますよ、ゲートキーパーになりませんかとい

うところが。ここで養成DVDとか、また養成のリーフとか、全て見られます。

だから、こういうことを啓発していくこともまた大事ですし、その講座に出ないとゲートキーパーじゃないみたいな特別なものをつけちゃうと、かえってその広がりを狭めてしまうんじゃないか、そういうふうにも思います。もちろん人と接する部分が多い市職員の方であるとか、そういうところで実際に高リスクの方を発見して関係機関に結びつけていくということは大変大事なことで、一つの企業としてやることも当然です。

これはまた市としては、弥富市内にある複数の企業、学校もそうですよ。そういうところに対しても、お互いを気遣うというか、早く発見をすれば最悪の自殺に至らない。あくまでも私は、先ほど言いましたけど、自殺者ゼロを目指していただきたい。そのための対策として、今もいろいろやっぺらっぺらと思うんですけど、先ほども言いましたように、せっかくの基金が、予算が使い切れずに余っているなんていったらもったいないですよ。どんどん使っていただきたいというのも、これも税金ですからあれですけど、無駄なくやるべきだと思いますし、喫緊の課題だと思いますので、そういう部分で取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと続けます。

先ほども言いました、弥富市民全体がこの問題を共有し、悩む人の声に耳を傾け、必要な支援につなげるゲートキーパーとなっていただくことが、繰り返される悲劇をとめる最善の方法だと思います。心の健康と気づきの大切さを常に意識していくためには、知識と情報、周知と啓発が重要であります。

現在、弥富市では、今課長の報告があったとおりと、あとはリーフですね。これはまだ内容は更新されていませんか。こちら、新しい版で出ていますか、まだでてませんか。

リーフ等の啓発を行っています、冊子関係では、先ほど早川議員もおっしゃっていましたが、継続してみることができないんですよ。自分に関係なかったら、多分古紙回収とかで回っていったり、見ていらっやらない方も多い。今先ほども言いました希薄化が進んでいると、また単身世帯で住んでいらっやる方というんだったら意識がないですから見てないですよ。

そこで、市のホームページにリンクを張ることで簡単にストレスチェックができる、今、皆さん方に先に配付させていただいた資料の御紹介をいたします。

これは「こころの体温計」といまして、大学病院や研究所が共同開発をしまして、東海大学医学部附属八王子病院で実際に治療として使用されておる、また各種自治体でも導入が進んでおりまして、今もう100自治体ぐらいになっております。簡単な設問に答えることで、ストレスのセルフチェックができるというものであります。

金魚鉢に黒い金魚と赤い金魚と、猫が見ているというんですけど、それぞれ意味がありま

して、見ての通りです。猫というのは社会的なストレスであると。黒い金魚というのは対人関係のストレスであると。赤い金魚が、弥富だけに金魚というのが載っておるのでこれ紹介せずにはおれないんですけど、金魚が自分です。その他のストレスが石であって、住環境が鉢ですね。自分自身のストレス、あと水の濁りぐあい、落ち込み度とか、そういうことが簡単な質問でわかるわけです。

これで自分の心はどうだろうと、そういうようなところを簡単に見ていただくと、次のページをめくっていただくと、これはきのうの私の夜の10時ぐらいの、私個人の心の状態でございます。ストレスもなくて、落ち込みもほとんどないという本当に健康なんですけど、心配ないなといったら次のページに行かないんですけど、今のそのページをめくっていただくと、これは実際この3月から「こころの体温計」を始めた蟹江町のホームページをコピーしたものです。自分の結果が、先ほど私のすばらしい結果の下をスクロールしますと、もし何か心配があるのであれば、ちょっと蟹江町の場合少ないんですけどね、相談するところが。もうちょっと、弥富がつくったものみたいに例えばお金で困っているとか、健康で困っているとか対人関係で困っているとか、いじめで困っているとか、いろいろあります。そういう相談窓口が一覧できるような、そこにリンクをつけることでつなげていくこともできるだろうということです。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

質問の途中ですが、本日の会議時間を、一般質問を続けるため時間を延長しますのでよろしくをお願いします。

堀岡議員、質問を続けてください。

○10番（堀岡敏喜君） そういうことなんです。大体わかっていただけましたでしょうか。

また暇なときに、御自分の携帯でやっていただいて、結構厳しい方はすぐ病院へ行っていて、早期治療をしていただく、そういうふうをお願いします。

導入された自治体では、きのうの平野さんの質問でもありましたけれども、ホームページへのアクセス数が飛躍的に伸びたことなど、市民皆さんの関心の高さがうかがえます。

モードには、そちらにも書いてありますけど、ストレス度、落ち込み度がわかる本人モード、また大切な家族の心の健康状態がわかる家族モード、産後の不安の心の健康状態がわかる赤ちゃんママモード、自身や御家族のアルコールとのおつき合いがわかるアルコールチェックモードがあります。

以上を含めまして、先ほどゲートキーパー養成を支援するという市の取り組みに加えて、ぜひ市民に啓発、心の健康というものを啓発するための一つのツールとして御紹介をいたしましたけど、市としての今後の啓発、知識の情報に対しての取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 3番目の周知と啓発のための市の取り組みということで、議員が言われております広報、リーフレットですね。あとホームページ、学校配布のチラシ等の周知啓発は行っております。

また先ほど議員がおっしゃられた3月が自殺対策強化月間ということで、弥富市のほうもお知らせということでこちらのほう、ホームページのほうに上げさせていただいております。それで、今蟹江のほうの紹介がありまして、その中で今の相談窓口等ですね。お知らせのほうで弥富市の相談窓口とかそういうものも、こちらのほうで書かせていただいております。

今後、ホームページや今回月間ということで啓発物品を配布し、さらなる啓発活動に努めてまいるといってございます。

ただ、それと25年度より、まだこれ今後詰めていく話なんですけれども、弥富市の社会福祉協議会で行っているフリースペース「なごみの会」というのが定期的にあるわけなのでございますが、そちらのほうと連携をとりながら、鬱、自殺対策に取り組んでまいりたいと思っております。

また、議員がおっしゃられました「こころの体温計」につきましても、蟹江町が3月からという話ですが、先進事例等の調査研究等を行っていきまして考えていきたいということで、ただ体温計で測定するだけで、どのように今後、自分を知ってそういう相談窓口、医療機関のほうにつなげていくかということ、もっとスムーズにできる方法をちょっと模索したいと思っております。

それと、市民の方への周知啓発について、市としてできる限りの取り組みをしていきますので、議員からのよきアドバイスもいただき、市民への鬱、自殺対策に効果のある施策を行ってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ちなみに、先ほど蟹江町が始めた「こころの体温計」、今紹介させていただいたものがどのぐらい経費的にかかるものなのか、蟹江町にお聞きしましたので御紹介だけしておきます。

立ち上げのときだけが10万8,000円かかります。ホームページに同じように張りつけて、そういうことができるようにしてしまうのに10万8,000円かかると。あとは月約2,900円の維持費、年間にして約3万7,000円ぐらいのものがかかると。だけど、先ほども言いましたその先進市の事例を言いますと、アクセス数が伸びちゃう。これはもちろん宣伝の仕方があります。今ようやく弥富市もツイッターを始めていただきましたんですけど、自治体の体質といいですか、待ちが多くて情報発信、積極的にしていくということがなかなか難しいのかなあとは思います。

ですから、私たちは側面から、リツイートといいましてその情報を広げていく、ここにも何人か議員さんでやっていらっしゃる方がいらっしゃって、御協力もいただいていますけど、やっぱり情報というのはこちらから積極的に発信していかないと、やっているから見てねじゃあ、せっかくのインターネットが、早川さんのさっきの質問とは逆になっちゃいますけど、使い方によっては本当に広がっていくものだと思いますので、その辺あたりも研究をしていただいて、一つのツールですので、せっかくですので、皆さん携帯お持ちですから、インターネットがつながれば見えますので、隣をのぞいてちょっとあかんかなと思ったら、すぐその方を病院に連れて行っていただいて、こういう普通のつながりが、先ほど弥富でも8人、10人、未遂も入れると数十人いらっしゃる。そういう御家族を抱えている御家族の方も入れると相当な人数になると思います。

そういうところを救ってこそ活気ある社会になるんじゃないかなと私思うんですけど、本当に人のつながりがなくて、こういう事件が起こるたびに、私も知っている方が何人かそういう目に遭ったということもありまして、こういうのはとめられるものなのにとめられないということが本当に悔しいと思います。

また先ほど鬱という話がございまして、今弥富市の2,000世帯以上かな、高齢者の単身世帯があるということを前お聞きしたことがありまして、老齡の鬱というのがすごくふえております。これがふえる原因としまして、きょう本があるんですけど、これ宣伝になっちゃいますので、鬱は食べ物の原因だった、検索していただくと本が出ますけど、いわゆるカロリーをとっただけでは、生きてはいけますけれども、脳に対する栄養不足になりますと鬱になりやすいというのが実証されているそうです。特に高齢の方で、スーパーに買い物に行かれても、例えば歯が悪かったりすると食べるものというのが固定されてしまうんですよね。そうすると、同じものばかり食べていると栄養が偏ってしまって、おなか一杯だけど心の栄養は不足をしていく。結局、鬱になってしまう。

こういう情報も同時に、なった人を救うことももちろん大事なんですけど、ならないように予防していくためにはどうしたらいいのかというのは、情報があふれていますから、しっかり吟味をしていただいて、それも情報発信していくことが弥富市における自殺者をゼロにするための対策になると思いますので、先ほど、一番冒頭に言いました予算をつけてやる以上はやっぱり結果を求めて、目標を達成するように熱い思いで、やっているから見てねじゃなくて、弥富市の職員の方もゲートキーパーの講習を受けられたとおっしゃいます。弥富市の窓口に来て、子供のことであるとか医療のことであるとか、いろんな相談をされたときに、そこで高リスクを発見できるように多分ゲートキーパーのセミナー講習を受けられたんだと思いますけど、たまに聞きますよ、対応が冷たいって。弥富市の職員の方々の対応は冷たい。間違っていないんだ。だけど、こっちは必死で言っているのに、冷たい言葉でぱんと事務的

なことを言われちゃうと、どうしてもそれがその人にとってはすごいつらい思いになってしまう。それからまた鬱になってしまうということで、原因にもなってしまいうんで、こういう対策をするのであれば、市長がふだんから言われている、市は市民の役に立つところなんだ、そういう思いで温かく市民と接していただく、そして1人もこの弥富市からは自殺者を出さない。本当にみんなで支え合って、そういう自治体に、まちにしていくべきだということを強く訴えまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時08分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 川 瀬 知 之

同 議員 鈴 木 みどり



平成25年3月11日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 4 番 | 那 須 英 二 | 5 番 | 三 宮 十五郎 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                   |         |                   |         |
|-------------------|---------|-------------------|---------|
| 市 長               | 服 部 彰 文 | 副 市 長             | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長             | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長           | 伊 藤 敏 之 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長   | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長           | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長           | 山 田 英 夫 | 総務部次長兼<br>総 務 課 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 総務部次長兼<br>財 政 課 長 | 佐 藤 勝 義 | 民生部次長兼<br>健康推進課長  | 服 部 誠   |
| 民生部次長兼<br>介護高齢課長  | 佐 野 隆   | 開発部次長兼<br>商工観光課長  | 服 部 保 巳 |
| 開発部次長兼<br>土 木 課 長 | 三 輪 眞 士 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 渡 辺 安 彦 |
| 教育部次長兼<br>学校教育課長  | 服 部 忠 昭 | 監 査 委 員 長         | 松 川 保 博 |
| 秘書企画課長            | 山 口 精 宏 | 防 災 安 全 課 長       | 伊 藤 久 幸 |
| 税 務 課 長           | 伊 藤 好 彦 | 収 納 課 長           | 山 守 修   |
| 市民課長兼<br>鍋田支所長    | 加 藤 恵美子 | 十四山支所長            | 平 野 進   |
| 保険年金課長            | 平 野 宗 治 | 環 境 課 長           | 鈴 木 浩 二 |

|         |         |                   |         |
|---------|---------|-------------------|---------|
| 福 祉 課 長 | 前 野 幸 代 | 総合福祉センター<br>所 長   | 佐 野 隆   |
| 児 童 課 長 | 渡 辺 秀 樹 | 農 政 課 長           | 半 田 安 利 |
| 都市計画課長  | 竹 川 彰   | 下 水 道 課 長         | 橋 村 正 則 |
| 生涯学習課長  | 八 木 春 美 | 十四山スポーツ<br>センター館長 | 花 井 明 弘 |
| 図 書 館 長 | 奥 田 和 彦 |                   |         |

#### 5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|             |         |     |         |
|-------------|---------|-----|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 伊 藤 邦 夫 | 書 記 | 佐 野 智 雄 |
| 書 記         | 岩 田 繁 樹 |     |         |

#### 6. 議事日程

|       |                                                                           |
|-------|---------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                                                                |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 平成25年度弥富市一般会計予算                                                   |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 平成25年度弥富市土地取得特別会計予算                                               |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計予算                                             |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算                                            |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 平成25年度弥富市介護保険特別会計予算                                               |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算                                           |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計予算                                            |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第10 | 議案第10号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について                                           |
| 日程第11 | 議案第11号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について                                    |
| 日程第12 | 議案第12号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について                            |
| 日程第13 | 議案第13号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について                              |
| 日程第14 | 議案第14号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について                              |
| 日程第15 | 議案第15号 弥富市南部地区生活環境整備事業基金条例等の廃止について                                        |
| 日程第16 | 議案第16号 弥富市コミュニティセンター条例の一部改正について                                           |

- 日程第17 議案第17号 弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 弥富市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 弥富市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 弥富市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第29 議案第29号 市道の廃止について
- 日程第30 議案第30号 市道の認定について
- 日程第31 議案第31号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第32 議案第32号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第33号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第34号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第35号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議を開く前に報告いたします。

本日、質疑の予定のあります三宮十五郎議員のほうから資料の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付をしてありますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と三宮十五郎議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第1号 平成25年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 平成25年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第3号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第4号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第5号 平成25年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第6号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 議案第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第9 議案第9号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

日程第10 議案第10号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

日程第11 議案第11号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第12 議案第12号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第13号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第14号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第15号 弥富市南部地区生活環境整備事業基金条例等の廃止について

日程第16 議案第16号 弥富市コミュニティセンター条例の一部改正について

- 日程第17 議案第17号 弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 弥富市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 弥富市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 弥富市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第29 議案第29号 市道の廃止について
- 日程第30 議案第30号 市道の認定について
- 日程第31 議案第31号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第32 議案第32号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第33号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第34号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第35号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第1号から日程第35、議案第35号まで、以上34件を一括議題とします。

本案34件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず横井昌明議員、お願いをします。

○9番（横井昌明君） 9番 横井昌明です。

私は、平成25年度一般会計予算についてお尋ねしたいと思います。

この一般会計予算を平成24年度の一般会計予算と比較すると、歳入歳出が16億4,000万円減額であります。大変がっかりしました。平成24年度の日の出小学校の建設がありましたが、

その分は減るにしても、非常に大幅な減額であります。

予算概要説明書の４ページ、１１ページを見ていただきますと、予算経費の性質別構成がございます。この中に義務的経費につきましては、給料、扶助費等どうしても必要な経費でございます。

その他の経費、これは物件費、維持補修費、補助費等ですが、この２つについては、過去数年、大体同じような予算額でございます。これを削減しようとする、行政改革を行わない限り減額はできません。そのしわ寄せが、投資的経費に集中しております。その投資的経費を見てみますと、日の出小学校建設のための２４年、２３年の予算を除いても、大体約１０億円前後減っております。

私は、まだ市民が要望されている道路等インフラ整備、公共事業等がたくさんあると思います。なぜことしはこんなに大幅な減額でしょうか。今年度は、市民の要望が少なかったのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 横井議員の御質問にお答えを申し上げます。

投資的経費の前年度に対する減額ということでございますが、平成２４年度、今年度でございますけれども、これにつきましては、日光川下流流域下水道の関連環境整備事業費補助金・協議会負担金等が交付されておまして、総額として投資的経費のほうが事業費は膨らんでおりました。平成２５年度におきましては、主に国・県支出金、地方債を財源とした事業が少なくなりましたために総額が小さくなりました。

一方、投資的経費にします一般財源につきましては、平成２２年度から平成２５年までに約６億円から７億円で推移をしております。今後につきましても、庁舎建設事業を除きまして、現金預金の減少をさせない、つまり実質的な単年度収支が赤字とならないよう、中期財政計画に示しているように投資的経費に充当する一般財源を６億円とするよう予算編成をした結果でございます。

市民のインフラ整備の要望につきましては、これは毎年度その担当部局に対しまして各要望がございます。これらにつきましても、毎年度緊急的なものを含めまして必要最小限度としまして、それぞれの事業の見合ったものを予算化しておるものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○９番（横井昌明君） 言われることは、大体は理解できるんでございますけれども、多分これは今後大型の公共事業、庁舎等の建設でございますけれども、今後経費がかかるということで、歳出を減額しているようでもあると思います。庁舎建設には合併推進債を利用とのことですが、起債９割、残り１割を自己負担と聞いております。公共施設整備基金と財政調整基

金を多少加えるだけで、庁舎建設は可能だと思います。また、市民に応えるべき公共投資を今後とも、ぜひともお願いしたいと思います。

夕張市、その他の赤字財政団体を見てください。ほとんどの事業は、起債を借りて実施しております。私は、本当に財政が苦しくなるのは、歳出項目の公債費が膨らんだときだと思います。公債比率が高くなり、その時が大変苦しくなると私は思っております。その時点の弥富市の財政状況が大変苦しくなる時期だと思っております。

次にお尋ねしたいんですが、今後建設予定の庁舎建設、これは例えば50億円とすると、どのくらいの起債が借りられるのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、私のほうから新庁舎建設事業費についての御質問にお答えをさせていただきます。

新庁舎の建設、設備の仕様、現庁舎の解体工事及び仮庁舎移転の事業手法など不確定な要素が多い中で、他市の実績等を参考に想定をいたしました。また、起債対象事業費、起債対象外の事業費を、おのおの工事等における落札率を考慮しないものとして回答をさせていただきます。

御質問をいただきました総額50億円ではなく、現在、市が想定します総事業費53億2,000万円に基づきまして、建設事業費の財源の内訳を申し上げます。

起債として、合併推進債44億5,000万円、公共施設整備基金・財政調整基金・一般財源から8億7,000万円になると想定をしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） これ53億でやられたもので、ちょっと計算しにくいんですけども、起債の、要するに合併推進債はどのくらいの率になるのでしょうか。ちょっと教えてほしいと思います。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 合併推進債の率でございますけれども、9割が充当できるようになっておりますが、これにつきましては、対象外事業費もございますので、想定9割というわけにはなりません、44億5,000万円は53億2,000万円に対して借りられるというふうに想定しております。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 次に、市債の発行は、今年度約176億円になる予定でございます。そのうちの3分の1が臨時財政対策債65億5,000万円、また下水道債が62億2,000万円、残り48億円が普通債であります。今後、合併推進債がこれに加わってくると思います。臨時財政対策債、下水道債、合併推進債は、償還のときに普通交付税の対象となるが、どのような計算

でしょうか。普通交付税算出方法は、基準財政需要額につきましては、道路とか学校とかという一般的に市が運営するのに必要な額です。これが需要額です。それから、基準財政収入額、これは税收等75%を加えるということでございます。この3起債は、基準財政需要額に加算され、どのように計算されるのでしょうか。

また、起債償還時に交付税としてみられれば、中期財政計画も地方交付税の交付計算の歳入に加算されているのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 発行した市債の元利償還金が、基準財政需要額に算入される率でございますが、臨時財政対策債につきましては100%、合併推進債は40%、下水道事業債につきましては、いろいろメニューがございまして30%から50%の間でございます。これで今後の財政計画におきまして、こういった起債を発行するという中で、返済するときの元利償還金に対して、こういった先ほど言いました率が基準財政需要額に算入されますので、交付税のほうの額においても、そういったものを算入されたものとして計上してございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 続きまして、私は、予算を編成するときの一番の基本は、今年度の歳入がどれだけ見込めるかということが一番の基本であると思います。予算編成は歳入を把握し、その上で実施されると思います。平成23年度税收予算が72億9,000万円、平成24年度税收予算が71億7,000万円で予算計上されておりますが、予算概要説明書の12ページを見ていただきますと、実績が23年度は75億2,000万円、24年度は73億4,000万円、これは推計でございますけれども、実施等が掲載されております。税收の見積もりが、毎年2億前後過小に計上されておるということでございますが、今年度はどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤好彦君） 横井議員の御質問にお答えをいたします。

税收の見積もりについてということで、今までの税收が2億円から3億円、決算で予算より多いということで、ことしの収入金額は幾らで予定をしておるかという御質問でございますが、平成23年度の市税決算では、まことに申しわけございません、現年課税分でお答えをさせていただきますが、収入額74億3,480万7,137円、予算額は73億5,668万5,000円で、収入額との差は7,800万円余りでございます。

本年度の収入見込み額につきましては、平成24年度当初予算の現年課税分、市税合計が71億1,529万円でございまして、12月末現在の収入状況や、経済状況及び過去の収入状況を踏まえ、今回3月補正にて個人・法人市民税、固定資産税、市たばこ税を補正いたしました。その合計は1億4,670万円でございまして、平成24年度現年課税分でございますが、収入見

込み額といたしましては、合計72億6,200万円余りを収入額と見込んでおります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 毎年、これは財政調整基金でございますけれども、これは一般家庭という貯金でございますけれども、これは今年度も3億500万円の繰り入れ予算が計上されております。例年のごとく税の実収入との差、25年度の各事業調整残等で多分財政調整基金は繰り入れなくても済むと私は思います。ですので、今年度ももっと市民のための公共投資を行ってほしいと要望するものでございます。

次に、歳出についてお伺いしたいと思います。

歳出の2款1項13目、コミュニティバス運行事業について、平成24年度1億1,300万円の予算であったのが、ことしでございますけれども1億400万円ということで減額されております。何を減額されたのでしょうか。

弥富市地域公共交通活性化協議会負担金は、基本的にはバスの借り上げ料と運転手の人件費等で構成されていると思われませんが、バスの借り上げの基礎は何年間でしょうか。そのバスの借り上げ料は、使わなくても使っても払わなくてはいけないものなのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、25年度予算は24年度に比べまして900万円減少しております。これは24年度の契約でございますけれども、これは運行に関する契約でございますが、こちらのほうは予算の見積もり段階でも300万円減額されていたということでございます。それから、25年度10月以降のダイヤ改正になるかと思っておりますけれども、利用者の少ない便の減便等を前提として300万円の減額。また、本年度は国庫補助金で行った調査事業がございまして、そちらのほうの事業の調査内容の項目等を減らすことによって300万円の減少、合計900万円でございます。

また、バスの借り上げについてでございますけれども、こちらのほうは、マイクロバスにつきましては6年間になっております。これは予備車を含めまして4台でございますけれども、3台につきましては償還が終わっているということで、1台分がまだ残っている状況でございます。これが年間で106万円ほどでございます。それから、中型バスにつきましては5年間となっておりますので、年間1台当たり460万円ほど。

それから、有償運行に変わった段階でございますけれども、そのときに改造を行っております、マイクロバスでございますけれども、こちらのほうも5年間で支払うということになっております。

お尋ねの中で、運行しなくてもという話がございすけれども、基本的には運行しなくてもお支払いしなきゃいけない経費だと思っております。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） バスについては、今後ともいろいろな角度から検討し、皆さんが利用しやすい形態でやっていただくということをお願いしたいと思います。

それから次でございすけれども、7款1項3目、観光協会の補助金についてでございす。

これは平成23年度予算で500万円計上されておりますが、決算で268万円でございました。24年度は予算630万円で計上され、25年度は1,000万円で予算計上されております。23年度の2倍の補助金が計上されているが、一体何に使うか。また、ほかの補助団体との整合性はいいのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 横井議員の御質問にお答えいたします。

25年度の補助金は何に使うのかということでございますが、25年度につきましては、昨年度大変好評をいただきました三つ又池公園の芝桜、この「芝桜まつり」をことし4月20日、21日ということで、2日間開催することとなっております。その事業費が主な増の要因となっております。

また、弥富市を広くPRするためのツールでございす「きんちゃん」でございすが、このきんちゃんキャラクターグッズの新たな製作ということで、製作費を見込んでおります。

以上、2点が主な増の要因でございす。

また、他の補助団体との関係はどうかということでございますが、市と協働して弥富市の観光宣伝を担っております弥富市観光協会を支援することということで、弥富市の観光宣伝にとっては必要であるというふうに考えております。以上でございす。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 私は、こういう細かいのをどれだけと言うつもりはないんですけども、この間我々にいただきました中期財政計画での歳出に関する取り組みの4番、これだろうと13ページです。これの4に補助金の見直しが上がっております。ですので、もう少し中期財政計画の徹底を行ってほしいと私は思います。

細かいことにつきましては、議案質疑については委員会のほうで行いたいと思います。

以上、これで私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 通告に従いまして、私は市長の施政方針と新年度予算案について、一般質問などと重複しないような形でお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず最初に、国・県に対し、国民の暮らしを守る立場から、税・財政・雇用と社会保障制度を守る積極的な施策を要請されることについてということで、お尋ねをいたします。

この間、介護保険だとか、後期高齢者医療制度だとか、実際に収入のない人でも負担をしなければならないような新しい仕組みが導入をされてまいりました。実際に所得ゼロといいましても、例えば年金が120万円と勤労収入が65万円で185万円でも所得ゼロであります。もう一方で給料だけの収入の場合ですと、93万円を超えると所得が、そこから65万円引いた残りが所得になりますので、均等割の住民税課税がかかります。そうすると、例えば介護保険なんかは一気に最低の人たちの2万円に対して5万円に近いような、あるいは5万円超えるかな、そういう負担になるとか、本当に今市民の置かれている状態というのは、大変な状態になっておりますし、また市の資料自身の中にもそういうことをはっきりと示すものがございいます。

さきに介護保険の値上げを24年度から決定をされたわけではありますが、そのときに市側からいただいた資料によりますと、多分当初の数字であると思いますが、平成20年には非課税世帯で、本にも非課税という、高齢者は全体の、これは20年度末だと思いますが、当時は9,035名の加入者に対して1,362人、15%おりました。さらに、これが24年度の新たな会計をするときには1,738人と、この間にふえました731人の半分以上がここでふえておって、ますますこの貧困の状況の人たちがふえ続けている。

そして、先日も堀岡議員が自殺の問題を取り上げておりましたが、自殺の問題を解決していく上でも生活の質を上げて、栄養もきちんととっていくことが非常に大事だと。鬱なんかにならないというふうに言われましたが、こういう人たちが、みんながみんな本当にさっき言ったように、状況によっては所得ゼロであっても200万円近い収入がある人もおるわけがありますが、しかしかなりの部分は、それとはかなり厳しい状況の中で生活をしておりまして、実際に政府自身も生活保護を受けている世帯は、必要とする世帯の15%以下だろうというふうに言うぐらいの状況の中で起こっている問題でありますので、本当に市長もよくおっしゃられるわけではありますが、国の責任で社会保障制度を安定したものにしていくというのは喫緊の課題であります。

これまでも弥富市議会は、例えば平成22年の12月議会では、国民と地方が安心できる社会保障制度の確立を求める意見書を全会一致で採択して、国会や政府に送っておりますが、この中でも「青年を初めとする勤労者の雇用と賃金で暮らしが成り立ち、税や社会保障を負担できる水準で確立されること、国民皆保険の土台を担う国民健康保険に国が必要な負担を行い、市町村が安心して運営できる制度とし、他の保険制度への過大な負担をさせないことだ」などを含む改善の意見書を求めてまいりました。また24年の1月には、県の福祉医療制度の存続拡充に対する意見書を全会一致で可決し、県に送っております。さらに、昨年の6

月議会では、改めて、介護保険・後期高齢者医療制度の抜本改善を求める意見書を全会一致で採択するとか、年金制度の改善を求める意見書も全会一致で可決をして、政府や国会に送ってまいりました。

また、市側はといたしましても、平成20年度から行われました65歳以上の新たに重度障害になった人に対する県の障害者給付手当の削減がされたことに対して、弥富市が提出者になって、尾張9市で改善の意見書を可決され、全県でもその意見書が可決をされるとか、あるいは介護保険の改定に当たりまして、尾張9市、県の市長会というようなところで、市側としての改善の意見書を出して可決をされております。必ずしも今の時期ですから、要望をしたような方向で事態の解決はされておりませんが、今本当にそういう条件をつくり出している背景というのは、先進国の中で日本だけが経済成長がとまり、後退している、働く人たちの収入が減り続けている、そういう中で、世界にも例がないような自殺大国というか、そういう状況が進んでいることと無縁ではありません。したがって、この問題は、基本的にはやはり働けば生活できる、結婚して子供を育てられる、あるいは自分の老後もちゃんと担保できるような収入が得られるというのが本来の働くということであるし、また国が責任を持つ雇用政策であるし、経済政策であるし、社会保障政策の根幹になると思います。ところが今それが崩されて、多くの非正規雇用や、そういう雇用条件の低下に伴う貧困がますます進む。若い人たちもそういう状態でありますから、高齢者にとってはますます厳しい状況になってきておるわけであります。

したがって、こうした問題の解決は、先進国の経済成長がいずれも勤労者の収入がふえた割合とイコールであるということは、広く世界でも日本でも知られていることでありまして、ここにやっぱり国として本格的に取り組んでいく。さらに、先日も国会でもそのとおりだということが言われておりますが、例えば1万円の賃上げをするのに、トヨタ自動車の場合には連結内部留保金が13兆1,443億円あって、国内の従業員の総計では23万5,476人ですから0.2%を充てればできると、大体10億円以上の資本金を持っている企業の8割は内部留保の1%を取り崩せば、月1万円の賃上げができるということも、そのとおりだということを総理大臣も、麻生大臣も認めて要請すると言っておりますが、要請するだけで実際にヨーロッパ諸国のように政府の責任で事態の打開を進めていく、あるいは中小企業を応援して、中小企業がきちんと正規雇用ができるような道を開いていくというようなことは、具体的には何もやられていないですね。

そういうことも含めまして、政府と国会の責任で今日の事態の打開を進めていくという方向に踏み出さなければ、小手先の膏藥貼りではどうしようもないような事態になっていると思いますので、そういうことについては、前の議論の中で市長も、中間所得層がなくなっていることが、やっぱり今の日本のこういう事態をつくり出した大きな原因だというふうにお

っしやられておるわけでありましたが、個々の国保だとか介護保険だとかということだけにとどまらず、より根本的な事態の打開に向けて、政府がしっかりとした対応と対策をとるということも含めて、こうした特に市が直接手がけております社会保障制度の事業が、市民も安心できる、さらに行政としても将来の見通しも十分持って行けるというような方向にしていくな努力をしていただきたい。そういうしっかりとした要請を市長会や、そういう場所を通じて進めていただきたいと思いますが、市長の御見解をお伺いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

今、三宮議員のほうからさまざまな現在の社会的な状況、あるいは経済的な状況を踏まえた形での医療、介護、福祉、そういった形でのお尋ねでございます。

いずれにいたしましても、我が国の人口が少子高齢化という形の中で、大きな変革を今しているところでございます。そうした形の中で経済的にも社会的にもさまざまなひずみ・問題が起きてくるのが現在ではないかなあというふうに思っております。いわば給付は高齢化という形も含めてますます伸びるわけでございますが、その負担ということに対して、不均衡が続いているのが今の日本の減少ではないかなあというふうにも思っておるところでございます。

私ども地方自治体といたしましては、地域の実情に合わせた、あるいは即したさまざまな施策を実施させていただいて、懸命な努力をさせていただいておるというふうに思っているところでございます。何とかして市の役割を果たしていかなきゃならない、あるいはそれぞれの制度がうまく運用できるように、一般会計からの繰出金という形の中で、その制度を保っていく。そういったことも踏まえて、住民の皆様の御理解をいただいておりますというふうに思っております。地方ができる一つの限界というのもあろうというふうに思っております、国の支援という形をお願いをしていくわけでございます。

今回、昨年の政権交代という状況の中で、安倍新内閣が発足したわけでございますが、ここの1月に全国市長会からさまざまな要望を出させていただきました。その中で、1つは緊急経済対策という形の中で、雇用対策も含めて万全の措置を実施していただきたいということが1つの項目でございます。それからもう1つの項目は、地方税財源の充実を図っていただきたいということの項目でございます。もう1つは、社会保障制度の充実強化というようなことを中心に、新しい内閣に対して、全国市長会から要望をさせていただいたところでございます。

私どもといたしましても、今後の市民の暮らしを守るために、市長会を通じ、国民生活と地方自治体のための十分な財源の確保という形の中で、強く国のほうにも要望してまいりたいというふうに思っております。

もう1つは、注視していかなきゃならないのは、昨年確認しておることですけれども、3党合意における社会保障と税一体改革が来年度4月、消費税増税という形にはなるわけですが、その財源を全て社会保障費のほうに充てるということになっております。こういったことに対するこれからの成り行きに対して、我々は注視していかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、地方も疲弊しております。しかし、この医療・介護・福祉・高齢化社会に対するしっかりと支えをしていかなきゃならないのも事実でございますので、そういった状況の中で、連携をとりながら頑張っていかなきゃならないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今、市長はそういう方向で頑張っておられると。確かに市長会としてもいろんな要望をされておりますが、問題は今おっしゃられた、要するに消費税の増税分を全て社会保障に充てるというお話ですが、実際にはもう既に国はそうじゃない方向、消費税で一定の財源が入るからということを、要するに災害復興というような名前もつけながら防災対策ということで、かなり大規模な公共投資だとか、それから従来凍結をしておりましてさまざまな巨大プロジェクトを復活させるとかそういうことが相次いで行われているということが1つと。

もう1つは、前回もそうでございますが、もともと経済の底が抜けているような状態で消費税を導入することで、ただでさえもう成り立たないようになっている中小企業が、もう本当に廃業する、潰れていくということが、以前とは比べ物にならない形で続出することが心配されます。既にフランスなどではこの数年間に数兆円規模の、こういう状況ですから中小企業が負担をしている年金や健康保険などの社会保険料の負担分を、そういう中小企業主を救済するという出したり、アメリカにおいても、相当の規模の中小企業支援が行われておりますが、日本はほとんど行われていないんですね。こういう中で、特に中小零細事業者のがんになっております消費税は、転嫁できないということが、かなり日本の経済界も認めているようなこと、これに期待をするということは、やはりかなり大きな問題があると思いますので、実際に一番の本道は、やっぱり働く人たちの給料を上げるということなんです。ところが政府は、国家公務員の給料を下げる、地方公務員の給料を下げる、もっと下げよと、とにかくさし当たっての経費さえ削減すればいいというような対応ですから、こはぜひ本道の方を強く求めていただきたいということをひとつ要請しておきます。

もう1つ関連して、TPP交渉への参加か不参加かの判断がいよいよ最終段階に入ってきたと言われておりますが、ここへ来まして国会の質問でも政府側も認め、あるいは中日新聞の3月8日付の一面トップでも報道されておりますが、これは既に先行して加入している国

が合意した問題については、後発の3カ国は原則として受け入れ、交渉を打ち切る集結権もなく、再協議も要求できないなどという本当にめちゃくちゃな条件、さらに発効しても4年間は協定の内容は非公開にすると、こういうような何でも向こう任せでは交渉も協定もあったものではないわけでありまして、国会の議論の中でも外務省は、そういう事実については去年の6月に入手しているということ。ただ、交渉に参加しなければ、どういう条件だとかということは具体的にわからないような言い方をしておりますが、参加をしたら勝手にやめることができないとか、さらに恐ろしいことは、実は鳥取県の建設業協会、中堅の建設業者の皆さん、ここの組織もTPP反対を一致して可決しまして、ここは片山知事が非常に保守系の方ではありますが、やっぱりそういう県民を守る、国民を守るという立場で施策をとってきたこともありまして、いろんな情報がいろんなところに公開をされてきたという経緯もあります。

要するに、なぜそういうことが起こっているかといいますと、関税以外の商売をやっていく上での障壁については全部認めない。アメリカの企業が日本に来て、商売や仕事をやる上での不利益なることは一切認めないということが決められておって、だから地域の業者に優先的に入札参加を認めるとか、こういう規模のものについてはその地元の業者に認めるということは、このTPPが発効すると実際できない仕組みになっていくということが大変心配されているということもあります。

例えば、保険なんかの面で言いますと、がん保険の今8割は、テレビでしょっちゅうやっておりますアメリカの保険会社が押さえておって、郵政のほうで新たに参入したいということで計画したら、アメリカは絶対それは認めないよということで、交渉に参加する前に、日本でアメリカの自動車が売れないのは、軽自動車の税金が安過ぎるから売れないからまずここを何とかせよということを次々と要求されてきておりまして、要するに対等・平等で交渉するとか、国益を守るとか、あるいは本当にどういう問題があるかということすら国民に明らかにしない状態のもとで交渉に参加をしていく。あるいは、もう既にカナダだとかという、そういう先進国が後発に入ったために、さっき言ったような規制をかけられ、そのための誓約書を出しているというような状況の中で、そういう問題が国会の場でも、あるいは国民にもほとんど知らされないままに近く踏み切っていくということは、私どもの議会としましては、慎重な対応をしてほしいという意見書を全会一致で可決した経緯もございますので、ぜひこの問題は、本当に国民の暮らしや日本経済の経済主権の根幹を守る問題でもございますので、ちょっとこうした事態について、十分市長会でも御検討いただき、市長会としても市民の暮らしを守る、利益を守るという立場で対応できるように御尽力いただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） さきの12月の国の選挙におきましては、このT P P問題というのが大きな選挙の争点になったということでございます。そうした形の中でさまざまな議論がされてきたわけでございますが、安倍政権がアメリカのほうに渡りまして、T P P交渉に基本的には前向きの形で参加されるというような意向を示されているのが現状ではないかというふうに思っております。しかし、今後これは大きな山場を迎えてきているわけでございます。例外なき関税の撤廃ということに対しては、まだ議論が尽くされていないというふうに思っております。農業問題であるとか、保険の問題であるとかというのがその分野でございますけれども、徹した議論がされていないというふうに思っております。詳細につきましては、今後の成り行きに私たちも注視していかなくちゃならないわけでございますけれども。

しかし、今の日本の経済の動向、あるいは景気回復というような状況の中においては、この環太平洋と成長をしている国々との貿易を中心とした、あるいは技術ということを中心とした日本のあり方については、やはりしっかりと踏まえて、日本の持っている力を十分発揮していかなくちゃならないというふうにも思うわけでございます。しかし、農業問題につきましては、その競争力であるとか、あるいは商品の価格的な問題であるとかというのは残されているというふうに思っております。これをもし、日本の国が農業ということに対してしっかりと考えて、どのような影響があって、農家に対してどのような保障をするかというのは、また新たな問題だろうというふうに思っております。そういう条件のもとの中において、例外なき関税の撤廃ということはあるかもしれません。しかし、日本の農業を守るという、私は農業についていつも言っておるわけでございますが、国の力が大変重要だという形があるわけでございますので、日本の農業を守るという観点から、どのような形で政府がその案を出してくるかというところについては、十分我々としても注視していかなくちゃならないというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 自民党は、T P Pについての6項目を公約じゃないと言い出したわけですが。ただ、今市長の御発言の中でも農業問題、関税問題が一番の肝だというお話ですが、実は、確かにこういう格好でやられれば、日本での食料生産は、もう今でも相当低い自給率が大幅に落ち込むと、国際的にも食料不足の時代に入っていくことがわかっているときに、農業が壊滅的な状態になったら、これはもう取り返しのつかないことになって、国連関係の機関の中でもそういう各国の食料主権については認めるということが確認をされている中で、T P Pではそういうものは認めないというようなことがあるということが、確かにそれはそのとおりで大変な問題であり、きちんとやっていただかなきゃいかん問題なんです。例えば医療保険の分野でも、アメリカの場合は、株式会社が医療保険のかなり大きい部分を占めておりまして、この間もアメリカで大学教授をしておられる方が日本に帰ってきてお話

をされておりましたが、アメリカで歯を治すよりも、飛行機で日本に帰ってきて直したほうが安く上がると。要するに、いろんな保険による自由診療があって、要するに日本みたいに一体化した社会保険制度があって、そこで基本的にみんながお金も負担をし、医療も受けるという仕組みじゃないわけですよ。そういうことをアメリカは、保健医療分野では要求しているわけですね。しかもいろんなところでそうなんです、そういう関税、貿易と同時にその商行為の中での制約があるやつについては全部なくせよと。もし、アメリカの企業がそういうところで、例えば日本に出てきてやる時に、日本の国民皆保険制度だとか、そういうのが邪魔になれば、どんどん国を相手に裁判を起こして損害賠償を請求することができるというこれもＴＰＰのもう１つの大きい問題なんですよ。

こういうことが前提で議論がされる、そういう中身は国民に十分開示されない、だから医師会は今、これにはもう本当にとんでもないことになるということで反対しておるわけですよ。こういう大事なことが十分国会でも議論されない、情報公開されないもとでやっておることでございますので、ぜひ関税の問題だけじゃないということと同時に、その背景にはもう本当に国民の、この日本の統治機構そのものや、今のいろんな諸制度がもともと成り立たなくなる、アメリカ並みにされていくという心配があるということを申し上げて、そういうことも念頭に入れながら、とりわけ私は市町村長というのは、広く一番末端の政治組織として市民・国民に責任を負う立場にありますので、そういうことも含めて、ＴＰＰ全体を見越しながら慎重な対応をしていくことを強く要請いたしまして、次の質問に入ります。

先ほども申し上げましたが、要するに介護保険の改定の中で、本当に弥富市はいろんな制度をつくって、減額や減免制度をつくって支援をするということを決めておりますが、なかなかいろんな制約があって、十分機能させることができていない。あるいはまた、この間の職員の削減等もありまして、来ていただければ相談をすることができるが、市のほうから直接出向いて相談もしていくとか、問題点を見つけていくとかということは、前にも障害者福祉の問題で市長がおっしゃっていましたが、できたらぜひ基本計画をつくる段階で、市の職員が難しければ、ＯＢだとかそういう人たちの協力もいただいて、訪問しながらそういう人たちのニーズもつかんで対応していくことがやっぱり必要だということをお話になられたことがあると思いますが、いずれにいたしましても、この国民健康保険、あるいは介護保険、こういうものにつきましたは、その収入からいって、実際に先ほど申し上げましたような状況からいうと、払えない人がかなりいるのではないかとということが想定をされます。ただ、なかなかこれは私どもも、市も広報だとかそういうもので出ただけでは理解をしていただけないというか、対応ができない。それから、長期滞納になっておるような問題につきましても、そういう具体的な対応ができないことから、結局たくさんたまって、国保税なんかは税でございますから延滞金も発生するというところで、大変トラブルの原因になっております。

いずれしてもこのところを、この値上げのときに大きな問題となったのは、それまで老人保健に入っていた人たちを国保に、74歳までの人を国保に受け入れたことから、大幅に医療費が上がって、特に前期高齢者支援金が22年度に大幅に減ったことから、本当に帳尻を合わせるためには相当規模の一般会計からの繰り入れをしなければいかんのかなという心配もされて、積立金や繰越金も全部底をついた中で、なるべく値上げをしないようにということを前提にしまして、それまで2億円にしていたのを3,000万円は戻して、そして値上げ幅を抑えるということで議論もされて、一旦私どももある程度値上げはやむを得ないかなあということで賛成をしたという経緯がありますが、結果的には、その後22年度はそんな格好だったんですが、23年度は前期高齢者支援金が大幅にふえる、今も結構ふえ続けているような状況ですよね。そして、そこへ持ってきて医療費が若干今足踏みというか、前年に比べて本年度の直接の医療給付費は下がっているんですが、そういう中で余裕があるということだと思いますが、直接今回の値上げにはつながらないという理由で、これまで2億円繰り入れをしておりました国民健康保険の繰入金金をさらに3,000万円削って1億7,000万円にということが新年度予算で提案されております。

また昨年の10月に、さっき申し上げましたように、やっぱり市のそういう弱者対策というのはもっと踏み込む必要があるということで、私たちから見てもかなりの改善がされたというふうに思いますが、しかし今までの経緯からいうと、そこら辺はそういう具体的な相談ができる仕組みをつくっていかない限りなかなか解決しないんじゃないかと、当時の民生部長が、できたらそういう申請減免制度じゃなくて本来の制度でやっていくべきだけれども、今の財政状況やいろんな状況から見ると、なかなか難しいかなあというお話もあったんですが、特にこの3,000万円を削られたりというような状況の中で、今後この分野での実際の状況や、市としてはどういうふうに対応していこうとしているのか。また、とりわけ極端に条件の厳しい人たちが相当数おるということ、しかもそれを今申し上げました1,738人というのは高齢者だけの話で、非正規で若いアパートなんかに住んでいる人たちの状況も、また相当厳しくて、これがまた滞納の大きい原因にもなっておると思います。この辺の見通しや対応についても含めて、さっきの2億円の値上げしないための繰出金を1億7,000万円にしたことも含めて、どういう見通しやお考えで今後お進めいただくか。国保や介護保険等についての総括的なお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今私はいろんな自治会で、新年度に向かっている総会が各地域であるわけですが、その地域の中でも、今弥富市におけるいわゆる医療の問題についてお話をさせていただいておるところでございます。いわゆる国民健康保険等における運用が大変厳しいという状況の中で、さまざまな話をさせていただいておるわけですが、

その実態としての数字を少しお話しさせていただきますけれども、平成20年から医療費の給付費は平均4%から5%近くの上昇率でございます。平成20年度のほうが、小数というか四捨五入させていただきますけれども25億4,000万円、そして平成21年度につきましては26億6,000万円、4.8%の増でございます。そして、22年度の給付費は27億6,000万円という形の中で、3.7%の増という状況でございます。そして、平成23年の給付費は28億7,000万円ということで、前年比4.2%という形で、このところその医療における給付費は、前年度比で4%前後の高い伸び率を示しておるわけでございます。平成24年度はまだ少し月数が残っているわけでございますけれども、先ほど三宮議員のお話のとおり、少し24年度につきましては、前年の比較からしても落ちつきがあるから伸び率が低いというような状況でございます。そういうような状況の中で、私どもといたしましては、平成25年度の国保における新年度予算としての繰出金は、運用費として1億7,000万円、そして基本的には国保における基金という形の中での3,000万円を考えておるわけでございます。そういう状況の中で、総額としては2億円、前年度並みの一般会計からの繰り出しを含めた形で拠出していきたいという形で、何とか国保の運営がスムーズに行くようにということを願っているところでございます。

そして、今国保運営協議会の中でもお話をさせていただいておるわけでございますが、やはり一人一人が自助の努力で健康づくりをしていただきたいということを、総会の中でもお話をさせていただいておるところでございます。健康診断を受けていただきますと、特定健診であるとか、あるいは保健指導ということがされるわけでございますけれども、残念なことにそれを実施していただけない方が非常に多いわけでございます。例えば特定健診を実施する、あるいは保健指導を受けて食生活を改善する、あるいは運動をしながら自分の健康づくりを保つということが、健康診断を受けていただいた人の35%なんですね。これをやはり我々としては高めていかないと、いつまでも医療費がかさんでくるという状況があらうかと思っております。そういった形の中での話もさせていただきながら、自分自身の健康づくりと同時に、国保運営がスムーズに行くように市の努力もしていきたいということを思っておるわけでございます。国保につきましても、大変高い保険税をかけていただいておりますことについては、十分承知をしているところでございます。

一方介護でございますけれども、この保険制度では御承知のように平成12年度から現在を第5期の介護保険事業計画という形で運営をしておるところでございますけれども、これも高齢化率という状況の中で、平成12年が高齢化率としては65歳以上の人が、弥富という状況の中においては13.6%が高齢化率でした。しかし、平成25年1月の数字は22%ということで、9,800人の方が65歳以上の構成になっておるわけでございます。そのうち介護認定を受けていただいております方が1,460人ということで、第1号被保険者という形になっていらっしゃるわけでございます。そういった形の中で、ますますこの第1号被保険者のところにおける介

護保険料というものが重なっていくというのが現状でございまして、昨年も1%増というような状況になってきておるわけでございます。公費負担の50%、いわゆる国としての25%、県12.5%、市町村12.5%というこの比率を我々としては国のほうに強く求めていかざるを得ないということを思っております。国の負担分について、いま一度しっかりと考えていただいて、第1号被保険者、あるいは第2号被保険者の方のいわゆる保険料の税負担というか、保険料負担というものは軽減されるべきであろうというふうに思っております。今後につきましても、この軽減策につきまして、私としては意見を申し上げていきたいというふうに思っております。いずれしても高齢化社会に対してどうみんなでやっていかなきゃならないかということは、地方の自治体にとっても大変重要な課題であろうというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今私もう1つの問題で、要するに今まで結構よその市町に比べると基準の高い保険料や税、あるいは利用料の軽減措置を決めてきたんですが、なかなか活用されない、そして昨年の10月にかなりそれに比べると底上げをした計画も決められ、さっき申し上げましたように65歳以上の人で住民税の均等割りも世帯全体にもかからない、もちろん本人にもかからない人たちが1,738名もおり、さらに非正規で結局1日1カ所で3時間、4時間以下しか、要するに社会保険の適用でない状況でしか採用しないというような、特に流通業界を中心にしたそういう雇用制とか広がるのが、若い人たちが国保や国民年金の加入者になるけれども国民年金は払えない、国保も滞納が少なくないというような状況になってきております。

そこで、1つは実際に本当に収入が低い人たちに対して、この制度を活用できるような、周知徹底だけにとどめずに具体的に抽出して、納付相談やなんかのときにこういう制度も活用できるというふうに相談をしていく仕組みだとか、あるいは、場合によってはOBのそういうことに長けた人たちの協力をいただいて、一定期間抽出調査をして、問題点やそういうものを洗い出していくとかということも含めてお考えいただかないと、結局、せっかくいい制度をつくっても、皆さんが利用し始めるようになると、ああそういうことなら私もというふうになるんですが、本当に最初に利用するというのは、なかなかハードルがどうも高いみたいで、特に自助だとかそういうことが強調されておるもんですから、そういう支援を受けることが、何か肩身の狭いような風潮、とりわけ生活保護に対するバッシングを中心にいたしまして、すさまじい社会的な状況もありますので、そういうことを対応していくことが1つ。

それからもう1つは、今、市長が国の負担をとということをおっしゃられましたが、やっぱり雇用をまともにすることで、そんな不正常な雇用状況がなくなれば、社会保険料としての

収入が得られるわけでありますから、そういう方向にしていける。だから、この前に出した議会の意見書につきましては、やっぱり以前のように扶養家族で対応できる人たち、後期高齢者なんかも含めてですが、きちんとそういうふうにしていく。今は一見そういう格好にして社会保険の負担が少なくなるように表面的には見えますが、実際にはさっきの前期高齢者支援金もそうでございますが、他の社会保険や組合健保、そういうところから多額の負担を求めていますので、結局、本当に日本中のそういう組合健保が次から次へと解散をして、結局協会けんぽに入ってくると。それはやっぱりきちんと働いた人たちが、それにふさわしい保険料を負担できる仕組みがなくなっているからこういう問題が起こっているわけでありまして、ここに向けた根本的な取り組みもあわせて要望していただきたいということが2つ。その2つについて、市長のほうからちょっと御見解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員のほうから納税の相談を充実させよということ、そしてまた職員のOBなどを活用して、福祉であるとか減免制度という形で一体化した相談を乗っってもらえるような形で充実してほしいということだと思っております。私どもといたしましては、窓口のほうへ来ていただければ、十分な相談をさせていただいておるつもりでございます。しかしながら、その連絡がどのような方法でということについて、多少まだ不備があるかもしれないので、これは内部で一度検討させていただきたいというふうに思っております。そういう人たちが、スムーズに私どもとしての行政相談という形の中での連携がとれるような形でしていかなきゃならないということは、おっしゃるとおりでございます。

また、公団の問題につきましては、私どもといたしましてはさまざまな減免制度であるとか、新しい事業計画を策定する上において、しっかりと検討していかなきゃならない問題だろうというふうにも思っておりますので、今後の宿題とさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） それと、もともと払えない人に延滞金がつくわけでありますから、この負担というのは本当に心が痛むわけでありますが、ようやく国も地方税の延滞金を減らしていくという方向に踏み出そうとしておりますので、国保につきましても多分その範囲に入ると思いますが、ぜひ本当に払い切れない人についての延滞金もそうでありますが、特に国保の滞納というのは、全体に過大な負担の中で発生する滞納も少なくありませんので、延滞金については国の動向を、国が決まればやると思うんですが、そうでなくても一定の条件を定めて、延滞金については全額納付したときに減額するとか、そういう仕組みも含めて御検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○**市長（服部彰文君）** 三宮議員の御質問にお答えしますが、今、国保のほうの滞納という形につきましては、約8.5%ぐらいに上がっておるわけでございます。その額は、非常に大きいものがあるわけでございます。税の公平さという形の中で、よろしく願いをしていきたいということでございます。一昨年から西尾張地方税滞納整理機構という状況の中で、私どももその制度を活用しながらお願いに上がっているわけでございます。しかし、それぞれに事情があると思います。そういう事情のある方につきましては、我々としても窓口でしっかりと御相談申し上げて、延滞を含めた形の施策をしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。しかし、前提としては税の公平さでお願いをしていきたいということでございます。以上でございます。

○**議長（佐藤高清君）** 三宮議員。

○**5番（三宮十五郎君）** この問題で最後に、これはもう要望としておきますが、要するに確かに納付する側の責任というんですか、義務がありますから私は問題だと思います。同時に、実は申請減免については本人の責任なんです、本当に払えないような状況になっている人たちに対して、滞納処分の停止だとかという格好で、行政処置として対応することについては行政の責任なんですよ。ところが、残念ですがそういう考え方が十分整理がされてなくて、結構本当に払えないのかどうなのかという、ここの詰めはされないままにずるっと来ておる。たまと、また納税者の側も余計役所に顔を出しにくいから、そういうことでずる来ておるといふ部分がありますので、そういう行政としての責任で本当に払えない人について、現行法で定められた方法で、滞納処分の停止を含む有効な処置で最低生活に食い込むような負担はさせないという、ここはぜひもう一工夫していただくことを強く要望して、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、私前々から申し上げてきておりますが、いずれにいたしましても、特にこういう財政請求に厳しいときの状況でございますから、やっぱり市の財政、あるいは予算というものが可能な限り市民にも議会にも、あるいは今だと職員の皆さんでも担当しておるところはわかるけれども、よそのことは余りなかなか説明書等を見てもわからないという状態があると思います。そこで具体的にどういうことを私が求めているかということをお願いいたします。もう、うんと単純なことで、例えば予算に関する説明書の111ページをごらんいただきたいと思います。

ここの黒い四角がしてあります上から3つ目で、単位老人クラブ支援事業で補助金だとかそういうものがありますが、例えばこういうものについて、何団体何人というような形で、可能な限りこの施策によってどれだけの人たちが支援を受けているか、影響を受けているか、あるいは負担をしなきゃならんか、こういうことがわかるような説明書にしていく。特に今回こんなふうになった関係で、いっぱい余白がありますので。概要書のほうで農政関係はそ

れでもいろいろ説明があるんですが、それ以外のところはないところがほとんどなんですよ。前に申しあげました県の概要説明書なんかは、本当にこういうのは何戸あって、子供が何人おるとか、そういうことを書いてあるんです。これはやっぱりこれだけの余白がある説明書ですので、やっていただくとか。例えばその次のページの113ページの上から3行目に20. 扶助費とあって、後期高齢者福祉医療費給付金9,400万円というのがありますが、これは福祉給付金ですから後期保健医療のほうで出るお金じゃなくて、市が出すお金だと思うんですよ。そうすると、何人の高齢者がこの給付金によって支援されているとかいろいろありますけれども、細かいことではなくて、可能な限りボリュームや対象が入るような形で説明書にして、一々担当に聞きに行かなくても、ああこういうことをやっておるんだなあということが私たちもわかる説明書にぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 予算に関する説明書と予算概要説明資料ということでございますが、三宮議員のおっしゃられておる部分のよりわかりやすいという部分につきましては、平成20年度からこの予算概要説明資料というのをつくらせていただいております。こちらにつきまして、毎年それなりに改善を加えております。したがって、今後ともこちらのほうの、さらなるわかりやすい資料のほうの充実ということに努めてまいりたいと思っておりますが、この予算に関する説明書につきましては、私は県内のいろんな市町の説明資料を見るわけですが、基本的にこういった形でございます。ですから、こちらはそのままということで、予算概要説明資料の充実、そちらのほうに努めてまいりたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） あのね、やっぱり住民が予算やそういうものに対して関心を持つ、決算の場合は概要書で数字がちゃんと載っていますが、予算を決めて執行するわけですからね。そうすると、本来予算を決めるときに、決算と同じかそれよりも詳しいような概要見込みが私は出されてしかるべきだと思うんですね。決算のときにはちゃんと出るけど、本当にこれからやる事業を決めるときの概要書は、見込みの根拠があらわされないというのは、やっぱり非常に議会と市の行政の関係を、議決して執行するということからいっても、やっぱり正常な関係にしていくべきだと思いますし、もう1つは、本当に予算書がよく使われているのは、そんなに大きくない村だとかそういうところで、例えば道路の舗装だったらどこがやられるとか全部書いてあって、順番にどういうふうやってきたかが村の人たちにもわかると。全戸に議案書・説明書を配布しておるといようなところも中にはあるんですよ。大きいまちだとなかなかそんなことはできませんが、それにしても市民の方が見て、なるほ

ど今、弥富市は、決算の数字を見ればある程度そういうことはわかりますが、しかし予算を議決するとき、そういう本年の見込み、それから新規事業だとか、今概要書でというんですが、これだけ余白がある資料ですので、皆さん積算根拠を全部持っておるわけですから、ここに入れるって、私はそんなに難しいことじゃないと思いますが、何かそういうことやると作業が膨大になるわけですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 決算の資料製作との関係についておっしゃられましたが、決算の資料製作につきましては、地方自治法の施行令のほうで、それを決算書と同時に議会に出すという法制度上の根拠に基づいてつくっておるものでございます。予算のほうにつきましては、そういう決算の資料製作の説明書のような地方自治法施行令上の根拠はございません。そういった根拠はないんですが、概要説明資料というのをお出しして、少しでもわかりやすいように努めているところでございます。

そういった法的根拠プラス物理的な問題といたしましても、決算につきましては、決算が済んでから議会に出すまで時間もございます。予算につきましては、予算査定の締め切りから、この予算の原稿をつくるまでに物すごく短期間のところでつくらなきゃならないという部分がございます、そういった関係からしても、他の市町でもほとんどのところがこういった形の予算説明書になっておる状況というふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 決算は詳しいものが出せるけれども、こちらはなかなか難しいと。だけど、愛知県のような大きい組織が概要書であれだけの説明をして、大体事業のボリュームやどこでやるか、この事業については何カ所が対象になっておるかということをはほとんど示してありますよね。そうしたら概要書のほうで、ひとつこっちのほうで、そこまで難しければ。概要書のほうで、農政関係はほとんど入っていますよね。そこにおいて次の課へ移っていった人は似たようなことをやっておるんですが、ことしの概要書は去年に比べるとそういうボリュームなんかの表示がされておるのが少なくなっていますよね。これは改善する改善するとおっしゃるんですが、なかなかやっぱり今のままで進んできている。それから市全体としてのはっきりした、可能な限り、これは何だどれぐらいのもんだというボリュームや対象が、聞きに来れば教えるということではなくて、概要書でできる範囲ねとりあえず、もっと表示をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私どもが議案として出させていただいている予算案につきましては、事細かに議員の皆様、そして市民の皆様にご知っていただくことも本当に重要なことだと思っております。予算概要書におきまして、所管のところの見解が少し違うのではないかと思います。

ことにつきましては、来年度からしっかりと改めて、皆さんにとって御理解していただける、そんな予算書にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） もう時間ありませんので、1つだけ最後にお尋ねしますが、この間都市計画税について考えていくというような表明がされたものですから、結局いろいろ調べてみましたら、住宅地については、津島市や名古屋市並みの税率でいくとすると、現在の固定資産税に43%上乘せになる税額になるんですよね。それから、それ以外の建物だとか農地だとか工場用地だとか、そういうものは21%を超える上乘せになります、これを本当にやるとね。今弥富は、そういうのがないということで相続税対策だとか、あるいは収益が上がらないから、生活をしていく上でアパートだとかマンションだとかを経営するということをやって、それも人口の増加よりそっちの建物がふえておる関係もあって、空き家がふえておりますので、前に都市計画税を導入するということを議論したときは、毎年土地の税金が1割上がっておるときだから、とてもたまらんということだったんですが、今は、そういう今言ったような状況で、非常に頑張って自分たちの生活も立て直す、結果として弥富市に税金が入ってくる。

よその市町に比べて倍くらいの固定資産税が、もちろん地方交付税の交付自体もありますが、全体としては倍ぐらの固定資産税が入っているところへ、そういう負担というのは、やっぱり私は弥富の今のこういう経済活動の根幹にかかわる問題でありますので、十分ひとつ調査・御意見をいただきたいということを市長に申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に都市計画税の関連で答弁させていただきますけれども、昭和59年、60年のこの都市計画税に対する、その当時の町長の御苦勞というのを議会だよりで読ませていただきました。不退転の決意で、あるいは政治生命をかけてでもこれをやっていかないと次のまちづくりはあり得ないと、そういうふうにもおっしゃっております。

私どもとしては、長期財政計画を発表させていただきました。平成28年度からは、いわゆる合併算定外の地方交付税が減額になってくる、こういう状況の中において、次の新たな税収というものをどこに求めていくか、もちろん企業誘致であるとか、さまざまな行財政改革は必要であるわけでございますけれども、そうした選択肢の一つとして都市計画税の話をさせていただいたわけです。

これから委員会等を含めまして、皆さんの御協議をいただきたいというふうに思っておりますのでございます。以上でございます。

○5番（三宮十五郎君） では時間が来ましたので、あとは委員会のほうで、またゆっくりお尋ねさせていただきます。

○議長（佐藤高清君）　ここで暫時休憩とします。

再開を11時34分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時25分　休憩

午前11時34分　再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君）　4番　那須英二、通告に基づきまして質疑させていただきます。

私は大枠で1つ、先日出された施政方針と議案第1号の新年度一般会計予算について質問させていただきます。

3月議会の初日に、市長がこういった施政方針を出されました。

これはしかもこの議場と、さらに言えばクローバーテレビを通じて多くの市民に発信いたしました。そこで、施政方針の1ページ目に書かれていることなんでございますけれども、このようなことを言われました。後段のほうでございますけれども、「生活保護を初めとした扶助費につきましては、税収の伸びをはるかに超えた伸び率となっている」と、こうおっしゃいました。しかし、税収はこの予算説明の概要のものによりますと、市税収はおよそ3億1,000万円ふえている、これに対して予算の122ページから123ページにかけてでございますけれども、じゃあこの生活保護費はどうなっているかと見てみると、介護高齢課の課長からも報告がありましたが、これ実際生活保護費は7,000万円減っているということでございます。先日の説明会でも言われておりましたけれども、一体これはどういったことでございましょうか。お答えください。

○議長（佐藤高清君）　平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君）　生活保護のお尋ねでございます。

まず、生活保護世帯の動向を御説明申し上げます。

生活保護の全国状況につきましては、平成24年11月現在、受給者数が214万人を超える状況で、過去最高を更新いたしました。新年度予算では扶助費全体で3.8兆円、国負担分として2.8兆円を見込んでおります。

一方、本市の生活保護費の扶助費につきましては、保護受給者数が平成23年9月の184世帯275人をピークに、その後は落ちついております。平成25年3月1日現在176世帯254人、受給率1,000人当たり5.86人が受給しておみえでございます。

なお、本市発足時の平成18年4月の受給者数と比較しますと、当時77世帯107人から世帯数で2.3倍、受給者数で2.4倍と倍増しております。その中でも昨今厳しい経済状況の影響を

受け、稼働可能ないわゆる「働き世代」の世帯は3世帯から43世帯と14.3倍と大きく伸びております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 昨年の12月に出された中期財政計画の資料に基づきまして出された数字として、先ほど世帯の報告がありましたが、例えば18年度でいうと77世帯の107人から約2倍近くにふえておるということでございます。これを世帯別に見ますと、具体的にそのような数字になりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

世帯類型別内訳ということでございまして、平成19年4月1日現在、高齢者の方42世帯、母子家庭の方5世帯、障害者の方9世帯、傷病者27世帯、その他3世帯で合計86世帯でございます。25年3月1日現在は、高齢者の方53世帯、母子家庭の方17世帯、障害者の方22世帯、傷病者の方41世帯、その他43世帯で合計176世帯でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 確かに世帯数と人数においては、文字どおり倍増しておるわけですが、しかしこの中期財政計画に出された19年度とこの金額を比較してみると、市税は72億1,800万円、およそですけども。それから24年度には74億8,909万円で、2億7,100万円ほどふえているわけです。じゃあこの生活保護費はどうかといえ、平成19年度2億2,835万円、これ来年度予算では3億8,817万円ということで、こういった比較をしますと1億5,982万円の増でございます。これは明らかに施政方針のある「生活保護を初めとした扶助費」、特段として生活保護ということでおっしゃってございましたけれども、これは税収の伸びをはるかに超えた伸び率とはいいがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

先ほども御説明したように、平成18年からに比べますと、生活保護世帯でも2.3倍、受給者数でも2.4倍の倍増をしております。このことからいまして、税収がそのころに比べてどのぐらいかということになると思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 税収の伸びということで、はるかに超えていると言われておるものですから、そういったところを尋ねたわけですが、これはやはり今全国的に生活保護に対してのバッシングと、先ほども三宮議員がおっしゃってございましたけれども、本当に強いものがございますよね。ところが、こういった形で市が発表してしまうと、まるで生活保護がこの扶助費として大幅に伸びた、しかも税収の伸びをはるかに超えてその負担が大

きくなっていったというような誤解をされやすい表現になっておりますので、ぜひともそれはやはり慎重に正していただきたいと思います。

扶助費においてでも、中期財政計画の5ページでございますけれども、ここにある数値でございますが、直近の5年間でも10億6,000万円ほどふえておるということでございますけれども、しかしこの5年間で扶助費に該当するものは何かと調べましたところ、実は児童手当が子ども手当にかわったといった経緯がございます。これは平成19年度の児童手当では3億5,395万円に対し、23年度の子どもの手当は9億4,005万円、これだけでこの10億のうちの6億は制度改正に伴うものでございます。そしてさらに言えば、そのうちの1億4,500万円ほどは、これは介護や障害児等の給付でございます。昨今にしても口酸っぱくおっしゃられるように、少子高齢化が進んだための介護、もしくは障害児がいろんなアレルギー等もございますけれども、それによって障害児もふえてきた。それとあわせて、そういった福祉の充実で障害児も受けやすい制度になってきたと、こういったケースで1億5,000万円ほどふえておるわけで、10億6,000万円のうちの7億6,000万円ほどは、こうした制度改正やそういった生活保護以外の伸びでございます。

こういった分野におきまして、やはり市長がこの生活保護に対してどのような認識を持っているのか伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私ども生活保護の制度につきましては、困窮者に対して、その規定に合った形で認定をさせていただいているか、制度として認めさせていただいておるわけです。健康で文化的な生活を送るというのは、国民の権利であるという形のものがわけでございますので、そういった前提に立ちながら、受給状況については判断をしているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 市長は、この施政方針でも冒頭にこういうことも言っています。1ページ目の中段よりちょっと上のあたりでございますけれども、リーマンショック以降の話でございますが、「なお、経済状況、雇用環境などに低迷が続き、所得の伸び悩みなどいまだ市民生活に影を落としております」とこうやって言っております。私は、この表現はそのとおりだと思っております。この間の本当に時代を考えれば、生活保護世帯が今176世帯260名ほどにとどまっていること自体が、これはもう奇跡的な数字だと、私はこの弥富市に関していえば思います。例えば、先ほど世帯別に教えていただいた数字、その他の部分、要は若者たちの部分が多く伸びていました。これはやっぱり若者たちの雇用環境が著しく悪くなっていると、こういったことは容易に想像できる、しかもこれ数字にはやっぱりあらわれない、まだまだ多くの方々が本当に苦しい状況で今生活していると思っています。

私の知り合いでも、今、海外留学をして中国語と英語、日本語を含めた3カ国語をマスターしている、こういった方がいますけれども、その女性は今何をしているかといったら、細切れの派遣労働で働いているわけです。真剣に正規職員で探していても見つからないと。で、月の月収は10万円という状況で生活を送っています。ひとり暮らしでありますので、家賃でも6万円ほど取られてしまっているの、どうやって生活しておるのと思いたくなるような方でございます。年収でいっても、もちろん200万円はほど遠いという状況でございます、食べるものも乾麺が主流になっておりまして、冷蔵庫の中もいつも空っぽと。でも、こういう人でも生活保護は受けていないんです。先ほど三宮議員もおっしゃっていましたが、高齢者世代でも先ほど発表がありました53人ということでしたが、これは先ほど三宮議員がおっしゃっていた数値でいうと、65歳以上の非課税者が現在1,738人いると聞いていましたが、この1738に対して53という数値は、やっぱりそれだけ考えても、生活保護を受けずに我慢して頑張っている人たちが多いということが言えるんじゃないかと私は思います。本当に生活を切り詰めた上で、そういった生活を送られている方がまだまだたくさんいらっしゃいます。

また、現在生活保護を受けている方でも、財産が5万円以下で、しかも車の所有は認められない。もちろん蓄積型の保険、生命保険等もない、常に人目を気にして負い目を感じながら生活しています。これは、本当に耐えられないものだと思えます。でもこういった状況だからこそ、生きていくために本当にどうしようもなく、生きていくためには生活保護しかなかったと。本当に精神的な苦しい思いをして生活していらっしゃいます。

先ほど市長もおっしゃっていましたが、憲法25条では、「全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、こう書かれています。保護を受けずに頑張っている人も、生きるために仕方なく精神的な苦しみに耐えながら生活保護を受けている方も、安心した生活が送れるよう、国、ひいてはこういった自治体が保障していくのがこの憲法の趣旨だと思いますがいかがでしょう。ところが、現在自民党の安倍政権は生活保護基準を3年間で1.5%引き下げようと言っておりますけれども、これについて市長はどのようなお考えを持っておりますか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 生活保護基準の見直しにつきまして、御答弁申し上げます。

平成23年4月から平成25年1月にかけて、社会保障審議会生活保護基準部会において、生活扶助の水準について5年に一度の定期的な検証作業が行われ、報告書が取りまとめられたところであります。この検証結果を踏まえ、国は、年齢、世帯人員、地域差の3要素による

影響で生活扶助基準の見直しが平成25年8月から3年間程度で段階的に実施されるというものであります。見直しによる影響につきましては、激変緩和を考慮するとしており、国の動向を注視してまいりたいと思っております。

本市は、生活保護に基づき、支援が必要な人に確実に保護を実施するという基本的な考えにより、適切に実施していこうと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 本市においては、多大な努力を図っていくということでございます。

しかし、生活保護の基準が今の想定どおり引き下がっていけば、先ほど申し上げたとおり、今、生活保護を受けずに頑張っている方を応援するために、さまざまな減免制度といった基準がありますけれども、その基準はほとんど生活保護基準をベースにつくられておりますので、現状だと自然に下がる、そういった状況になりますけれども、その点においては、先ほど市の動向を見たいと言っておりますけれども、市長の考え方として、もしそうなったら本当にどうしていくのか、お答え願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 冒頭民生部長のほうから、現在の日本の状況における生活保護受給者の話がございました。214万人、3.8兆円という大きな財源がそこにあるわけでございます。その中には、今那須議員がおっしゃるように、社会的あるいは経済的というような問題の中からそういった制度を受けてみえる方も多々あります。私ども弥富市におきましても、働き世代、いわゆる30代、40代、50代という形の人が生活保護を受けていただいております構成比が非常に高いわけでございます。そうした形の中において、自助の努力をしていただくと同時に、私どもとしては、ケースワーカー等の就労支援を一生懸命させていただいております。そういうような改善があればこそ弥富市は今横ばいになっているというふうにも思っているところでございます。

しかしながら、これから政府のさまざまな施策、財政政策であるとか、金融政策であるとか、あるいは成長分野における新たな投資に対して、どのような形で経済が変わってくるか、あるいは雇用のあり方が変わってくるかということは、1つの新しい政権与党に対する大きな力になるだろうというふうに思っておりますので、その辺のことが、こういった生活保護制度についても改善されてくるだろうというふうに思っております。

いろんな扶助費があります。医療の扶助費であるとか、生活の扶助費であるとか、さまざまな扶助費があるということですけれども、先ほども担当が言いましたように、激変的な緩和をしないという形の中で、段階的にそういったものに対して見直しをしていくということは、これはあるべき姿だろうというふうにも思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○**4番（那須英二君）** 激変的な緩和はしないということでございます。だんだんちょっとずつ減らしていくということでございますけれども、ただ本来生きていくためにそういった水準がどんどんどんどん今下がっていている気がします。しかも先ほど三宮議員の答弁にもあったとおり、消費税が来年に導入されるということで、しかもこれを社会保障の財源として考えているということで、市長もこれについては全部社会保障に充ててほしいということでございました。この消費税においては、まず社会保障のその前に、低所得者ほど負担が大きい、要するに、例えば保護などを受けている方、もしくは保護を受けずに頑張っている方、こういう人たちにとって一番負担が大きいのがこの消費税でございます。もともとの社会保障のあり方というのは、本当に困っている人に、今お金がまだ余裕のある方が回していく、要するに税金の本来の使い道である所得再分配、この機能を発揮するものだと私は思いますが、しかしこの消費税は、低所得者ほど負担が大きい逆進性の強い税でございます。

その一方で、先ほどくしくも三宮議員がおっしゃってございましたけれども、10億円以上の企業の内部留保を合わせますと260兆円以上と言われております。こういった大企業には、今法人税減税などでどんどんどんどん減税していっています。しかも、地域経済財雇用において一番大切な中小企業、このほとんどは今本当に赤字経営か、わずかな収益のために法人税を減税しても何の恩恵もないということでございます。こういった苦しんでいる人たちからどんどんどんどん搾り取って、お金持ちにどんどんどんどんお金がたまっていくような、こういった社会のあり方、今の政治のあり方はやっぱりおかしいんじゃないかと私は思っております。そういった意味でも、市長にはこういった方向にのみ込まれないように、この弥富市政や福祉のあり方を守っていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**議長（佐藤高清君）** 服部市長。

○**市長（服部彰文君）** 消費税の税率についての改正は、現在の5%から来年の4月には8%という形の中でございます。それには条件がついているというふうに思っております。それは経済の回復、あるいは経済の再生という状況のものがないと、やはりそれは実施すべきではないというような状況と同時に、これは議論をされなきゃいかんわけでございますけれども、いわゆる軽減税率というものに対して、日常生活品を中心としたものについては、これは考えていくべきだろうというふうに私は試案として持っているところでございます。しかし、これも今後の議論という形の中で具体的になってくるのではないかなあというふうに思っております。低所得者ほど、その税率に対する影響度は大きいということに対する配慮をどのような形にしていくかというのは、今後の問題であろうというふうに思っております。

また、経済の論理としての企業のあり方というのは、私がとやかく言う立場ではございませんけれども、やはり企業がそこの中での多くの雇用をしているという状況の中においては、経済が継続的にやっぱり進展していくというか、位置づけされなければならないというふう

に思っております。そういった意味では、企業のあり方については、まずしっかりとした企業としての足腰をいま一度つくるべき必要があるわけですので、そういう状況の中でさまざまな優先順位というか、経済の再生ということに対して、今取り組んで見るところだと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） この間、さまざまな経済政策が行われてまいりました。

しかし、それと同時に平行して3%から5%に消費税政を上げたときもそうでしたが、それからもうございますが、企業にとって今どんどん雇用を緩和をしています。そのおかげで非正規職員がどれだけこの世の中にあふれてきたか、この推移を見れば、労働者に対して本当に何も措置がとられていないと思われても仕方がない。やはりここに国や、もしくは地方自治体の方々が努力して、雇用のあり方について検討していかなければならないと私は思っています。そういった部分においても、やはり市長会等でもしっかりとした発言や考えを示していただきたいと思っております。そういったことで市長のほうには御答弁いただきましたが、その方向で間違いはないでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほども申し上げましたように、現在の消費税率の改正ということにつきましては、その内容については政府与党、あるいはさまざま形での議論というのは今後もあるだろうというふうには思っております。そうした形の中で、所得の低い人に対してどのような措置がとられるかということは、非常に重要であるというふうにも思っております。また、そうあるべきではないかというふうにも思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 同じような答えで返ってまいりましたが、今の段階ではここで繰り返しの質問は避けたいと思っています。

先ほど市長がおっしゃったように、本当に低所得者に対していかに措置をしていくか、そういった意味においても、ぜひこの施政方針でも示されているこの生活保護のバッシングをあおるような、そういった意図ではないと思うんですけども、そう捉えられるような表現や示し方については、慎重に言葉を選んでいただきたいのと、やはり本当に生活保護の基準が下がっていくことで、さまざまな人たちが損害をこうむる、特に苦しんでいる人たちが、さらに追い打ちがかかるような状況で負担の増にならないように、ぜひともこれからの弥富市政を努めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 以上で質疑を終わります。

本案34件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 散会

本会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 那 須 英 二

同 議員 三 宮 十五郎



平成25年3月22日  
午後2時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 伊 藤 勝 巳 | 2 番  | 川 瀬 知 之 |
| 3 番  | 鈴 木 みどり | 4 番  | 那 須 英 二 |
| 5 番  | 三 宮 十五郎 | 6 番  | 早 川 公 二 |
| 7 番  | 平 野 広 行 | 8 番  | 三 浦 義 光 |
| 9 番  | 横 井 昌 明 | 10 番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11 番 | 炭 竈 ふく代 | 12 番 | 山 口 敏 子 |
| 13 番 | 小坂井 実   | 14 番 | 佐 藤 高 清 |
| 15 番 | 佐 藤 博   | 16 番 | 武 田 正 樹 |
| 17 番 | 伊 藤 正 信 | 18 番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 6 番 | 早 川 公 二 | 7 番 | 平 野 広 行 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                   |         |                   |         |
|-------------------|---------|-------------------|---------|
| 市 長               | 服 部 彰 文 | 副 市 長             | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長             | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長           | 伊 藤 敏 之 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長   | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長           | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長           | 山 田 英 夫 | 総務部次長兼<br>総 務 課 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 総務部次長兼<br>財 政 課 長 | 佐 藤 勝 義 | 民生部次長兼<br>健康推進課長  | 服 部 誠   |
| 民生部次長兼<br>介護高齢課長  | 佐 野 隆   | 開発部次長兼<br>商工観光課長  | 服 部 保 巳 |
| 開発部次長兼<br>土 木 課 長 | 三 輪 眞 士 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 渡 辺 安 彦 |
| 教育部次長兼<br>学校教育課長  | 服 部 忠 昭 | 監 査 委 員 長         | 松 川 保 博 |
| 秘書企画課長            | 山 口 精 宏 | 防 災 安 全 課 長       | 伊 藤 久 幸 |
| 税 務 課 長           | 伊 藤 好 彦 | 収 納 課 長           | 山 守 修   |
| 市民課長兼<br>鍋田支所長    | 加 藤 恵美子 | 十四山支所長            | 平 野 進   |
| 保険年金課長            | 平 野 宗 治 | 環 境 課 長           | 鈴 木 浩 二 |

|         |         |                   |         |
|---------|---------|-------------------|---------|
| 福 祉 課 長 | 前 野 幸 代 | 総合福祉センター<br>所 長   | 佐 野 隆   |
| 児 童 課 長 | 渡 辺 秀 樹 | 農 政 課 長           | 半 田 安 利 |
| 都市計画課長  | 竹 川 彰   | 下 水 道 課 長         | 橋 村 正 則 |
| 生涯学習課長  | 八 木 春 美 | 十四山スポーツ<br>センター館長 | 花 井 明 弘 |
| 図 書 館 長 | 奥 田 和 彦 |                   |         |

#### 5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|             |         |     |         |
|-------------|---------|-----|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 伊 藤 邦 夫 | 書 記 | 佐 野 智 雄 |
| 書 記         | 岩 田 繁 樹 |     |         |

#### 6. 議事日程

|               |                                                                           |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1         | 会議録署名議員の指名                                                                |
| 日程第 2 議案第 1 号 | 平成25年度弥富市一般会計予算                                                           |
| 日程第 3 議案第 2 号 | 平成25年度弥富市土地取得特別会計予算                                                       |
| 日程第 4 議案第 3 号 | 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計予算                                                     |
| 日程第 5 議案第 4 号 | 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算                                                    |
| 日程第 6 議案第 5 号 | 平成25年度弥富市介護保険特別会計予算                                                       |
| 日程第 7 議案第 6 号 | 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算                                                   |
| 日程第 8 議案第 7 号 | 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計予算                                                    |
| 日程第 9 議案第 9 号 | 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講<br>ずるための関係法律の整理に関する法律の施行に伴う関係条例の整<br>理について |
| 日程第10 議案第10号  | 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について                                                  |
| 日程第11 議案第11号  | 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正につい<br>て                                       |
| 日程第12 議案第12号  | 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例<br>の一部改正について                               |
| 日程第13 議案第13号  | 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一<br>部改正について                                 |
| 日程第14 議案第14号  | 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一<br>部改正について                                 |
| 日程第15 議案第15号  | 弥富市南部地区生活環境整備事業基金条例等の廃止について                                               |
| 日程第16 議案第16号  | 弥富市コミュニティセンター条例の一部改正について                                                  |
| 日程第17 議案第17号  | 弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について                                                |

- 日程第18 議案第18号 弥富市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 弥富市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 弥富市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第29 議案第29号 市道の廃止について
- 日程第30 議案第30号 市道の認定について
- 日程第31 議案第31号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第32 議案第32号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第33号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第34号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第35号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- （追加提案）
- 日程第36 同意第1号 副市長の選任について
- 日程第37 発議第1号 愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書の提出について
- 日程第38 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第39 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について
- 日程第40 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第41 閉会中の継続審査について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後2時08分 開議

○議長（佐藤高清君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第1号 平成25年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 平成25年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第3号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第4号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第5号 平成25年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第6号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 議案第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第9 議案第9号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整理に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

日程第10 議案第10号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

日程第11 議案第11号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第12 議案第12号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第13号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第14号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第15号 弥富市南部地区生活環境整備事業基金条例等の廃止について

日程第16 議案第16号 弥富市コミュニティセンター条例の一部改正について

日程第17 議案第17号 弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第18 議案第18号 弥富市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について

日程第19 議案第19号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を



定める条例の制定について

日程第20 議案第20号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日程第21 議案第21号 弥富市都市公園条例の一部改正について

日程第22 議案第22号 弥富市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

日程第23 議案第23号 弥富市下水道条例の一部改正について

日程第24 議案第24号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について

日程第25 議案第25号 弥富市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について

日程第26 議案第26号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

日程第27 議案第27号 弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

日程第28 議案第28号 弥富市道路占用料条例の一部改正について

日程第29 議案第29号 市道の廃止について

日程第30 議案第30号 市道の認定について

日程第31 議案第31号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）

日程第32 議案第32号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第33 議案第33号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第34 議案第34号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第35 議案第35号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第1号から日程第35、議案第35号まで、以上34件を一括議題とします。

本案34件に関し、審査経過の報告を各委員長より求めます。

まず伊藤総務委員長、お願いします。

○総務委員長（伊藤正信君） 総務委員会の報告をいたします。

総務委員会に付託されました案件は、議案第1号平成25年度弥富市一般会計ほか9件であります。開催につきましては、3月18日に10時から開催をいたしました。委員全員と委員外4名、合わせて市側からは市長、副市長ほか、関係部課長の出席のもとで開催を行いました。

まず審査の内容でありますけれども、議案第1号につきまして平成25年度弥富市一般会計予算、合わせて議案第2号によりますところの平成25年度弥富市土地取得特別会計予算の2件について審査を行いました。

その結果について報告を申し上げますと、一般会計予算においては、委員から交付税の差

額、不用額、財政の実態に反映をされるようそれぞれ予算執行をすべきではないのかという質問がございました。さらには、中期財政計画等にあわせて、それぞれの予算の執行をという御意見がございまして、市側からは今後誤差がないように努め、実態に即したそれぞれ予算執行と予算のあり方について行っていきたいという答弁があり、この2件につきまして、それぞれ1件ずつ審査をいたしました。

議案第1号平成25年度弥富市一般会計予算では、審査の結果、賛成多数ということで承認をされ、さらに議案第2号におきますところの弥富市土地取得特別会計予算については、質疑なしということで、全員賛成という形で審査が終えておりますので、御報告を申し上げます。

さらに、続きまして議案9号から7件の議案につきまして、議案第9号では、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整理に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案第10号弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について、議案第11号弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について、議案第12号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第13号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第14号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について及び議案第15号弥富市南部地区生活環境整備事業基金条例等の廃止についての以上7件について審査を行いました。

委員からは、それぞれ特別職報酬等審議会の審査経過についての質問がございまして、市側から、人事院勧告による0.69の減額を通すその状況の中で多くの意見はあったが、人事院勧告を受けた答申をもとに、それぞれ給与を算出いたしました。いわゆる答申であるということが報告をされ、7件につきましては、討論・採決の結果、全員賛成ということで原案を了承いたしましたことを御報告申し上げておきます。

続いて、議案第31号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）は、担当課長から、徴収の電算事務委託料では、契約実績及び今後の支払い見込み額を差し引いた残額を減額、確定申告相談業務委託料では、東海税理士会津島支部との調整がつかなかったために減額を行ったという説明を受けて審査を行いました。

審査の結果、全員賛成ということで審査の了承をいたしましたところであります。

それぞれそういうことを御報告申し上げまして、総務委員会の報告といたします。以上であります。

○議長（佐藤高清君） 次に、川瀬建設経済委員長、お願いします。

○建設経済委員長（川瀬知之君） 建設経済委員会から報告いたします。

建設経済委員会に付託されました案件は、議案第1号平成25年度弥富市一般会計予算ほか

15件であります。

本委員会は、去る3月14日に委員全員と委員外4名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成25年度弥富市一般会計予算、議案第6号平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算及び議案第7号平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計予算では、委員より、生活保護者の下水道料金の納付はどうなっているのかとの質問に対し、市側より、使用料については減免規定により対応しているとの回答などがありました。

以上3件は討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第21号弥富市都市公園条例の一部改正について、議案第22号弥富市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、議案第23号弥富市下水道条例の一部改正について、議案第24号弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第25号弥富市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について、議案第26号弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第27号弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第28号弥富市道路占用料条例の一部改正について、議案第29号市道の廃止について及び議案第30号市道の認定についてまでの10件では、委員より、市道を廃止した土地について1件質疑がありました。討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、補正予算について、最初に市側よりそれぞれ説明を受けました。

議案第31号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）では、鍋田南部排水機場の更新、新孫宝排水機場の場内整備等による県営淡水防除事業負担金の増額など、議案第34号平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算では、繰越明許費として国の緊急経済対策の補正予算に従い、国庫補助の追加があり、建設工事の一部を平成25年度に繰り越して進めていくことなど、議案第35号平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算では、事業精査による減額補正などの説明がありました。

委員より、負担金を払わずに用水路から水をとっている事業者からは、過料をとってはどうかとの意見がありました。討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で建設経済委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に、小坂井厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（小坂井 実君） 厚生文教委員長報告を申し上げます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第1号平成25年度弥富市一般会計ほか11件です。

本委員会は、去る3月13日に委員全員と委員外5名の出席により開催し、審査を行いました。

たので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成25年度弥富市一般会計予算、議案第3号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計予算、議案第4号平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算及び議案第5号平成25年度弥富市介護保険特別会計予算までの以上4件では、委員より、ヘルパーの時間が1時間から45分に減っているが、サービスの低下につながらないかとの質問に対し、市側より、月1回、事業者調整連絡会議を開催しており、また事業所ごとに定期的に研修を実施し、サービスの低下を防いでいるとの回答がありました。

討論では、国民健康保険の市民負担についての反対討論がありました。1件ずつ採決の結果、それぞれ賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第16号弥富市コミュニティセンター条例の一部改正について、議案第17号弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第18号弥富市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について、議案第19号弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について及び議案第20号弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてまでの以上5件は、質疑・討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第31号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）では、不用額の調整のほか、社会福祉費の扶助費は、障害者サービス利用者の利用回数等の増加やたん吸引器等の購入などによるもの、中学校費では、十四山中学校屋外避難階段設置等事業費を25年度に繰越明許することなど、議案第32号平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）では、国・県等の負担金、交付金等の金額がほぼ固まったことなど、議案第33号平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）では、不用額の調整などの説明がありました。

委員より、臨時保育士派遣委託料の増額補正はどうしてなのかとの質問に対し、市側より、途中入所の乳児の増加が著しく、臨時保育士・派遣保育士を増員し対応したためとの回答などがありました。以上3件は討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上で厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

三宮十五郎議員お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 私は、通告に基づきまして議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号について、反対討論をさせていただきます。

まず、私の討論の立場でございますが、12月議会と今議会で市長の所信表明や提案説明、あるいは議論の中で、合併11年目から6億円前後の合併特例によります交付税等の上乗せ交付が5年間かけてなくなっていくことや、またこの間のさまざまな事業を考えますと、国や県を上回る市民サービスの上乗せ分の削減の検討だとか、33市中30市でっております都市計画税について導入の検討を行っていききたいという市民生活に重大な影響を及ぼす提起が行われました。

私は、まず現状の市の財政状況をよく理解する必要があると考え、一般質問や議案質疑、総務委員会等で私が用意できる資料も提出しながら議論を続けてまいりました。まだ残念ですが、当局と私の間でも十分議論が煮詰まったというふうにはとても言えない状態です。この間の議論の中で気づいたことを提言し、よりよい市政の発展のために役立てていただければと考えて、賛成できない幾つかの理由について申し上げたいと思います。

まずその第1は、市の財政の現状について、市当局や議会、住民の皆さんの間でまだ、とても共通の理解とはなっていないということでございます。弥富市の財政の実力と問題点について考えてみますと、私はかなり高い財政的な実力があるのではないかというふうに見ております。

例えば、合併後の6年間で平成18年から23年にかけて、投資的経費ということで区分をされております財政支出は137億8,800万円、年平均で22億9,800万円であります。弥中の全面改築だとか、各小・中学校の耐震補強の本体部分の終了だとか、あるいは日の出小学校の建設を初めとして、この間、西尾張9市の中では一番割合の高い、こうした建設投資を行い、また本当に市民の要望に应运えてきたことは、私は大変これは他の市町ではできなかったようなことをやられて、多くの皆さんに喜んでいただいていることだというふうには考えております。

そして、さらにそのことが、例えば平成17年度の合併前の当時の弥富町と十四山村の一般会計対応の積立金の総額34億3,100万円が、23年度末の決算では残額が35億7,800万円あり、先日の議論の中でも、財政調整基金はなるべく取り崩さないような財政運営を予算編成の方針で行っているという説明がございましたが、財政調整基金を取り崩さなかったどころか、他の基金も含めて基本的に合併時の基金については18年度以降の6年間では、一円も取り崩さないどころか、若干の4%ほどの増加をさせていることであります。

また、この間の借金についてみますと、一般会計対応のものでは、臨時財政対策債が合併前の44億4,500万円から25年度末の65億5,600万円で47%ふえておりますが、これは国の事情によりまして、地方交付税の附属分を各市町が借り入れるというものであります。ただ弥

富市の場合は、今交付団体ではありますが、交付されている額の割合が非常に小さいことから、これは国が普通の交付団体に言っているように返す費用については、交付税で計算には入れますが、十分保障していただけるものでないことも事実であります。

それでは、市の本来の起債、これは合併前の47億7,600万円から48億7,100万円とわずか2%ふえただけであります。そういうことを考えますと、本当に堅実な行財政運営がされ、市民ニーズに応えてきたということをこの合併後の6年間について言うことができます。

ところが問題は、なぜこれほどの堅実な行財政運営ができてきたのか。私が一番気になりましたのは、私がかつて弥富町時代に監査委員をやっておりました時期の5年間ですね。だから4年間ですから、1年間はその前からでございますが、予算と決算の状態とこの合併後の6年間、23年度決算までの6年間の決算の状況を比較してみますと、結局、十分弥富市になってからは、この当初予算に収入の実態を反映しないことがずっと行われている。

例えば、具体的なこの町時代の5年間と弥富市時代の5年間について、税収と交付税と、それから当初に既に確定しております繰越金ですね。予算編成時には確定しておりませんが、年度初めにはもう完全に確定しております繰越金、これを合わせた額と再収入との割合を比べてみたいと思います。

旧弥富町時代は、5年間の平均で町税については、当初予算の48億1,300万円が決算で49億300万円でありまして、その差は9,000万円、予算全体でいいますと0.86%に過ぎません。それから交付税につきましては、当初予算8億4,000万円が決算は7億1,000万円でありますから、ここは1億2,200万の減額になっております。繰越金は、当初予算で7,800万円が3億8,000万円、そしてこの予算と決算の差額は、年平均で2億7,000万円であります。

では、弥富市になって6年間の市税の今の3つの予算と決算の会計について申し上げますと、市税は当初予算が平均で6億8,900万円、決算額は72億1,500万円、収入予算に占める割合は2.32%、市税の当初予算に比べてふえた割合は4.5%にもなっています。

また、地方交付税は特別交付税も含んだ額ではありますが、当初予算5億1,100万が、決算は5億6,800万円で、当初予算に対しては10%増の5,700万円、繰越金につきましては、当初予算が3億円、決算額は6億7,400万円で3億7,400万円の増となっており、この3つを合計しますと、77億100万円が84億5,700万円、7億5,600万円、歳入決算額に占める増加の割合は、当初予算に比べて5.39%になっております。

こういう形で、この実際の税収だとか基本的収入ですね。あるいは、繰越金という確実に想定できる金額についても、留保財源というふうに専門の方は言うておられるようでございますが、非常に以前に比べると多くなっております。このことが、やっぱり市の財政の状態をみんなにわかりやすくするという上で一つの障害になっており、さらにその財政調整基金等を使って、実際には初めからこれは使わないことを想定したというような予算の組み方が

されていることが、一層やっぱり私は、市の財政の実力や実態が議会や市民にもわかりにくい仕組みになっており、そういうことについては検討されるということも今後研究して、なるべく実態に近いものにしていくというふうな説明もされましたが、そういう前提の上で中期財政計画で示されました、こちらはもう24年度の最終見込みを想定しながら、条件は変わらないということで、それを並べてつくりましたということなのですが、当然この入札や何かによりますその経費の削減だとかそういうことも一切考慮に入れない。

そして、今のように実際に当初予算の収入と税収だとか、基本的な収入が大幅に少なく組まれるような状態で予算編成を並べますと、これは明らかに足りないということを、それを言うためにつくったとしか、今の実態を考えると私たちには理解に苦しむような内容であります。

したがって、本当に我がまちの財政の実力はどんな程度かということが、やはり行政当局と、それから議会、市民の皆さんがきちんと理解できるような仕組み、わかりやすいものにしていくことについて、ますますひとつ踏み込んで御尽力いただきたいということを求めることとあわせて、確かにその6億円前後収入が減るのではないかということについて言うと、私は行政を担う者の側から言いますと、これはやっぱり大変なことには違いありませんが、しかし実際にこの間の予算の組み方は、それぐらいは留保財源というような格好で持っておることを考えたら、6億円減ったってやっていけんことはないというふうに言われても私は仕方がないことではないかなというふうに思います。

やはり、これはもっときちんとこういう財源不足になるということを本当に言うのなら、実際の状態に則した検討した上で、やはり示していただくことが必要ではないかというふうに思います。

それからもう1つ、したがってということで4億か5億ぐらいになると思いますが、他の市町、県下33市のうち30市がとっている都市計画税については、どのまちもとっているわけですから、非常にとれるとすれば、額でいうと魅力のあることなのですが、問題は、弥富市は弥富町時代から、もうやらないということを前提にして、いろんな事業が行われてきました。

例えば、この弥富の税収を支えているのは、予算編成のときにも税務課からも説明がございました。課長から説明がございましたが、住宅の増加なども固定資産税の増加の大きい要因になっているというふうに説明をされましたが、前にも皆さんにごらんいただきましたように、多くの市が大体市民1人当たりといっても、総務省の統計の資料は日本人を使っておりますので、その住民基本台帳人口という日本人の1人当たりに比べると5万円代が多数ですよね。稲沢市と犬山市が辛うじて7万円代に乗っている。弥富市は1人当たり10万円代に乗っていますね。都市計画税を合わせた額でも、多い稲沢や犬山が8万円だとか8万1,000

円というレベルですから、確かに西部臨海工業地帯やいろんなその他のその運輸関係の事業所なんかが出てきていることもあります、全体としては弥富市民が持っております雑種地や宅地や建物、こういうものがこの大きい税収を支える力になっております。

しかもそれは、都市計画税がないということから、特に市街化の農地をたくさん持っている人たちが相続税をたくさん払うよりは、借金をして弥富市に固定資産税を払うという選択をとって、その賃貸しのアパートやマンションをつくるということも、かなりたくさんやられておりまして、私もこの間何人かの方とも話をしてきましたが、事業としてびっくりするぐらいの規模でやっておられる方も少なくありません。

ところが、そういう税金の負担がないということを前提に、資金計画も立てやってきておりますが、今は人口の増加よりもそういう建物の増加の方がふえてきて、空き家ができて、かなりやっぱり御苦労しておって、今後の先行きが大変心配という、そういうところへ都市計画税はどれほどの負担になるかということですが、少し簡単に申し上げますと、小規模住宅用地ということで1戸、これは自分の持ち家でもそうですし、アパート、マンションの場合は1室というか1戸について、200平方メートル以内の住宅用地については、固定資産税は6分の1に軽減をされます。都市計画税は3分の1に軽減をされて、課税標準額と掛けますから、実際には、現在のそういう同じところの固定資産税に42.86%上乗せをされる課税が発生します。

それから、一般住宅用地、今の200平方メートルを1戸当たりについて超えた部分で農家なんかたくさん屋敷を持っていますが、延べ床面積の200平方メートルを超え、この全体として10倍になるまでの面積については、当然固定資産税は1,000分の14に対して3分の1に軽減をされます。都市計画税は3分の2、だから3分の1軽減されるだけで3分の2かかりますので、ここも今申し上げましように、現在の固定資産税の42.8%増になります。

その他の土地、あるいは建物については、通常の場合は21.43%の上乗せになります。さらに、そういう方たちとお話しして大変だなと思ったのは、実は住宅につきましては、一般住宅の特例で、新築後3年は建物の税金は2分の1に軽減する。それから、3階建て以上の耐火建物については5年間軽減する。長期優良住宅の認定を受けた住宅については、新築後5年間2分の1に、それから、さらに3階建て以上の耐火住宅について、長期優良住宅の認定を受けたものについては、7年間2分の1に軽減されるという仕組みがありますが、都市計画税のほうはそれがありませんので、仮に140万の固定資産税がかかるところを70万に軽減されたとすると、都市計画税が発生すると、70万に軽減された人に対して、今は70万軽減される人について30万円は都市計画税で持っていかれて、140万が70万になっても、実際に手元に残るのは40万で、実はこれがあるから無理してやってもちょっと一息つけるかなと思っておったんですが、そんなふうになったら、これからやる人もそうだし、現にもうかな



り古い住宅については、資金繰りも大変な状況になっている中で、そういう税金の負担が発生したら、私たちの営業というのはとても成り立たなくなるというのが、この間五、六人の方とお話をしてきたんですが、共通してやっぱり皆さん心配していることですよね。

そういう実際に、相続税を払わないということは、それなんです、ある程度のきちんと人が入っていただいて、収入がなければ事業として成り立ちませんから、ここへそれがどんどん後退しておる中へ、さっき申し上げましたような、かなりの割合で税負担がふえるということは、もう本当にそういうことがないように、そういうことがないことを前提にして今まで事業を続けてきたんですから、もう首に縄をつけて引っ張るようなことを絶対にひとつしないでくださいということを、よく議員の皆さんや市長や当局、担当の方にもお話をいただきたいし、私たちも1回本当にそういうことだったら、どういう状況かということも説明しなきゃいかんということを言っておりますので、よく事実も調査をしていただいて弥富のやっぱり特殊な状況ですね。他の市町に比べても県下でも、確かに名古屋に出るには大変便利なところですよ。ところがもう一方でゼロメートル災害、地震災害には一番心配なところですね。ここでこういう事業がされる、しかも人口は減らない。尾張9市の中でもかなりのところが人口が減ったり、子供が大幅に減っていますが、子供も減らないという状況を考えましたら、本当にこの状態、要するに都市計画税を取らないという状態と、その子育て支援やいろんな条件があったことの中で、弥富のこういう高い税収がつくられておる。いろんな状況が重なり合って、複合的につくられておることだというふうに思いますので、このことについては、本当にどうするかということを検討する上では私は一番大切な問題だと思いますので、しっかりと見ていただきたいと思います。

あと、この保育料の問題も、市長のほうからも国のほうの3歳以上の子供の無料化などの検討を見ながらどう対応するかを決めていきたいという表明がありましたが、今結局、そういうことをするということは、日本の子育て支援の制度が安定してまちや国を支えていくようなものにはなっていない。むしろ、もっと早くやらなきゃいかんことが、やっとやられ始めたときなんですよ。前回のときも、バランスが悪いから値上げするということで議論がされて一旦決定されたんですが、あの状況でやっぱり上げるというのはまずいだろうという皆さんの意見もあって、市長のほうも決断されて凍結するというお話がされました。

しかし、先日も児童課のほうから、2年前と24年の4月1日との世帯ランクですね。収入のどういうふうになっておるかということでお尋ねをしましたら、上の3段階、そこそこの収入があるなあとと思われるようなところはかなり減ってきて、どちらかという、所得税は払っているけれども、介護保険もそうなんです、実際に生活保護費と比べて、いろんな状況で収入と所得が違いますので、軽減するというようなところだとか、その下のほうがふえておるというような形で、そこへこの児童手当があることを理由にして、この年少扶養控除

が廃止されて、一定の所得以上の人たちは、負担が新たにふえるというような問題が発生しているということから考えますと、本当に国にきちんとした対応をしていただくこととあわせて、やっぱり子育てだとか、それからその医療だとか、そういう教育だとか基本的なところでめっちゃくちゃ生活費がかかるということ自身が、日本が国際競争に対応できない大きな理由の一つにもなっておりますので、ぜひ本当に国が根本的なそういう問題に対して対応されることを強く要望していただきながら、弥富市としても市の現在の財政状況を踏まえて、できるだけ対応していく。市長もおっしゃっておりますように、弥富の福祉は後退させないということを肝に銘じてこうした問題に対応していただくことを一般会計については強く要請をいたしまして、まずは反対の、現在のこういう状況のもとでは、まだまだ本当に市当局や議会や市民の皆さんが今の市の財政状況について、やっぱり納得できるような共通の理解をしながら、みんなの意見を聞きながら決めていくという方向をお考えいただきたいと思っています。

次に、国民健康保険と後期高齢者と介護保険の特別会計につきましては、これは今までもいろいろ議論をしてきましたから、そう多くを言わなくても、国がもっと根本的に制度を改善していただくことが避けられない問題になっておりまして、市もいろいろ尽力していただいておりますが、私どもとしては今回は、もっとやっぱり国が責任を持つことを強く求めて反対をしたいと思います。

なお、昨年10月に国保だとか介護保険だとかの関係、あるいは市税もそうでございますが、滞納処分の停止はまた別でございますが、申請すれば、そういう一定の条件の人については軽減をしていくと、減額をしていくということをかなり内容も改善して決定されておりますが、多分まだ基本的にどなたも使っていないのではないかと思います。

せっかくいい制度をつくられても、やはり周知やきちんとしたアプローチがないと、なかなかそういう問題を一般の市民の方が理解するのは難しいわけで、委員会の審議の中でも、ぜひベテランの職員の方やOBの方の力もかりて、きちんとそういう払えない人たちに訪問をしたり、説明するような仕組みも考えてほしいということで検討はしなければならんなあというようなニュアンスの言葉もいただいておりますが、ぜひ実際に使えるようにしていただきたいということが1つと。

もう1つは、滞納処分停止ですね。一定の条件以下の人たちについては、これは本人の申請じゃなくて滞納がある場合、市のほうで調査をして決定する。今は、西尾張機構に送って、いただくほうはしっかりやっておるわけですが、そういう救済する仕組みというのは、なかなかそういうふうになっておりませんので、職員が少ないとか、いろんな条件があって大変ですが、こちらのほうもひとつ手を抜かずに必要な救済をしていただくこと、強く求めていきたいと思っています。

最後に、集落排水と公共下水道の問題でございますが、市長がこの間の議論の中で、非常に住民の強い要望があって、条例でも決めたことだから、やっぱ等しく皆さんにこの利益が受けられるようにすることが市の使命だというような御発言がありましたが、私は、これは一番前からずっと言い続けてきているのは、実際にそういうことをやったら、どれほど将来負担が発生するかということを棚上げにして事は進んでおるんだね、県も、弥富も。

私どもは、例えば集落排水を早くやってほしいということを申し上げていた時期は、公共下水が大体1人70万から100万ぐらいのときに、集落排水、当時は30万前後で1人当たりやれたんです。これがウルグアイラウンドだとかいろんなことで、農業・農村対策をやるとか、あるいはアメリカと時の政府が約束をして、60年間で60兆円の公共投資をやるなんてことを決めた段階でどんどんどんどん、窒素、リン対策だとか、いろんなことを理由にして規模が膨れ上がって、バブル期くらいに相当な額になって、形の上では計画人口というようなことでいくと1人当たり100万円前後。しかし、実際の定住人口から言うと1人当たり120万だとか140万のレベルになって、結局、もうそろそろ電気機械設備の更新の時期にも来ていますが、そういう更新のための手だては何もできなくて、県のほうも行き詰まったら公共下水につなぐということを言うような状況になってきております。

だから、さきの安心して行政も負担できる、住民も負担できるという事業ならいいんですが、そこが棚上げのままでいつまでも決めたことだからということでやるということは、もちろん市長が提案してお決めたことではもともとありませんので、100%市長の責任だというふうに言うつもりもありませんが、しかし、それにしてもこの問題は、実際に行政も市民も負担できる範囲のものに改めていく。

そして、水道の場合は全部つながなきゃ、基本的に解決できないんですが、下水道につきましては、国の制度としても合併浄化槽も含めて補助制度になっておりますので、実際に、本当に財政的にきちんと見ながらできる身の丈に合った仕組み、そういうものを考えていただくことが、もう避けて通れない問題になっているということを、この間も繰り返し申し上げましたので、これ以上申し上げませんが、ぜひ一日も早く御検討いただいて進んでいく。また、市庁舎につきましても、身の丈に合ったものはやはり考えていかなきゃいかんというような御答弁でございましたが、いずれにいたしましても、私は公共下水、集落排水事業と庁舎の建設というのは、将来負担が市民に重くのしかかる事業でありますので、これらについても、実際に身の丈に合ったものにしていく努力を強く求めて反対討論とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第2号は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第3号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第3号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第4号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第4号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第5号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第5号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第6号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第6号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第7号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第7号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第9号から議案第35号までの27件は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第35号まで27件は原案どおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 同意第1号 副市長の選任について

○議長（佐藤高清君） 日程第36、同意第1号を議題とします。

大木博雄君の退場を求めます。

〔副市長 大木博雄君 退場〕

○議長（佐藤高清君） 服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどは、本定例会に提案をさせていただきました全ての議案に対しまして御承認、可決決定をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日追加提案し、御審議いただきます議案は同意1件でございまして、その概要につきまして御説明を申し上げます。

同意第1号副市長の選任につきましては、大木博雄氏が平成25年4月10日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市平島中四丁目11番地、大木博雄氏を引き続き選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

大木博雄君の入場を求めます。

〔副市長 大木博雄君 入場〕

○議長（佐藤高清君） 大木副市長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

○副市長（大木博雄君） ただいまは議案に同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

この職の重大さというのを改めて感じました。身の引き締まる思いであります。微力でありますけれども、精いっぱい努力をさせていただきます。市の発展に努力させていただきますので、議員各位の御指導、御鞭撻を今後ともよろしくお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第37 発議第1号 愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書の提出について

○議長（佐藤高清君） 次に日程第37、発議第1号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提案者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書の提出につきまして、提案理由を説明させていただきます。

このたび、愛知県においては厳しい財政状況の中で、医療助成制度における助成減額及び本人負担の増額等が協議されております。各市町村においては、県の助成制度に支えられており、今後も現在の助成制度が存続されまして安定的な維持ができるように議会として要望するために、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思うのであります。各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決しましたので、地方自治法第99条の規定により関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤高清君） 日程第38、海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区水防事務組合議会議員に小坂井実議員、早川公二議員、比尾野忠広さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された小坂井実議員、早川公二議員は議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

また、比尾野忠広さんには文章をもって通知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第39 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤高清君） 日程第39、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区急病診療所組合議会議員に山口敏子議員、那須英二議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤高清君） 日程第40、海部南部広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部広域事務組合議会議員に堀岡敏喜議員、横井昌明議員、伊藤勝巳議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~



## 日程第41 閉会中の継続審査について

○議長（佐藤高清君） 日程第41、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成25年第1回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時12分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行